【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出日】 令和2年1月31日

【計算期間】 第22期(自 平成30年8月1日 至 令和元年7月31日)

【ファンド名】 HSBC ユニ・フォリオ

(HSBC Uni-Folio)

【発行者名】 HSBC マネジメント(ガーンジー)リミテッド

(HSBC Management (Guernsey) Limited)

【代表者の役職氏名】 ビジネス・ヘッド スティーブン・ルーセル

(Stephen Rouxel)

【本店の所在の場所】 チャネル諸島、GY1 1WA、ガーンジー、

セント・ピーター・ポート、

セント・ジュリアンズ・アベニュー、アーノルド・ハウス (Arnold House, St. Julian's Avenue, St. Peter Port,

Guernsey GY1 1WA, Channel Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野春芽

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号

大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野春芽

 弁護士
 三
 宅
 章
 仁

 弁護士
 曺
 貴
 鎬

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号

大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03(6775)1000

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

- (注1) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)およびユーロの円換算額は、令和元年11月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客用電信売買相場の仲値(1米ドル=109.56円および1ユーロ=120.59円)による。
- (注2) ユニ・フォリオは、ガーンジーの法律に基づいて設立されているが、受益証券は、米ドル建てまたはユーロ建て のため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨またはユーロ貨をもって行う。
- (注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入または切り捨てしてある。したがって、合計の数字が一致 しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のう え、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合 もある。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

- 1【ファンドの性格】
 - (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの形態

ファンドは、HSBC ユニ・フォリオ(以下「ユニ・フォリオ」という。)のサブ・ファンドである。現在、ファンドのみが、ユニ・フォリオのサブ・ファンドとして存在する。

ユニ・フォリオは、1987年法およびクラス B 規則(以下にそれぞれ定義される。)に従い、ガーンジー金融サービス委員会(以下「委員会」という。)により認可されたガーンジーのクラス B ユニット・トラスト・スキームであり、平成11年 7 月23日付信託証書(当該証書は平成26年 6 月26日付信託証書に置き替えられ、その後も随時改訂されている。)(以下「信託証書」という。)により組成されたアンブレラ・ファンドとして設定された。

HSBC マネジメント(ガーンジー)リミテッドがユニ・フォリオの管理会社であり、またHSBC プライベート・バンク (C.I.)リミテッドが平成11年7月23日からユニ・フォリオの受託会社である。管理会社および受託会社は、クラス B 規則に服する。

ユニ・フォリオは、主にオルタナティブ投資戦略を用いるさまざまなポートフォリオ・マネジャーを通じてその資産の投資を認めている1つのサブ・ファンドのみで現在構成されている。これを促進するため、ファンドは、多種多様な投資信託の受益証券、投資証券および投資信託のその他の権益に投資することが認められている。かかる権益には、投資一任勘定またはマネージド・アカウントが含まれるが、ファンドはまた、短期金融商品、債券、株式およびデリバティブを含むその他の投資対象への投資を認められている。本書の日付現在、HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドは10種類の受益証券が発行される。ファンドの投資目的およびリスクの詳細については、別紙Aを参照のこと。

ファンドの受益証券は、需要に応じて、いつでも、その時の受益証券一口当たり純資産価格で販売され、また受益者の要求に応じて、いつでも、その時の受益証券一口当たり純資産価格で買い戻すという仕組みになっている。 ファンド証券の発行限度額については特に定めがなく、随時発行することができる。

ファンドの目的および基本的性格

ファンドについての別紙Aを参照のこと。

(2)【ファンドの沿革】

昭和61年9月25日 管理会社設立

平成9年4月1日 HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンド(平成16年2月27日付で旧

名称であるリパブリック・エマージング・マーケッツ・ヘッジ・ファンド

より名称変更) 米ドル・クラスの運用開始

平成11年7月23日 信託証書締結

平成14年1月31日 補遺証書締結

平成14年6月28日 HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド(平成16年3月26日付で旧名称で

あるHSBC リパブリック・アジア・アドバンテージ・ファンドより名称変

更) 米ドル・クラスの運用開始

平成15年4月30日 HSBC ヨーロッパ・アドバンテージ・ファンド(平成16年3月26日付で旧名

称であるHSBC リパブリック・ヨーロッパ・アドバンテージ・ファンドより

名称変更) ユーロ・クラスの運用開始

平成15年6月16日 補遺証書締結

平成16年1月22日 補遺証書締結

平成17年10月31日 HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド 米ドル・クラスの運用

開始

平成18年3月31日 HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド ユーロ・クラスの運用

開始

平成20年10月31日 HSBC リアル・アドバンテージ・ファンド 米ドル・クラスおよびユーロ・

クラスの運用開始

平成21年7月31日 HSBC ジャパン・アドバンテージ・ファンドおよびHSBC US アドバンテー

ジ・ファンドの償還

平成23年6月30日 HSBC ヨーロッパ・アドバンテージ・ファンドの償還

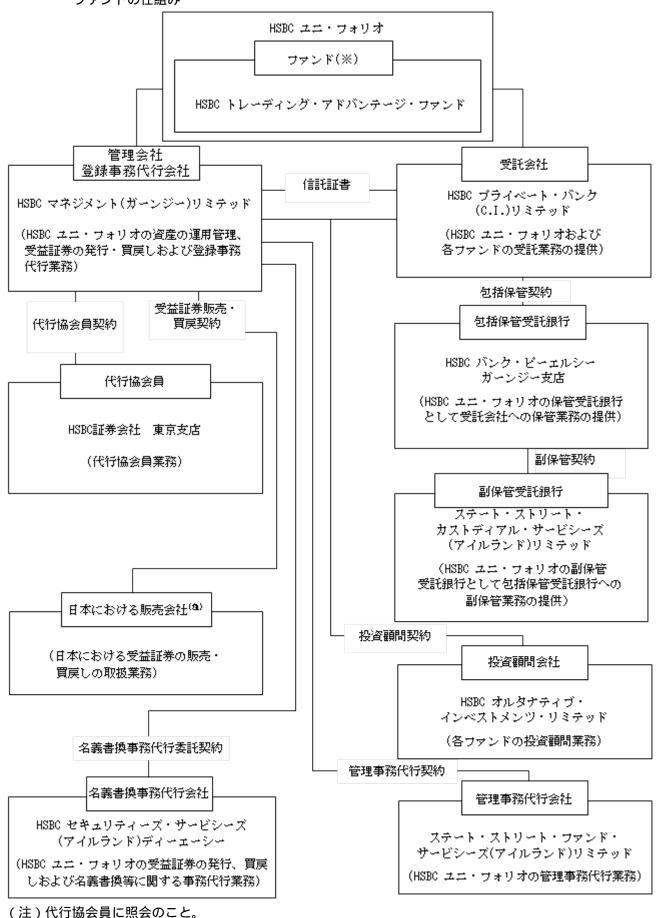
平成24年4月30日 HSBC リアル・アドバンテージ・ファンドの償還

平成24年9月30日 HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンドの償還

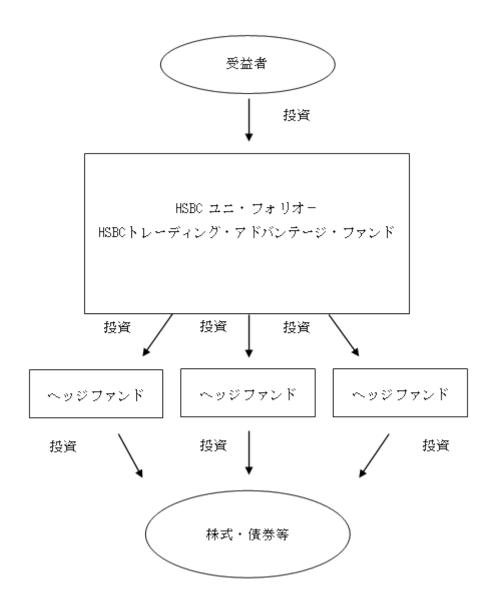
平成26年4月17日 HSBC アジア・アドバンテージ・ファンドの償還

平成26年6月26日 変更および再録信託証書締結

(3)【ファンドの仕組み】 ファンドの仕組み



ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有している。



(注)ファンドは、その全額出資子会社(投資対象保有会社)を通じてヘッジファンドへの投資を行う。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

| 名称 | トラスト運営上の役割 | 契約等の概要 | | |
|-------------------------------|---------------|-------------------------------|--|--|
| HSBC マネジメント(ガーンジー) | 管理会社 | 平成11年7月23日付信託証書(随時改訂済)を | | |
| リミテッド | 登録事務代行会社 | 受託会社と締結。ファンド資産の運用、管 | | |
| (HSBC Management(Guernsey) | | 理、受益証券の発行、買戻しおよび終了につ | | |
| Limited) | | いて規定している。 | | |
| HSBC プライベート・バンク | 受託会社 | 受託会社の退任および選任についての証書に | | |
| (C.I.)リミテッド | | より、平成11年7月23日付で信託証書の当事 | | |
| (HSBC Private Bank(C.I.) | | 者に就任。信託証書では、ユニ・フォリオお | | |
| Limited) | | よびファンドの資産の保管業務および管理事 | | |
| | | 務代行業務について規定している。 | | |
| HSBC バンク・ピーエルシー | 包括保管受託銀行 | 平成29年10月1日付で包括保管契約(注1)を | | |
| ガーンジー支店 | | 受託会社と包括保管受託銀行との間で締結。 | | |
| | | 同契約に基づき、受託会社は包括保管受託銀 | | |
| | | 行に保管業務を委託。ファンドの資産の保管 | | |
| | | 業務について規定している。 | | |
| ステート・ストリート・ | 副保管受託銀行 | 平成29年10月1日付で副保管契約を包括保管 | | |
| カストディアル・サービシーズ | | 受託銀行と副保管受託銀行との間で締結。同 | | |
| (アイルランド)リミテッド | | 契約に基づき、包括保管受託銀行は副保管受 | | |
| (State Street Custodial | | 託銀行に保管業務を再委託。ファンドの資産 | | |
| Services(Ireland)Limited) | | の副保管業務について規定している。 | | |
| HSBC オルタナティブ・ | 投資顧問会社 | 平成16年4月30日付投資顧問契約(注2)を管 | | |
| インベストメンツ・リミテッド | | 理会社との間で締結(平成26年 6 月26日付の ┃ | | |
| (HSBC Alternative Investments | | 同契約にかかる修正再表示契約に基づき、受 | | |
| Limited) | | ┃託会社を当事者に追加)。ファンドの投資顧 ┃ | | |
| | | 問業務について規定している。 | | |
| ステート・ストリート・ファン | 管理事務代行会社 | 管理会社とインベスターズ・ファンド・サー | | |
| F • | | ビシーズ(アイルランド)リミテッドとの間で | | |
| サービシーズ(アイルランド) | | 平成13年 1 月12日付管理事務代行契約(注 3) | | |
| リミテッド | | を締結(平成21年2月1日付の同契約にかか | | |
| (State Street Fund Services | | る更改契約に基づき、ステート・ストリー | | |
| (Ireland) Limited) | | ト・ファンド・サービシズ(アイルランド)リ | | |
| | | ミテッドが契約上の地位を承継。)。ファン | | |
| | | │ドの管理事務代行業務について規定してい │ │ _ | | |
| | | 3. | | |
| HSBC セキュリティーズ・サービ | 名義書換事務代行会 | 平成25年5月31日付で、管理会社は、受託会 | | |
| シーズ (アイルランド) ディー | 社 | 社の同意を得て、HSBCセキュリティーズ・ | | |
| エーシー(HSBC Securities | | サービシーズ(アイルランド)ディーエー | | |
| Services(Ireland)DAC) | | シーを名義書換事務代行会社として、名義書 | | |
| | | 換に関する事務代行業務を委託した。名義書 | | |
| | | 換事務代行委託契約(注4)は、ファンドの | | |
| | | 受益証券の発行、買戻しおよび名義書換等に | | |
| | | 関する事務代行業務について規定している。 | | |

| 名称 | トラスト運営上の役割 | 契約等の概要 | |
|---------------|------------|-------------------------|--|
| HSBC証券会社 東京支店 | 代行協会員 | 平成18年4月12日付代行協会員契約(注5)を | |
| | | 管理会社との間で締結。代行協会員業務につ | |
| | | いて規定している。 | |
| (注6) | 日本における販売会 | 受益証券販売・買戻契約(注7)を管理会社と | |
| | 社 | の間で締結。ファンドの受益証券の販売・買 | |
| | | 戻しの取扱業務について規定している。 | |

- (注1) 包括保管契約とは、受託会社によって任命された保管受託銀行が、ファンドの保有する資産の保管およびその他の 保管業務を提供することを約する契約である。
- (注2) 投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、本契約の規定に基づき、当該ファンドの投資目的を達成するために資産の投資および再投資に関する一任勘定による運用を引き受けることを約する契約である。
- (注3) 管理事務代行契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社が、ファンドの純資産価格および受益証券の一口当たり純資産価格の計算および公表、ファンドに係る報酬、費用等の計算、帳簿、記録および会計書類の作成等の管理事務を行うことを約する契約である。
- (注4) 名義書換事務代行委託契約とは、管理会社によって任命された名義書換事務代行会社が、受益証券に関する全ての申込みおよび買戻請求の受領および手続等の名義書換事務代行業務を行うことを約する契約である。
- (注5) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員が、ファンドに対し、受益証券一口当たり純資産価格の公表および受益証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類の日本における販売会社に対する送付等、代行協会員業務を提供することを約する契約である。
- (注6) 代行協会員に照会のこと。
- (注7) 受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を販売会 社が日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することならびに日本の投資者からの買戻注文を管理会社に 取り次ぐことを約する契約である。

管理会社の概要

()設立準拠法

管理会社は、ガーンジーの法律に基づき昭和61年9月25日に設立された。

()会社の目的

会社の目的は、投資信託の管理運営を行うことである。

()資本金の額

令和元年11月末日現在、100,000スターリング・ポンド(約1,415万円)

(注) スターリング・ポンド(以下「英ポンド」という。)の円換算額は、令和元年11月29日現在の株式会社三菱 UFJ銀行の対顧客用電信売買相場の仲値(1英ポンド=141.45円)による。以下同じ。

()会社の沿革

昭和61年9月25日設立。

()大株主の状況

(令和元年11月末日現在)

| 名称 | 住所 | 所有株式数 | 比率 |
|---|--|----------|------|
| HSBC グローバル・アセット・マネジメント・リミテッド (HSBC Global Asset Management Limited) | ロンドン E14 5HQ、カナリー・ ワーフ、エイト・カナダ・スク エア | 100,000株 | 100% |

(4)【ファンドに係る法制度の概要】

ユニ・フォリオは、1987年ガーンジー投資者保護法(改訂済)(以下「1987年法」という。)第8条の規定に従い、クラスBの集団投資スキームとして委員会により認可され、1987年法により付与された権限に基づき委員会により制定された2013年認可集団投資スキーム(クラスB)規則(以下「クラスB規則」という。)のすべての規定に従っている。当該認可の付与は、委員会が、財務の健全性、またはユニ・フォリオもしくはファンドに関してなされた記載または表明された意見について保証するものではないことを明瞭に了解しなければならない。ユニ・フォリオおよびファンドの投資者は、1987年法に基づき制定された1988年集団投資スキーム(投資者の補償)規則による補償の支払いの対象ではない。

管理会社および受託銀行の両社とも、1987年法第3条により委員会からユニ・フォリオに関し管理会社および受託銀行として行為することを認可され、現在、2010年4月16日に施行された2010年免許業者(資本適正度)規則(以下「資本適正度規則」という。)および2017年1月1日に施行された2016年免許業者(業務運営)規則(以下「業務運営規則」という。)に基づく監督に服している。

(5)【開示制度の概要】

ガーンジーにおける開示

(イ)委員会に対する開示

認可された投資スキームの管理会社は、各会計年度に関する報告書および会計書類を作成し、公表された時に(ただし、いかなる場合も、会計年度末日から6か月以内に)委員会へ英語版の各報告書の写しを送付することを要求されている。認可された投資スキームの管理会社はまた、ファンドの投資方針およびファンドの運用方法に関する詳細な情報を記載した投資スキーム説明書を作成し、12か月毎に少なくとも1回かかる投資スキーム説明書を検討することを要求されている。管理会社は、投資スキーム説明書を委員会へ送付しない限り、投資スキームの受益証券を販売する権利を付与されない。指定管理会社、主要管理会社または指定受託銀行(以下「関係者」または「免許業者」という。)の業務の内規が関係する範囲において、関係者は、資本適正度規則に基づき、(a)財源要件または流動性要件を規定する投資信託規則に違反する場合もしくは1か月以内に財源要件に違反することが予想される場合、(b)関係者の監査人が会計報告に限定意見を付す意図がある場合、(c)関係者の子会社の負債がその資産を超える場合、または(d)関係者の親会社の負債がその資産を超える場合のいずれかに該当すると判断される事由がある場合、委員会に届け出なければならない。(a)に該当する場合の通知には、違反の治癒のため関係者がとる予定のまたはとった、書面により承認されなければならない措置を明記しなければならない。

関係者は、業務運営規則に基づき、以下の事項について委員会に届け出なければならない。 コンプライアンス・オフィサー

関係者は、ガーンジーにおいてコンプライアンスを担当するコンプライアンス・オフィサー(以下「コンプライアンス・オフィサー」という。)を任命し、不在になった場合かかる地位を埋める後任者を任命しなければならない。

全般

関係者は、(a)業務運営規則の要件を遵守することまたは遵守して販売することができない場合、(b)取締役または従業員がガーンジーにおいて投資業務を行う免許業者または関係者に関連して詐欺またはその他の不正行為にかかわる業務に従事している場合、(c)関係者の監査人が会計報告に限定意見を付す意図がある場合、または(d)関係者の子会社もしくは持株会社の負債がその資産を超える場合、14日以内に委員会に対し書面による通知および詳細を提出しなければならない。

関係者は、(a)所有者、(b)取締役会の構成、(c)登記上の事務所または本店もしくは主たる事業所の住所、(d)登記上の名称もしくはガーンジーにおいて監督を受ける投資業務を行う際の商号、または(e)1987年法の要件により提供が義務付けられている文書通知の送達住所に変更が生じた場合、委員会に対し書面によりその旨を届け出なければならない。

関係者は、(a)関係者、または関係者が会社である場合にはその子会社もしくは持株会社に対する解散の申請(再編または合併を目的とする自発的解散の申請を除く。)または保全管理命令、(b)関係者の管財人、管理事務代行人、資産管財人または受託者の任命、(c)関係者の債権者との和解協定または任意協定の締結、(d)ガーンジー等における金融業に関連する法律に基づく金融業(業務運営規則に定義される。)を行うための免許、認可または登録の申請の許諾、取下げまたは拒絶もしくはかかる免許、認可または登録の取消、(e)法定当局もしくはその他の規制当局(自主規制機関を含む。)または公認専門団体(業務運営規則にそれぞれ定義される。)による関係者の業務を調査するための調査官の任命、(f)規制当局(自主規制機関を含む。)または公認専門団体(業務運営規則にそれぞれ定義される。)による金融業に関連する関係者またはその取締役に対する懲戒措置または懲戒処分、(g)金融業に関連して、免許業者またはその取締役に対する免許業者が当事者である重大な訴訟、法的手続または仲裁の申立て、および(h)金融業、会社または破産に関連する法律に基づく違法行為または詐欺またはその他の不正行為にかかわる違法行為の関係者に対する有罪判決が生じた場合、14日以内に委員会に対し書面によりその旨を届け出なければならない。

関係者は、事業計画に重要な変更が生じた場合、関係者の免許の変更を要するか否かにかかわらず、14日以内に委員会に対し書面によりその旨を届け出なければならない。

主要な従業員を含む従業員に関する情報

関係者は、主要な従業員が(a)関係者がガーンジーにおいて監督を受ける投資業務に関係する管理会社、(b)ガーンジーの会社の場合、関係者の秘書、または(c)業務運営規則第3.2条に基づくガーンジーにおけるコンプライアンス・オフィサーに就任したかまたはかかる地位を退任した事実および日付も14日以内に委員会に対し書面により届け出なければならない。

関係者は、業務運営規則第12条に該当する個人に関連して、(a)氏名の変更、(b)業務運営規則に定義される金融業に関連する法律に基づく免許、認可もしくは登録の申込みの拒絶、撤回または停止、(c)規制当局(自主規制機関(業務運営規則に定義される。)を含む。)または個人の専門活動または事業活動に関連する専門団体による懲戒措置または処分、および(d)かかる個人から会社の取締役を務めるかまたは会社の運営に関与する資格を剥奪する裁判所による命令を認識した場合、14日以内に委員会に対し書面により届け出なければならない。

関係者は、従業員に関連して、(a)詐欺またはその他の不正行為にかかわる違法行為に対する有罪判決、(b)金融業に関連する法律に基づく違法行為に対する有罪判決、および(c)差押え、破綻、破産、仮差押え、またはこれらに類似する手続の発生を認識した場合、14日以内に委員会に対し書面により届け出なければならない。関係者は、試用期間中の従業員を含むガーンジーにおける従業員の即時解雇およびその解雇の理由を14日以内に委員会に対し書面により届け出なければならない。(a)従業員の懲戒理由となった違法行為、(b)従業員を懲戒するために講じられた措置の詳細を含む、1987年法もしくは1987年法に基づく規則の違反または関係者の監督を受ける投資業務の遂行に影響を及ぼすと合理的に予想できる行為に関連して関係者が懲戒した従業員の氏名の記録は維持される。かかる詳細は、従業員が懲戒されてから7日以内に委員会に対して提出されなければならず、記録は、懲戒措置が講じられた日から6年間保管される。

持株会社および子会社

関係者は、他の会社または事業体の子会社になった場合または子会社でなくなった場合、14日以内に委員会に対し 書面により届け出なければならない。通知には、持株会社の名称、主要事業、取締役の氏名および登記上の事務所 の住所を明記しなければならない。関係者は、子会社の設立、取得、売却または解散を委員会に対し書面により届

け出なければならず、かかる通知には子会社の名称および主要事業(もしあれば)を明記しなければならない。関係者は、免許の変更を要するか否かにかかわらず、事業計画の重大な変更を14日以内に委員会に対し書面により届け出なければならない。

(口)受益者に対する開示

受益証券価格の公告

ファンドの受益証券の価格は、いつでも管理会社から入手可能であり、またザ・ウォールストリート・ジャーナル (欧州版)、インターナショナル・ヘラルド・トリビューン(欧州版)、その他管理会社が随時決定する新聞でも公告され、かかるすべての発生コストはファンドが負担する。管理会社は、新聞紙上で公告される受益証券価格が正確であることを確実にすべく努力するが、管理会社は、起こりうる誤りについて責任を負わない。

報告書および計算書

ファンドの会計期間に関する監査済み財務諸表は、英国会計基準に基づき、その基準通貨で作成される。ファンドの全受益者は、当該会計基準日から6か月以内にこれを入手することができる。管理会社は、関連する法域において義務付けられた場合、未監査の中間報告書も受益者に対し提供するものと予想している。ファンドの年次報告書は管理会社の各事務所において閲覧することができ、写しはかかる事務所から得ることができる。また、かかる財務諸表の写しは、登録された受益者にも送付される。

受益者への通知

ファンドの受益者に対し送付もしくは送達を要求される通知またはその他書面は、郵送される場合、ファンドの受益者名簿に記載される住所宛で送付された場合に適式に行われたものとみなされ、また郵送される場合、投函後5日目に送達または受領されたものとみなされる。共同受益者の場合は、かかる通知または書面は最初の記名者の住所宛で送付される。

日本における開示

(イ)監督官庁に対する開示

()金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の修正を含む。)(以下「金融商品取引法」という。)に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において、これを閲覧することができる。

受益証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。)を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。)を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、ファンドの各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、ファンドの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ユニ・フォリオに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

()投資信託および投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律 (昭和26年法律第198号。その後修正を含む。)(以下「投信法」という。)に従い、ユニ・フォリオにか かる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ユニ・フォリオの信託証 書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出 なければならない。さらに、管理会社は、ユニ・フォリオの資産について、ユニ・フォリオの各計算期 間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項について記載した運用報告書および運用報告書に記載 すべき事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならな い

(口)日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらか じめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で日本における販売会社または販売取扱会社を通じて投資を行った日本の受益者の地位に 重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のユニ・フォリオの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。ファンドの運用報告書は、 代行協会員または日本における販売会社のホームページに掲載されるが、受益者から交付請求があった場合には、 交付される。

(6)【監督官庁の概要】

ガーンジー金融サービス委員会は、「1987年ガーンジー金融サービス委員会法」と称するガーンジーの法案 を批准する領域議会の命令により設立された。「1987年ガーンジー金融サービス委員会法」は、1987年ガーン ジー金融サービス委員会法1988年施行規則により1988年2月1日に施行された。

委員会により行使される監督の概要

- (イ)集団投資スキームが、クラスBスキームとして委員会により認可されるためには、投資スキームが 1987年法付則第3部の要件を遵守していること、すなわち、投資スキームが、認可宣言済の投資スキー ムに適用される1987年法に基づくすべての規則を遵守しなければならないこと、投資スキームの名称が 望ましくないものまたは紛らわしいものでないこと、投資スキームの目的が合理的に考えて実行可能な ものであること、および投資者が裏付となる受益証券一口当たり純資産価格を反映した価格で受益証券 を買い戻す権利を付与されていることまたはその受益証券を公認の取引所で裏付となる受益証券一口当 たり純資産価格と重大な差異のない価格で売却することができること、という要件に適合していること を、委員会が確認しなければならない。一般原則として、委員会は、プロモーターが設定された投資信 託のプロモーションにおいて論証可能な実績を残していることが確認された場合にのみ認可する。他の 管轄区域における規制当局によるプロモーターの認可は、通常必要とされない。さらに委員会は、投資 スキームが会社型の場合、投資スキームの取締役ならびに管理会社および保管受託銀行または受託会社 の取締役が経験ある誠実な人物であることを確認しなければならない。委員会は、投資スキームの運用 の方法、または免許業者がその業務を行う方法について満足できない場合、投資スキームの認可または 免許業者の免許を取り下げる権限を有している。
- (ロ)すべての認可された投資スキームは、独立の監査人により監査されなければならない。クラスBス キームについては、年次会計書類の写しを委員会に預託しなければならない。
- (八)1987年法第8条に基づき委員会により発せられた認可は、中心となる管理会社(存在する場合)およ び指定管理会社(ユニ・フォリオについては、HSBC マネジメント(ガーンジー)リミテッドが指定管理会 社として指定されており、別個の中心となる管理会社は存在しない。)の名称ならびに指定受託会社ま たは指定保管受託会社の名称を同時に記載することを要求されている。クラスB規則は、認可された投 資スキームの指定管理会社および指定受託会社が、(a)異なる法人であり、互いに独立して行為し、(b) 各々ガーンジーにおいて、設立されるか支店を有し、管理され、営業所を有しており、(c)それぞれが 1987年法に基づく免許を取得しており、(d)互いに他社の子会社ではなく、かつ(e)共通のエグゼクティ ブ・ディレクターまたはオフィサーを有していない旨規定している。
- (二)業務運営規則には、とりわけコーポレート・ガバナンスおよび上級管理職の責任、コンプライアンス 協定、会計記録および財務書類、事業運営、記録保管、顧客分類、苦情、顧客資産、契約報告書、利益 相反および通知についての詳細な規則を含む指定管理会社、指定保管会社および指定受託会社が服さな ければならない多くの重要な規則が含まれている。関係者または免許業者は、いつでも適切な財源要件 を遵守し、いつでも10,000スターリング・ポンドまたは監査済年次経費(資本適正度規則に定義され

る。)の10%のうちいずれか高い金額の流動性要件を維持する。財源要件に関して特に留意すべき点は 以下の通りである。

- (a) オープン・エンド型の集団投資スキームの指定受託会社または指定保管受託会社に純資産額400万 スターリング・ポンド以上の財源を保有することを義務づける同規則第2.2.1条。
- (b) 集団投資スキームの指定管理会社に純資産10万スターリング・ポンドまたは委員会に提出された直近の年次財務諸表に記載された経費ベース要件(資本適正度規則に定義される。)に相当する純資産額のうちいずれか高い金額の財源を保有することを義務づける同規則第2.2.2条。
- (c) 同規則第2.2.1条および第2.2.2条が最低専門職業賠償責任保険範囲の30万スターリング・ポンドまたは総収入(資本適正度規則に定義される。)の3倍のうちいずれか高い金額を適用する免許業者に関して、その超過分は総保険金額の20%を超えてはならない。
- (d) 同規則第2.2.1条および第2.2.2条に該当せず、ガーンジーに物理的な所在(社員および敷地)がない 免許業者の場合、10,000スターリング・ポンド、または純資産額および取締役の判断で約定額を充足 するため、かつ、事業がさらされるリスクに耐えるために十分であると判断される専門職業賠償責任 保険範囲のうちいずれか高い金額が適用される。
- (e) 取締役会に対して1987年法、業務運営規則および1987年法に基づく規則または指導を遵守するために有効な責任、取決めおよび手続を有することを要求する詳細な規定を含む業務運営規則3。遵守手続に関して詳細に書かれた文書は、書面に記載されなければならず、その写しは免許業者の事務所に保管され、委員会の要求により入手可能となる。委員会は、免許業者が遵守する取決めの変更を要求することができる。免許業者は、自身の遵守手続に関する文書を、少なくとも年1回は見直さなければならない。免許業者の取締役会は、ガーンジーにおいてコンプライアンスを担当するコンプライアンス・オフィサーを任命しなければならない。免許業者の取締役会は、適用ある規則の遵守について責任を負っており、委員会に提出される年次コンプライアンス報告書を承認する。
- (ホ)認可されたクラスBスキームの受益証券または株式は、投資スキーム説明書がクラスB規則に従い作成され委員会に提出されない限り、販売することができない。投資スキーム説明書の写しを無料で提供しない限り、管理会社は(相手が既に保有している場合を除き)受益証券の販売を行えない旨規定する規則第2.14(1)(b)条の要件を遵守するため、合理的に十分な数の投資スキーム説明書を含む書面の印刷をしなければならない。投資スキーム説明書は、重要な変更事項について常に最新の情報を記載しなければならず、いずれの場合にも、少なくとも12か月に一度、見直しを行わなければならない。クラスBスキームの中心となる管理会社、中心となる管理会社が不在の場合には会社型スキームの取締役会、中心となる管理会社がいないユニット・トラスト・スキームの場合には受託会社、または中心となる管理会社のないリミテッド・パートナーシップの場合にはジェネラル・パートナーは、クラスBスキームの受益証券を買い付けたまたは買い付けることに合意した者であって、以下のいずれかの事由により損害を被ったものに対し、補償金を支払う責任を負う。
 - (a)投資スキーム説明書における不正確もしくは誤解を招く記載、またはクラス B 規則により投資スキーム説明書への記載が義務付けられている事項の不記載
 - (b)投資スキーム説明書の改訂、更新もしくは訂正を怠ったことにより生じた不正確もしくは誤解を招く記載または不記載
- (へ)アンブレラ・ファンドであるスキームは、クラスBスキームとして認可される資格を有さない。ただし、その各構成部分が個別の認可申請の対象となったものとして、当該構成部分がクラスB規則に基づ く個別の認可要件を満たすときは、この限りでない。

補償制度の概要

クラスBスキームへの投資者は、クラスAスキームのみに適用される1987年法に基づき定められた1988年 集団投資スキーム(投資家補償)規則に基づく補償の支払を受ける資格を有さない。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

別紙Aを参照のこと。

投資戦略

ファンドの投資目的は長期的な資本成長を生み出すことであり、別紙 A に記載のとおりである。ファンドの資産は、複数の投資先ファンド(主にヘッジ・ファンド)に対して投資配分される。資産配分は、ファンドの投資目的を充足するため、ボトム・アップのファンド・マネジャー選択とトップダウンの戦略的配分の両方を組み合わせ、ファンドの別紙 A に列挙される投資制限に従って行われる。

直接投資と比較したファンド・オブ・ファンズ構造の主なメリットには、以下が含まれる。

- (a) 各ファンド・マネジャーが異なる戦略を用いる複数の投資先ファンドへ分散投資することにより、 個々の戦略から発生する特有のリスクを限定することができる。
- (b) 各ファンド・マネジャーが同一の戦略を用いる複数の投資先ファンドへ分散投資することにより、特定のファンド・マネジャーに伴う特有のリスクを限定することができる。
- (c) 集団投資手段により、投資者が、高額な必要最低投資額または運用関連キャパシティの利用可能性を 理由として通常アクセスすることのできない投資先ファンドに投資することが可能となる。 主なデメリットは、以下のとおりである。
- (a) 各投資先ファンドは、ファンド自体の費用について追加を要する独自の費用体系を有している。
- (b) 集団投資は、ポジションの規模形成に影響を与えることがある通常の投資動向の影響を受ける。

投資顧問会社

管理会社は、管理会社、受託会社および投資顧問会社との間で締結された投資顧問契約に基づき、投資顧問会社に対してファンドの投資活動(ただし、かかる投資活動がクラスB規則に基づいていることを条件とする。)の遂行に関する業務を含み、かつ、投資顧問契約および英文目論見書に定めるその他の制限に従い、特定のポートフォリオ運用業務を委託している。管理会社は、投資顧問会社が提供する助言を受けてファンドの投資目的および投資方針の見直しを検討することができる。ファンドの全体的なポートフォリオ運用責任およびリスク管理責任は管理会社に帰属している。

ファンド・マネジャーの選択

投資顧問会社は、管理会社が定めるファンド全体の投資方針に従い、ファンド・マネジャーのリスク調整後リターンを生成する相対的能力を評価することを目的として、ファンド・マネジャーを特定し、リサーチを行いおよび監視しなければならない。これらの活動には、投資の定量的分析および定性的分析の両方ならびに投資先ファンドの運用が含まれる。投資顧問会社は、継続的なデュー・デリジェンスと監視を通じて、世界中で最も優秀な投資先ファンド・マネジャーを各戦略について見極めることを追求する。リスク調整後リターンを生成する投資先ファンドの能力の評価に加え、レバレッジと流動性に伴うリスクの分析は、特に重要である。

戦略的投資配分

投資顧問会社はまた、管理会社が定めるファンド全体の投資方針に従い、トップダウンの戦略的投資配分を推奨する。各ヘッジ・ファンドの戦略に関する将来見通しは、マクロ経済指標や市場指標の組合せに加え、ヘッジ・ファンドのリサーチ・プロセスから得られた現在の投資機会全体についての洞察に基づいている。

ポートフォリオ運用

ファンドの全体的なポートフォリオ運用責任は管理会社に帰属している。

ポートフォリオは、ファンドの投資目的を充足するため、別紙A「ファンド概要」に列挙されている投資制限に基づいて継続的に構築され運用されている。デュー・デリジェンス・プロセスの基準(前記「ファンド・マネジャーの選択」において言及されている。)を充足する投資先ファンドのみが投資対象として考慮され、ポートフォリオ構築には、トップダウンの戦略的視点が考慮される(前記「戦略的投資配分」において言及されている。)。更に、ポートフォリオは、投資家動向および投資先ファンドの利用可能なキャパシティを考慮して構成される。リターン・ベースとエクスポージャー・ベースの両方の手法を含む定性的分析と定量的分析が、ポートフォリオの分散とファンドの投資方針の文脈に対する適合性のレベルを評価するために使用される。

リスク管理

ユニ・フォリオのリスク管理責任は、管理会社が担っている。

管理会社は、リスク管理に関して、ファンド・マネジャーの選択およびポートフォリオの運用プロセスに付随するリスクに関する理解と管理に加え、別紙A「ファンド概要」に列挙されているファンドの投資制限に基づくポートフォリオの管理とモニタリングによる多層的なアプローチを行っている。

ファンド・マネジャーの選択においては、投資先ファンドのファンド・マネジャーがリターン追求のために負担するリスクが適切かつコントロールされたものであるかという点の理解がデュー・デリジェンスの焦点となる。この投資に重点を置いたデュー・デリジェンスを補完するものとして、オペレーショナル・デュー・デリジェンス・チームは、投資先ファンドの業務と投資以外の運営に関するリスクを評価し、不十分な構造やプロセスが投資を危険にさらす可能性がある投資先ファンドの回避を追求する。

ポートフォリオ運用においては、ポートフォリオが適切に分散していることを確保することが最も重要となる。リスクとポートフォリオの分散を評価するため、リターン・ベースやエクスポージャー・ベースの分析を含む定性的手法および定量的手法の両方が用いられる。

管理会社は、本書に詳述された投資制限に係るファンドの遵守を定期的に監視しており、リスク管理プロセスのあらゆる側面についての責任を負う。

オルタナティブ投資運用

管理会社は、オルタナティブ投資運用プログラムの主軸をヘッジ・ファンドであると考えている。これらは、熟練のファンド・マネジャーによる積極的なポートフォリオ運用を通じて、あらゆる市況において、絶対的リターンを生み出すことを目的としている。ヘッジ・ファンドが用いる投資および投資手法の範囲は非常に多様であり、ファンド・マネジャーは、株式および債券について従来型のロングのポジションを取ることも、更に適用可能な多様な戦略や有価証券に投資することもできる。ファンド・マネジャーが市場の状況から利益を確保し、リスクを管理するためにレバレッジやデリバティブを利用する機会が生じる。ヘッジ・ファンドは、既存のポートフォリオを補完することが可能な様々なリスク/リターン特性を採用することできる。そのパフォーマンスは、一般的に同様のリスク/リターン特性のベンチマークまたは特定のハードルレートに鑑みて評価される。したがって、パフォーマンスは、相対的に測定される。

金融市場に関する著名な専門家であるアレクサンダー・イネイチェン氏は、「ファンド・マネジャーやパートナーが潜在的な金融損失から元本を保護しつつ、投資機会を利用して絶対的リターンを追求する投資プログラム」としてヘッジ・ファンドを定義している。最初のヘッジ・ファンドは、1949年に米国でアルフレッド・ウィンスロー・ジョーンズによって設定されたと考えられている。以来、ヘッジ・ファンドと彼らが用いる戦略の数は、劇的に増加してきた。かかる成長は、ポートフォリオ内のリターンの多様性を促進し、従来型の株式および債券への投資配分を補完することができるリターンを提供したいという投資家の希望に起因している。1999年に4,500億米ドルの総資産で構成されていたヘッジ・ファンド業界では、本書の日付現在、3兆米ドルを超える資産が運用されている。ヘッジ・ファンドは、世界のほぼすべての投資市場で活動しており、以下の戦略を採用している。

ジェネラル・アービトラージ戦略

ジェネラル・アービトラージには、資本を自らの裁量により関連商品または類似商品の間の価格の変動または市場の非効率性から搾取ないし利益を得ることを目的とする様々なアービトラージ戦略に配分するヘッジ・ファンドが含まれる。アービトラージ取引の背後にある論理は、時価と認知された理論上のポジションまたは平衡ポジションの最終的な収束にある。特定の取引資産および種々の価格決定方法は、適用される方法が取引資産により大幅に異なることを意味する。転換社債、株式または債券等の証券は、かかる方法において最も良く取り扱われる資産である。リターンは価格差を部分的または完全に排除することにより得られ、また、債券取引から利益を得ることも同様に可能である。通常の取引は、多くの場合、特に価格の下落リスクが比較的低い場合に魅力的なリターン水準を達成することを目的としたレバレッジの利用を通じて拡大される、僅かな価格差および利回りを伴う。多くのヘッジ・ファンドが借入れに依拠することを考慮すると、確実な資金源および多額の信用枠は、この方法を用いるには必要不可欠となる。

債券アービトラージ戦略

債券アービトラージは、債券間の価格差または非効率性から利益を得ることを目的とする。本戦略には、金利スワップ、米国短期国債および米国非政府債のアービトラージ、国債先物のイールド・カーブのアービトラージならびに住宅ローン金利アービトラージが含まれる。ファンド・マネジャーは、一般的に、債券を購入しつつ、別のポジションを空売りする。

統計アービトラージ戦略

本戦略は、時間が経過するにつれて正しいと判断される価格のアノマリーを見つけることによって、一時的な価格のミスマッチを利用する。ファンド・マネジャーは、殆どリスクを伴わず、かつ、市場との相関性をあまり有さない分析戦略を用いる。本手法は、分析中の価格の瞬間的な差異から利益を得ることを可能とする。

イベント・ドリブン戦略

本戦略は、当該時点または将来の合併や企業買収、再編または倒産等の会社事象の発生に凝縮される。ファンド・マネジャーのスキルは、かかる事由の発生可能性およびその実現時期を成功裡に認知する能力および取引の性質に関する分析能力に依拠している。イベント・ドリブン型投資の機会は、活発な企業活動に起因して市場が好調である場合に多く発生する。本戦略と伝統的な市場との相関性は、一般的に低い。伝統的な基本戦略には、通常、合併アービトラージ、ディストレスト証券および「スペシャル・シチュエーション(特別な状況)」に基づく戦略が含まれる。

ディストレスト戦略

本戦略は、財政難にある企業の著しく割安となっている株式、債券または社債の購入に基づく。ディストレスト証券は、割引価格で販売されており、魅力的に映る可能性がある。購入者は、ディストレスト証券の発行会社には、回復の可能性があることから、かかる取引からいずれは利益を得ることができると考えている。ディストレスト証券の発行者が積極リターンを得るため経営状況を改善することができるか否かを評価し、判定するために知識とスキルが用いられる。

株式ロングノショート戦略

本戦略は、過小評価されている株式の購入および過大評価されている株式の売却で構成され、市場リスクを管理しつつ、ロング・ポジションの価格上昇とショート・ポジションの価格下落から利益を得る。売買する株式の選定は、通常、定量的モデルおよびリサーチに基づき行われる。ファンド・マネジャーは、保有するロングおよびショートのポジション(ロングまたはショート・バイアス)の水準ならびにかかるポジションを市場リスクを排除しつつ管理する方法について各種の手法を用いる。

マーケット・ニュートラル戦略

株式ロング / ショート戦略と類似しているが、ロングまたはショート・バイアスの運用は行わない。ロングとショートのポジションを同額で保有する。

転換社債アービトラージ戦略

株式ロング/ショート戦略の副次的戦略である本戦略には、転換社債の購入(または空売り)およびその転換社債が転換される原資産の空売り(または購入)を同時に行う取引が含まれる。かかる取引は、証券固有のリスクをカバーすることを目的とする。

クレジット・ロング/ショート戦略

本戦略には、市場の投資機会を活用するため信用度に感応する有価証券に係るロングおよびショートの ポジションをとる運用が含まれる。ポジションは、発行体、証券および市場の信用分析に基づいている。

グローバル・マクロ戦略

本戦略は、通貨市場、株式市場および債券市場に影響を与える政府金利の変動等の世界経済環境の潜在的変動を予測し、利益を得ることを目的とする。グローバル・マクロ戦略を採用するファンド・マネジャーは、あらゆる主要市場に投資するか、または株価指数戦略、通貨戦略または金利戦略に特化して投資することがある。レバレッジおよびデリバティブを利用することで、時価変動の効果を高めることもできる。デリバティブはレバレッジ効果に対し行われる賭けとしてヘッジ目的で利用され、多くの場合パフォーマンスに最も影響を与える可能性がある。

コモディティ取引アドバイザー - (СТА)戦略/マネージド・フューチャーズ

本戦略は、本来、コモディティのデリバティブ(先物取引、先物契約のオプション)への投資に重点を置くが、近年は、株式や通貨(FXフォワード取引)等を含む全市場にわたる先物に移行している。ロングとショートの戦略が適用され、レバレッジの利用も行われる。トレーダーは、システム型またはトレンド・フォロー型に分類される。投資スキルは、取引傾向や世界的な需要/供給の不均衡を識別するために、大量のデータを活用する能力に依拠している。コンピュータ・システムおよび定量的モデルが予測に活用され、ルール・ベースの取引システムを凌駕している。

マルチ・ストラテジー

資本配分の面で最大限の柔軟性が提供され、ファンド・マネジャーが自身のスキルと専門知識に基づいて選択する複数のヘッジ・ファンド戦略で構成される。

ヘッジおよびデリバティブ取引

管理会社の裁量に基づき、かつ別紙Aの「ファンド概要」に規定されたヘッジ能力に従い、あるファンドは、ヘッジおよび積極的なポートフォリオ運用を目的としたデリバティブ取引を随時行うことがある。ヘッジ取引(為替ヘッジを含む。)は、リスク制御、リスク軽減またはリスク排除等の側面が含まれることがある。例えば、あらゆるデリバティブ商品は、ヘッジと原金融取引間にリスクまたは収益の相関関係が存在することを示す歴史的証拠に基づき、既存の取引の性質を変更するため用いられることがある。そのため、管理会社は、(ポートフォリオ内のその他の取引と関係を有することが特定可能である)取引を、取引を実行する目的が以下の条件を満たす場合、ヘッジとみなすことを決定することがある。

- (a) 明らかに投機的な性質でないこと。
- (b) ポートフォリオ内の何らかのリスク要因を制御、軽減または排除するためであること。

ファンドの投資方針については、別紙Aを参照のこと。

(2)【投資対象】

別紙Aを参照のこと。

(3)【運用体制】

管理会社は、ユニ・フォリオの管理会社としての業務を行い、投資顧問契約に基づき、HSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッド(以下「投資顧問会社」という。)に投資顧問業務を委託している。

投資顧問会社は、ファンドを含むファンド・オブ・ヘッジ・ファンズの構築を専門としている。投資顧問会社におけるヘッジ・ファンド投資判断は、「運用勘定及びアドバイザリー・ファンド・リスト」と呼ばれる共通の認可済み投資ファンドのリストに基づいている。本リストは7,000社に上る投資可能なヘッジ・ファンドのユニバースの中から、投資顧問会社が認可した140 - 150社を選別して作成されている。具体的には、投資顧問会社が行う当初のスクリーニング対象として約600社を選別し、更に年間200社に上る、フル・デュー・デリジェンスを行うファンドを選別して作成している。

投資顧問会社は、ロンドン、ニューヨーク、ジュネーブおよび香港に拠点を置き、適切に分散化されたファンド・オブ・ヘッジ・ファンズの構築、ヘッジ・ファンド・マネジャーのデュー・デリジェンスの実施ならび に投資顧問会社のポートフォリオのためになされるヘッジ・ファンド・マネジャーの選別および定期的な監視 に専従するヘッジ・ファンド投資の専門家から構成されるチームを有している。

投資アプローチ

資産の種類および市場

投資顧問会社は、幅広い様々な種類の資産、市場および地域に及ぶ広範な各種オルタナティブ投資戦略に投資する。かかる戦略の多くはその投資プロセスの一貫としてデリバティブ商品を利用するが、このことが往々にして全体的マーケット・エクスポージャーを縮小することになる。流動性等の付随的リスクまたはその他リスクは、デュー・デリジェンス・プロセス上の不可分な一部である。

基本理念

投資顧問会社の中心的基本理念は、市場が完全に効率的なものではなく、十分な知識をもって執行され、積極的に運用される投資戦略が絶対的リターンを生み出す上で非常にうまく成果を上げることができるとの前提に基づいている。市場には非効率性と投資機会があると考える一方、これらは経験豊かな特別の専門的ファンド・マネジャーによって最高の活用が行われると考えている。従って、投資顧問会社の役割は、許容し得る短期的なボラティリティ水準で、長期的に満足のゆく絶対的リターン予想に合理性があると考えられる投資戦略を見極めることである。かかるタイプの戦略内で、投資顧問会社は、戦略を実施する最良の投資運用者を見極めることに努める。

オルタナティブ投資戦略の価値ある性質として、構成によって市場指数に対して相関性が低いことが予想でき、また一連の各種市場環境を通じて運用されることがある。別の性質として、個々のオルタナティブ投資戦略が相互に低い相関性を示し、各種市場環境で好調にも、不調にも推移したりすることがある。従って、かかる性質は、それらを組み合わせる際に重要な勘案事項となる。直近において保有分が低い相関性を示してきたことに依拠するよりも、投資戦略を詳細に調査し、理解することの方がより重要であると投資顧問会社は考えている。

投資プロセス

投資プロセスは、一部利用可能な各種オルタナティブ投資戦略およびこれら戦略がボラティリティを軽減し、より堅調なリターンをもたらすために慎重な分散投資によりいかに混成できるかに関する徹底的調査を行う投資顧問会社に一部依拠している。各戦略毎に最良の運用者を選定でき、かつかかる選定を常時見直すことができることにも依拠しており、これにより、運用者が予想されるリターンまたはその投資手法から逸脱する場合、またはより良い運用者が見出される場合、関係ポートフォリオ内で適切な変更を行うことができる。

投資機会の見極め

HSBCグループは、302億米ドル以上のオルタナティブ投資対象に投資された顧客資産を保有している。即ち、投資顧問会社が投資顧問業の顧客その他投資家によってもたらされた委託および投資構想へのアクセスを

提供するため、投資顧問会社の業務が相当に促進されている。このセクターにおける大口投資者であることも、投資顧問会社がプライム・ブローカー、管理事務代行者およびデータの売り手のほか、第三者であるマーケット・メイカーおよびブローカーともかなりの接触を維持できることを確保している。最後に、投資顧問会社は、HSBCネットワーク内外のその他のヘッジ・ファンド投資家からの委託によっても恩恵を受けている。

ポートフォリオ構成

マルチ・マネジャーのポートフォリオは、最初に、当該ポートフォリオの投資目的に関して構成され、かかる目的は通常、目標リターンおよび予想されるボラティリティの範囲として簡潔に記載されている。これらが、社内的なリスク管理、例えば流動性、いずれかーマネジャーへの最大投資比率、いずれか一戦略への最大投資比率、レバレッジ制限等の構成に繋がる。

次の段階は、当該ポートフォリオに含まれる一連の適切な戦略を決定することである。これら戦略は、第一段階で設定された達成目標を充足する分散化されたポートフォリオ内で貢献できる能力に基づいて選定される。選定された戦略は、実際の採用戦略およびリターン目標とリスク許容度の両面で適切であることを要する。総合的な適正保有高に係るパフォーマンス上の特徴および予想はこれらに沿ったものであることを要する。

長期的な予想リターン、ボラティリティおよび異なるファンド間の相関性に基づき、投資顧問会社は、当該ポートフォリオの戦略配分を策定する。かかる配分は、特定の種類の戦略が中期的に好成績を上げると投資顧問会社が考える場合、両市場の観点により加重され、また当該ポートフォリオ内における実質的な分散を確実にするための分析によっても加重される。

特定ポートフォリオのために選定された各戦略内で、投資顧問会社は、運用者の探索を行い、予定される運用配分を決定する。投資機会の内容も戦略配分に大きく影響する。投資顧問会社が特定の戦略を好む場合でも、投資顧問会社の好む運用者が全くの新規運用者であるか、またはその他の問題を抱えている場合、投資顧問会社は当該戦略に対する配分を小さくしておくよう決定することができる。

ヘッジ・ファンド・マネジャーのデュー・デリジェンスは、定量的および定性的な審査を伴って続けられる 継続的なプロセスであり、毎月更新され、投資目的に合致するヘッジ・ファンドの能力の査定のため毎年訪問 を行う。

デュー・デリジェンスは多様な分野を網羅するが、キー・ポイントは以下のとおりである。

投資哲学および投資プロセスの理解および評価

プロセスおよび戦略に伴うリスクの認識ならびにこれらがインパクトをもたらす時点の理解

ファンドの所有者、その組織的 / 法的ストラクチャーおよびヘッジ・ファンド・マネジャーによる共同 投資の程度

ヘッジ・ファンド会社のビジネス・モデルの理解。たとえば、投資顧問会社は、かかるモデルにより運用およびインフラストラクチャーの下で資産の成長が達成できるかを見る。

ファンドをサポートするインフラストラクチャー。たとえば、投資顧問会社は、ファンドのバック・オフィスおよびリスク管理体制のみならずプライム・ブローカー、監査人およびその他の重要な外部当事者も審査する。

ファンドの他の受益者の理解

デュー・デリジェンスの訪問とは別個に、ヘッジ・ファンド・マネジャーもまた、法的文書、販売用資料および私募目論見書の詳細かつ厳格な精査および分析のために相当な机上での分析を受けることとなる。選別に 先立ち、投資顧問会社もまた、ヘッジ・ファンド・マネジャーに経歴審査を求め、ヘッジ・ファンド業界から 情報を入手する。

投資顧問会社ならびにニューヨークおよびジュネーブのHSBCのオフィスのシニアなメンバーから構成されるオルタナティブ投資方針委員会は、投資およびポートフォリオ配分モデルの承認につき責任を負う。

管理会社の内部管理、ファンドに係る意思決定を監督する組織、ファンドの関係法人に対する管理体制等 HSBCマネジメント(ガーンジー)リミテッドは、ユニ・フォリオの管理会社としての業務を行い、投資顧問契 約に基づき、HSBCオルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドに投資顧問業務を委託している。

管理会社は運用、コンプライアンス、監督の各業務を担当する従業員を有している。管理会社は、管理会社 のマネージング・ディレクターに対し報告を行う2名のコンプライアンス・オフィサーを有している。

ユニ・フォリオの投資戦略は、ユニ・フォリオの投資顧問会社により監督されている。ユニ・フォリオの投 資戦略の実施は、子会社監査委員会およびグループ監査委員会の内部監査およびコンプライアンス機能を通じ て監督されている。グループ監査委員会は、内部統制システムの効率性を精査し、HSBC ホールディングスの 取締役会に定期的な報告を行う。投資顧問会社はまた、常勤コンプライアンス・マネジャーを雇用している。 さらに投資顧問会社は、HSBCプライベート・バンクならびにHSBCグローバル・ネットワークにおけるコンプラ イアンス情報を利用することができる。

英文目論見書には、管理会社はステート・ストリート・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド (以下「管理事務代行会社」という。)との間で管理事務代行契約を締結し、管理事務代行会社に一定の管理 業務を委託している旨が記載されている。最終的な責任は管理会社にあり、管理会社は外部に委託した業務に 関して責任を負う。受託会社は、HSBC バンク・ピーエルシー ガーンジー支店(以下「包括保管受託銀行」と いう。)を包括保管受託銀行に任命し、包括保管受託銀行はステート・ストリート・カストディアル・サービ シーズ(アイルランド)リミテッド(以下「副保管受託銀行」という。)に再委託しており、資産および評価の会 計システムを実質的に一つのプラットフォーム上で保有している。管理会社は副保管受託銀行に対し定期的審 査を行う。

(4)【分配方針】

ファンドの分配日は、(適用ある場合)ファンド証書に記載される通りとする。

管理会社は、受託会社への事前の通知により、いずれかのファンドの分配日を変更し、またはある会計期間 中の分配の回数および中間会計期間の回数を増やすことができる。

発行済の累積型受益証券のみを有するサブ・ファンドでは、管理会社は、当該サブ・ファンドによる投資に 充当可能な全資金がまず子会社に対し貸し付けられるように当該サブ・ファンドの業務を取り決めることがで きる。かかる取決めは、特定の受益者に対する租税特典を備えていたり、いなかったりすることがあり、かか るサブ・ファンドの累積型受益証券の取得を考えるすべての投資者は、当該累積型受益証券の取得、保有およ び処分により生じる同人の租税義務(もしあれば)に関し適切な税務アドバイスを求めるよう勧められる。かか る利益分配方針が適用されるサブ・ファンドは、「ファンド内で再投資」されると別紙Aに表示されている。

上記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではない。

(5)【投資制限】

別紙Aを参照のこと。

別紙Aに記載されている借入制限は、関連評価時点における受領した全ての申込みおよび買戻しを考慮したファンドの純資産価額を参照して計算される。同様に、投資制限は、各評価時点のファンドの純資産価格を基準にして計算される。

下記の投資制限が日本証券業協会の規定する選別基準に基づいて追加的に課される。

空売りの制限

空売りされる有価証券の時価総額は、ファンドの純資産総額を超えてはならない。

借入れの制限

借入残高の総額がファンドの純資産総額の10%を超えることとなる借入れを行ってはならない。ただし、合併等により一時的に10%を超える場合はこの限りではない。

同一法人の株式の取得制限

管理会社により運用されているすべての投資信託の全体においていずれか一発行会社の発行済株式総数の50%またはいずれか一発行会社の議決権の総数の50%を超えて当該会社の株式を取得することはできない。

(注) 上記の料率の計算は、買付時点基準、または市場価格基準のいずれでもよいこととなる。

流動性に欠ける組入資産への投資制限

ファンドの純資産総額の15%を超えて、即時に換金できない私募株式、非上場株式または不動産等の流動性に欠ける資産に投資することができない。

不適切取引の禁止

管理会社が、管理会社またはファンドの受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、ファンドの 受益者の利益の保護に欠け、またはファンド資産の運用の適正を害する取引は、禁止されている。

3【投資リスク】

(1)リスク要因

以下のリスク警告および開示は、全ての想定されるリスクを網羅するものではない。潜在的投資者は、英文目論見書の全文を読み、当人が必要と判断するその他の情報を十分に評価した上で、ファンドに投資するか否かを決断することを推奨する。ユニ・フォリオを構成するすべてのファンドの受益証券への投資は、以下に記載するアプローチの結果として生じるリスクおよび報酬を受け入れる姿勢のある投資家のみに適する。潜在的投資者は、必ず英文目論見書の内容を十分に理解しなければならない。

ファンドがその投資目的を達成するとの保証はなく、また過去のパフォーマンスを将来のリターンの指標と見てはならない。投資対象の価値およびそこからの収益は、下がることもあれば上がることもあり、投資者は出資した金額を取り戻すことができない場合もある。また、投資対象は、為替管理規制、税法、源泉徴収税または経済・金融政策による影響を受ける場合がある。

(1) 一般市場リスク

いかなる市場への投資も、広範な直接的、間接的要因により大きく乱高下したり、様々な度合いの突発的変動を被ったりする。かかる要因には、自国政府や外国政府による国内取引への介入や干渉、財政金融政策、為替管理規制の賦課、国際的政治事件、金利の変動、現在の指標に対するトレーダー独自の信頼や将来への見通しが含まれるがこれらに限定されない。これらすべての変動要因は、時には価格や金利の変動を予測または予想することがほとんど不可能になる程の乱高下や心理的要因を市場に落とし込む。かかる側面は、当該市場に曝された者にかなりの損失を被らせることになる。

(2) ヘッジ・ファンド戦略

投資家は、ヘッジ・ファンド戦略に投資することに関係する特定のリスクが存在することに留意すべきである。例えば、ある戦略は、レバレッジおよびその他の投機的な投資慣行を利用することがあり、これにより投資損失のリスクが高まることがあり、株式等よりも流動性が低いことがあり、即時プライシングまたはオンデマンド・プライシングまたは評価情報を投資家に提供するよう求められないことがあり、複雑な税制体系が関係することがあり、ミューチュアル・ファンドと同様の規制要件の対象でなく、多くの場合手数料が高額である。

(3) 投資先ファンド

投資顧問会社はファンドの資産を配分する投資先ファンドの投資および取引活動の監視に努めるが、投資判断はかかる投資先ファンドのレベルで行われており、かかる投資先ファンドのマネジャーが、同時に、同一の有価証券または同一の資産クラス、業種、国もしくは通貨の銘柄のポジションを構築し、または取引を行う可能性がある。したがって、ある投資先ファンドが資産を売却するのとほぼ同時に別の投資先ファンドが同じ資産を購入する可能性がある。投資先ファンドのマネジャーの選択が効果的な投資スタイルの分散をもたらすものである、または投資先ファンドのポジションが常に一貫性のあるものであるという保証はない。投資先ファンドの選択は、かかる投資先ファンドの持分証券が合理的な期間内に償還される機会を確保する方法で行われる。しかしながら、投資先ファンドの流動性が、償還請求があった場合にその都度かかる請求を満たすほど十分であるという保証はない。

(4) 評価リスク

ファンドは、当該ファンドの投資対象の評価方法に起因する評価リスクを被ることがある。これらの投資 先ファンドの一部は、ファンド・マネジャーと関係のあるファンドの管理事務代行者またはファンド・マネジャー自身によって評価されることがあり、その結果、独立した第三者によって定期的または適時に確認されない評価となる。したがって、当該ファンドの評価には、特定の評価時点の当該投資先ファンドの真の価格を反映しないことがあるというリスクが存在し、そのことが当該ファンドに大きな損失をもたらすことがある。

(5) 推定価格設定

ファンドを構成するポートフォリオ内における特定の投資先ファンドは、当該投資先ファンドの管理会社 や投資顧問会社が提供する推定価格に基づいて評価されることがある。したがって、ファンドの申込みま たは買戻請求の対象となる受益証券一口当たり純資産価格は、推定価格設定の要素を反映していることが

ある。かかる価格設定は、投資家の要求を充足するため、価格設定について十分な精度を維持しつつ、 ファンドによる迅速な取引価格の設定を可能にする方法として正当化される。

(6) 保管、決済、取引相手方のリスク

ファンドの資産は受託会社の代理である保管受託銀行または副保管受託銀行によって保管されることがある。保管受託銀行または副保管受託銀行が、ファンドの資産を適切に分別しないリスク、信用力不十分であることを証明するリスク、またはあるファンドに多大な損害を被らせることがある誤謬もしくは不作為の責任を負うリスクがある。決済リスクは、取引が当事者間で適式に合意されたとおりに完遂されない時に発生する。かかるリスクは、必要な決済、清算もしくは登録処理上の誤りもしくは不履行によるか、または当該取引の一方当事者の信用性の欠如に起因することがある。取引相手方リスクは、契約当事者が当該契約に基づく義務を履行せず、怠慢した時に発生する。かかるリスクの当事者である場合のファンドは、かなりの損失を被ることがある。

(7) 成功報酬

投資家は、支払うべき成功報酬が各成功報酬計算期間の末日現在の純実現および純未実現評価損益に依拠 し、そのため実現されることのない利益に対して支払われることがあることに留意しなければならない。

(8) 流動性リスク

債券と債券デリバティブ商品、通貨に関わる商品と関連デリバティブ商品および株式と株式関連デリバティブ商品は、必ずしも一定の政府の規制または管理の対象となっていない。取引相手方は、随時、特定の契約または商品のマーケット・メイクを控えることがあり、その場合、かかる契約または商品を既に保有する者はそのエクスポージャーを清算することができないことになる。かかる特質は、当該商品を保有する者にかなりの損失を生じさせることがある。ファンドが突然にその資産のすべてを清算することを余儀なくされた場合、一定の資産は、直ちに清算することが不可能であることが想定されるため、ファンドは自らの裁量により、また関連する受益者の同意に基づき、かかる資産を受益者に対し、受益証券の持分比率に従って比例配分することができる。対象会計期間の監査済会計書類が完成するまで、投資先ファンドは一定の割合の買戻代金を保有しておくことがある。このため、投資先ファンドの対象会計期間に係る会計書類が完成するまで、受益者の買戻代金全額の受領が遅延することがある。

(9) レバレッジ・リスク

ファンドがレバレッジを容認する場合、基本的なファンドのボラティリティはレバレッジが容認されなかった場合よりも遙かに大きなものになる。このことは、より大きなエクスポージャーに伴うより高いリターンに参加する可能性をファンドに与える一方、市場全般および特定のファンドが価格の下落を被る資産に投資する場合、ファンドに損失の増加をもたらすことにもなる。

(10) 通貨エクスポージャー

投資対象の基準通貨で測定された投資価値は、為替相場の変動により生じる利益および / または損失を被ることがある。かかる変動は、通貨市場にエクスポージャーを持つ者にかなりの喪失を被らせることになる。

(11) サイドポケットの活用

ファンドは、あらゆる流動性のない投資対象を保有するため別勘定(サイドポケット)を活用することに 起因するリスクを被ることがある。投資先ファンドにより別勘定が活用される場合、その投資資金が当該 別勘定から分離されるまで、ファンドまたは受益者が全面的に買戻しを制限されることがある。したがっ て、ファンドは、投資先ファンドが期限を定めない投資を行う場合には、当該投資対象が清算されるま で、投資先ファンドの投資実績の影響を受けることがある。

(12) 自由に取引されない通貨のリスク

自由に取引されない通貨にヘッジされているファンドへの投資に伴うリスク (かかる通貨に特有のものではない。)には、以下が含まれるがこれらに限られない。

(a) コスト - 該当する受益証券クラスの受益者は、ファンドの基準通貨と受益証券クラスの参照通 貨の間のヘッジにかかるコストを負担するが、これらのコストは、通常、自由に取引されない通貨 に関しては大きなものとなる。かかるヘッジのコストは、受益者の投資のパフォーマンスに著しい 悪影響を及ぼすおそれがある。

(b) 合理的とみなされるコストで当該通貨の外国為替市場に管理会社が直接アクセスすることが不可能である場合、管理会社は、絶対的な裁量により、為替契約またはデリバティブ等の代替手段により 為替へッジを行う。

- (c)流動性 当該通貨に関する外国為替市場は、公開の国際為替市場と比較して流動性が低いことがある。
- (d) 規制 / 政策の変更 規制または外国為替政策の変更が、当該通貨に関する為替ヘッジを実行し うるかに著しい影響を及ぼす場合がある。

(13) 立法上のリスク

投資先ファンドの投資戦略は、政府や規制当局の行為により影響を受けることがある。法令が遡及的に適用される可能性があり、または一般には知ることができない内部規則の様式で施行されることがある。投資先ファンドが投資戦略を遂行することを禁止するか、または現在の戦略の期待されている収益性を低下させる法律または規則が導入されることがある。かかる行為は、例えば、機関の国有化もしくは特定の市場セクターにおける投資戦略の制限(例えば、金融セクターの空売り制限)または要求事項の変更(例えば、市場への開示事項の増加)および規制当局からの事前通知のない要求事項の適用といったあらゆる形式をとることがある。

(14) HSBCグループ開示

ファンドにより保有される現金は、HSBCグループの一部、子会社または関連会社である銀行に保管され、 預託されることがある。借入れできるファンドは、ファンドがその借入制限または限度に違反していない 限り、HSBCまたはその他から借り入れることができる。

HSBCは、その主要業務が商業・プライベート銀行業務であることにより、ファンドの投資活動に対するまたは関係する直接もしくは間接の重要な(または非重要な)利害を随時有することがあるが、ファンドへの投資者またはユニ・フォリオに対しかかる利害についていかなる責任も、またその勘定についての説明義務も負うことはない。管理会社は、ユニ・フォリオの最善利益のために行為することを追求する。

(15) 投資顧問会社および投資制限

管理会社は、ファンドに関して全体的なポートフォリオとリスク管理の責任を留保するが、投資の実行および関連するコンプライアンス・チェックに関する業務を含めた特定のポートフォリオ運用業務を投資顧問会社に委託することができる。また、管理会社は、投資顧問会社からの助言および推奨に基づき、ファンドの投資目的や戦略を改訂することもできる。かかる場合、投資限度または投資制限に関する重大な変更の発効前に受益者が希望する場合は受益証券を買い戻すことができるよう事前に通知され、英文目論見書は、委員会による事前の承認に基づき、改訂または補完される。英文目論見書に記載される投資制限は制限および限度との関係上「最低限の共通指標」とされ、投資顧問会社は全般に、かかる制限に概述されるよりもさらに大きな制限を受けることが予想される。投資制限および限度に関係する投資顧問会社の契約上の特定義務についての詳細は、関係ファンドの受益証券所有者による書面での請求に応じ管理会社により提供される。

管理会社は、各投資顧問会社の業績を検討、監視し、また管理会社がその単独裁量で決定することがあるファンドに提供された投資アドバイス構成の変更を行う。あるファンドの投資顧問会社の変更については 当該ファンドの受益証券所有者に対し通知されるが、かかる所有者は当該変更に関し議決権を付与される ことはない。

受益者は、ファンドが保有する投資先ファンドの運用、処分その他の換金に関する決定、またはファンドの業務執行に関するその他決定をすることはない。したがって、ファンドの投資の成功は、主に管理会社ならびに投資顧問会社およびその関係会社の技能および専門知識に依存する。管理会社としては、ファンドの成功は一個人に依存するものではないと考えているが、管理会社もしくは投資顧問会社の現在の役職員が現在の職務を継続する、または当該役職員が管理会社もしくは投資顧問会社によって引き続き雇用されるとの保証はない。当該人員の退職によってファンドのパフォーマンスに重大な悪影響が及ぶことがある。

(16) 周囲との隔絶

信託証書に従い、特定のファンドの負債は、当該ファンドの資産から支払われるものであり、他のファンドに付随するものでも他のファンドの負債となるものでもない。したがって、各ファンドの資産は、「周

囲と隔絶」または「留保」されている。これは、ユニ・フォリオに属する別のファンドの債務をカバーする為に利用できないことを意味する。

(17) クラス間の負債

信託証書に従い、各ファンドの信託財産は、受託会社により創設された当該ファンドの受益証券の発行手取金により構成される。各ファンドには複数のクラスがあり、将来更なるクラスが創設される場合もある。特定のファンドの負債は、当該ファンドの資産から支払われるものであり、他のファンドに付随するものでも他のファンドの負債となるものでもないが、この理は、特定のファンドの特定の受益証券クラスの負債と当該ファンドの他の受益証券クラスの負債との関係においては当てはまらない(すなわち、前段に記載された「周囲との隔絶」は、同一ファンド内の別々の受益証券クラスにおいては当てはまらない。)。したがって、資産または負債が帰属するクラスまたはポートフォリオにかかわらず、ファンドの全資産は、当該ファンドのそれぞれの負債を支払うために利用することができる。実際には、クラス間またはポートフォリオ間の負債が生じるのは、いずれかのクラスまたはポートフォリオが破産した場合または資産を費消して負債を支払うことができなくなった場合に限られる。この場合、他のクラスに帰属するファンドの全資産は、破産したクラスまたはポートフォリオの負債の支払に充てることができる。

(18) 海外(ガーンジーおよび英領ヴァージン諸島を含む。)に住所地を置く会社の利用 ファンドは、ガーンジーもしくは英領ヴァージン諸島または管理会社もしくは受託会社が利用可能な二重 課税防止条約を念頭に置き適切とみなすその他の地域で登記された全額出資子会社を通じて投資を行う。 ファンドに代わって行われた全ての投資は、当該子会社により保有される。

(19) 世界金融市場危機と政府の介入

世界の金融市場は、近年、蔓延する根本的な混乱と劇的な不安定さを経験した。世界の金融市場全体で不安定さの根底にある原因がどれほど広がり、それが更なる不安定さを生む可能性があるのかどうかは不明確であるが、これらの根底にある原因は、これまでにないほど広範で前例のない政府の介入をもたらした。多くの国・地域の規制当局は、幅広い緊急規制措置を実施または提案しており、多くの国・地域において金融株およびその他の株式の空売りに関する制限を行っている。この介入は、時には十分な通告もなく、または何らの通告もなく「緊急時に」実施されたものであるが、一部の市場参加者においては、突然および/または実質的に、特定の投資戦略を継続することができなくなったり、未決済ポジションのリスクを管理することができなくなったりする結果となった。また、世界の金融機関の安定性が不確実であるため、金融機関が保有する資産の安全性は、金融機関との契約条件にかかわらず、保証されていない。世界の金融市場の複雑さと、政府が行動を起こすことができた限られた時間枠を考慮すると、これらの介入は時には範囲と適用において不明確であり、それ自体が重大な悪材料となり、市場の効率的な機能とそれまでに成功した投資戦略に混乱と不確実性をもたらした。

いかなる追加の暫定的または恒久的な政府による規制が市場に課されるか、および/または投資先ファンドの投資マネジャーが投資先ファンドの投資目的を実施する能力にそのような規制が及ぼす影響を確実に予測することは不可能である。しかしながら、世界の金融市場に対する規制が増加すれば、投資先ファンドのポートフォリオのパフォーマンスに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

(20) 法的リスク

投資先ファンドは、不十分な投資家保護、矛盾した法律、不完全、不明確かつ変化する法律、他の市場参加者による規制の無視や違反、確実または効果的な法的救済手段の欠如、先進市場の標準的な慣行や機密保持慣習の欠如、および既存の規制が執行されないことなどを含む様々なリスクに晒されることがある。さらに、投資先ファンドの資産が投資される可能性のある新興市場で、判決を得て執行することが困難な場合がある。この権利の保護および執行における困難が、投資先ファンドおよびその運営に重大な悪影響を及ぼさないという保証はない。

新興市場における企業の規制当局による統制やコーポレート・ガバナンスは、ほとんど少数株主の保護に 資するものではない。不正行為防止およびインサイダー取引防止の法律は、未熟なものであることが多い。また、株主に対する役員および取締役の信認義務の概念も、先進市場における概念と比較すると限定 的なものである。場合によっては、経営者が株主の同意を得ずに重要な行為をすることもあり、希薄化に 対する保護もまた限定的なものであることがある。

(21) 市場の混乱

市場の混乱および/またはその他の異常な事象が過去の価格関係と一致しない形で市場に影響を及ぼす場合、ファンドは重大な損失を被る可能性がある。市場が混乱している期間において過去の価格から断絶されることにより生じる損失のリスクは、混乱した市場では多くのポジションの流動性が失われることにより、市場に逆らってポジションを清算することが困難または不可能となるという事実により増幅される。混乱した市場では、投資先ファンドが利用することのできる銀行、証券会社およびその他の取引相手方からの資金調達は、通常縮小される。そうした縮小は、投資先ファンドに実質的な損失をもたらすことがある。1994年、1998年、さらに2007年から2009年の「金融危機」で、証券会社コミュニティによる信用の突然の制限は、クレジット関連投資に焦点を当てた多数の投資ビークルの強制的な清算と大きな損失をもたらした。

しかしながら、市場の混乱と一つのセクターにおける損失は他のセクターにも波及することがあるため、 多くの投資ビークルはクレジット関連投資に多額の投資をしていなかったにもかかわらず大きな損失を 被った。

また、世界の金融市場は、将来的には更なる根本的な混乱を経験する可能性があり、それにより投資先ファンドのパフォーマンスに重大な悪影響を与える可能性のある政府の介入が新たに導入される可能性がある。さらに、予期せぬ政治的事件、軍事的事件およびテロ事件に起因する市場の混乱は、時にはファンドの劇的な損失を招く可能性があり、そのような事件により未曾有のボラティリティとリスクを伴う歴史的にもリスクの低い戦略が実施される場合がある。また、金融取引所は、時々一時停止され、または取引制限が課されることがある。そのような停止は、投資先ファンドが影響を受けたポジションを清算することを困難または不可能にする可能性があり、それによって損失を被る場合がある。投資先ファンドがポジションを清算できる程度に取引所外市場が流動性を維持するとの保証もない。

(22) ボルカー・ルール

平成25年12月10日、5つの米国連邦金融規制当局は、1956年米国銀行持株会社法(改正済)第13条(以下「ボルカー・ルール」という。)を施行する共同最終規則(以下「最終規則」という。)を承認した。ボルカー・ルールは、HSBCグループを含む「銀行会社」が、除外規定が適用される場合を除き、自己勘定取引を行うことならびに「カバード・ファンド」の所有持分を取得または保持し、または「カバード・ファンド」を支援しもしくはこれと一定の関係を有することを、原則として禁止する。また、ボルカー・ルールは、一般的に、HSBCグループが、HSBCグループの関連会社によって支援、助言または組織および募集されているカバード・ファンドに信用を供与し、カバード・ファンドから資産を購入し、またはカバード・ファンドとの間で米国連邦準備法第23A条における意味の「カバード取引」に該当するその他一切の取引を行うことを禁止する。HSBCグループと当該ファンドとの間の禁止されていない一切の取引は、「市場条件」で行わなければならない。管理会社および投資顧問会社を含むHSBCグループの全ての子会社および関連会社は、ボルカー・ルールおよび最終規則の意味における「銀行会社」である。

ファンドは、最終規則に基づく「カバード・ファンド」を構成しておらず、将来構成することもない。ファンドは「銀行会社」とみなされる可能性がある(よって、ボルカー・ルールに服する。)が、最終規則第10(a)(2)(iv)条は、銀行会社が、受託会社またはその他の同様の受託者の地位において、カバード・ファンドではない顧客を代理して、自らカバード・ファンドの所有持分を保有できることを規定している。

そのため、管理会社は、ファンドがボルカー・ルールを遵守していると考えている。

(23) ブレグジットの潜在的な影響

2017年3月29日、英国政府は、欧州連合(以下「EU」という。)に対し、EU離脱(すなわち「ブレクジット」)の意向を正式に通知した。現在のところ、英国は、2019年3月29日に正式にEUを離脱する予定である。英国と他のEU加盟国は、離脱協定に2020年末までの移行期間を盛り込む旨の政治的合意に達しており、この移行期間中、英国には、加盟国である場合と同様に引き続きEU法が適用される。しかし、英国の離脱をめぐっては、依然としてさらなる交渉を要する多くの問題があり、リスボン条約第50条に基づく離脱協定全体は、欧州理事会による承認、ならびに欧州議会および英国議会による批准があって初めて効力を生じる。

英国とEU(および協定による他のEU非加盟国)との今後の経済的および政治的関係は依然として不透明なままである。この不透明さにより、さらなる国際通貨および資産価格のボラティリティを生む可能性がある。このことは、ファンドおよび/または投資先ファンドが通貨へッジ方針の採用を決定した場合、ファンドおよび/または投資先ファンドならびにそれらの投資のリターンにマイナスの影響を及ぼし、その結果、費用が増大することがある。不透明感の継続は、経済全般の見通しに悪影響を及ぼす可能性があり、このため、ファンドおよび/または投資先ファンドならびにそれらの投資が自らの戦略を効果的に遂行する能力にマイナスの影響を及ぼすことがあり、ファンドおよび/または投資先ファンドの費用を増大させることもある。

どのようなクロスボーダーの活動を行うことができるかを制限する、ブレクジット後の英国規制とEU規制との相違が拡大する可能性がある。このことは、ファンドおよび/または投資先ファンドが投資助言またはポートフォリオ運用サービスを受ける能力に影響を及ぼし、または当該サービスの費用を増加させる可能性があり、ファンドを英国の投資家に販売する能力に影響を及ぼすこともある。ブレクジット関連の変動の内容およびその影響の範囲は、不透明であるが、重大なものとなる可能性がある。

(24) 金利指標改革の潜在的な影響

ロンドン銀行間取引金利(LIBOR)および欧州銀行間取引金利(EURIBOR)は、デリバティブ、融資、証券、住宅ローン等の契約に用いる基準相場を示す金利指標である。

国際的な規制当局は、代替金利指標(代替指標)が策定されるべきであり、LIBORやEURIBOR等の既存の金利は2021年以降継続されない可能性が高いと発表した。英文目論見書作成日現在、代替指標として、イングランド銀行はポンド翌日物平均金利(SONIA)を、スイスはスイス翌日物平均金利(SARON)を採用することが、アメリカ合衆国においては担保付翌日物調達金利が主要な基準相場となることが予想されている。

代替指標の採用は、金融セクター全般にわたる影響を及ぼし、データ・技術インフラ、財務、会計、法務、法規制の遵守、統制、ガバナンス、監督等の関係で、業界全体にわたる大きな変革を強いる可能性が高い。

代替指標への移行は、ユニ・フォリオの運営および運用のみならず、投資先ファンドが取引を行う投資市場にも影響を与えることとなる。

管理会社は、2021年末よりも前に代替指標を採用する予定であるが、その代替指標が既存指標の特性およびパフォーマンスを正確に再現するものであるとの保証はない。代替指標は異なる計算方法を使用する可能性が高いため、代替指標を採用することによりファンドおよび投資家に対して追加のコストや費用を負担させるというリスクが生じる。特に、代替指標の採用は、成功報酬の計算に用いられる指標を構成する既存のハードルレートに影響を与える。管理会社は、ファンドが今後行う借入れにおいては、新たな代替金利指標を参照した値付けがなされるものと予期している。

また、代替金利指標の採用によって、投資市場に不確実性、ボラティリティまたは混乱がもたらされることがあり、それによって投資先ファンドが効果的にその投資戦略を実行する能力が阻害される可能性がある。その結果、投資先ファンドに由来するリターンが減少し、または損失につながる可能性がある。

(25) オルタナティブ投資ファンド運用会社規則

EUのオルタナティブ投資ファンド運用会社規則(以下「AIFMD」という。)は、ファンド運営活動を行う、または欧州経済地域(以下「EEA」という。)内に住所地を置くまたは登記上の住所を置く投資家向けにファンドの持分の販売を行う特定のプライベート・ファンド運用会社の活動を規制する。あるファンドがEEA内に住所地を置くまたは登記上の住所を置く投資家向けに積極的に販売されている場合、(i)当該ファンドは、特定の報告、開示およびその他のAIFMDに基づく遵守義務の対象となりうるため、ファンドに付加的な費用および経費を生じさせることがある、()ファンドおよび/または管理会社は、特定のEEA管轄内の国内法に基づき生じる付加的な規制または遵守義務の対象となりうるため、ファンドに付加的な費用および経費を生じさせるまたはファンドの管理および運営に影響を及ぼすことがある、ならびに()管

理会社は、ファンドおよびスキーム・プロパティに関する詳細な情報が規制当局および第三者が利用可能とするよう要求されることがある。

(26) 欧州経済地域(「EEA」)内に住所地を置くまたは登記上の住所を置く投資家に対する通知

ユニ・フォリオは、非EEAのオルタナティブ投資ファンド運用会社(以下「AIFM」という。)により管理されている非EEAオルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」という。)である。したがって、投資家への開示、規制当局に対する報告および年次報告に関するAIFMDの規定の一部のみが適用される。そのため、かかる投資家は、ユニ・フォリオがEEAのAIFMにより管理されているEEAのAIFであった場合、AIFMDが想定する全規定の恩恵を受けることはない。

EEA内に住所地を置くまたは登記上の住所を置く投資家は、AIFMDに基づき開示が要求される重要情報を含むAIFMD投資家開示書面を参照すべきである。

投資先ファンドの戦略に関連する特定のリスクの検討

ファンドの投資先ファンドは、その性質上、特定のリスクを伴う。投資先ファンドは、追加リスクを伴う可能性のある投資手法(レバレッジ、空売りおよびデリバティブの使用など)を利用する。したがって、受益証券への投資は、相当なリスクを伴い、投資金全額を失うリスクを負うことができる者にしか適さない。投資予定者は、受益証券の申込みを行う前に、特に、以下の要因を考慮すべきである。

a. デリバティブ

投資先ファンドは、その投資方針の一環としておよびヘッジ目的のために、市場デリバティブおよび店頭デリバティブ(先物、先渡、オプションおよび差金決済契約を含むが、これらに限定されない。)の両方を利用することができる。かかる商品は、ボラティリティが高く、投資家を高い損失リスクにさらす可能性がある。かかる商品のポジションを設定するために通常必要となる低額の当初証拠金によって、レバレッジの水準は高くなる。その結果、商品の種類によって、ある契約の価格の比較的小さな変動が当初証拠金として実際に授受された資金額に比例して高い利益または損失を招き、預託された証拠金を上回る数量化不可能な更なる損失となることがある。請求される追加の証拠金が、投資先ファンドにおいて入手可能な現金額を上回る場合、投資先ファンドは、当該契約を決済しなければならない。また、価格変動に対する値幅制限および取引所における投機建玉制限は、ポジションの速やかな決済を妨げ、より大きな損失の可能性を招くことがある。さらに、ヘッジ目的に使用される場合、かかる商品とヘッジ対象の投資対象または市場セクターとの間に不完全な相関関係が生じる可能性がある。

店頭契約における取引は、追加のリスクを伴うことがあるが、これは、未決済のポジションを決済するための取引市場がないことに起因する。既存のポジションの清算、ポジションの価値の評価またはリスクへのエクスポージャーの評価を行うことができない可能性がある。取引相手方が純資産価値の減少、不正確な担保請求または担保回復の遅れを根拠に取引を終了することができるとする中途解約条項など、契約上の非対称性および非効率性もリスクを増大させることがある。投資先ファンドは、有価証券その他の資産に係るカバード・オプションおよびアンカバード・オプションを売却することもできる。当該オプションがアンカバード・オプションに該当する場合には、投資先ファンドは、無制限の損失を被る可能性がある。

b. 店頭金融デリバティブ取引

一般的に、店頭市場における取引に関する政府の規制および監督は、組織化された取引所で行われる取引のそれほど厳格ではない(店頭市場では、一般的に、通貨、先渡、直物契約およびオプション契約、クレジット・デフォルト・スワップ、トータル・リターン・スワップならびに一定の通貨オプションが取引される。)。また、取引清算機関による履行の保証など、一部の組織化された取引所の参加者に与えられる保護の多くは、店頭金融デリバティブ取引に関して利用できないことがある。したがって、店頭金融デリバティブ取引を行う投資先ファンドは、直接の取引相手方が取引に基づく自らの義務を履行せず、投資先ファンドが損失を被るリスクにさらされる。投資先ファンドは、特定の取引相手方から信用状または担保を受領することで、当該取引に関連して発生するエクスポージャーを減らすことができる。しかしながら、取引相手方に関する信用リスクを減らすために投資先ファンドが講じる措置にかかわらず、取引相手方が履行を怠らないまたはその不履行の結果投資先ファンドが損失を被らないという保証はない。投資先ファンドが取引を行う取引相手方は、随時、投資対象の一部に関する値付けまたは価格の見積りを中止することがある。かかる場合、投資先ファンドは、通貨、クレジット・デフォルト・スワップまたはトータル・リターン・スワップ

に関して希望する取引または未決済のポジションに関する相殺取引を締結することができず、これによって、パフォーマンスが悪影響を受ける可能性がある。さらに、取引所で取引される投資対象とは対照的に、通貨に係る先渡契約、直物契約およびオプション契約は、投資顧問会社に対し、同額かつ反対の取引を通じて投資先ファンドの債務を相殺する可能性を与えることはない。このため、投資先ファンドは、先渡契約、直物契約またはオプション契約を締結する際、当該契約に基づく義務を履行することを要求されることがあり、また、当該義務を履行できなければならない。

c. コモディティ連動型金融デリバティブ商品への投資

投資先ファンドは、商品市場にエクスポージャーを有することがある。かかる種類のエクスポージャーは、一般的に、株式および債券などの従来の有価証券への投資よりも大きなボラティリティを伴う。商品市場は、様々な要因に基づき大きく変動することがある。当該要因には、市場全体の変動、国内外の政治的・経済的事象および政策、戦争、テロ行為、国内外の金利および/または金利予測ならびに国内外のインフレ率および/または投資家のインフレ期待の変化、ならびに投資信託および商品ファンドの投資活動および取引活動が含まれる。様々な商品の価格は、干ばつ、洪水、天候、家畜病、禁輸、関税およびその他の規制の動向などの要因によって影響を受けることもある。かかる要因の多くが、全く予測不可能である。商品価格は、主要な生産地域または消費地域における供給および需要の混乱によって大幅に変動することもある。一部の商品は、限られた国で生産され、少数の生産者によって支配されることがある。その結果、かかる国々における政治、経済および供給に関連する事象が、当該商品の価格に不均衡な影響を与える可能性がある。

d. 取引相手方リスク

先物契約および先物オプション契約の締結には、取引相手方が投資先ファンドに対する自らの義務を履行できないリスク、すなわち信用リスクがある。多くの国際的な取引所で取引される先物契約および先物オプション契約の取引相手方は、当該取引所に関連する清算機関である。一般的に、清算機関は、その法人会員の支援を受けており、当該法人会員は、一会員による不履行によって生じた金銭的負担を分担する義務を負っているため、信用リスクは大幅に減らされることになる。清算機関がその会員の支援を受けていない場合は、通常、銀行その他の金融機関から成るコンソーシアムの支援を受けている。取引相手方、清算機関の会員または何らかの清算機関が、投資先ファンドに対する自らの義務を履行できる保証はない。

e. レバレッジ、借入金および債権者

投資先ファンドは、投資目的で、レバレッジ(借入れを通じたものを含む。)を利用することができる。 レバレッジの使用は、特別なリスクを生み、投資先ファンドの投資リスクを著しく高めることがある。レバレッジは、利回りおよびトータルリターンの増加の機会を生むが、同時に、投資先ファンドのキャピタル・リスクおよび利息費用へのエクスポージャーを増加させる。レバレッジを使用して行われた投資で得られた収益および利益で、関連する利息費用を超過するものは、超過しない場合と比べて、投資先ファンドの純資産価額の急増を招くことがある。反対に、関連する利息費用がかかる収益および利益を上回る場合、投資先ファンドの純資産価額は、上回らない場合よりも急速に減少することがある。

f. 流動性および投資対象の評価

投資先ファンドは、上場していないまたは活発な市場の存在しない有価証券またはデリバティブ商品に投資することがある。例えば、投資先ファンドは、新興市場を含む異なる市場への直接または間接のエクスポージャーを有する有価証券またはデリバティブ商品に投資することがあり、当該投資対象は、北米および欧州のより先進的な市場で取引される有価証券と比べ、政治リスクの増大または不利な為替変動による影響を受けることがある。また、投資先ファンドは、店頭市場でのみ取引される投資対象を取得する場合がある。したがって、当該投資対象の正確な評価および換金または当該投資対象のポジションの適切な価格での決済が、必ずしも可能であるとは限らない。

g. ポラティリティ全般

投資先ファンドは、極めてボラティリティの高い商品に投資することがある。投資先ファンドの保有する 投資対象の価値が予想以上に大きく変動した場合、これにより投資ファンドの純資産価額が大幅かつ急激に 変動し、巨額の損失につながることがある。

投資先ファンドの投資マネジャーがとるポジションは、当該マネジャーによる取引後数か月間にわたる価 格変動の予測に基づくものである。その間に、投資対象の市場価値が上昇しない、ひいては減少することも あり、このことは、投資先ファンドの純資産価額に反映されることになる。

h. モデル/情報技術への依存

投資先ファンドの投資アプローチは、投資先ファンドの投資マネジャーが長い時間をかけて開発した自動 化されたコンピュータ・アルゴリズムとして実装される数理モデルに基づくものであることがある。投資先 ファンドの投資アプローチの前提となる自動化されたアルゴリズムの運用が成功するかどうかは、投資先 ファンドの投資マネジャーが有する情報技術システムおよび当該投資マネジャーがそのシステムを利用可能 な状態に保ち、適切な障害復旧手順を整備しておく能力に左右される。また、市場力学は時間の経過により 変化することから、過去に大きな成功を収めたモデルであっても時代遅れとなることがあり、場合によって は多額の損失が発生するまで投資先ファンドの投資マネジャーがその事実に気づかないこともある。投資先 ファンドの投資マネジャーが効果的な数理モデルおよび自動化されたコンピュータ・アルゴリズムの維持に 成功する保証はない。

i. 空売り

空売りは、証拠金取引を伴うものであるために、ロング・ポジションに基づく取引と比べ高いリスクを伴 う場合がある。有価証券の空売りは、当該有価証券の市場価格が理論上無制限に値上がりするというリスク を伴うものであり、これによりショート・ポジションをカバーすることができなくなったり、理論上無制限 の損失が生じたりする可能性がある。ショート・ポジションをカバーするために必要な有価証券を購入する ことができるとの保証はない。

近年世界の金融市場が不安定であることを受け世界各地の規制当局が講じる規制措置または立法措置によ り、一定の有価証券でショート・ポジションをとることは制限されてきた。制限の水準は、国・地域により 異なり、短中期的に変更される可能性がある。これらの制限によって、多くの市場参加者はその投資戦略の 実行を継続すること、またはその未決済ポジションのリスクを管理することが困難となり、場合によっては 不可能となっている。したがって、投資先ファンドの投資マネジャーは、一定の有価証券、企業またはセク ターに関し否定的な見方を十分に表明することができないことがあり、投資先ファンドの投資マネジャーが 投資先ファンドの投資目的を達成する能力は、制限されることがある。

i. 為替リスク

投資先ファンドの資産および負債は投資先ファンドの基準通貨とは異なる通貨で表示されることがあるた め、投資先ファンドは、為替管理規制または基準通貨と他の通貨との為替相場の変動によりプラスまたはマ イナスの影響を受けることがある。為替相場の変動は、投資先ファンドの持分、受取配当または受取利息お よび実現損益の価値に影響を及ぼすことがある。通貨間の為替相場は、為替市場の需給、国際収支、政府の 介入、憶測その他の政治経済状況によって決まる。有価証券の表示通貨が対基準通貨で上昇した場合、当該 有価証券の価値は上昇する。反対に、同通貨の為替相場が下落すれば、当該有価証券の価値は悪影響を受け ることになる。投資先ファンドは、為替リスクをヘッジするために外貨取引を行うことがある。ただし、 ヘッジまたは保護が達成される保証はない。また、この戦略は、投資先ファンドの保有する有価証券の表示 通貨が対基準通貨で上昇した場合、投資先ファンドが当該有価証券のパフォーマンスから利益を得ることを 制限することがある。

k. 新興市場リスク

新興市場への投資に関連する特別なリスクにより、当該有価証券に対するエクスポージャーを有する投資 先ファンドは、投機的とみなされるべきである。一般に、新興市場の経済は、国際貿易への依存度が極めて 高く、そのため、貿易障壁、為替管理、相対的通貨価値の調整介入その他貿易相手国によって課されるまた は取り決められる保護措置による悪影響を受けており、今後も悪影響を受け続けることがある。これらの経 済は、貿易相手国の経済状況によっても悪影響を受けており、今後も悪影響を受け続けることがある。新興 市場への投資に関連するブローカー手数料および保管業務等の費用は、より先進的な市場への投資に関連す るものと比べて高額となることが一般的である。一部の市場では適切な保管システムが存在しないため、一 定の国に投資を行うことができない、または投資を行うために投資先ファンドはより大きな保管リスクを引 き受けなければならないことがある。また、当該市場は異なる決済・清算手続を有する。一定の市場では、 有価証券の取引高のペースに決済が追いつかず、当該取引の実行が困難となったことがある。投資先ファン

ドが決済上の問題により意図した有価証券を購入することができない場合、投資先ファンドは、絶好の投資機会を逃すことになる可能性がある。決済上の問題に起因して保有有価証券を処分できない場合、当該保有有価証券の価値が後に下落することで投資先ファンドが損失を被る可能性があり、または、投資先ファンドが当該有価証券の譲渡契約を締結していた場合には、その買主に対し潜在的な債務を負うことになる可能性がある。一または複数の新興市場において緊急事態が発生し、その結果、有価証券の取引が停止しまたは大幅に縮小し、投資先ファンドが当該市場において保有する有価証券の価格が直ちに入手可能なものではなくなるリスクも存在する。投資家は、新興市場における政治状況の変化によって、外国投資家に対する課税姿勢が大幅に変化することがある点に留意すべきである。当該変化によって、法律、法解釈または外国投資家への免税もしくは国際租税条約に係る利益の付与が改正・変更されることがある。当該改正・変更は、遡及的な効果を有する可能性があり、(当該改正・変更が行われた場合)その影響を受ける投資先ファンドの受益者の投資収益に悪影響を及ぼす可能性がある。

Ⅰ. 金利リスク

債券その他の固定利付証券に対するエクスポージャーを有する投資先ファンドは、金利が変動した場合、 その価値が下落することがある。一般に、債務証券は、金利下落時に値上がりし、金利上昇時には値下がり する。債務証券は、通常、長期のものの方が金利変動に対する感応度が高くなる。

m. 信用リスク

債券その他の固定利付証券に対するエクスポージャーを有する投資先ファンドは、発行体が当該有価証券に係る支払を行わないリスクにさらされる。財務状態の悪化している発行体は、有価証券の信用度を低下させ、それにより当該有価証券の価格変動が大きくなる可能性がある。有価証券の信用格付の引下げも、当該有価証券の流動性を相殺し、投資先ファンドによる売却を困難にさせることがある。信用度が低い債務証券に投資している投資先ファンドは、これらの問題による影響を受けやすく、その価値の変動性が高くなることがある。

n. 格付引下げリスク

投資適格債券は、非投資適格債券に格下げされるリスクにさらされることがある。有価証券または有価証券の発行体の信用格付が引き下げられた場合、投資先ファンドの当該有価証券に係る投資価値は、悪影響を受けることがある。格付が引下げられた場合、下記の非投資適格債券リスクが適用される。

o. 非投資適格債券

投資適格を下回る格付またはこれに匹敵する質の固定利付証券への投資は、投資適格債券と比べ、信用リスクが大きい。収益または元本の支払が支払期限到来時に行われない可能性が高いため、債務不履行リスクも高い。債務不履行後に回収される金額は、少額またはゼロとなることがあり、投資先ファンドが破産手続その他これに類する手続により損失を回収しようとする場合には、追加費用が発生することがある。これらの有価証券の市場は活発でないことから、投資先ファンドによる当該有価証券の売却が困難となることがある。これらの有価証券の評価は難しいため、投資先ファンドの価格の変動性が高くなることがある。

HSBCトレーディング・アドバンテージファンドのスイスにおける認可に伴い、前記の「リスク要因」において提供される情報に加え、投資者は、以下「スイスにおいて登録されたファンドに適用する追加リスク要因」において提供される追加情報に注意を払うべきである。また、投資者は、ファンドが一般に通常より高い投資リスクを伴うこと、およびファンドが情報に精通している投資者のみのために設定されていることに留意すべきである。投資者は、自己の資産の大部分をファンドに投資すべきでない。

(1) 一般的リスク

スイスで登録されたファンドに適用される追加リスク要因

投資を行おうとする者は、ユニ・フォリオへの投資には、投資全額を喪失するリスクを含む高度なリスクが伴うことに留意されたい。ファンドは、証券、金融先物およびデリバティブ商品のボラティリティ、為替リスクおよび金利リスク、かかる市場および商品におけるトレーディングのレバレッジ効果ならびに相手方の不履行に起因する損失に対する潜在的エクスポージャー等のリスクを含む高度なリスクを伴う商品に投資し、これらを取引する可能性がある。投資プログラムが良好に達成されるとの保証はなく、投資目的が達成されるとの保証もない。ファンドの受益証券の価格および価額は変動し、受益証券の価額は当初の投資額を下回ることがある。

ファンドが投資する投資信託の選定および監視の際に厳格なデュー・デリジェンスが行われるものの、かかる投資先ファンドの従前のパフォーマンスは、いかなる方法によってもその将来のパフォーマンス (収益性の観点からか相関性の観点からかを問わない。)を保証するものであると解釈されるものではない。受益証券の買戻し時またはファンドが解散した場合、投資者は、投資全額を回収できなくなることがある。

ファンドは、投機的な投資方針を追求する投資信託に投資することを目的とする。かかる投資先ファンドは、通常、「ヘッジ・ファンド」または「オルタナティブ投資」として知られるカテゴリーに属する。同様に、一連の投資対象には、コモディティの先物契約およびオプションならびに通貨または関係する金融商品の先物契約に投資する投資信託が含まれることがある。かかる投資先ファンドは、オプション権、先物契約または証券の空売り等の特殊な投資手法または取引技法を用いる可能性がある。ファンドは、複数のファンド・マネジャーにより複数の投資スタイルで管理されている投資先ファンドを選定することにより、または複数のセクターに投資することにより、リスクを分散させるよう努める。

(2) 管理機関の不存在

ファンドは、管理機関が投資先ファンドを全くまたは殆ど監視しない法域で設立された投資信託に投資する権限を授与されている。かかる場合、ファンドは受益者の利益を保護するために他の保証が行われることを確保するものの、かかる保護は管理機関による監視と比べると効果が低くなる可能性がある。また、かかる監視または保護は、投資先ファンドに適用される投資リスクおよびリスク分散に関する指示の明確性に欠け、または投資方針の柔軟性に欠ける可能性がある。かかるリスクを最小限に抑えるため、投資先ファンドの選定基準に関するデュー・デリジェンス手続が確立されている(前記「2 投資方針 (1)投資方針 デュー・デリジェンス」の項参照)。

(3) 投資先ファンドの現金不足

管理会社は合理的な期間内における投資証券または受益証券の買戻しを可能とする投資先ファンドを選定すべくあらゆる努力を行うものの、投資先ファンドによる投資が十分な流動性を有さず、買戻しが請求された場合に当該請求に迅速に応じられない可能性がある。現金不足は、ファンドの受益証券の流動性およびその投資対象の価額に影響を及ぼすことがある。

このため、買戻請求の取扱いは、流動性の不足によりファンドの純資産価額の算定が困難となる場合を 含む例外的状況において繰り越され、その後これに起因して受益証券の発行および買戻しが停止されるこ とがある(後記「第2 管理及び運営 1 申込(販売)手続等」および「2 買戻し手続等」の項参照)。

(4) 成功報酬

管理会社に対し支払われる報酬の一部は、ユニ・フォリオのパフォーマンスに基づく。管理会社は、ユニ・フォリオの価額が上昇した場合、キャピタルゲイン(実現・未実現を問わない。)を計上する。 また、ファンドが投資する可能性のある投資先ファンドの特別の性質のため、多くの投資先ファンド(大部分でないとしても)は、そのファンド・マネジャーに対し成功報酬を支払う。かかる取決めの一部として、ファンド・マネジャーは、保有資産の価額が上昇した場合、損失が実現されまたはかかる資産の価額が下落したとしても不利益を被らずに、キャピタルゲイン(実現・未実現を問わない。)から利益を得ることができる。

(5) 報酬体系

ファンドは、自らの管理費用、管理会社、投資顧問会社および受託会社に対し支払われる報酬ならびにファンドが投資した投資先ファンドからファンド・マネジャーその他の業務提供業者に対し支払われる報酬の比例按分額を負担する。このため、ファンドの運営費用は、他の投資プランと比べて純資産価額に対しより高い割合を表章することがある。また、投資先ファンドにより用いられる戦略の中には、ポジションの頻繁な変更およびポートフォリオの過当取引を要求するものもある。これは、同様の規模の他の投資プランと比べてはるかに高額なブローカー報酬を発生させることがある。

投資を行おうとする者は、管理会社、投資顧問会社および受託会社に対し支払われる報酬の他、投資先ファンドからファンド・マネジャーに対し支払われる報酬もあるため、二重の報酬となることに留意されたい。

ファンドがHSBCグループにより運用される投資先ファンドに投資した場合には、かかる二重の報酬はない。

(6) レバレッジ効果

ファンドが投資する投資先ファンドの中には、相当額のレバレッジを用いることができ、借入能力またはマージン・コミットメントの水準を制限されていないものもある。かかる投資信託により保有されるポジションの総額は、その純資産価額を超えることがある。かかるレバレッジは極めて高い全体的リターンを達成する可能性を提供するものの、同時にファンドのボラティリティを増加させ、投資全額を喪失するリスクを伴う。

(7) 空売り

ファンドは、証券の空売りを行い、このため証券が理論上到達することのできる最大価格に上限がないため、投資資産を無限のリスクにさらす投資信託に投資を行うことがある。ファンドが投資先ファンドを通じて空売りを利用する場合、ファンド自体の損失は、当該投資先ファンドへの投資額に限定される。

(8) 保管銀行の不存在

ファンドの資産が投資される投資先ファンドの中には、銀行に代えてブローカーを利用するものもある。かかるブローカーは、銀行の信用力と同一の概念を有していない可能性がある。また、規制された環境で運営される保管銀行とは異なり、ブローカーは、法的監視要件には従わず預託者としてのみ行為する。

(9) 利益相反

ファンドとファンドの運用におけるアドバイザーとして関与する個人もしくは会社および/またはファンドにより利用される投資先ファンドのファンド・マネジャーとの間で、利益相反が生じることがある。投資先ファンドのファンド・マネジャーは、通常、ファンドが投資した投資信託により行われる投資と同様の投資を行う他の顧客の資産も運用する。したがって、かかる顧客は、同一の契約または投資につき競合する可能性があり、各顧客に関する投資または利用可能な機会は通常公平に配分されるものの、かかる配分手法の中には、売買される投資対象に関する支払価格もしくは取得価格または売買される持分高に悪影響を及ぼすものもある可能性がある。

また、ファンド、他の顧客およびファンドが投資する多くの投資先ファンドに対し助言、保管およびその他の業務を提供する権限が授与されているHSBCグループにより提供される他の業務は、それ自体が利益相反の原因となることがある。

同様に、ファンド・マネジャーの中には、自らの投資先ファンドの資本を保有するものもある。このため、投資先ファンドにおける利益相反を排除することができない。

(10) ファンドによる投資の性質

投資判断は、通常、投資先ファンドにより独自に行われる。したがって、ファンド・マネジャーは、同一業界もしくは同一国における同一の証券もしくは銘柄においてまたは同一の通貨もしくはコモディティにおいて同時にポジションをとる可能性がある。したがって、ある投資先ファンドは、他の投資先ファンドがある商品の売却を決定した時期と殆ど同時期に当該商品の購入を決定する可能性もある。ファンド・マネジャーの選定が運用手法の実際の分散または投資先ファンドにより取られるポジションの体系的な処理をもたらすとの保証はない。

ファンドの資産は、当初の投資戦略にコモディティの先物契約および/または金融先物もしくは通貨の投機を含む投資先ファンドに分配される可能性もある。コモディティおよび通貨の先物契約の価格は、要求されるマージンレベルが低いため極めて変動的となる可能性がある。先物契約の会計には、通常、極めて高度なレバレッジが含まれる。このため、先物契約における比較的小さい価格変動が投資者にとり多大な損失または利益をもたらす可能性がある。同様に、投資先ファンドの中には、その資産の大部分をオプション権およびその他のレバレッジ商品に投資するものもあり、この場合、株式または投資先コモディティにおける比較的小さい変動が多大な損失または利益をもたらす可能性がある。

投資先ファンドのファンド・マネジャーが用いることのできる戦略および技法は殆ど制限されない。

ファンドは、その分散された投資対象のため、他の通貨で保有する資産に伴う為替リスク、他の法域において投資した資産に伴う会計リスク、ファンドが投資し、かつ、経済上もしくは政治上の困難または社

会問題が生じやすい国において保有される投資信託の資産に影響を及ぼす政治上、社会上および経済上の リスクを含むその他のリスクを負う可能性がある。

(11) 子会社の利用 (特定目的ビークル)

ファンドの資産は、ファンドが100%の持分を有し、かつ、その運用がポートフォリオ・ファンド・マ ネジャーにより保証されている個別の法主体である「子会社」において保有されることがある。かかる子 会社は、通常、海外の法域(例えば、ガージーまたは英国ヴァージン諸島(BVI))で設立される。かか る法域において適用される法律は、子会社による第三者へのコミットメントに関する当該子会社とその株 主との間の完全な法的分離の原則を認める。ただし、例外的に、子会社により行われたコミットメントに つきファンドが責任を負うというリスクが存在する。管理会社は、ポートフォリオ・ファンド・マネ ジャーとの間で締結する契約に特定の契約規定を含めることによりかかる内在リスクを最小限に抑えるあ らゆる努力を行う。

(12) マネージド・アカウントを通じた投資

ファンドの資産は、マネージド・アカウントに投資されることがある。ただし、かかる投資がファンド の完全所有子会社(以下「投資対象保有会社」という。)のみを通じて運用される場合に限られる。投資 対象保有会社の取締役の過半数は管理会社の取締役でなくてはならない。一または複数のポートフォリ オ・マネジャーが、かかる投資対象保有会社の資産について投資一任権限を有するものとして任命され る。かかるポートフォリオ・マネジャーの氏名は、ユニ・フォリオが随時公表する定期報告書において開 示され、受益者はいつでも管理会社の登記上の事務所において情報を照会することができる。ポートフォ リオ・マネジャーは、通常、固定運用報酬と変動成功報酬を受領する権利を有する。管理会社は、例え ば、ユニ・フォリオの資産を投資対象保有会社の債権者から隔離するため、ユニ・フォリオには適用され ない税制優遇策を受けるため、または、新規に募集を行っていないか、または関連するファンドの投資対 象・投資方針に合致しない投資方針を持つヘッジ・ファンドのマネジャーに資産を割り当てるために、有 限責任会社として設立された投資対象保有会社を利用することができる。各投資対象保有会社は、関連す るファンドの投資制限および投資目的に従って投資を行わなくてはならない。ファンドが一または複数の 投資対象保有会社を通じて投資運用の一部を行う場合、その資産にはかかる投資対象保有会社を通じて直 接的および間接的に保有される証券や金融商品が含まれる。ユニ・フォリオは、投資対象保有会社が発行 する全株式または受益証券をユニ・フォリオに代わり取得するために、ファンドの利用可能資産の一部を 利用する。一または複数の投資対象保有会社により発行され、ファンドにより保有される証券は、投資制 限規制上はファンドの投資とはみなされない。従って、ユニ・フォリオの監査済年次報告書および未監査 半期報告書を作成する場合には、各投資対象保有会社の財務実績は、ユニ・フォリオの監査人により監査 される関連するファンドの財務実績に連結される。投資対象保有会社の活動は上記の方法により資産を保 有することに限定される。更に、受託会社は、その法律上の義務を果たすためあらゆる方策を講じること を確保する。

(2) リスクに対する管理体制

リスクは複合的な側面を有していることから、HSBCオルタナティブ・インベストメンツ・リミテッド(ユ ニ・フォリオの投資顧問会社)は、全体的なアプローチによるリスク管理を行っている。ポートフォリオの 損失は、投資先ファンドおよびポートフォリオのレベルにおける、または予想外の世界的な事象による、相 互依存的な一連の要因から生じる可能性がある。投資顧問会社は、戦略的投資配分、投資先ファンドの取捨 選択およびポートフォリオ構築の過程において、投資顧問会社の投資運用チームによる積極的なリスク管理 を通じて、かかるリスクの管理に努める。さらに、潜在的な利害関係の対立を排除するために、業務管理責 任者への報告義務があるミドル・オフィスにより、運用チームから独立して、ポートフォリオに関する正規 のガイドラインおよび制限の遵守が検証される。投資顧問会社のリスク管理プロセスは、ヘッジファンドへ の豊富な投資経験、十分に設備の整ったグローバル・リサーチ・プラットフォーム、ならびに包括的な一連 の固有リスク管理とポートフォリオ構築の手段によってサポートされている。

ファンドは、ヘッジ目的のためにのみデリバティブ取引等を利用する。管理会社は、デリバティブ取引等 の想定元本がファンドのポートフォリオの純資産を超えないように管理する(簡便法)。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

別紙 A を参照のこと。

管理会社は、ファンドの受益証券の発行に応じ、ファンドの別紙Aに記載されるとおりの買付金に対する一定料率の当初申込手数料を買付代金から控除することができる。現在、管理会社は当初申込手数料を課していないが、ファンドの現行当初申込手数料料率の導入または引上げについては最初にすべての新規申込者または申込予定者(影響を受ける場合)に通知され、当初申込手数料および/または新規の料率を記載した最新の英文目論見書が発行される。

日本国内における申込手数料

申込手数料は、発行価格に3.30%(税抜き3.0%)以内で定められている料率を乗じて得た額とする。 申込手数料とは、購入時における商品内容の説明および投資に関する情報の提供ならびに購入に関する事 務手続等の対価として支払われるものであり、日本における販売会社または販売取扱会社に対して、その 約定に従い支払われる。管理会社は、申込手数料を一切受領していない。

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

別紙Aを参照のこと。

管理会社は、ファンドの受益証券の買戻しに応じ、ファンドの別紙Aに記載されるとおりの買戻代金に対する一定料率を上限とする買戻し手数料を買戻代金から控除することができる。ファンドの現行買戻し手数料料率の引上げについては最初にすべての受益者に通知され、新規の料率を記載した最新の英文目論見書が発行される。

日本国内における買戻し手数料

日本において、買戻し手数料は課せられない。

(3)【管理報酬等】

管理報酬および投資顧問会社の報酬

管理会社は、ファンドの資産から支払われる管理報酬を受領することができる。管理報酬は、各取引日に計算、計上され、これに関する計算は、365日で除した最終取引日以降の経過日数で乗じた管理報酬料率と純資産価格とを乗じたものとする。ファンドの現行の管理報酬料率は、別紙A記載のとおりである。最大管理報酬料率を上限とする管理報酬料率の増加は、効力発生日の30日前までに受益者に通知されなければならない。最大管理報酬料率の引上げは、受益者の承認を必要とし、十分な通知が行われるまで発効しない。

管理報酬は、信託証書に定める管理会社としての業務の対価として、管理会社に支払われる。投資顧問報酬は、投資顧問契約に基づく投資顧問業務の対価として投資顧問会社に支払われる。

()管理報酬

令和元年7月31日に終了した会計年度の管理報酬は、676.698米ドルであった。

あるファンドが別の一ファンドまたは複数ファンドに投資する場合、管理会社は、管理報酬の二重請求が発生しないよう取得したファンドの持分に関して管理会社に生じるすべての報酬が払い戻されるようにする。

Rクラス受益証券を除き、管理会社は、その絶対的裁量により、信託財産から支払われる管理報酬に 関連して当該管理報酬の全額または一部を仲介者に対し割り戻すことができる。また、管理会社は、そ の絶対的裁量により、当該管理報酬から受益者に対して割戻しを行うことができる。

報酬の開示

一定の過去および現在の販売会社は、管理会社から受領する販売報酬を、その他の仲介者および/またはファンドの直接的または間接的な受益者である顧客と分け合うことができる。

過去の付随的な取決めに基づき、約2名の受益者に、それらが投資しているファンドに関して支払う 管理報酬の100%までの割戻しを受ける権利が付与されている。これは、管理会社によって、自身の報 酬から支払われる。

) 投資顧問報酬

管理会社は、投資顧問会社に管理報酬から投資顧問報酬を支払う。ただし、管理報酬に投資顧問報酬 が含まれていないクラスS受益証券についてはこの限りでない。

呼値スプレッド

受益証券一口に当たりの発行価格の計算において、管理会社は、受益証券一口当たり純資産価格に呼値 スプレッド(もしあれば)を加算することができ、かかるスプレッドは、管理会社が決定し、ファンドの別 紙A「ファンド概要」に明示される受益証券一口当たり純資産価格に対する料率とする(以下「呼値スプ レッド」という。)。呼値スプレッド(もしあれば)を加算した一口当たり純資産価格が発行価格(以下 「発行価格」という。)となる。

成功報酬

ファンド証書により容認される場合、管理会社は、現行実績期間開始時の受益証券一口当たり純資産価 格と比較した当該評価時点の受益証券一口当たり純資産価格の増加率(以下「増加額」という。)が当該イ ンデックスの計算リターン(以下「インデックス・リターン」という。)を超え、かつ実績期間開始時の受 益証券一口当たり純資産価格がそれ以前の実績期間末現在の受益証券一口当たり純資産価格をも下回らな い場合、各評価時点に成功報酬(以下「成功報酬」という。)を計上することができる。インデックス・リ ターンは、該当する場合適切な複合要素を含む当該実績期間中のインデックスへの投資の増加率として計 算される。なお、かかるインデックスは、3月、6月、9月および12月の最終評価時点現在の実勢市場金 利に沿って更新される。

成功報酬はハイ・ウォーターマーク・ベースで計算される。

ある評価時点の増加額が当該日のインデックス・リターンを超える場合、管理会社は、当該評価時点に 発行済の受益証券口数を乗じた超過分に対し成功報酬料率を適用して計算された報酬を計上することがで きる。各ファンドの成功報酬料率については関連ファンド証書に詳述されている。実績期間は、当初申込 期間の終了時に開始し、当初申込期間の終了後少なくとも6か月経た12月31日に終了し、その後は各暦年 に終了する。

毎年12月31日現在計上されている成功報酬は、ファンドの信託財産から管理会社に支払われ、一度支払 われた成功報酬に払戻しの義務はない。

管理会社は、その裁量により成功報酬に対する管理会社の権利を全面的または部分的に放棄することが できる。管理会社は、その絶対的裁量により、信託財産から支払われるいかなる費用に関しても、当該費 用の全部または一部について割り戻しを行うことができる。成功報酬の取決めは、かかる報酬取決めがな い場合よりもさらに投機的な投資またはさらに損失リスクの大きな投資を管理会社が行うインセンティブ となることがある。

成功報酬の計算は一部未実現の利益(また未実現の損失)に基づいており、かかる未実現の利益が当該 ファンドにより全く実現されないことがあることを投資者は留意すべきである。

成功報酬の金額を含む(ただし、それに限られない。)本報酬に関し疑義のある場合、当該事項は監査人 に委ねられ、その決定は最終的なものとされる。

成功報酬は、ファンド資産の運用業務の対価として、管理会社に支払われる。

令和元年7月31日に終了した会計年度のファンドの成功報酬は、134,945米ドルであった。

受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から支払われる受託報酬を受領することができる。受託会社の報酬は、管理報酬と同じ基準で計算され、計上される。

ファンドに対する受託会社の報酬の現行料率は、別紙A「ファンド概要」に記載されるとおりである。 受託報酬は、信託証書に基づく受託業務の対価として受託会社に支払われる。

令和元年7月31日に終了した会計年度のファンドの受託報酬は、40,441米ドルであった。

保管報酬

包括保管契約に基づき受託会社が包括保管受託銀行に支払う報酬および副保管契約に基づき包括保管受 託銀行が副保管受託銀行に支払う報酬は、受託報酬から支払われる。さらなる保管委託契約に基づき副保 管受託銀行が支払う報酬は、包括保管受託銀行が副保管受託銀行に支払う報酬から支払われる。

(4)【その他の手数料等】

営業費用

法的費用、監査報酬(監査人等に支払う監査に係る報酬)、受益証券価格の各種新聞紙上での公告、仲介手数料、印刷、税金(法人税、源泉徴収税等)、登録手数料、ファンドの信託財産の全部または一部を保管するためにファンドが全額出資投資子会社を維持するコスト(適用ある場合)、管理会社、受託会社および投資顧問会社の他の一定の管理コストと諸費用を含むが、それらに限定されないその他一切の手数料および費用は、信託財産から原価で支払われるものの、リスク集約費用および為替ヘッジ・サービス強化費用は投資顧問会社の経費となり、信託財産から原価で支払われることに、特に留意すべきである。特定のサブ・ファンドに帰属していないと管理会社がみなす負債の場合、管理会社は、受託会社との協議の上、サブ・ファンド間に当該負債が割り当られまたは割当変更される基準を決定する裁量権を有する。

設立費用

ユニ・フォリオの設立とファンドおよび受益証券クラスの設定において管理会社が負担した当初設立費用は、まず管理会社が支払い、別紙に別途記載される場合を除き、その後、ファンドまたは受益証券クラスに割り当てられる最大額がファンドについては25,000米ドルまたは他の通貨相当額および受益証券クラスについては5,000米ドルまたは他の通貨相当額を超えないようにファンドまたは受益証券クラス間(適用ある場合)に割り当てられる。ファンドまたは受益証券クラスへの割当額はファンドまたは受益証券クラスに対し請求され、その資産から支払われ、その後ファンドまたは受益証券クラス内の会計処理を目的とし、ファンドについては5年および受益証券クラスについては1年を超えない期間にわたり償却される。

上記に代えて、管理会社は、当該費用を引き続き負担し、ファンドについては5年および受益証券クラ スについては1年を超えない期間にわたり毎週按分してファンドまたは受益証券クラスに対し負担額を課 すことができる。ただし、ファンドまたは受益証券クラス当たりの年次負担額は年間当たりファンドにつ いては5,000米ドルまたは他の通貨相当額、または受益証券クラスについては1,000米ドルまたは他の通貨 相当額を超えないものとする。随時、(a)管理会社の意見によれば、長期の継続的利益を有するかおよ び/または一もしくは複数のファンドまたは受益証券クラスに関係する特別の性質の追加費用が発生する ことがあり、(b)新ファンドまたは受益証券クラスが設定され、それにより現在の設立費用が分担される ことになり、また(c)既存ファンドまたは受益証券クラスが終了し、これに関し既に賦課済みの費用がま だ償却されていないことがある。かかるすべての場合、管理会社は、受託会社の事前の承認を得て、償却 額を調整し、償却期間をファンドについては5年および受益証券クラスについては1年以下に短縮するこ とができる。ただし、いかなるファンドまたは受益証券クラスにおいても償却されるべき費用の期限前支 払総額は、いずれの時点にてもファンドについては25,000米ドルまたは他の通貨相当額および受益証券ク ラスについては5,000米ドルまたは他の通貨相当額を超えないものとして、またあるファンドまたは受益 証券クラスの年間償却額または管理会社による年間負担請求額は、年間当たりファンドについては5,000 米ドルまたは他の通貨相当額、または受益証券クラスについては1,000米ドルまたは他の通貨相当額を超 えないものとする。

上記の および の費用の額は、投資者が間接的に負担することになるが、運用状況等により変動する ため、事前に料率、上限額等を示すことができない。また、上記の手数料・報酬等の合計額については、 投資者がファンドの受益証券を保有する期間等に応じて異なるため、表示することができない。 令和元年7月31日に終了した会計年度の、ファンドのその他の費用は、339千米ドルであった。

(5)【課税上の取扱い】

日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

- ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合
- (イ)受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (ロ)国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信 託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (八)国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの 分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%。2038年1月1日以後は20%(所得税 15%、住民税5%)の税率となる。)の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定 申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等(租税特別措置法(昭和32年法律第26号。その後 の改正を含む。)に定める上場株式等をいう。以下同じ。)の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益 通算が可能である。

- (二)日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差 益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315% の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等または金融機関等を除く。)、一定の場 合、支払調書が税務署長に提出される(2038年1月1日以後は15%の税率となる。)。なお、益金不算 入の適用は認められない。
- (ホ)日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した 場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取 得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、特定口座内での源泉徴収を選 択した場合には、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%。2038年1月1 日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ る。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告 不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が 可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (へ)日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(ホ)と同様の取 扱いとなる。
- (ト)日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払 調書が税務署長に提出される。
- (注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ガーンジーに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場 合、受益証券への投資に対しガーンジー税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (イ)受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (ロ)国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託 の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (ハ)国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの 分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%。2038年1月1日以後は20%(所得税 15%、住民税5%)の税率となる。)の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもでき るが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもで きる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいう。 おいて、以下同じ。)の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

- (二)日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差 益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315% の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除く。)、一定の場合、支払調書が税 務署長に提出される(2038年1月1日以後は15%の税率となる。)。なお、益金不算入の適用は認めら れない。
- (ホ)日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した 場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、特定口 座内での源泉徴収を選択した場合には、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民 税 5 %。2038年 1 月 1 日以後は20%(所得税15%、住民税 5 %)の税率となる。)の税率による源泉徴 収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一である が、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が 可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (へ)日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(ホ)と同様の取 扱いとなる。
- (ト)日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払 調書が税務署長に提出される。
- (注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ガーンジーに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場 合、受益証券への投資に対しガーンジー税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判 断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により前記(ないし!!!に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

全般

投資家は、申告書またはあらゆる税務(すべての所得税、キャピタル・ゲイン税、富裕税および固定資産税を含むが、これらに限定されない。)に関するその他の必要書類の提出およびその支払について有することがある義務を遂行する責任を負う。投資もしくは資産の保有または処分、さらに実現した収益、分配または損失は、投資家の適用ある本籍地、居住地、市民権または保有する資産の種別を含むがこれらに限定されない多数の要因に起因して税務上の影響を受けることがある。特定の国々では、本籍地、居住地または市民権の取得地に関わりなく、域外効力を有する税制を有していることがある。管理会社は、いかなる法律上または税務上の助言も行わず、投資家は、独立した法律または税務アドバイザーから法律上または財務上の助言を求めるべきである。ユニ・フォリオの購入申込みを行うことにより、投資家は、管理会社、受託会社、投資顧問会社または販売会社のいずれも、税務上の義務ならびに/または第三者により提供される法律上および/もしくは税務上の助言に対する責任を負わないことを認識し、同意するものとする。

ファンド

課税を回避しうるか、回避が望ましい場合、ユニ・フォリオまたはファンドが、収益の受領またはキャピタル・ゲインもしくは取引益に関し、いずれかの国で租税義務を意図的に負うことになることは予想されていない。さらに、管理会社は、総合的な収益(課税控除を計算に入れた後)が依然として魅力ある投資となる場合を除き、ファンドがある投資対象に対する利益の支払について源泉徴収税の課税対象となる場合、当該投資対象を取得することを予定していない。ファンドが税金を負担する場合、管理会社は、かかる税金を、潜在する税金の影響を勘案して当該投資決定がなされた上での税金であるとみなすことができる。

投資を行おうとする者には、自国でまたはファンド受益証券の取得、保有もしくは処分との関連する現在もしくは 過去の関係国で(当該国での保管会社またはノミニーの利用を含む。)自己に適用される税金の影響に関し助言を求 めることが強く勧められる。

管理会社または受託会社は、概ね、その目的のために設立された投資対象保有会社を通してファンドの資産を保有する。かかる会社は、英領ヴァージン諸島または利用可能な当該二重課税条約を勘案して管理会社または受託会社が適当とみなす他の地域において設立されることがある。

ガーンジーの所得税に関わる責任者は、その意見によれば、ユニ・フォリオが1989年所得税(免税機関)令(改訂済) に基づきガーンジーにおける所得税免除の適格性を有していることを確認している。ユニ・フォリオは現在ガーン ジーの所得税を免除されており、継続的に免除を得るために申請を予定しており、またかかる免除を維持するため に、ファンドは、ユニ・フォリオによって支払われる年間報酬コスト(現在年間当たり1,200スターリング・ポンド)を分担することになる。管理会社は、年次毎に認められるかかる免税上の地位をユニ・フォリオが維持するようにユニ・フォリオとファンドの業務を遂行する予定である。

ガーンジーは、資産の相続、証券のキャピタル・ゲイン、贈与、売却または出来高に対し課税せず、また財産税は 存在しない。受益証券の発行、譲渡、転換または買戻しに関してはガーンジーでは印紙税は課されない。

受益証券所有者

ファンドの受益証券に関わるすべての利益分配は、ガーンジーのあらゆる所得税の控除なしで行われる。ただし、かかる受益証券の所有者は、ガーンジーの所得税法上ガーンジー、オールダニーまたはヘルムの居住者とはみなされず、また居住者とみなされる他の者のノミニーとして行為していないことが必要である。受益者が居住者である場合、ユニ・フォリオが所得税の免除を受けている限り、ファンドの受益証券について分配される利益は、ガーンジーのあらゆる所得税の控除なしで行われる。ただし、受託会社は、ガーンジーの所得税に関わる責任者に対し、ガーンジー、オールダニーまたはヘルムの居住者である受益者に対して支払われた分配金の詳細を提示しなければならない。

FATCAおよび共通報告基準

FATCAは、外国口座税務コンプライアンス法 (Foreign Account Tax Compliance Act)の略である。同法は、米国内での租税回避を防ぐことを目的とした制定法の一部である。

米国財務省(「財務省」)および米国国税庁(「IRS」)により導入されたFATCAの目的は、米国人が自らの収益お よび資産に対する米国租税を回避するための銀行およびその他の金融機関の利用を制限することにより、より良い 税務遵守を促進することである。

国際的な税務遵守を改善し、FATCAを制定するため、世界的に多数の国々が米国政府との政府間協定(「IGA」)を 締結している。これらのIGAにより、FATCA法がこれらの国々における現地法の一部となる。

米国内国歳入法の第1471条から第1474条(「FATCA」)により、FATCA第1471条(d)(4)に定義される外国金融機 関(「FFI」)に対する特定の支払には、かかるFFIがFATCAに準拠していない場合30%の源泉徴収が課される。ユ ニ・フォリオは、FFIであり、よってFATCAの対象である。

2014年7月1日以降、米国内財源からの利息、配当およびその他特定の種類の収益を構成するユニ・フォリオおよ びサブ・ファンドに対する支払には、かかる源泉徴収税が適用される。2019年1月1日以降、かかる源泉徴収税 は、米国株式、債券および米国源泉配当または利息支払をもたらすその他特定の資産の売却またはその他の処分に より受領した総収益にも適用される。2019年1月1日または最終規則の公表日のいずれか遅い日以降、かかる源泉 徴収税は、米国源泉支払に起因するものである限りにおいて、一定の非米国金融機関からの非米国源泉支払の一部 にも課されることとなる。

これらのFATCA源泉徴収税は、(i)ファンドがFATCAの規定およびそれに基づく関連規則、通知および発表に従い FATCAに服する場合、または(ii)ファンドが適切なIGAに服する場合を除き、ファンドに対する支払に課されるこ とがある。

ファンドは、自らの収益がFATCA源泉徴収税の対象となることがないよう確保するため適切な時期にFATCAを遵守す ることを予定している。さらに、ガーンジーは、米国とIGAを締結しており、ユニ・フォリオおよびサブ・ファン ドは、かかるIGAの要項および現地の施行規則を遵守することを意図している。ガイダンス・ノート原案は、ガー ンジー内で公表されている。

他の国々は、情報の報告に関する税制を採用したかまたは採用する過程にある。ガーンジーは、50以上の国・地域 とともに、2016年1月1日より共通報告基準を採用しており、他の採用国・地域と税務情報を自動的に交換する。 その後、さらに多くの国・地域も共通報告基準を採用した。将来、これ以外の国・地域も共通報告基準を採用する 見込みである。ユニ・フォリオおよびファンドも、共通報告基準および現地の施行規則を遵守することを意図して いる。結果として、ユニ・フォリオおよびファンドは、かかる法律に基づく投資家(および場合によっては、投資 家の実質的な所有者および/または支配者)の税務状況および各投資家に関する情報をガーンジー税務当局に対す る開示のため入手することが必要となる。

FATCA / 共通報告基準の定める義務を遵守するため、ユニ・フォリオおよびサブ・ファンドは、自らの課税上の地 位を確定するための特定の情報を投資家から入手する必要がある。投資家が特定の米国人(FATCAの目的上)、報 告対象者(共通報告基準の目的上)、米国の居住者/市民または共通報告基準を採用した国・地域の居住者である 一もしくは複数の自然人により最終的に所有もしくは支配される企業、非参加FFI(「NPFFI」)である場合または 必要書類を提供しない場合、ユニ・フォリオおよびサブ・ファンドは、法的に許容される範囲内で、これらの投資 家に関する情報を該当税務当局に回覧するためにガーンジー税務当局に報告する必要があることがある。

投資家またはユニ・フォリオおよびサブ・ファンドの持分を保有するために用いられる仲介機関が、ユニ・フォリ オおよびサブ・ファンド、それらの代理人もしくは授権された代表者に、ユニ・フォリオおよびサブ・ファンドが FATCAまたは共通報告基準(または類似の制定法)を遵守するために必要な正確、完全かつ真正な情報を提供する ことができない場合、またはNPFFIである場合、当該投資家は、投資家に分配可能であったであろう金額に対する 源泉徴収の対象となることがあり、さらに () ユニ・フォリオおよびサブ・ファンドの持分を売却することを余 儀なくされること、または()特定の状況において、投資家のユニ・フォリオおよびサブ・ファンドの持分が非 任意的に売却されることがある。ユニ・フォリオおよびサブ・ファンドは、自らの裁量において投資家の同意を得 ずに、ユニ・フォリオおよびサブ・ファンドがFATCAまたは共通報告基準(またはこれらに類する措置)を遵守す るために適切または必要とみなす手段を講じるための補完的な契約を締結することができる。

投資家は、FATCAまたは共通報告基準(またはこれらに類する措置)の要件についての自らの状況に関し税務アド バイザーに相談すべきである。とりわけ、仲介機関を通じて受益証券を保有する投資家は、投資利益に対して FATCA源泉徴収税が適用されることのないよう確保するため、それらの仲介機関がFATCAを遵守しているか確認すべ きである。

EDINET提出書類

HSBCマネジメント(ガーンジー)リミテッド(E31085)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

投資を行おうとする者には、自国でまたはファンド受益証券の取得、保有もしくは処分との関連する現在もしくは過去の関係国で(当該国での保管会社またはノミニーの利用を含む。)自己に適用される税金の影響に関し助言を求めることが強く勧められる。

税務情報請求

現地もしくは外国の法律、制定法もしくは規制に従い現地もしくは外国の規制当局もしくは税務当局(「税務当局」)が行う情報請求(「税務情報請求」)を遵守するため、ならびに/またはファンドの税務報告および会計処理義務を充足するため、管理会社および/または受託会社は、企業体の状況の情報、個人税務情報、受託会社または管理会社に向けた税務情報請求内で税務当局により指定され、管理会社および/または受託会社が保有している、またはかかる投資家が管理会社または受託会社に提供する投資家に関係する付加的な情報を、かかる税務当局対し収集、保存、使用、処理、開示、報告することがある。

多くの国々は、情報報告に関する税制の導入過程にある。ユニ・フォリオおよびサブ・ファンドは、かかる要件の 正確な指標は十分に明らかでないものの、適用を受けることがあるかかる税制を遵守する意向である。結果とし て、ユニ・フォリオおよびサブ・ファンドは、かかる国の法律に基づく投資家の税務状況および各投資家に関する 情報を当該政府当局に対する開示のため入手することが必要となることがある。

5【運用状況】

運用実績は、過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆または保証するものではない。

(1)【投資状況】

HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド

(令和元年11月末日現在)

| 資産の種類 | 国・地域名 | 時価合計(米ドル) | 投資比率(%) |
|-----------------|-----------|------------------------------|---------|
| | ケイマン諸島 | 29,550,029.53 | 49.30 |
| | 英領ヴァージン諸島 | 13,522,842.86 | 22.56 |
| 投資信託 | バミューダ諸島 | 7,774,728.81 | 12.97 |
| 投具信託 | アイルランド | 4,548,072.70 | 7.59 |
| | ルクセンブルク | 4,309,409.70 | 7.19 |
| | 小計 | 59,705,083.60 | 99.62 |
| 現金その他の資 | 資産(負債) | 228,142.11 | 0.38 |
| 合 計(純資産総額) | | 59,933,225.71 (約6,566百万円) | 100.00 |

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド

(令和元年11月末日現在)

| _ | | | | | | | (| 午11万不口况1 | |
|----|--|------------------------|------|--------------|-----------|--------------|---------------|---------------|-------|
| 順 | 銘柄 | 国名 | 種類 | 保有口数 | 取得原促 | 動(米ドル) | *ドル) 時価(**ドル) | | 投資比率 |
| 位 | ж ы ну | | 1=/5 | / 株数 | 単価 | 金額 | 単価 | 金額 | (%) |
| 1 | AHL (Cayman) SPC - Class A Evolution Segregated Portfolio - Class A1 Evolution USD | ケイマン諸島 | 投資信託 | 5,072,954.22 | 1.02 | 5,170,354.94 | 2.01 | 10,212,364.14 | 17.05 |
| 2 | Tewksbury Investment Fund Ltd Class B | バミューダ諸 島 | 投資信託 | 377.18 | 13,535.94 | 5,105,456.89 | 20,612.89 | 7,774,728.81 | 12.98 |
| 3 | Two Sigma Compass Enhanced Cayman Fund, Ltd - Class A1 Benchmark Series | ケイマン諸島 | 投資信託 | 1,157.22 | 3,831.89 | 4,434,334.60 | 6,588.07 | 7,623,841.09 | 12.73 |
| 4 | The Winton Fund Limited - Class B - Lead Series 14- 201390-000002 | 英領ヴァ ー ジ ン諸島 | 投資信託 | 6,739.32 | 1,073.75 | 7,236,321.20 | 1,089.70 | 7,343,832.46 | 12.26 |
| 5 | Two Sigma Absolute Return Macro Enhanced Cayman Fund, Ltd Class A1 Series 1 Benchmark | ケイマン諸島 | 投資信託 | 4,572.24 | 1,000.00 | 4,572,239.20 | 1,573.50 | 7,194,410.15 | 12.01 |
| 6 | Crabel Fund SPC, Ltd Class A - Fee 2 - Series 95 | 英領ヴァージ ン諸島 | 投資信託 | 3,797.83 | 1,000.00 | 3,797,828.80 | 1,218.23 | 4,626,645.69 | 7.72 |
| 7 | FORT Global UCITS Funds P.L.C FORT Global UCITS Contrarian Fund - USD Class | アイルランド | 投資信託 | 3,660.54 | 1,067.08 | 3,906,089.02 | 1,242.46 | 4,548,072.70 | 7.59 |
| 8 | Transtrend Fund Alliance SICAV - OmniTrend (USD) - USD | ルクセンブル ク | 投資信託 | 1,899.23 | 2,008.74 | 3,815,049.10 | 2,269.03 | 4,309,409.79 | 7.19 |
| 9 | Man AHL Evolution Frontier Fund Limited - Class A USD TRAD | ケイマン諸島 | 投資信託 | 3,228,628.00 | 1.23 | 3,970,243.85 | 1.22 | 3,943,446.24 | 6.58 |
| 10 | Crabel Fund SPC, Ltd. - Class A - Fee 2 - Series 231 | 英領ヴァージ ン諸島 | 投資信託 | 1,318.55 | 1,000.00 | 1,318,553.70 | 1,177.32 | 1,552,364.65 | 2.59 |
| 11 | Two Sigma Absolute Return Macro Enhanced Cayman Fund, Ltd Class A1 Series 1A- 2019 | ケイマン諸島 | 投資信託 | 500.00 | 1,000.00 | 500,000.00 | 1,105.15 | 552,575.60 | 0.92 |

【投資不動産物件】

令和元年11月末日現在、該当事項なし。

【その他投資資産の主要なもの】

令和元年11月末日現在、該当事項なし。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および令和元年11月末日までの前一年間における各月末のファンドの純資産の推移は、次の通りである。

| | 純資産総 | ····································· | 一口当たり純資産価格 | | 資産価格 |
|------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|------------|---------|-------------|
| | 千米ドル | 百万円 | クラス | 米ドル/ユーロ | 円 |
| 第十三会計年度末 | 274,430 | 30,067 | USD | 142.06 | 15,564 |
| (平成22年7月末日) | 274,430 | 30,007 | EUR | 128.70 | 15,520 |
| 第十四会計年度末 | 381,012 | 41,744 | USD | 154.66 | 16,945 |
| (平成23年7月末日) | 301,012 | 71,777 | EUR | 139.75 | 16,852 |
| 第十五会計年度末 | 315,159 | 34,529 | USD | 153.25 | 16,790 |
| (平成24年7月末日) | 010,100 | 01,020 | EUR | 138.73 | 16,729 |
| 第十六会計年度末 | 196,456 | 21,524 | USD | 130.74 | 14,324 |
| (平成25年7月末日) | , | | EUR | 118.25 | 14,260 |
| 第十七会計年度末 | 88,550 | 9,702 | USD | 132.52 | 14,519 |
| (平成26年7月末日) | 55,555 | -,,,- | EUR | 119.80 | 14,447 |
| 第十八会計年度末 | 68,429 | 7,497 | USD | 151.04 | 16,548 |
| (平成27年7月末日) | 55, | ., | EUR | 137.19 | 16,544 |
| 第十九会計年度末 | 54,256 | 5,944 | USD | 171.11 | 18,747 |
| (平成28年7月末日) | 51,255 | | EUR | 154.52 | 18,634 |
| 第二十会計年度末 | 61,797 | 6,770 | USD | 159.54 | 17,479 |
| (平成29年7月末日) | - , - | | EUR | 141.52 | 17,066 |
| 第二十一会計年度末 | 58,879 | 6,451 | USD | 161.89 | 17,737 |
| (平成30年7月末日) | 55,515 | 2, 121 | EUR | 139.65 | 16,840 |
| 第二十二会計年度末 | 61,222 | 6,707 | USD | 175.12 | 19,186 |
| (令和元年7月末日) | 0.,=== | | EUR | 146.79 | 17,701 |
| 平成30年12月末日 | 60,852 | 6,667 | USD | 166.15 | 18,203 |
| 1 72200 1 12737101 | 35,552 | | EUR | 124.00 | 14,953 |
| 平成31年1月末日 | 61,184 | 6,703 | USD | 166.99 | 18,295 |
| 1 7200 1 1 7 3 2 1 4 1 | 01,101 | | EUR | 141.79 | 17,098 |
| 2月末日 | 61,094 | 6,693 | USD | 166.24 | 18,213 |
| | 51,551 | | EUR | 140.83 | 16,983 |
| 3月末日 | 62,400 | 6,837 | USD | 171.11 | 18,747 |
| | , | -, | EUR | 144.87 | 17,470 |
| 4月末日 | 60,917 | 6,674 | USD | 170.68 | 18,700 |
| | ,- | | EUR | 143.97 | 17,361 |
| 令和元年 5 月末日 | 58,928 | 6,456 | USD | 165.82 | 18,167 |
| | , | | EUR | 139.38 | 16,808 |
| 6 月末日 | 61,278 | 6,714 | USD | 171.73 | 18,815 |
| 12111 | , | | EUR | 143.96 | 17,360 |
| 7月末日 | 61,222 | 6,707 | USD | 175.12 | 19,186 |
| | - ' | -, | EUR | 146.79 | 17,701 |
| 8月末日 | 61,823 | 6,773 | USD | 176.64 | 19,353 |
| | - , | 6,628 | EUR | 147.79 | 17,822 |
| 9月末日 | 60,492 | | USD | 173.11 | 18,966 |
| | , - | 0,020 | EUR | 144.12 | 17,379 |
| 10月末日 | 60,371 | 6,614 | USD | 171.42 | 18,781 |
| | , , , , , , , , , , , , , , , , , , , | , | EUR | 142.41 | 17,173 |
| 11月末日 | 59,930 | 6,566 | USD | 171.40 | 18,779 |
| | , | | EUR | 142.17 | 17,144 |

- (注1) ファンドの米ドル・クラスの運用は、平成17年10月31日に、ユーロ・クラスの運用は、平成18年3月31日に開始された。
- (注2) 「クラス」欄の「USD」とは、米ドル・クラス受益証券、「EUR」とは、ユーロ・クラス受益証券のことをいう。
- (注3) 上記の純資産総額は、千米ドル未満を四捨五入して作成されており、千米ドル未満を切り捨てて作成されている財務書類の数値とは異なる場合がある。

【分配の推移】

ファンドは、分配金相当額を再投資する累積型であり、分配の推移について該当事項はない。別紙を参照のこと。

【収益率の推移】

(米ドル・クラス)

| 会計年度 | 前会計年度末の一口当たり 純資産価格(米ドル) | 会計年度末の一口当たり 純資産価格(米ドル) | 収益率(%) |
|----------|----------------------------|---------------------------|--------|
| 第十三会計年度 | 144.34 | 142.06 | -1.58 |
| 第十四会計年度 | 142.06 | 154.66 | 8.87 |
| 第十五会計年度 | 154.66 | 153.25 | -0.91 |
| 第十六会計年度 | 153.25 | 130.74 | -14.69 |
| 第十七会計年度 | 130.74 | 132.52 | 1.36 |
| 第十八会計年度 | 132.52 | 151.04 | 13.98 |
| 第十九会計年度 | 151.04 | 171.11 | 13.29 |
| 第二十会計年度 | 171.11 | 159.54 | -6.76 |
| 第二十一会計年度 | 159.54 | 161.89 | 1.47 |
| 第二十二会計年度 | 161.89 | 175.12 | 8.17 |

(ユーロ・クラス)

| 会計年度 | 前会計年度末の一口当たり 純資産価格(ユーロ) | 会計年度末の一口当たり 純資産価格(ユーロ) | 収益率(%) |
|----------|----------------------------|---------------------------|--------|
| 第十三会計年度 | 131.30 | 128.70 | -1.98 |
| 第十四会計年度 | 128.70 | 139.75 | 8.59 |
| 第十五会計年度 | 139.75 | 138.73 | -0.73 |
| 第十六会計年度 | 138.73 | 118.25 | -14.76 |
| 第十七会計年度 | 118.25 | 119.80 | 1.31 |
| 第十八会計年度 | 119.80 | 137.19 | 14.52 |
| 第十九会計年度 | 137.19 | 154.52 | 12.63 |
| 第二十会計年度 | 154.52 | 141.52 | -8.41 |
| 第二十一会計年度 | 141.52 | 139.65 | -1.32 |
| 第二十二会計年度 | 139.65 | 146.79 | 5.11 |

⁽注) 収益率(%)=100×(a-b)/b

a = 会計年度末の一口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の一口当たり純資産価格(分配落の額)。

(4)【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度におけるファンドの販売および買戻しの実績ならびに各会計年度末における発行済口数は、次の通りである。

HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド(米ドル・クラス)

| | 販売口数 | 買戻口数 | 発行済口数 |
|----------|-------------|--------------|--------------|
| 第十三会計年度 | 182,438.24 | 372,180.57 | 1,093,511.11 |
| | (9,692.39) | (28,253.61) | (362,361.83) |
| 第十四会計年度 | 763,465.87 | 321,531.61 | 1,535,445.37 |
| | (13,537.55) | (72,765.29) | (303,134.09) |
| 第十五会計年度 | 208,093.49 | 486,325.60 | 1,257,213.26 |
| | (0) | (0) | (303,134.09) |
| 第十六会計年度 | 98,476.61 | 645,224.59 | 710,465.28 |
| | (0.00) | (180,050.83) | (123,083.26) |
| 第十七会計年度 | 32,585.12 | 320,549.33 | 422,501.07 |
| | (0.00) | (50,657.05) | (72,426.21) |
| 第十八会計年度 | 4,632.66 | 115,618.20 | 311,515.53 |
| | (3,336.23) | (20,479.82) | (55,282.62) |
| 第十九会計年度 | 0.00 | 52,335.62 | 259,179.91 |
| | (0.00) | (20,367.47) | (34,915.15) |
| 第二十会計年度 | 8,423.72 | 28,575.65 | 239,027.98 |
| | (4,332.94) | (13,645.86) | (25,602.23) |
| 第二十一会計年度 | 12,528.14 | 18,704.87 | 232,851.25 |
| | (0.00) | (5,529.80) | (20,072.43) |
| 第二十二会計年度 | 230.40 | 9,052.61 | 224,029.04 |
| | (0.00) | (4,590.11) | (15,482.32) |

(注) ()の数字は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド(ユーロ・クラス)

| | 販売口数 | 買戻口数 | 発行済口数 |
|----------|-----------|------------|------------|
| 第十三会計年度 | 53,942.34 | 158,189.88 | 142,718.44 |
| | (973.77) | (0) | (2,257.38) |
| 第十四会計年度 | 96,438.10 | 49,247.79 | 189,908.75 |
| | (0) | (0) | (2,257.38) |
| 第十五会計年度 | 22,105.19 | 78,056.42 | 133,957.52 |
| | (0) | (0) | (2,257.38) |
| 第十六会計年度 | 10,920.48 | 128,613.49 | 16,264.51 |
| | (0.00) | (1,084.76) | (1,172.62) |
| 第十七会計年度 | 55.48 | 7,115.28 | 9,204.71 |
| | (0.00) | (0.00) | (1,172.62) |
| 第十八会計年度 | 7.45 | 4,204.77 | 5,007.39 |
| | (0.00) | (0.00) | (1,172.62) |
| 第十九会計年度 | 0.00 | 1,045.60 | 3,961.79 |
| | (0.00) | (0.00) | (1,172.62) |
| 第二十会計年度 | 0.00 | 1,549.67 | 2,412.12 |
| | (0.00) | (1,172.62) | (0.00) |
| 第二十一会計年度 | 0.00 | 1,654.72 | 757.40 |
| | (0.00) | (0.00) | (0.00) |
| 第二十二会計年度 | 0.00 | 0.00 | 757.40 |
| | (0.00) | (0.00) | (0.00) |

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 海外における販売手続等

適格投資家

ファンドの受益証券の申込みを行う者は、適格投資家でなければならない。適格投資家とは、()18歳以上であり、()米国人ではなく、()同人に影響する各国または政府機関のすべての法律、財務要件、為替管理規制に従って当該ファンドの受益者である資格があり、()同人が受益者となることによって、ユニ・フォリオ、ファンド、もしくは他の受益者が租税義務を負うことにならず、または本来負担もしくは被り得ないその他金銭上、財務上、規制上等の不利益を被ることにならず、また()ユニ・フォリオまたはファンドが1940年米国投資会社法(改正済)に基づき登録を要求されることにならない者と定義される。

受益証券を取得し、保有することは、当該投資家が適格投資家であることを継続的に表明し、保証することになる。適格投資家でなくなったことを認識した受益者はその所有受益証券を適格投資家に譲渡するか、または当該受益証券の買戻しを請求しなければならない。管理会社または名義書換事務代行会社の意見により適格投資家ではない受益者は、強制的に買い戻されることがある。「強制買戻し」の項の以下の情報をご参照下さい。

さらに、管理会社および名義書換事務代行会社は、米国人の株主(または、これに準ずる者)を有するファンドからの受益証券の申込みを拒絶する権利を留保している。

マネー・ロンダリング規制

管理会社および名義書換事務代行会社は、受益証券申込みの受付および資金の受領に際してデュー・デリジェンスを行うことを義務づける国内外の反マネー・ロンダリングおよびテロリズム防止規則(管理会社の場合には1999年ガーンジー刑事司法(犯罪収益)(改正済)、2007年ガーンジー刑事司法(犯罪収益)(金融サービス業)規則(改正済)ならびに金融犯罪およびテロリスト金融に関する金融サービス業向け委員会のハンドブック、名義書換事務代行会社の場合には2010年アイルランド刑事罰(マネーロンダリングおよびテロリスト金融)規則を含むが、これに限られない。)(以下「適用あるAML法」という。)に服する。適用あるAML法により、管理会社および/または名義書換事務代行会社は、国内外で調査を行い、その承知する調査結果および状況を報告することを要求されている。

名義書換事務代行会社は、受益証券の申込みを行う投資家の身元の証明を要求する。したがって、受益証券の申込人は、初回の受益証券の申込みの際には必ず、申込書の関連の項目に記入し、必要な添付書類とともに提出しなければならない。身元確認の目的で要求された情報の提出に遅滞・不履行がある場合には、名義書換事務代行会社は申込みや申込金の受理を拒否することができ、また、申込後に要求された情報については、情報が提出されるまで買戻代金の支払を拒否することができる。

マネー・ロンダリングおよびテロリズム金融の抑止

マネー・ロンダリングおよびテロリズム金融の防止を目的とした措置は、投資家の身元、住所、資金源ならびに該当する場合には、リスクについてセンシティブに対応して実質的な所有者の詳細な検証およびユニ・フォリオとの取引関係の継続的な監視を必要とする。

一例として、個人投資家は、()正式名、旧名(旧姓等)およびその他の通称、()主たる居住地の住所、()生年月日および出生地、()国籍、()職業、就いている公職および該当する場合には雇用者の氏名、ならびに()公的な個人識別番号その他個人の写真が付された有効期限内の公的文書(例:パスポート、身分証、居住許可証、社会保障記録、運転免許証)に記載された固有の識別番号を含む識別データの提供を求められる。

一例として、法人の投資家の場合、法人としての法人格を確認するために以下の提出が求められる場合がある。()該当する場合、設立証書(またはその同等物)、()法人が解散、名簿抹消、清算または終了しておらず、現在そのいずれも進行中ではない旨の確認を含む、会社登録検索、()直近の監査済年次財務

書類の写し、()基本定款および通常定款または同等の設立関連文書の写し、()取締役名簿の写し、()株主名簿の写し、()電子的情報源を含む、独立した情報照会先(例:ビジネス情報サービス)、ならびに()口座の開設および口座署名者の登録を承認した取締役会決議の写し。

重要な公的地位を有する者(以下「PEP」という。)についても、その身元が特定されなければならない。PEPとは、(A)ガーンジー以外の国・地域内で、その時期にかかわらず、現在または過去において、()国家元首または首相、()高位の政治家その他政党の重要幹部、()政府高官、()上級裁判官、()軍高官、および()国有企業の経営幹部を含むがこれらに限定されない重要な公的地位にある者、もしくはそのような地位に選任もしくは任命された者、(B)当該個人の家族(その配偶者、パートナー(公的地位を保有している国・地域の法律により「パートナー」が配偶者に相当するものとみなされている場合)、親、子供、兄弟姉妹、義理の親もしくは孫を含むがこれらに限定されない。)、または、(C)()当該個人と緊密な取引関係を維持していることが広く知られている者、もしくは()当該個人のために大規模な金融取引を行う立場にある者を含むがこれらに限定されない、当該個人と近しい関係にある者をいう。

投資家の資金源および富の源泉を理解することは、特にPEPとの関係においては、顧客デューディリジェンスの重要な要素である。資金源とは、取引関係または一見取引を目的とした資金を生み出す活動をいう。富の源泉とは、資金源とは区別されるもので、取引関係の内外においてある個人の純資産総額を生み出した活動、すなわち、顧客の純資産および財産を生み出した活動をいう。資金源または富の源泉の確認にあたり、資金源および富の源泉に関するリスクの影響ならびに申込者の資金源および/または富の源泉を生み出した活動の地理的範囲を検討し、文書化しなければならない。

管理事務代行会社、管理会社および名義書換事務代行会社はそれぞれ、投資家の身元、住所、資金源を検証する必要がある情報を請求する権利を有する。投資家または申込者による身元確認のために要求された情報の提出に遅滞・不履行が生じた場合、管理会社、名義書換事務代行会社または管理事務代行会社は、申込みまたは申込金の受領を拒絶することができる。さらに、管理会社、名義書換事務代行会社または管理事務代行会社は、かかる状況において、買戻請求の処理または買戻代金の支払を拒絶することもできる。申込者は、買戻代金が登録口座にのみ振り込まれることに留意しなければならない。

受益証券の各申込者は、かかる情報および資料が請求されたが、申込者により提出されなかった場合に受益証券の申込みまたは買戻請求の処理できなかった結果生じた損失に関して、管理事務代行会社、管理会社、名義書換事務代行会社およびファンドが補償され、免責されることを認識する。更に、管理会社、名義書換事務代行会社または管理事務代行会社は、管理会社、名義書換事務代行会社または管理事務代行会社のいずれかにより、特定の受益証券保有者に対する買戻代金または分配金の支払が適用のある反マネー・ロンダリング規制またはその他の法令に違反または違反となる可能性が疑われるか、またはそのような助言を関連する法域内の者から受けた場合には、当該受益証券保有者に対して買戻代金の支払または分配を行うことを拒否する権利を有し、また、かかる拒否がファンド、管理会社、管理事務代行会社または名義書換事務代行会社が関連する法域における法令遵守を確保するために必要または適切であると判断される場合も同様とする。

「顧客を知る」の規制

HSBCグループは、厳格に「顧客を知る」という方針で営業しており、管理会社、受託会社および名義書換事務代行会社はそれぞれ、ユニ・フォリオに提供する役務に関しかかる方針に従う。

契約証書

契約証書は、取引成立後2営業日以内に発行される。適用される純資産価格が公表されるまで取引は成立しない(詳細な情報ついては、後記「4資産管理等の概要 (1)資産の評価」を参照。)。名義書換事務代行会社は、場合に応じファンドの受益証券の口数と種類、価格、支払われるべき対価総額または買戻金額、取引日の期日、賦課される当初手数料または買戻し手数料額、受益者名簿に記入される登録細目を記載した契約証書を、受益証券申込者または受益証券を買い戻す所有者に対し送付する。

受益証券の申込み

ファンドの受益証券が発行される前に、名義書換事務代行会社は、管理会社が認める体裁で完成された申込 書を受領することを要する。

ファンドの受益証券の当初買付申込みについて、管理会社がその絶対的裁量により低価額の受諾に同意する場合を除き、別紙A「ファンド概要」に記載されるファンドの最低保有額を下回らない価額でなければならない。また、払込未了受益証券クラスの申込みについては、名義書換事務代行会社が当該申込みを受諾するには、関連する取引日に当該受益証券クラスにつき総計2,500,000米ドル以上の申込みを受領する必要があるものと見込まれる。ただし、管理会社がその絶対的裁量によりこれと異なる判断を下し、その旨を名義書換事務代行会社に通知した場合はこの限りでない。

関連するクラス受益証券の通貨建ての決済用キャッシュは、当該取引日の4営業日前の午後11時59分(ガーンジー時間)までに、名義書換事務代行会社が受領していなければならない。上記の時刻までに決済用キャッシュが受領されなかった場合、申込みはキャンセルされ、申込可能な翌取引日に処理されることがある。

ファンドの基準通貨以外の通貨で受領した申込金は、管理会社の裁量により決定される換算レートにより、管理会社または指定の代理人によって必要とされる通貨に換算される。受益証券は記名式であるため、受益証券の所有に係る券面は発行されない。端数の受益証券は小数第二位まで発行される。買付金から当初手数料(もしあれば)の控除後、名義書換事務代行会社は、得られた金額を当該受益証券の発行価格で除して発行される受益証券口数を決定する。

当初申込み後、継続申込みは、(事前に名義書換事務代行会社が同意した様式または方法により、また名義 書換事務代行会社の要求に従って)電子的に受諾することもできる。

受益証券の現物による申込みは、管理会社の絶対的な裁量および信託証書に基づいて受理される。ただし、申込者が受益証券の発行を選択し、かつ明示的に同意し、申請者によって提供される資産が発行される受益証券と等価の価値を有し、提供資産が関連するファンドに適用のある投資目的および投資制限を遵守し、発行される受益証券口数が相当する現金額に対して発行される口数を超過せず、申込みの条件が既存受益者の利益を侵害しないと管理会社が判断する場合でなければならない。

情報保護

投資者は、自身のためまたは実質上の所有者のために、ファンドへの投資に同意することにより、管理会社、受託会社および管理事務代行会社が2017年ガーンジー情報保護法(以下「情報保護法」という。)および関連する法令に従いファンドに対する投資者の権利を適正に記録し、現在価値およびファンド書類の変更を含むファンドへの投資に関する事項について受益者に助言するため個人情報を保有し処理できること、ならびに管理会社、受託会社および/または管理事務代行会社がその義務を履行し情報保護法に定める情報保護の原則を遵守することができることを了解する。

更に、投資者は、ファンドへの投資に同意することにより、自身のためおよび実質上の所有者のために、アイルランドの1988年および2003年の情報保護法、EUデータ保護指令95/46/EC、EUプライバシー・電子通信指令2002/58/EC、関連する改正および後継法(EU一般データ保護規則(EU)2016/679)を含む。)、欧州委員会決定、拘束力を有するEUおよび各国の指針ならびにすべての国内実施法に従って、(ファンドに代わる情報処理者としての名義書換事務代行会社が個人情報が処理することを了解する。投資者の情報は、ファンドの名義書換事務代行会社が不の業務を遂行するため、また、会社法、反マネー・ロンダリングおよびテロリスト資金調達防止規制に基づく義務を含む、法的義務を遵守するために処理される。名義書換事務代行会社は、法律上または規制上の理由により必要な場合、投資者の情報を第三者に開示する。これには、監査人、アイルランド税務当局、アイルランド中央銀行データ保護委員会、ガーンジー法に基づき適切に構成された裁判所などの第三者への開示が含まれる。投資者は、ファンドに投資することにより、http://www.global.assetmanagement.hsbc.com/privacy-noticesにおいて入手可能な、個人情報保護方針を受領したことを確認する。

受益証券の譲渡

受益証券は、名義書換事務代行会社の容認する書式による譲渡書を完成させることにより管理会社または名 義書換事務代行会社が事前に承認した場合を除き、譲渡されることはない。譲渡人が既存の受益者ではない場 合、当該譲受人は、当該譲渡が行われる前に、申込書に記入し、必要に応じて、身元証明書類とともに名義書

換事務代行会社に提出し、または別途書面により同様な情報、表明および約束を名義書換事務代行会社に提供 することを要する。受益証券の譲渡は、上記要件が充足された期日直後の取引日にのみ効力を生じる。

(2) 日本における販売手続等

日本においては申込期間中のファンド証券の申込みの取扱いが行われる日に、ファンド証券の申込みの取扱いが行われる。

日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款(以下「口座約款」という。)を投資者に交付し、当該投資者から当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書の提出を受ける。日本における申込の取扱時間は、原則として午後2時(東京時間)までとする。販売の最低単位は、ファンド別紙Aに記載されている。

ファンド証券一口当たりの発行価格は、原則として、評価時点(毎暦月最終営業日の午後5時(ガーンジー時間))の一口当たり純資産価格である。

日本の投資家による申込金額の支払は、日本において受益証券の申込書を日本における販売会社または販売 取扱会社に提出するのと同時に行われる。各申込日の発行価格の総額は、日本における販売会社または販売取 扱会社によって、日本において受益証券の申込書が受領されまたは受領されたとみなされる暦月の最終営業日 までに、管理会社が管理する顧客口座にファンドのクラス証券の通貨により払い込まれる。ただし、顧客によ り払い込まれた発行価格の総額は、日本における約定日(日本における販売会社または販売取扱会社が申込み の注文の成立を確認した日)後、日本において受益証券の受渡が行われる日まで、日本における販売会社また は販売取扱会社が開設する取引口座に保管される。

日本における販売会社または販売取扱会社は、ファンド証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託し口座約款を締結した投資者に対し、日本における約定日後すみやかに取引報告書を交付する。申込金額の支払は、原則としてファンドのクラス証券の通貨によるものとする。

申込手数料は、発行価格に3.30%(税抜き3.0%)以内で定められている料率を乗じて得た額とする。申込 手数料とは、購入時における商品内容の説明および投資に関する情報の提供ならびに購入に関する事務手続等 の対価として支払われるものであり、日本における販売会社または販売取扱会社に対して、その約定に従い支 払われる。管理会社は、申込手数料を一切受領していない。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社または販売取扱会社は、ユニ・フォリオの純資産が1億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

上記(1)「海外における販売手続等」の記載は、必要な限度で日本においても適用される。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し手続等

特定の受益証券の買戻しに関する詳細は、別紙Aを参照のこと。

取引日における受益証券の買戻請求は、ファンド概要に規定されている通知期間に基づき名義書換事務代行会社が受領していなければならない。

買戻請求は、管理会社がその絶対的裁量により低価額での受諾に同意する場合を除き、別紙 A「ファンド概要」に記載されるファンドの最低取引単位を下回らない価額によらなければならない。保有受益証券の一部のみに適用される買戻請求を受領したため、残存保有分が当該最低取引単位を下回る価額となる場合、管理会社は、絶対的裁量によりかかる通知が保有受益証券全体に適用されるものとみなす。買戻請求は名義書換事務代行会社へのファクシミリ、電子方式または書面による請求で行うことができる。買戻代金が事前に指定された銀行口座に払い込まれる場合、共同受益者のいずれか一人が買戻しを請求することができる。管理会社、販売会社、名義書換事務代行会社および受託会社は、買戻請求に応じたが、その後偽りであることが判明した場合、受益者が被った損失について責任を免除される。

取引日に買い戻された受益証券に関し、買戻代金は、可及的速やかに、かつ通常受益証券の価格の決定から 4 営業日前後に名義書換事務代行会社への当該受益者の指示に従い支払われる。ある特定の状況下では、買戻 代金が支払われるまでにより長い期間がかかる場合がある。かかるすべての支払は、ファンドのクラス証券の 通貨で行われる。

受益証券一口当たり買戻価格は、信託証書に従い(特定のサブ・ファンドに関しては当該サブ・ファンド証書に従い)決定された一口当たり純資産価格とされる。

ファンドの純資産価格の計算が停止されている期間には買戻代金の支払は行われない。

買戻請求もまた、(事前に名義書換事務代行会社が同意した様式または方法により)名義書換事務代行会社の要求に従って、電子的に受諾することができる。ファクシミリまたは電子的に送信された買戻請求は、支払が登録口座へ行われる場合のみ処理することができる。

管理会社の絶対的裁量および信託証書に基づき、受益証券は現物で買戻しを行うことができる。ただし、受益者が受益証券を買い戻す際に現金の代わりに信託財産を受領することを選択し、かつ、これに明示的に同意し、受益者に譲渡される信託財産が買い戻された受益証券の価値に相当し、管理会社の意見において買戻条件が関連するファンドの残存受益者に損害を与えないものであることを条件とする。

締切時間以後に受領した申込みまたは買戻請求の受理

ファンドについて、別紙Aのファンド概要に記載されているとおり、管理会社はその絶対的な裁量により、 締切時間以後に受領した申込み、購入および買戻請求を受理し、ならびにかかる申込金を受領できるものとす る。ただし、当該取引日の評価時点以前に受領されたものに限る。

買戻代金支払に関する必要な指示

全受益者は、買戻代金の払込先の銀行口座を指定するよう勧められ、これを行う機能が申込書に記載されている。買戻代金の払込先の銀行口座を変更する名義書換事務代行会社への指示またはその他何らかの方法で支払を行うようにとの名義書換事務代行会社への別途の指示は、共同受益者の場合は全受益者が署名した書面により受領されなければならない。ファクシミリまたは電子方式による指示では不十分である。

取引日に買い戻されるファンドの受益証券数の制限

管理会社は、取引日に買い戻される一つのファンドの受益証券口数を、当該日の直前の発行済受益証券総口数の5%、または別紙Aに規定されたより大きな割合以下に制限することができる。管理会社によるかかる裁量の行使により買い戻されない受益証券は、翌取引日に繰り越され、買戻通知が事後に受領された他の受益証券に優先して比例按分して買い戻される。

強制買戻し

後記「4資産管理等の概要 (5)その他 ファンドの解散」に記載のとおりファンドが終了される場合、 受益証券は名義書換事務代行会社によって強制的に買い戻される。

ある受益者が適格投資家ではないことを管理会社または名義書換事務代行会社が知るに至った場合、管理会社は、翌取引日に当該者の保有する受益証券の買戻しを、当該日について決定された買戻価格で行い、当該代金を当該者に送金することができる。そのほか、管理会社または受託会社のために行為する名義書換事務代行会社は、当該買戻しがユニ・フォリオ、ファンドまたは保有者等の最善の利益になると管理会社または受託会社がその絶対的裁量により判断し、その判断を名義書換事務代行会社に通知した場合も、いかなる者の保有する受益証券も強制的に買い戻すことができ、かかる判断により、管理会社および受託会社のいずれも、当該受益者を含む何人にも当該判断の理由を開示することを要しない。

(2) 日本における買戻し手続等

日本における受益者は、各取引日でありかつ日本における販売会社または販売取扱会社の営業日において、 日本における販売会社または販売取扱会社を通じて管理会社に対して受益証券の買戻しを請求することができる。

買戻請求書には、買い戻されるべき受益証券の口数を明記しなければならない。買戻単位は、アドバンテージ・ファンドの米ドル・クラス受益証券については、25,000米ドルを下回らない金額による受益証券の口数、アドバンテージ・ファンドのユーロ・クラス受益証券については、25,000ユーロを下回らない金額による受益証券の口数とする。買戻請求により投資家が保有する受益証券の残高がファンドの最低保有額を下回ることとなる場合、当該買戻請求は、その保有するすべての受益証券の買戻請求として取り扱われることがある。

代行協会員が必要と認める場合、日本において買戻請求を取り扱わないことがある。日本における買戻請求の取扱時間は、原則として午後2時(東京時間)までとする。ファンドの日本における買戻請求の取扱日に関する照会先は、日本における販売会社または販売取扱会社である。

買戻代金の支払は、原則としてファンドのクラス証券の通貨によるものとする。買戻代金に利息は発生しない。

EDINET提出書類

HSBCマネジメント(ガーンジー)リミテッド(E31085)

有価証券報告書 (外国投資信託受益証券)

日本における買戻代金の支払は、日本における約定日から起算して日本における4営業日目に行われる。

3【転換手続等】

(1) 海外における転換手続等

あるクラス受益証券のサブ・ファンド(以下「保有受益証券」という。)の受益証券の所有者は、保有受益証券の全保有分または一部保有分を、かかるサブ・ファンドの別のクラス受益証券(以下「新受益証券」という。)の受益証券に転換するよう名義書換事務代行会社に請求することができる。かかる請求は、当該請求の実行日である取引日のガーンジー時間午後11時59分までに(ただし、保有受益証券および新受益証券それぞれのファンド概要にそれぞれ規定されている買戻しまたは申込みのための通知期間に服する。)名義書換事務代行会社が受領していなければならない。かかる請求の結果、当該所有者が最低保有限度以下の受益証券所有者となる場合、名義書換事務代行会社は、その単独裁量により、当該請求の拒絶または容認を選択することができる。名義書換事務代行会社がかかる受益証券の転換請求を実施する以前に、当該保有者は、新受益証券に関しても適格投資家として資格を有していることを要し、管理会社、名義書換事務代行会社または受託会社が要求する追加情報を名義書換事務代行会社に提供することを要求されることがある。

保有受益証券から新受益証券への転換については、当該サブ・ファンドの分配口座に振り替えられる未分配の金員に対する調整を条件として、転換される保有受益証券口数を関係取引日に適用される新受益証券の受益証券一口当たり純資産価格に乗じて計算され、また得られた金額が新受益証券の基準通貨以外の通貨である場合、名義書換事務代行会社は、新受益証券の申込みについて前述したものと同様な条件で当該通貨を必要とされる通貨に転換する。必要とされる通貨の転換を条件として、名義書換事務代行会社は、次に、得られた金額を、新受益証券の発行価格で除す。ただし、保有受益証券と新受益証券の取引日が異なる場合、新受益証券の発行価格は、新受益証券の直後の取引日現在で計算される価格とする。

(2) 日本における転換手続等

ファンドについて、日本において転換は取り扱われない。

4【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産価格の決定

ファンドの純資産価格

ファンドの取引日は、別紙A「ファンド概要」に提示されている。管理会社は、その裁量により、管理会社が決定する目的のために、別紙A「ファンド概要」に明示される取引日に加えて他の日を取引日として指定することができる。

ファンドの純資産価格は、取引日毎に計算され、評価時点におけるファンドの資産総額からファンドの負債総額を差し引いて決定される。ファンドの資産総額は、現金、経過利息、評価時点現在ファンドが受領できる分配金およびファンドが保有するすべての投資対象の(以下の通り評価される)価値の合計額である。ファンドの負債総額にはすべての発生負債(管理報酬、受託報酬、レバレッジ手数料、借入れおよび借入費用を含む。)が含まれる。

証券市場で定期的に相場付けされ、売買される投資対象は、当該資産の主要市場での買呼値で評価される。当該価格もしくは相場が入手できない場合または管理会社の意見によれば適正市場価格を反映していない場合、投資対象は、管理会社が適正価格とみなす価格で評価されることになり、かかる価格は、評価時に適正な売却において入手し得たであるう価格を基準にして管理会社が適切な注意義務をもって決定する。その他の投資対象は、場合に応じ信託証書またはファンド証書の規定に応じて評価される。管理会社が異なる時期に相場付けもしくは入手される価格または金利を使用して一定の種類の投資対象の評価を決定する場合、管理会社は、当該方法がファンドに関しある評価時点から次の評価時点まで一定のままである場合にはそのまま当該方法によることができる。管理会社は、資産および負債に帰属する価格の決定においてその合理的判断を行使することができ、またファンド全体の利益のために誠実に行為する場合、かかる評価は現在または過去のファンドの受益者による異議申立を受けることにはならない。

買戻請求および買付申込みに適用される受益証券一口当たり純資産価格は、投資先ファンドの運用者またはアドバイザーが提供するファンドが保有する投資先ファンドの持分の純資産価格の推定値(「推定価格」)を基準とする。管理会社は、推定価格の決定においてその合理的判断を行使することができ、またファンド全体の利益のために誠実に行為する場合、かかる評価は現在または過去のファンドの受益者による異議申立を受けることにはならず、そ

れら受益証券に関しては管理会社によるさらなる支払または調整は行われない。かかる価格設定方針の合理的根拠は、管理会社が投資家の要求に応じるべく受益証券の価格設定上十分な正確性を維持しつつ受益証券の毎月の取引価格を提示するというプロセスを迅速化することである。ただし、推定価格の設定の採用にもかかわらず、一口当たり純資産価格を推定価格ではなく実際の純資産価格に基づくものとさせるために、評価時点から受益証券一口当たり純資産価格が決定するまでには最大17日の遅れが生じることとなる点に投資家は注意すべきである。これは、ファンドの受益証券を買い付ける投資家にとり、投資家に割り当てられる受益証券口数の最終的確認の遅延を意味し、また受益証券を買い戻す投資家にとっては、かかる買戻しによる買戻代金の計算の遅延を意味することになる。投資家に対する買戻代金の支払にあたり借入れを利用する必要がある場合、かかる買戻代金を調達するための関連する借入費用は、かかる投資家に対する買戻代金から控除するのではなく、ファンドの純資産総額の将来の計算に含まれる(また、かかる借入費用は、受益証券一口当たり純資産価格の計算に、また、受益証券を買い戻す投資家に対するその時の受益証券一口当たり純資産価格に基づくその後の支払代金の控除として、比例的に含まれる。これにより、投資家は、借入費用および買戻代金の調達費用について同じ扱いを受ける。)。契約証書は、受益証券一口当たり純資産価格が決定されてから2営業日以内に発行される。

受益証券一口当たり純資産価格

受益証券一口当たり純資産価格は、ファンドの純資産価格を入手して、当該取引日直前のファンドの受益証券発行 済口数で除して(小数第二位未満四捨五入)計算される(以下「受益証券一口当たり純資産価格」という。)。

純資産価格の決定の停止

管理会社は、下記の期間の全期間または一部期間、ファンドの純資産価格および評価の決定を停止することがある。

- (イ)ファンドの投資対象の大部分が通常取引される市場において取引が停止または制限される期間。
- (ロ)管理会社の意見によれば、これによりファンドの資産の評価が実行不能となるような非常事態を構成 する状況の存続期間。
- (八)受益者からの受益証券の買戻しが、管理会社の意見によれば適用法の違反となる期間。
- (二)管理会社の意見によれば、ファンドの投資対象の大部分を換金すること、不当に遅滞することなくも しくは該当する場合通常の為替レートでかかる換金を行うこと、またはその他当該換金に係る現金に よる手取金を受領することが不可能になるような状況が存在する期間。

(ホ)ファンドが投資する他のファンドの受益証券の取引の停止期間または純資産価格の計算の停止期間。かかる停止が5営業日以上存続することが予想される場合、ファンドの全受益者は、書面による通知により当該停止および当該停止の終了について通知を受け、かかる通知は当該受益証券の価格が通常公告されるガーンジーの官報やウォール・ストリート・ジャーナル(欧州版)、インターナショナル・ヘラルド・トリビューン(欧州版)および管理会社が随時決定するその他の新聞およびその他の刊行物に掲載されることがある。

ファンドの純資産価格の計算が停止されている期間中、受益証券の発行または買戻しは行われない。

管理会社は、買付申込みの受諾が停止され、受益証券の発行が行われない旨をいつでも決定することができる。

(2)【保管】

日本の投資者に販売されるファンド証券については、記名式の券面は発行されず、管理事務代行会社は、日本における販売会社を名義人とする確認書を日本における販売会社に交付する。日本の受益者に対しては、日本における販売会社または販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が交付される。

(3)【信託期間】

ユニ・フォリオおよびファンドは2099年またはこれ以前に終了する。

(4)【計算期間】

ファンドの会計年度(「会計期間」)は、別紙A「ファンド概要」に記載されるファンドの各暦月の最終評価 時点である会計基準日に終了する。ファンドの最初の会計期間は6か月を下回らないものとし、当該ファンド の受益証券が最初に発行される期日に開始する。

(5)【その他】

ファンドの解散

ファンドは、()管理会社が清算(受託会社が事前に承認した任意清算を除く。)を開始するか、管理会社の資産に対し管財人が任命された場合、もしくは管理会社が営業を停止する場合、()管理会社がその義務の履行不能となるか、その義務を十分に履行しない場合、またはユニ・フォリオもしくはファンドに悪評をもたらすか、受益者の

利益を害するとみなされることを行った場合、または()受託会社が退任を希望し、管理会社が受託会社の希望の 通知を受けてから6か月以内に新任の受託会社が指名されていない場合、受託会社により終了させることができ る。

ファンドは、当該ファンドの存続が違法となるか、実行不能となるか、もしくは望ましくなくなる場合、または投 資家の最善の利益ではなくなる場合、管理会社により終了することができる。

さらに、ファンドは、以下の場合、クラスB規則に従い、終了することがある。

- (イ)ユニ・フォリオの認可が撤回された場合、またはファンドについては、ファンドに個別の認可がある 場合において、当該ファンドの認可が撤回されたとき、もしくはファンドに個別の認可がない場合に おいて、ユニ・フォリオの認可が他のファンドにのみ言及するものに変更されたとき(金融サービス 委員会が特例として別途指示する場合を除く)。
- (ロ)ユニ・フォリオが解散される旨の決議が受益者によって可決された場合。
- (八)ユニ・フォリオの満期を延期するとの決議の受益者による可決がない場合に当該満期日が到来した場 合には解散する旨英文目論見書に規定がある場合。
- (二)スキーム財産の評価額が所定の期間(もしあれば)にわたって英文目論見書に定める価額以下とな り、管理会社がユニ・フォリオの解散を選択する場合には解散する旨英文目論見書に規定がある場

ユニ・フォリオは、全ファンドが終了されるまでは終了することができない。

ファンドの終了後、管理会社は、受託会社のためにすべての投資対象を換金し、すべての残存借入金を返済し、受 益者に対し分配可能なファンドの受益証券一口当たり金額を決定する旨信託証書に規定されている。受託会社は、 その後可能な限り速やかに受益者に対し、ファンドの受益証券に対する各々の持分に比例按分して当該純受取代金 を分配するものとし、またその後6年間受益者による請求のない金員は放棄されたものとみなされ、管理会社に対 しその自己の勘定で支払われる。ファンドの終了後、管理会社および受託会社は、全受益者への最終分配が行われ る前に、ファンドに係る既存のまたは偶発債務を充足するための引当金として受託会社が留保すべき金額(もしあ れば)を確定する旨信託証書に定められている。

信託証書の変更

受託会社および管理会社は、その適切とみなす方法および範囲で信託証書およびファンド証書の規定を捺印証書に より修正、変更または追記することができる。ただし、当該修正、変更または追記が受益者の利益全般または特定 ファンドの利益を大きく損なわず、受託会社または受託会社もしくは管理会社の委託先に対し受益者に対する責任 を大幅に免じるように運用されない限り、かかる修正、変更または追記は、ファンドまたはユニ・フォリオ(場合 による。)の受益者集会の決議の裁可なしには実施されないものとする。かかる修正、変更または追記は、受益証 券に関し追加の支払を行う義務または受益証券に関し追加責任を負う義務を受益者に対し課すものではない。

関係法人との契約の更改等に関する手続

投資顧問契約

投資顧問契約は、当事者が書面にて合意した場合に限り修正することができる。同契約は、一方当事者が他方当事 者に対し、1か月前に書面による通知をすることにより終了させることができる。また、同契約に指定された事項 が発生する場合、直ちに書面により通知することにより、投資顧問会社または管理会社により終了させることがで

同契約は、ガーンジー法に準拠し、同法に従って解釈される。

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、管理事務代行会社および管理会社の間の書面合意により変更することができる。同契約は、 契約期間または更新された期間の終了の90日前に更新をしない旨の通知を送付する場合を除いて、当初の契約期間 について自動的に更新される。同契約の各当事者は、同契約に指定された事項が発生する場合、直ちに他方当事者 に対して書面により通知することにより、同契約を終了させることができる。同契約は、また、契約上の問題につ いて60日以内に管理事務代行会社により解決されない場合、90日前の通知により、管理会社により終了することが できる。

同契約は、アイルランド法に準拠し、同法に従って解釈される。

包括保管契約

包括保管契約は、包括保管受託銀行と受託会社との間の書面合意により変更することができる。同契約の各当事者 は、同契約に指定された事由が発生した場合、他方当事者に対して遅滞なく書面で通知することにより、直ちに同 契約を終了させることができる。同契約の各当事者は、他方当事者に対して契約満了(満了時期を問わない。)の旨 を90日前(または両当事者が合意するこれより短い期間)までに書面で通知することにより、同契約を終了させるこ とができる。また、契約上の問題について包括保管受託銀行が60日以内にこれを解決しない場合、受託会社は、90 日前の通知により同契約を終了させることができる。

同契約は、ガーンジー法に準拠し、同法に従って解釈および変更される。

副保管契約

副保管契約は、副保管受託銀行と包括保管受託銀行との間の書面合意により変更することができる。同契約の当初 契約期間は3年であり、契約期間または更新された期間の終了の90日前までに更新しない旨の通知が送付される場 合を除き、自動的に更新される。同契約の各当事者は、同契約に指定された事由が発生した場合、他方当事者に対 して遅滞なく書面で通知することにより、直ちに同契約を終了させることができる。同契約の各当事者は、他方当 事者に対して契約満了(満了時期を問わない。)の旨を90日前(または両当事者が合意するこれより短い期間)までに 書面で通知することにより、同契約を終了させることができる。また、契約上の問題について包括保管受託銀行が 60日以内にこれを解決しない場合、受託会社は、90日前の通知により同契約を終了させることができる。 同契約は、アイルランド法に準拠し、同法に従って解釈される。

名義書換事務代行委託契約

名義書換事務代行委託契約は、一方の当事者が他方当事者に契約終了の旨を6か月前に通知した場合や、当事者双 方の早期終了の合意がある場合等には、終了させることができる。

同契約は、ガーンジー法に準拠し、同法に従って解釈される。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一当事者が他の当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了される。 同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売買戻契約

受益証券販売買戻契約は、一当事者が他の当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了され

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

5【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければならない。したがって、日本における販売会社または販売取扱会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできない。これら日本の受益者は、日本における販売会社または販売取扱会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社または販売取扱会社をして受益権を自己のために行使させることができる。

受益証券の保管を、日本における販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

()買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを、管理会社に請求する権利を有し、管理会社は、各取引日に受益者から受益証券を買い戻すことができる。

()残余財産分配請求権

トラストが解散された場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

()議決権

受託会社または管理会社は、ファンドの受益者集会、または該当する場合、ユニ・フォリオの集会としての全てのサブ・ファンドの全受益者の集会をいつでも、招集することができる。受益者集会は、ガーンジーで開催される予定であり、受益者への10日以上前の通知により招集される。受益者集会は連合王国内では開催されない。受託会社は、以下の()から()に記載される事項に関し単純過半数による承認を得るため、または招集請求の管理会社への交付日に発行済とみなされるファンドまたはユニ・フォリオ全体のすべての受益証券に係る全議決権の少なくとも10%以上を合計で有する少なくとも5人の受益者の書面による請求に応じ、信託証書の規定によりその旨義務付けられる場合かかる受益者集会を招集する。かかる受益者集会における定足数は本人または代理人により出席する受益者とする。

適式に招集され、開催されるファンドまたはユニ・フォリオ(場合による。)の受益者集会は、決議により、()信託証書またはファンド証書の規定の修正、変更または追加について、かかる変更が信託証書に規定する受託会社および管理会社の権限の範囲外である場合において裁可し、()ファンドの解散に関するクラスB規則の定めに従って受託会社に対し権限を付与しまたは指示を行い、()別の機関または投資スキーム(当該投資スキームが集団投資スキームであるか否かは問わない。)とファンドとの事業再編または統合のための取決めを承認し、()管理会社を解任し、()ファンドの投資目的、投資制限および借入限度の変更を承認する資格を有するものとする。かかる受益者集会では議長または本人もしくは代理人により出席する受益者は秘密投票を要求することができる。

がかる受益者集会では議長または本人もしくは代理人により団席する受益者は秘密投票を要求することができる。 挙手の際には、本人もしくは代理人により出席する各受益者または法人の場合は役員もしくは代理人により出席する各受益者は一議決権を有する。投票の際には、本人または代理人により出席する各受益者は、その受益証券保有分により表象されるファンドまたはユニ・フォリオ(場合による。)のスキーム財産に対する非分割の受益証券口数と同数の議決権を有する。

決議は、議決権を有する受益者の総議決権数の単純過半数により採択された場合、決議書として承認される。 ーファンド(「投資側ファンド」)が別のファンド(「投資対象ファンド」)の受益証券に投資する場合、投資側ファンドは当該投資対象ファンドに関する議決権を放棄するものとする。

投資家の公平な取扱い

公平な取扱いを確保するため、全ての投資家は、別紙A「ファンド概要」に記載された投資目的、ファンドの特徴 その他の取決めに関する違いを除いて、全てのファンドについて実質的に同じ規定である信託証書および付属の ファンド証書の規定に従い投資する。

ファンドの受益者の権利は、受益者の投資する受益証券のクラスにより、特に、流動性・買戻しの取決め、最低保 有額および報酬等において違いが生じる場合がある。

従来、(管理会社と関係する者と関係しない者のいずれも)一定の受益者は、ファンドに投資するインセンティブとして、(ファンドについて支払うべき管理報酬を割り戻す形による)優待措置を受けてきた。かかる優待措置の 形態はかつて(また、一定の状況においては現在においても)受益者が受領する割戻しであり、管理会社によって 自身の報酬から支払われる。

ファンドへの新たな投資家に与えられる割戻しの新たな取決めについては「第 1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」において開示される。

さらに、ファンドの販売について、管理会社が自身の報酬から支払う報酬を受領する販売会社は、当該報酬を受益者と分け合うことができる。

ファンドへの投資に関連し、販売会社がその顧客に販売手数料(またはそれに相当するもの)を課す場合がある。

(2)【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ガーンジーにおける外国 為替管理上の制限はない。

(3)【本邦における代理人】

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング 上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- ()管理会社またはユニ・フォリオに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
- ()日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されている。なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 中野春芽

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所

である。

(4)【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番2号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

- a. ファンドの直近会計年度の日本文の財務書類は、ガーンジーにおける法令および英国会計基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含む。)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含む。)第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号。その後の改正を含む。)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)であるプライスウォーターハウスクーパース・シーアイ・エルエルピーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)が当該財務書類に添付されている。なお、ファンドの監査人は、受託会社の承認を得て、管理会社により任命され、解任される。
- c. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、便宜上、令和元年11月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=109.56円)が使用されている。なお、百万円未満の金額は四捨五入されている。
- d. ファンドの財務書類の原文と日本文に齟齬がある場合、原文が優先する。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド

連結貸借対照表 2019年7月31日現在

| | | 2019年 7 月3 | 31日現在 | 2018年7月 | 31日現在 |
|-------------------|----|------------|-------|---------|-------|
| | 注 | 千米ドル | 百万円 | 千米ドル | 百万円 |
| 資産: | | | | | |
| 流動資産 | | | | | |
| 組入投資有価証券 | | 62,032 | 6,796 | 58,833 | 6,446 |
| 債権 | 6 | 6 | 1 | 52 | 6 |
| 現金および現金同等物 | 7 | 38 | 4 | 786 | 86 |
| | | 44 | 5 | 838 | 92 |
| 資産合計 | | 62,076 | 6,801 | 59,671 | 6,538 |
| 負債: | | | | | |
| 債務:一年以内に期限の到来する金額 | 8 | (854) | (94) | (792) | (87) |
| 負債合計 | | (854) | (94) | (792) | (87) |
| ファンドの受益者に帰属する純資産 | 23 | 61,222 | 6,707 | 58,879 | 6,451 |

本連結財務書類は、2019年11月18日付で管理会社であるHSBC マネジメント (ガーンジー) リミテッドにより承認され、代表して以下により署名された。

[署 名]

ジェイソン・リディ

取締役、HSBC マネジメント (ガーンジー) リミテッドを代表して

[署 名]

スティーブン・ルーセル

取締役、HSBC マネジメント (ガーンジー) リミテッドを代表して

添付の注記は、本連結財務書類と不可分のものである。

(2)【損益計算書】

HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド

連結総収益計算書 2019年7月31日終了年度

| | 0040K3 F04F/h37KK | | 0040F3 F04F/27F | | | |
|--------------------------------|-------------------|-------------|-----------------|-------------|-------|--|
| | | 2019年 7 月31 | 日終了年度 | 2018年 7 月31 | 日終了年度 | |
| | 注 | 千米ドル | 百万円 | 千米ドル | 百万円 | |
| 収益: | | | | | | |
| 純キャピタルゲイン | 3 | 5,264 | 577 | 2,187 | 240 | |
| その他の収益 | | 2 | 0 | 3 | 0 | |
| 財務費用:支払利息 | | (1) | (0) | (1) | (0) | |
| 運用費用 | 4 | (1,191) | (130) | (983) | (108) | |
| 純費用 | | (1,192) | (131) | (1,120) | (123) | |
| ファンドの受益者に帰属する純資産の 投資活動による変動 | | 4,074 | 446 | 1,206 | 132 | |

全ての業績は、継続的な事業から発生している。

ファンドは、その他包括利益の内訳項目を有していないため、ファンドの受益者に帰属する純資産の変動は、当期包括利益合計を反映している。

ファンドの受益者に帰属する純資産の連結変動計算書 2019年7月31日終了年度

| | 2019年 7 月31日終了年度 | | 2018年 7 月31日終了年度 | |
|--------------------------------|------------------|-------|------------------|-------|
| | 千米ドル | 百万円 | 千米ドル | 百万円 |
| 期首現在のファンドの受益者に帰属する 純資産 | 58,879 | 6,451 | 61,797 | 6,770 |
| 買戻可能参加受益証券の発行および買戻し による変動: | | | | |
| 発行受領額 / 未収額 | 2,408 | 264 | 4,690 | 514 |
| 控除:買戻支払額/未払額 | (4,139) | (453) | (8,814) | (966) |
| | (1,731) | (190) | (4,124) | (452) |
| ファンドの受益者に帰属する純資産の 投資活動による変動 | 4,074 | 446 | 1,206 | 132 |
| 期末現在のファンドの受益者に帰属する 純資産 | 61,222 | 6,707 | 58,879 | 6,451 |

添付の注記は、本連結財務書類と不可分のものである。



HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド 財務書類に対する注記

1 ファンドの構造

HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド(以下「トラスト」という。)は、1987年ガーンジー投資者保護法(改訂済)により認可され、2013年認可集団投資スキーム(クラスB)規則の規定の適用を受ける、アンブレラ型ファンドとして設立されたオープン・エンド型のガーンジーのユニット・トラストであるHSBCユニ・フォリオのサブ・ファンドである。

トラストの管理会社の登録事務所は、チャネル諸島、GY1 1WA、ガーンジー、セント・ピーター・ポート、セント・ジュリアンズ・アベニュー、アーノルド・ハウスである。

トラストは、全額出資子会社であり、英領ヴァージン諸島において登録済の会社であるHSBCトレーディング・アドバンテージ・インベストメンツ・リミテッド(以下「投資対象保有会社」という。)を通じて投資を行う。トラストの勘定で取得されたすべての投資有価証券は、投資対象保有会社により保有される。投資対象保有会社の目的は、当該投資有価証券からの分配金に係る源泉税が還付されることを確実にすることである。

本連結財務書類は、トラストおよび投資対象保有会社(以下、総称して「ファンド」という。)のすべての 資産および負債を含んでいる。

トラストは、2014年7月1日付で、オルタナティブ投資ファンドとして英国の金融行動監視機構およびルクセンブルグの金融監督委員会に登録し、当該国々で私募に基づき利用できる。非EEAのオルタナティブ投資ファンド運用会社を有する非EEAオルタナティブファンドとして、トラストはAIFMD下で認可または規制を受けておらず、これに従い、預託を有することは義務付けられていない。

コンプライアンス声明

連結財務諸表は、英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準(以下「FRS 102」という。) および投資運用協会が2014年5月に発行し、2015年1月1日以降に開始する会計期間につき効力が生じる会計 実務勧告書(以下「SORP」という。)に従い作成された。

2 主要な会計方針

以下の会計方針が、本連結財務書類に関して重要と考えられる項目の取扱いについて継続して適用されている。

作成の基礎

連結財務書類は、継続企業を前提に、一定の金融資産および金融負債を公正価値により認識および測定するために修正された取得原価主義に従い作成されている。ファンドは、ファンドの投資対象の実質的にすべてが流動性の高い公正価値で計上されるものであることから、FRS 102のセクション 7 「キャッシュ・フロー計算書」に基づき利用可能な、キャッシュ・フロー計算書を作成しないという免除規定を利用した。また、ファンドは、受益者に帰属する純資産の連結変動計算書を提供している。

継続企業

署名日現在、管理会社の取締役らにおいてファンドが継続企業を前提とするものではないと信じる理由がないため、連結財務書類は継続企業の前提で作成された。

見積および判断の使用

FRS 102の認識および測定に関する原則に準拠して連結財務書類を作成するために、経営陣は、方針の適用、資産および負債の報告額、本連結財務書類の日付現在の偶発資産および偶発債務の開示ならびに当期中の収益および費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積および仮定を行うことを要求される。

見積および関連する仮定は、過去の経験および現在の状況下で合理的であると思料される様々なその他の要因に基づいており、これにより、他の情報源からは直ちに明らかではない資産および負債の帳簿価格について判断するための基礎が形成される。実際の結果は、これらの見積と異なることがある。

より高度な判断や複雑性を含む分野、または仮定や見積が財務書類にとって重要な分野は、投資の機能通貨の決定および公正価値に関する会計方針ならびに注記13において開示されている。

連結の前提

連結財務書類は、トラストおよびその全額出資子会社HSBCトレーディング・アドバンテージ・インベストメンツ・リミテッドの決算情報を含む。当該子会社を設立した理由は、財務上の便宜を図るためであるため、管理会社は、トラストの単体貸借対照表を実体の伴う活動であるとは考えない。したがって、本連結財務書類には、単体貸借対照表は提示されていない。

機能通貨および表示通貨

機能通貨および表示通貨は米ドルであるが、これは、ファンドが運用を行う主たる経済環境における通貨が 米ドルであることによる。

機能通貨の決定

機能通貨とは、ファンドが活動を行う主たる経済環境の通貨である。主たる経済環境の指標が混在している場合、経営陣は、対象となる取引、事象および状況についての経済的な影響を最も正確に表す機能通貨を決定するために判断を行う。経営陣は、ファンドの機能通貨は米ドルであると決定した。投資家に対する発行および買戻しの際の代金の受領および支払は、該当する受益証券クラスの通貨により行われる。

金融商品

ファンドは、金融商品につき、FRS 102のセクション11および12を適用することを選択した。

i) 金融資産

債権ならびに現金および現金同等物を含む基本的な金融資産は、当初、取引価格で認識される。ただし、金融取引については、将来受け取る価値を市場金利で割り引いた現在価値で測定される。かかる資産は、その後実効金利法を使用して償却原価で計上される。

各報告期間の終了時に、償却原価で測定される金融資産については、減損の客観的証拠が確認される。資産が減損されている場合、減損損失は、資産の帳簿価格と推定キャッシュ・フローを当初の実効金利で割り引いた現在価値との差額である。減損損失は連結総収益計算書で認識される。

投資ファンドへの投資およびデリバティブ契約を含むその他の金融資産は、当初、通常は取引価格となる公 正価値で測定される。かかる資産は、その後公正価値で計上され、公正価値の変動は連結総収益計算書で認識 される。 金融資産は、(a)資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利の期限が失効し、もしくは決済された場合、(b)資産の所有権に係る実質上すべてのリスクおよび収益が他の当事者に移転された場合、または(c)資産に対する支配権が、追加の制限を課すことなく資産を無関係の第三者に一方的に売却する現実的な能力を有する他の当事者に移転された場合、資産としての認識が終了する。

ii) 金融負債

債務および貸付債務を含む基本的な金融負債は、当初、取引価格で認識される。ただし、金融取引については、将来受け取る価値を市場金利で割り引いた現在価値で測定される。

債務および貸付債務は負債として分類され、その後実効金利法を使用して償却原価で計上される。

金融負債は、負債が消滅した場合、つまり、契約上の義務が履行され、取り消されまたは失効した場合に、 負債としての認識が終了する。

iii) 投資の公正価値

投資ファンドへの投資は、ファンドが保有する投資対象の連結貸借対照表日付午後5時(ガーンジー時間)における一口当たり最終純資産価格で評価されている。公認の証券取引所またはその他の取引機関において値付けされていない投資対象ファンドへの投資は、当該投資対象のファンドの運用会社またはその管理事務代行会社により提供される純資産価格で評価されている。当該評価額は、監査されていないかそれ自体が見積額であることがある。

さらに、当該投資対象のファンドの運用会社またはその管理事務代行会社が、評価額をまったく、または時 宜を得た方法で提供しないことがあり、評価額が入手できない場合には、かかる投資は、当該投資につき適切 な評価技法を使用して投資顧問会社により評価される。公正価値を決定する際に、投資顧問会社は、適用ある 場合、買戻しの停止、現金化の手続、サイド・ポケットへの投資およびその他の重要な要素の影響を考慮す る。管理会社の取締役会は、使用された評価が合理的でないと確信する理由を有しない。

投資有価証券に係る実現損益および未実現損益は、連結総収益計算書の純キャピタルゲインに含まれている。投資有価証券の売却に係る実現損益および未実現損益は、平均原価法を用いて決定される。投資有価証券の購入および売却は、取引日プラス1日基準で計上されている。

iv) 先渡為替予約

オープン先渡為替予約に係る未実現評価損益は、契約レートと契約終了レートの差額に基づき計算される。 未実現評価益は資産として、未実現評価損は負債として連結貸借対照表に報告される。先渡為替予約に係るすべての純損益は、連結総収益計算書に計上される。

収 入

受取利息は、実効金利法を使用して認識される。受取配当は、支払を受け取る権利が確定した時点で認識される。その他すべての収益は、発生主義で認識される。収入は連結総収益計算書に含まれている。クラスに固有でないすべての収益は、当期中の受益証券クラスの純資産総額に比例して各受益証券クラスに割り当てられる。クラスに固有のすべての収益は、関連する受益証券クラスに割り当てられる。

費用

費用は、発生主義で連結総収益計算書において認識されている。クラスに固有でないすべての費用は、当期中の受益証券クラスの純資産総額に比例して各受益証券クラスに割り当てられる。クラスに固有のすべての費用は、関連する受益証券クラスに割り当てられる。

支払利息

支払利息は、ファンドが有する信用枠から発生する。かかる費用は、連結総収益計算書で認識され、実効金利法を使用して算出される。

借入費用

借入費用は、ファンドが有する信用枠から発生する。かかる費用は、連結総収益計算書に発生主義で認識される。

外貨取引

外貨取引は、取引日現在の実勢為替レートで換算される。外貨建ての貨幣性資産および負債は、連結貸借対 照表日付現在の実勢為替レートの終値で米ドルに換算される。

ファンドは、連結総収益計算書上に米ドル以外の通貨建て投資有価証券に係る実現為替差損益および未実現 為替評価損益を計上する。米ドル以外の通貨建て未払金および未収金ならびに外貨取引から生じる実現為替差 損益および未実現為替評価損益は、連結総収益計算書に反映される。

現金および現金同等物

現金および現金同等物は、手許現金、銀行通知預金、満期3か月以内の流動性の高いその他の短期投資商品 および当座借越金を含む。当座借越金は、該当する場合、流動負債の借入金に表示される。

発行済受益証券

買戻可能参加受益証券は、ファンドの受益者の選択により買戻可能であり、金融負債として分類される。

取引費用

取引費用は、損益を通じて公正価値で測定される金融資産または金融負債の取得、発行または処分に直接起 因する増分費用である。取引費用は、発生した場合、連結総収益計算書において認識される。

新たな基準および修正

現在、ファンドに重大な影響を及ぼすFRS 102に対する将来の修正は存在しない。

3 純キャピタルゲイン

| | 2019年7月31日 | 2018年7月31日 |
|----------------------------|------------|------------|
| | 終了年度 | 終了年度 |
| | 千米ドル | 千米ドル |
| デリバティブ以外の投資対象に係る実現純利益 | 560 | 744 |
| デリバティブ以外の投資対象に係る未実現純利益 | 5,742 | 1,492 |
| デリバティブ投資対象に係る実現純利益 | 968 | 1,710 |
| デリバティブ投資対象に係る実現純損失 | (1,871) | (1,850) |
| デリバティブ投資対象に係る未実現純(損失) / 利益 | (135) | 91 |
| 純キャピタルゲイン合計 | 5,264 | 2,187 |

ファンドが保有するデリバティブ商品は、注記12に詳述するとおり、先渡為替契約である。

4 運用費用

| | 2019年7月31日 | 2018年7月31日 |
|--------------------------|------------|------------|
| | 終了年度 | 終了年度 |
| | 千米ドル | 千米ドル |
| 管理報酬(注5) | (677) | (695) |
| 成功報酬(注5) | (135) | (1) |
| 管理会社およびその関連会社への未払金 | (812) | (696) |
| 受託報酬(注5) | (40) | (43) |
| 受託会社およびその関連会社への未払金 | (40) | (43) |
| 監査報酬 | (21) | (22) |
| その他諸費用(法的費用および専門家報酬を含む。) | (318) | (222) |
| その他の費用 | (339) | (244) |
| 運用費用合計 | (1,191) | (983) |

5 管理契約、受託契約および投資顧問契約

以下の表は、ファンドにより支払われた管理報酬および受託報酬の詳細を示す。

2019年7月31日

| クラス | 管理報酬 | 受託報酬 | 成功報酬 |
|-------|-------|-------|--------|
| 米ドル | 1.65% | 0.10% | 10.00% |
| ユーロ | 1.65% | 0.10% | 10.00% |
| Rクラス | 0.65% | 0.10% | 10.00% |
| Sクラス* | 0.15% | - | 10.00% |

^{*}受託報酬は、Sクラスの管理報酬から支払われる。

当期の管理報酬、受託報酬および成功報酬ならびに期末現在未払のものは以下のとおりである。

2018年7月31日

| | 終了年度 | | 終了年度 | |
|------|---------|---------|---------|---------|
| 報酬 | 当期の費用 | 期末現在の未払 | 当期の費用 | 期末現在の未払 |
| | 米ドル | 米ドル | 米ドル | 米ドル |
| 管理報酬 | 676,698 | - | 695,215 | - |
| 受託報酬 | 40,441 | - | 42,717 | - |
| 成功報酬 | 134,945 | 134,945 | 616 | 616 |

管理会社は、投資顧問報酬を管理報酬から支払う。

6 債 権

| | 先渡為替契約に係る未実現評価益(注12) | 2019年 7 月31日 現在 千米ドル <u>6</u> 6 | 2018年 7 月31日 現在 千米ドル 52 52 |
|---|----------------------|---|--|
| 7 | 現金および現金同等物 | 2019年7月31日 現在 千米ドル | 2018年7月31日 現在 千米ドル |
| | 現金および現金同等物 | 38 | 786 |

現金残高は、ステート・ストリート・カストディアル・サービシーズ(アイルランド)リミテッド(以下「副保管受託銀行」という。)およびHSBC ホールディングス・ピーエルシーを最終的な親会社とするHSBC バンク・ピーエルシー ガーンジー支店に保有されている。ファンドの現金は、副保管受託銀行の副保管ネットワーク内の分別勘定で保管されている。副保管受託銀行の親会社であるステート・ストリート・コーポレーションのスタンダード・アンド・プアーズ格付機関による信用格付は、2019年7月31日現在、Aであった(2018年: A)。HSBCホールディングス・ピーエルシーのムーディーズ格付機関による信用格付は、2019年7月31日現在、A2であった(2018年: A2)。

8 債務:一年以内に期限の到来する金額

| | 2019年7月31日 | 2018年 7 月31日 |
|-----------------------|------------|--------------|
| | 現在 | 現在 |
| | 千米ドル | 千米ドル |
| 発行済受益証券の前受額 | (67) | (705) |
| 買戻済ファンド受益証券に係る未払金* | (456) | (2) |
| 先渡為替契約に係る未実現評価損 (注12) | (89) | - |
| 未払成功報酬(注5) | (135) | (1) |
| その他の未払費用 | (107) | (84) |
| | (854) | (792) |
| | | |

^{*}期末現在、ファンドは、2019年8月28日 (2018年: 2018年8月20日) 付でファンドに買い戻された買戻可能参加受益証券に関して456,230米ドル (2018年: 1,891米ドル)を支払った。

9 税 制

アンブレラ型ファンドであるHSBC ユニ・フォリオは、1989年ガーンジー所得税(免除機関)令に基づき ガーンジーの所得税を免除されており、年次免除料として1,200英ポンド(2018年:1,200英ポンド)を課せられている。

10 発行済買戻可能参加受益証券口数

すべてのシリーズ受益証券は、収益および費用の配分について同じ順位であり、かつ同一の権利が付与されている。

下記の表は、会計年度期首および期末現在の発行済買戻可能参加受益証券を示す。

| | 2018年 8 月31日現在 | | | 2019年 7 月31日現在 |
|----------|----------------|-----------|-------------|----------------|
| | 発行済買戻可能 | | | 発行済買戻可能 |
| | 参加受益証券 | 発行 | 買戻し | 参加受益証券 |
| 米ドル・クラス | 232,851.25 | 230.40 | (9,052.61) | 224,029.04 |
| ユーロ・クラス | 757.40 | - | - | 757.40 |
| 米ドル・Rクラス | 7,242.34 | 4,023.50 | (1,935.36) | 9,330.48 |
| スターリング・ | | | | |
| Rクラス | 8,310.68 | - | (1,767.62) | 6,543.06 |
| ユーロ・ヘッジ・ | | | | |
| Rクラス | 478.91 | 427.94 | - | 906.85 |
| 米ドル・Sクラス | 94,971.37 | 9,360.75 | (16,252.00) | 88,080.12 |
| スターリング・ | | | | |
| Sクラス | 62,471.25 | 6,085.30 | (2,587.64) | 65,968.91 |
| ユーロ・Sクラス | 8,291.89 | 406.16 | - | 8,698.05 |
| 合計 | 415,375.09 | 20,534.05 | (31,595.23) | 404,313.91 |

下記の表は、前会計年度期首および期末現在の発行済買戻可能参加受益証券を示す。

| | 2017年 8 月31日現在 | | | 2018年 7 月31日現在 |
|----------|----------------|-----------|-------------|----------------|
| | 発行済買戻可能 | | | 発行済買戻可能 |
| | 参加受益証券 | 発行 | 買戻し | 参加受益証券 |
| 米ドル・クラス | 239,027.98 | 12,528.14 | (18,704.87) | 232,851.25 |
| ユーロ・クラス | 2,412.12 | - | (1,654.72) | 757.40 |
| 米ドル・Rクラス | 8,236.00 | - | (993.66) | 7,242.34 |
| スターリング・ | | | | |
| Rクラス | 32,352.14 | 702.18 | (24,743.64) | 8,310.68 |
| ユーロ・ヘッジ・ | | | | |
| Rクラス | 1,075.61 | - | (596.70) | 478.91 |
| 米ドル・Sクラス | 94,015.06 | 12,861.36 | (11,905.05) | 94,971.37 |
| スターリング・ | | | | |
| Sクラス | 53,589.46 | 9,248.75 | (366.96) | 62,471.25 |
| ユーロ・Sクラス | 8,547.57 | 298.80 | (554.48) | 8,291.89 |
| 合計 | 439,255.94 | 35,639.23 | (59,520.08) | 415,375.09 |
| | | | | |

以下の表は、過去3年間の期末現在の純資産を千米ドル単位で示す。

| | 2019年7月31日 | 2018年7月31日 | 2017年7月31日 |
|--------------|------------|------------|------------|
| 米ドル・クラス | 39,231 | 37,694 | 38,135 |
| ユーロ・クラス | 124 | 124 | 401 |
| 米ドル・Rクラス | 1,226 | 871 | 966 |
| スターリング・Rクラス | 1,016 | 1,301 | 5,001 |
| ユーロ・ヘッジ・Rクラス | 120 | 63 | 141 |
| 米ドル・Sクラス | 9,770 | 9,593 | 9,210 |
| スターリング・Sクラス | 8,713 | 8,271 | 6,956 |
| ユーロ・Sクラス | 1,022 | 962 | 987 |
| 合計 | 61,222 | 58,879 | 61,797 |

ファンドの1口当たり純資産価格は、後述の投資有価証券明細表等に開示されている。

11 関係会社取引

HSBCプライベート・バンク(C.I.)リミテッドは、ファンドの受託会社として役務を提供する。

借入金/貸付け

HSBC バンク・ピーエルシー ガーンジー支店は、当期中、ファンドに信用枠を提供した。期末現在、借入残高はなかった(2018年:ゼロ)。当期中に支払われた利息は581米ドル(2018年:1,259米ドル)で、当期中に取得した信用枠に関連するものである。HSBC バンク・ピーエルシーは、HSBC プライベート・バンク(C.I.)リミテッドおよびHSBCバンク・ピーエルシー ガーンジー支店の親会社である。

ファンドは、売買取引時の決済日不一致のため生じる現金不足をカバーするため 1 か月までの期間、および買戻資金調達のため 3 か月までの期間、その純資産総額の合計25%までの借入れを行うことができる。また、投資先ファンドへの追加投資を行う投資目的で、ファンドの純資産総額の最大10%までを条件に借入れを行うことができる。

注記 5 に概要が述べられている管理会社、受託会社および投資顧問会社に支払われた報酬を除き、当期中に その他の関係会社取引はなかった。

12 先渡為替契約

資産は、各受益証券クラスの機能通貨以外の通貨建てであることがあり、一定の通貨エクスポージャーは関連する受益証券クラスの通貨にヘッジされている。この目的による通貨ヘッジのため、先渡為替契約もしくは当該契約に係るオプション、または利用可能で同等もしくは類似の効果があるその他のデリバティブ商品が利用されることがある。

ファンドは、投機目的によるデリバティブ商品への投資を行わない。投資顧問会社は、その絶対的な裁量で 通貨ヘッジに関する方針を変更する権利を留保する。かかるヘッジのすべての費用は、関連する受益証券クラ スの保有者のみが負担する。

2019年7月31日現在、HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドのヘッジに関して、以下の先渡為替契約が未決済であった。

| 受益証券クラス | 購入額 | 売却額 | 満期日 | 取引相手方 | 未実現評価 |
|-----------------------|---------------|--------------|------------|----------------------|-----------------|
| | | | | | 益 / (損) 千米ドル |
| ユーロ・クラス | 111,087ユーロ | 123,904米ドル | 2019年8月30日 | State Street Bank | - |
| ユーロ・クラス | 2,791米ドル | 2,503ユーロ | 2019年8月30日 | State Street Bank | - |
| ユーロ・ヘッジ・ R クラス | 107,597ユーロ | 120,011米ドル | 2019年8月30日 | State Street Bank | - |
| ユーロ・ヘッジ・ R クラス | 2,702米ドル | 2,423ユーロ | 2019年8月30日 | State Street Bank | - |
| スターリング・ R クラス | 844,746英ポンド | 1,037,941米ドル | 2019年8月30日 | State Street Bank | (9) |
| スターリング・ R クラス | 33,550米ドル | 27,184英ポンド | 2019年8月30日 | State Street Bank | - |
| スターリング・ S クラス | 7,296,883英ポンド | 8,965,695米ドル | 2019年8月30日 | State Street Bank | (80) |
| スターリング・ S クラス | 50,319英ポンド | 61,281米ドル | 2019年8月30日 | State Street Bank | - |
| スターリング・ S クラス | 290,187米ドル | 235,123英ポンド | 2019年8月30日 | State Street Bank | 4 |
| ユーロ・Sクラス | 917,032ユーロ | 1,022,837米ドル | 2019年8月30日 | State Street Bank | 2 |
| ユーロ・Sクラス | 5,422ユーロ | 6,058米ドル | 2019年8月30日 | State Street Bank | - |
| ユーロ・Sクラス | 23,038米ドル | 20,663ユーロ | 2019年8月30日 | State Street Bank | - |
| 先渡為替契約に係る未実現評価益合計(注6) | | | | | 6 |
| 先渡為替契約に係る未実 | 《現評価損合計(注8) | | | | (89) |

2018年7月31日現在、HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドのヘッジに関して、以下の先渡為替契約が未決済であった。

| 受益証券クラス | 購入額 | 売却額 | 満期日 | 取引相手方 | 未実現評価 |
|-------------|--------------------|--------------|----------------|--------------|-----------|
| | | | | | 益/(損) |
| ユーロ・クラス | 106,771ユーロ | 124,418米ドル | 2018年8月31日 | State Street | 千米ドル 1 |
| <u> </u> | 100,771 — Ц | 124,410/(17) | 2010年0月31日 | Bank | ı |
| ユーロ・クラス | 182米ドル | 156ユーロ | 2018年8月31日 | State Street | _ |
| | .027(17) | .00 | 20.0 0, 30.1 | Bank | |
| ユーロ・ヘッジ・ | 54,031ユーロ | 62,961米ドル | 2018年8月31日 | State Street | 1 |
| Rクラス | | | | Bank | |
| ユーロ・ヘッジ・ | 92米ドル | 79ユーロ | 2018年8月31日 | State Street | - |
| Rクラス | | | | Bank | |
| スターリング・ | 1,019,668英ポンド | 1,336,621米ドル | 2018年8月31日 | State Street | 6 |
| Rクラス | | | | Bank | |
| スターリング・ | 10,338米ドル | 7,886英ポンド | 2018年8月31日 | State Street | - |
| Rクラス | | | | Bank | |
| スターリング・ | 6,383,496英ポンド | 8,367,742米ドル | 2018年8月31日 | State Street | 36 |
| Sクラス | | | | Bank | |
| スターリング・ | 28,755英ポンド | 37,858米ドル | 2018年8月31日 | State Street | - |
| Sクラス | | | | Bank | |
| スターリング・ | 63,954米ドル | 48,784英ポンド | 2018年8月31日 | State Street | - |
| Sクラス | | | | Bank | |
| ユーロ・Sクラス | 826,375ユーロ | 962,957米ドル | 2018年8月31日 | State Street | 8 |
| | | | | Bank | |
| ユーロ・Sクラス | 1,509米ドル | 1,295ユーロ | 2018年8月31日 | State Street | - |
| | | | | Bank | |
| 先渡為替契約に係る未算 | 『現評価益合計(注6) | | | | 52 |
| 先渡為替契約に係る未算 | [現評価損合計(注8) | | | | - |
| 先渡為替契約に係る未実 | | | | | 52 |
| | | | | | |

13 金融商品

市場リスクの監督

管理会社は、リスク管理について、英文目論見書に記載されたファンドの投資規制に従ったポートフォリオの監督および監視とあわせて、管理会社の選考およびポートフォリオ管理プロセスに伴うリスクの理解および管理とともに、重層的なアプローチ法をとる。

管理会社の選考の際、リターンを求めてヘッジ・ファンドのマネジャーがとるリスクが適切であり、かつ管理されているか理解することを中心にデュー・デリジェンスが行われる。投資に焦点を当てたかかるデュー・デリジェンスを補完するのは別個のオペレーショナル・デュー・デリジェンス・プロセスであり、当該プロセスは、ヘッジ・ファンドの事業および運営(非投資)リスクを評価し、不十分な構造やプロセスによって投資を損なう可能性のあるヘッジ・ファンドを避けようと努めている。

ポートフォリオ管理では、ポートフォリオが適切に分散されていることを確保することが最重要事項である。リスクおよびポートフォリオの分散化を査定するために、リターンおよびエクスポージャーに基づく分析を含む、定性的手法と定量的手法の両方が用いられる。

管理会社は、各投資先ファンドによる投資規制の遵守状況を月次ベースで監視し、リスク管理プロセスのあらゆる要素の監督を行う。

ファンドの金融商品から生じる主なリスクは、市場リスク、流動性リスクおよび信用リスクである。

市場リスク

市場リスクは、主にファンドが保有する金融商品の将来価格の不安定性から生じる。それは、価格変動に直面する市場持高を保有することによりファンドが被ることがある潜在的損失を表している。投資顧問会社は、ファンドの投資方針に従いつつ、特定の国または産業分野に関連するリスクを最小限にするために組入有価証券の資産配分を検討する。

市場リスクは、利益および損失の両方の可能性を表し、価格リスク、為替リスクおよび金利リスクを含んでいる。ファンドの投資プログラムの収益性は、かなりの割合で、有価証券、株式およびその他投資対象の将来の価格変動の方向性についての正確な評価にかかっている。管理会社がかかる価格変動を正確に予測することができるという保証はない。証券市場は、近年、非常に不安定で予測ができないという特徴を有している。投資顧問会社がファンドの資産を投資する投資戦略に関しては、常にある程度の、時には重大な市場リスクが存在する。連結貸借対照表日付現在のファンドの組入投資有価証券の詳細は、後述の投資有価証券明細表に開示されている。

ファンドは、一般的に、感応度・シミュレーション分析ならびに想定最大損失額(以下「VaR」という。) 計測を含むがこれに限られない複数のリスク分析手法を用いてポジションの開始、増加、減少または解消を図 る。これらのリスク分析手法は、所定の期間にわたり各ポジションにつき発生した過去最大の潜在的損失の信 頼水準を決定するために過去および将来のボラティリティおよび変動の統計的分析を使用する。損失が発生し ないとの保証や、過去のパフォーマンスが将来の運用成果の指標となる保証はない。

VaR計算は、ポートフォリオの各保有資産のモンテカルロ・シミュレーションを統合したものであり、シミュレーションされたポートフォリオ1,000個のリターンを示す。

リターンは、期待収益率およびボラティリティを定数とする確率過程の増分としてシミュレートされ、この ため、連続的な幾何ブラウン運動に近似する。

以下のデータは、ファンド価格、金利および外国為替相場の悪化により1日に発生する可能性のある価値の 損失として測定されたファンドの金融商品のVaR(信頼水準99%)を示す。

2019年 7 月31日現在 2018年 7 月31日現在

全体的市場VaR (99%) (6.22%)

(a) その他の価格リスク

価格リスクは、個々の投資対象もしくはその発行体に固有の要因によるかまたは市場で取引されるすべて の投資有価証券に影響を及ぼす全要因により引き起こされるかどうかにかかわらず、市場価格の変動(金利リスクまたは為替リスクから生じるものを除く。)の結果として投資有価証券の価額が変動するリスク である。

ファンドは、英文目論見書に定義されている標準投資および借入制限に従うことが要求される。ファンドの投資制限は、ファンドの受託会社により月次ベースで監視され、管理会社により毎月見直される。違反 および持高が制限レベルに近づいた状況の監視および報告のために定められた特別な指針がある。

(b) 為替リスク

ファンドは、その機能通貨以外の通貨建ての金融商品に投資し、かかる取引を行うことができる。このため、ファンドは、他の外国通貨に対するその通貨の為替レートが、米ドル以外の通貨建てのファンド資産 または負債の該当部分の価額に悪影響を及ぼす方向に変動するリスクにさらされる。

ファンドの為替リスクは、所定の方針および手続に従って投資顧問会社により毎月管理されている。ファンドの全体的な通貨持高およびエクスポージャーは、管理会社により月次ベースで監視される。

ファンドは、ファンドを為替リスクにさらすユーロ建ておよび英ポンド建ての買戻可能参加受益証券を販売している。当該リスクは、ファンドがこの注記に詳述されている為替予約契約を締結することにより軽減される。

以下の表は、2019年7月31日および2018年7月31日現在の、ファンドの貨幣性資産および負債の為替リスクに対するエクスポージャー合計および外貨に対するエクスポージャー純額を表している。

2019年7月31日現在

| | 貨幣性資産 | 先渡為替合計 | 純額 |
|--------------|----------------|--------|--------|
| | および負債 | | |
| 通貨 | 千米ドル | 千米ドル | 千米ドル |
| 英ポンド | - | 9,657 | 9,657 |
| ユーロ | - | 1,246 | 1,246 |
| | - | 10,903 | 10,903 |
| | | | |
| 2018年7月31日現在 | | | |
| | 貨幣性資産 および負債 | 先渡為替合計 | 純額 |
| 通貨 | 千米ドル | 千米ドル | 千米ドル |
| 英ポンド | - | 9,709 | 9,709 |
| ユーロ | - | 1,158 | 1,158 |
| | - | 10,867 | 10,867 |

(c) 金利リスク

ファンドの金融資産の大部分は、利息支払も満期日もない投資ファンドへの投資である。ファンドは、ファンドが投資する投資対象の公正価値に係る実勢市場金利水準の変動の影響に伴うリスクにさらされる。

期末現在、ファンドの借入金残高はなかった(2018年:ゼロ)。当期中に取得した信用枠に関連して、581米ドル(2018年:1,259米ドル)の利息が課された。

その他の資産および負債は、変動金利の対象である現金残高38,073米ドル(2018年:786,100米ドル)を除いて、金利リスクがない。

流動性リスク

流動性リスクとは、ファンドが金融負債に関連した債務の履行において困難に直面するリスクである。ファンドの主な負債は、投資者が売却することを希望する受益証券の買戻しである。リスクは、受益者が要求する金額を払い戻すためにファンドが投資持高を換金できないかもしれないことである。

ファンドの流動性リスクは、所定の方針および手続に従って投資顧問会社により継続的に管理される。投資 信託、リミテッド・パートナーシップまたはその他の流動性のないビークルに直接投資することは、ファンド の通常の方針ではない。

英文目論見書に定義されているファンドの投資制限(そのうちのいくつかは流動性リスクおよびその集中に関するものである。)は、ファンドの受託会社により月次ベースで監視され、管理会社により毎月見直される。違反および持高が制限レベルに近づいた状況の監視および報告のために定められた特別な指針がある。

管理会社は、英文目論見書に詳述のとおり、いずれかの取引日に買い戻されるファンドの受益証券口数を当該日の直前の当該発行済受益証券総数の5%またはこれを上回る割合以下に制限することができる。管理会社による当該裁量権の行使により買い戻されなかった受益証券は、次回の取引日に繰り越され、その後買戻通知を受領したその他の受益証券に優先して比例的に買い戻されるものとする。

2019年7月31日および2018年7月31日現在、いずれの投資先ファンドについても、ファンドによる投資持高の買戻しに係る権利を制限する規定は設定されていなかった。

ファンドのすべての金融負債は、1か月以内に支払期限が到来し、ファンドの受益者に帰属する純資産は、英文目論見書に記載された期間に従って支払期限が到来する。注記10を参照。

信用リスク

信用リスクは、金融商品の取引相手方が債務またはファンドとの間で締結した契約を履行しないリスクである。

ファンドは、取引を行う相手方との信用リスクにさらされ、決済不履行のリスクも負う。

さらに、ファンドは、投資対象ファンドの信用リスクに間接的にさらされている。

実質的に、ファンドのすべての資産は、ステート・ストリート・カストディアル・サービシーズ(アイルランド)リミテッド(以下「副保管受託銀行」という。)に保有されている。副保管受託銀行の破産または支払不能により、副保管受託銀行に保有される有価証券に関するファンドの権利行使が遅れるかまたは制限されることがある。ファンドは、ファンドが使用する副保管受託銀行の信用度を監視することによりそのリスクを監視する。副保管受託銀行の親会社であるステート・ストリート・バンク・コーポレーションのスタンダード・アンド・プアーズ格付機関による信用格付は、2019年7月31日現在、Aであった(2018年: A)。

HSBC ホールディングス・ピーエルシーを最終的な親会社とするHSBC バンク・ピーエルシー ガーンジー支店は当期中ファンドに信用枠を提供した。HSBCホールディングス・ピーエルシーのムーディーズ格付機関による信用格付は、2019年7月31日現在、A2であった(2018年: A2)。

公正価値ヒエラルキー

FRS 102は、資産および負債について公正価値測定を分類した公正価値ヒエラルキーに関する開示を要求している。開示は、公正価値を測定するための評価手法で使用されるインプットの3段階の公正価値ヒエラルキーに基づく。

FRS 102が要求する公正価値ヒエラルキーは、金融資産および金融負債の公正価値を決定するために使用される評価インプットならびに個別の各金融資産および金融負債の市場の活発性の考慮に基づいている。レベル1、レベル2、レベル3の定義は、以下のとおりである。

レベル1:企業が測定日においてアクセスできる同一の資産または負債に関する活発な市場における、調整 前の公表価格

レベル2: レベル1に含まれる公表価格以外の、資産または負債について直接または間接的に観察可能な (市場データの利用によりもたらされる)インプット

レベル3:資産または負債に関する観察不能な(市場データを利用できない)インプット

全体の公正価値測定が分類される公正価値ヒエラルキーのレベルは、全体の公正価値測定に重要であったインプットのうち最も低いもののレベルに基づき決定された。このため、インプットの重要性は、全体の公正価値測定に対し評価された。

公正価値測定において重大な調整を要する観察不能なインプットを必要とする観察可能なインプットを使用 した場合、かかる測定はレベル3となった。全体の公正価値測定に対する特定のインプットの重要性を評価す ることは、資産または負債に特有の要因を考慮し、判断を必要とする。何が「観察可能」であるかを決めるに 当たり、管理会社による重大な判断が必要であった。

管理会社は、即時に利用可能で、定期的に配信または更新され、信頼性があり検証可能で、独占的でなく、かつ関連市場に積極的に関与している独立した情報源によって提供される市場データをもって、観察可能なデータであると判断する。

(a) ヒエラルキー分析

以下の表は、2019年7月31日に公正価値で測定されたファンドの金融資産および金融負債の公正価値ヒエラルキーの分析を示す。

| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
|-----------------|------|--------|------|--------|
| 資産 | 千米ドル | 千米ドル | 千米ドル | 千米ドル |
| 損益を通じて公正価値で測定する | | | | |
| 金融資産: | | | | |
| 投資ファンド | - | 62,032 | - | 62,032 |
| 先渡為替契約 | - | 6 | - | 6 |
| 資産合計 | - | 62,038 | - | 62,038 |
| _ | | | | |
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 負債 | 千米ドル | 千米ドル | 千米ドル | 千米ドル |
| 損益を通じて公正価値で測定する | | | | |
| 金融負債: | | | | |
| 投資ファンド | - | - | - | - |
| 先渡為替契約 | - | (89) | - | (89) |
| 負債合計 | - | (89) | - | (89) |

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

以下の表は、2018年7月31日に公正価値で測定されたファンドの金融資産および金融負債の公正価値ヒエラルキーの分析を示す。

| 資産 | レベル 1 千米ドル | レベル 2 千米ドル | レベル 3 千米ドル | 合計 千米ドル |
|-----------------|---------------|---------------|---------------|------------|
| 損益を通じて公正価値で測定する | 128122 | 17/17/ | 1 /// 1 // | 120120 |
| 金融資産: | | | | |
| 投資ファンド | - | 58,833 | - | 58,833 |
| 先渡為替契約 | - | 52 | - | 52 |
| 資産合計 | - | 58,885 | - | 58,885 |

2018年7月31日現在、ファンドの公正価値で測定する金融負債はない。

(b) 公正価値ヒエラルキーのレベル間の移行

会計年度中、公正価値ヒエラルキーのレベル1とレベル2との間の移行はなかった。

レバレッジ

ファンドがレバレッジを許可する場合、ファンドの潜在的変動性は、レバレッジが許可されなかった場合と 比べ大幅に増大する。これはファンドがより大きなエクスポージャーを伴うことでより高いリターンに参加す る機会を与える一方、市場全体が、または、ファンドが個別に投資した資産の価格が下落した場合、より大き な損失リスクにファンドをさらす。

ファンドが投資する可能性がある一定の投資ファンドは、高い水準のレバレッジを利用し、借入能力や証拠金借入の水準のいずれにおいても制限されていない。かかるファンドが保有するポジションの総額は、純資産総額を超える場合がある。取得したレバレッジは、全体的により多くの利益を達成する可能性を与えるが、ファンドの変動性を増加させ、投資した額をすべて失うリスクももたらす。ファンドの借入れの詳細については注記11を参照。

14 資本管理

トラストの資本は、ファンドの受益者に帰属する純資産によって表章される。トラストは、受益者からの月毎の買戻請求の対象となる。

資本管理に関するトラストの目的は、継続企業としての存在能力を保護することである。

管理会社は、ファンドの受益者に帰属する純資産価値に基づき資本をモニタリングしている。注記13に詳述のとおり、英文目論見書に定義されているファンドの投資制限(そのうちのいくつかは流動性リスクおよびその集中の管理に関するものである。)には、クローズド・エンド型ファンドへの投資に関する制限、買戻しに関する制限、個々の投資ファンドについて許容される保有比率に関する制限が含まれている。モニタリングおよび報告に違反があった場合ならびに持高が制限レベルに近づいた場合について定められた特別な指針がある。

ファンドは、売買取引に係る決済日の不一致により生じる現金不足を補うために、(ファンドの純資産総額の25%を上限とした)買戻しの資金調達のために、また、投資目的で(ファンドの純資産総額の10%を上限とした)投資ファンドへの追加投資を促進するために利用可能な借入枠も有している。注記11を参照のこと。

また、注記13に詳述のとおり、管理会社は、ファンドの流動性が不足した場合、いずれかの取引日に買い戻されるファンドの受益証券口数を当該日の直前の発行済受益証券総数の5%またはこれを上回る割合以下に制

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

限することができる。かかる5%の制限は、各個別の受益証券口数に関してではなく、ファンド全体に関して 計算されるものとする。

15 分配方針

管理会社は、分配金の支払を推奨していない。すべての収益は「再投資」され、分配されずにファンドに留 保され、受益証券一口当たり純資産価格に反映される。

16 サイド・ポケット

2008年7月31日、管理会社は、ファンドが受益証券を保有していたディスカス・ノンUSサイド・ホール ディングス・リミテッドが、不測の事態により破産を申請し、ディスカス・ファンド・リミテッドの管理会社 がサイド・ポケット(以下「ディスカス・サイド・ポケット」という。)を設立したという通知を受けた。 ファンドは、ディスカス・サイド・ポケットにおいて受益証券を発行された。

管理会社および受託会社は、2007年9月30日付で、ファンドにサイド・ポケットを設立し、ディスカス・サ イド・ポケットの受益証券はファンドのポートフォリオからファンド・サイド・ポケットに移転された。移転 日現在、ディスカス・ファンド・リミテッドへの投資は、ファンドの組入投資有価証券総額の 4 %に相当し た。したがって、ディスカス・サイド・ポケットの受益証券は、評価上は、ファンドのポートフォリオの一部 を形成するものではなく、ゼロ米ドルと評価された。

管理会社は、2007年9月30日の直前までのファンドの全受益者(以下「既存受益者」という。)の受益者名 簿を維持し、受託会社は、ファンド・サイド・ポケットを既存受益者の利益のために有している。ファンドの 受益証券を償還することを選択した既存受益者は、償還日後も引き続きファンド・サイド・ポケットで収受し た収益について権利を有する。100米ドルの最低取引額に従い、ディスカス・サイド・ポケットから受領され たファンド・サイド・ポケットに係る収益は、以下のいずれかの場合に、ファンドにおける保有率に応じて全 既存受益者に分配された。

- 1. 既存受益者が、購入日の実勢純資産価額で購入したファンドの追加受益証券として、ファンドの受益証 券を引き続き保有する場合。
- 2. 配当日において、既存受益者が保有する受益証券をすべて、現金で償還させた場合。

当期中、ディスカス・サイド・ポケットの受益証券5,422口が償還され、残りの受益証券も期末後に償還さ れた(注記21を参照のこと。)。期末現在ファンド・サイド・ポケットに残存している受益証券は、後述の投 資有価証券明細表に開示されている。

17 為替レート

資産および負債を報告通貨(米ドル)に換算するために、以下の為替レートが使用された。

| | 2019年 7 月31日現在 | 2018年 7 月31日現在 |
|------|----------------|----------------|
| ユーロ | 0.8971 | 0.8528 |
| 英ポンド | 0.8223 | 0.7605 |

18 契約債務および偶発債務

2019年7月31日および2018年7月31日現在、ファンドは重要な契約債務または偶発債務を有していなかっ た。

19 支配当事者

管理会社は、ファンドの直接のまたは最終的な支配当事者が存在するものとは考えない。

20 期中の重要な事象

当期中、ファンドに影響を及ぼす重要な事象はなかった。

__ロ坐たい体姿を

21 後発事象

ディスカス・ファンド・サイド・ポケットの残存受益証券(後述の投資有価証券明細表を参照のこと。) は、期末後に償還された。

期末以降に、本連結財務書類に修正または開示を要するような、ファンドに影響を及ぼすその他の重要な事象はなかった。

22 当期中の受益証券1口当たり最高および最低純資産価格

| | 一口当たり純質産価格 | 一口当たり純質産 |
|--------------------------|------------|----------|
| 受益証券クラス | の最高値 | 価格の最安値 |
| HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド | 175.12 | 162.15 |
| – 米ドル・クラス | | |
| HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド | 146.79 | 138.79 |
| - ユーロ・クラス | | |
| HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド | 118.78 | 111.53 |
| - ユーロ・ヘッジ・Rクラス | | |
| HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド | 131.37 | 120.81 |
| – 米ドル・R クラス | | |
| HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド | 127.68 | 118.95 |
| - スターリング・Rクラス | | |
| HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド | 110.92 | 101.59 |
| – 米ドル・S クラス | | |
| HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド | 108.61 | 100.79 |
| - スターリング・Sクラス | | |
| HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド | 105.37 | 98.70 |
| - ユーロ・S クラス | | |

23 買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の調整

本連結財務書類上の純資産総額は、最終取引純資産総額の確定後にファンドに計上された456,230米ドルの買戻し(2018年:1,891米ドル)を含むものである。以下の表は、上記の調整を考慮し、取引純資産総額から本連結財務書類上の純資産総額への調整を記載したものである。

| 英文目論見書に従って算出した純資産総額(取引純資産総額) 取引純資産総額に反映されていない買戻し | 2019年 7 月31日 現在 千米ドル 61,678 (456) | 2018年 7 月31日 現在 千米ドル 58,881 (2) |
|---|---|---|
| 本連結財務書類上の純資産総額 | 61,222 | 58,879 |

(3)【投資有価証券明細表等】

HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド 投資有価証券明細表 2019年7月31日現在(未監査)

| 証券銘柄 | 保有高 | 時価 千米ドル | 純資産総額 比率 |
|--|-----------|------------|---------------------------|
| 投資ファンド (2018年:99.92%) | | 1 2/4 1 20 | ₽ ₽ - 7 |
| 米ドル | | | |
| AHL (Cayman) SPC - Class A1 Evolution USD Shares | 5,072,954 | 10,494 | 17.14% |
| AHL Evolution Frontier Fund | 3,228,628 | 4,029 | 6.58% |
| Crabel Fund SPC Ltd. | 1,319 | 1,458 | 2.38% |
| Crabel Fund SPC Ltd Segregated Portfolio - Series | | | |
| 95 | 3,798 | 4,344 | 7.10% |
| Fort Global UCITS Contrarian Fund USD Hedged | 3,661 | 4,532 | 7.40% |
| Tewksbury Investment Fund | 444 | 9,351 | 15.27% |
| Transtrend Fund Alliance - Omnitrend (USD) | 1,899 | 4,682 | 7.65% |
| Two Sigma Compass Enhanced Cayman Fund Ltd. GSY | 1,157 | 8,048 | 13.15% |
| Two Sigma Absolute Return Macro Enhanced Cayman Fund | | | |
| Ltd Class A | 4,572 | 7,118 | 11.63% |
| Two Sigma Absolute Return Macro Enhanced Cayman Fund | | | |
| Ltd Class A Series 1a-2019 | 500 | 547 | 0.89% |
| Winton Futures Fund Ltd Class B | 6,739 | 7,429 | 12.13% |
| 組入投資有価証券 | | 62,032 | 101.32% |
| Discus Non US Side Holdings Ltd Class S* | 5,654 | - | - |
| 純流動負債 | | (810) | (1.32)% |
| 純資産総額 | | 61,222 | 100.00% |

^{*} 当該投資保有高の詳細は、注記16を参照のこと。

HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド 投資有価証券明細表 2019年7月31日現在(未監査)(つづき)

| | 2019年7月31日 | 2018年7月31日 | 2017年7月31日 |
|---------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 発行済買戻可能参加受益証券口数 | | | |
| 米ドル・クラス | 224,029.04 | 232,851.25 🗆 | 239,027.98 🗆 |
| ユーロ・クラス | 757.40□ | 757.40□ | 2,412.12□ |
| ユーロ・ヘッジ・Rクラス | 906.85□ | 478.91□ | 1,075.61□ |
| 米ドル・Rクラス | 9,330.48□ | 7,242.34□ | 8,236.00□ |
| スターリング・Rクラス | 6,543.06□ | 8,310.68□ | 32,352.14□ |
| 米ドル・Sクラス | 88,080.12□ | 94,971.37□ | 94,015.06□ |
| スターリング・Sクラス | 65,968.91□ | 62,471.25□ | 53,589.46□ |
| ユーロ・Sクラス | 8,698.05□ | 8,291.89□ | 8,547.57□ |
| | | | |
| 一口当たり純資産価格 | | | |
| 米ドル・クラス | 175.12米ドル | 161.89米ドル | 159.54米ドル |
| ユーロ・クラス | 146.79ユ - ロ | 139.65ユ - ロ | 141.52ユ ー ロ |
| ユーロ・ヘッジ・R クラス | 118.78ユーロ | 111.93ユ ー ロ | 111.74ユーロ |
| 米ドル・Rクラス | 131.38米ドル | 120.31米ドル | 117.34米ドル |
| スターリング・Rクラス | 127.69英ポンド | 119.07英ポンド | 117.97英ポンド |
| 米ドル・Sクラス | 110.93米ドル | 101.02米ドル | 97.96米ドル |
| スターリング・Sクラス | 108.61英ポンド | 100.69英ポンド | 99.05英ポンド |
| ユーロ・Sクラス | 105.38ユーロ | 98.90ユーロ | 98.37ユ - ロ |
| | | | |
| 純資産総額 | | | |
| 米ドル・クラス(千米ドル) | 39,231 | 37,694 | 38,135 |
| ユーロ・クラス(千ユーロ) | 111 | 106 | 341 |
| ユーロ・ヘッジ・R クラス(千ユーロ) | 108 | 54 | 120 |
| 米ドル・R クラス(千米ドル) | 1,226 | 871 | 966 |
| スターリング・Rクラス(千英ポンド) | 835 | 990 | 3,817 |
| 米ドル・S クラス (千米ドル) | 9,770 | 9,593 | 9,210 |
| スターリング・S クラス(千英ポンド) | 7,165 | 6,290 | 5,308 |
| ユーロ・S クラス (千ユーロ) | 917 | 820 | 841 |

HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド 投資有価証券明細表 2019年7月31日現在(未監査)(つづき)

| ポートフォリオの分類 | 2019年 7 月31日 | 2018年7月31日 |
|---------------|--------------|------------|
| 未上場有価証券 | 100.00% | 100.00% |
| | 100.00% | 100.00% |
| 投資戦略別配分 | | |
| | 2019年 7 月31日 | 2018年7月31日 |
| マネージド・フューチャーズ | 99.60% | 99.70% |
| 現金および費用 | 0.40% | 0.30% |
| | 100.00% | 100.00% |
| | | |

201

200

10

181

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド 重要なポートフォリオの変動の概要* 2019年7月31日現在(未監査)

購入

| 銘柄 | 額面保有高 | 取得原価 千米ドル |
|---|-------|--------------|
| Two Sigma Absolute Return Macro Enhanced Cayman Fund Ltd Class A Series 1a-2019 | 500 | 500 |
| 売却 | | |
| 銘柄 | 額面保有高 | 手取額 千米ドル |
| Winton Futures Fund Ltd Class B | 1,302 | 1,400 |
| Fort Global UCITS Contrarian Fund USD Hedged | 857 | 952 |
| Transtrend Fund Alliance - Omnitrend (USD) | 398 | 850 |
| | | |

2019年7月31日終了年度中、その他の購入および売却はなかった。

Tewksbury Investments Fund

Crabel Fund SPC Ltd.

HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド 運用成績情報 2019年7月31日現在(未監査)

運用成績の概要

| 終了年度 | 2019年 | 2018年 | 2017年 | 2016年 | 2015年 |
|--|-------|---------|---------|--------------|--------|
| HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファ ンド | | | | | |
| - ** - ** **・ * * * * * * * * * * * * * * * * | 8.17% | 1.47% | (6.76)% | 13.29% | 13.98% |
| 米ドル3か月物 LIBORプラス3.5% | 6.26% | 5.43% | 4.63% | 4.10% | 2.23% |
| | | " | | | |
| HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファ ンド | | | | | |
| - ユーロ・クラス | 5.11% | (1.32)% | (8.41)% | 12.63% | 14.52% |
| ユーロ3か月物 LIBORプラス3.5% | 3.23% | 3.21% | 3.27% | 3.45% | 2.09% |
| HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファ ンド | | | | | |
| - スターリング・クラス**** | 該当なし | 該当なし | 該当なし | 13.59% | 15.02% |
| 英ポンド3か月物 LIBORプラス3.5% | 該当なし | 該当なし | 該当なし | 4.19% | 2.38% |
| HSBCトレーディング・アドバンテー ジ・ファンド | | | | | |
| - ユーロ・ヘッジ・R クラス | 6.12% | 0.17% | (8.03)% | 13.67% | 15.62% |
| _ユーロ3か月物 LIBORプラス3.5% | 3.23% | 3.21% | 3.27% | 3.45% | 2.09% |
| HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファ ンド | | | | | |
| - 米ドル・R クラス | 9.20% | 2.53% | (5.88)% | 14.28% | 15.11% |
| - 米ドル3か月物 LIBORプラス3.5% | 6.26% | 5.43% | 4.63% | 4.10% | 2.23% |
| HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファ ンド | | | | | |
| - スターリング・R クラス | 7.24% | 0.92% | (6.80)% | 14.50% | 16.15% |
| _ 英ポンド3か月物 LIBORプラス3.5% | 4.45% | 4.12% | 4.03% | 4.19% | 2.38% |
| HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファ ンド | | | | | |
| - 米ドル・Sクラス** | 9.81% | 3.12% | 該当なし | 該当なし | 該当なし |
| _ 米ドル3か月物 LIBORプラス3.5% | 6.26% | 5.43% | 4.63% | 該当なし | 該当なし |
| HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファ ンド | | | | | |
| - スターリング・S クラス* | 7.87% | 1.65% | 該当なし | 該当なし | 該当なし |
| 英ポンド3か月物 LIBORプラス3.5% | 4.45% | 4.12% | 4.03% | 該当なし | 該当なし |
| HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファ ンド | | | | | |
| - ユーロ・Sクラス*** | 6.55% | 0.54% | 該当なし | 該当なし | 該当なし |
| ユーロ3か月物 LIBORプラス3.5% | 3.23% | 3.21% | 3.27% | <u> 該当なし</u> | 該当なし |

- * 当該受益証券クラスは、2016年11月30日に開始された。
- **当該受益証券クラスは、2016年12月30日に開始された。
- ***当該受益証券クラスは、2017年1月31日に開始された。
- * * * * 当該受益証券クラスは、2017年2月28日にすべて償還された。

過去の運用成績は、将来の運用成績を示唆するものではない。運用成績データは、受益証券の発行および買戻しの際

に発生する手数料および費用を含んでいない。

次へ

Consolidated Balance Sheet

| | | As a | | As a 31 July | |
|---|-------|----------|----------|-----------------|----------|
| | Notes | US\$'000 | US\$'000 | US\$'000 | US\$'000 |
| Assets: | | | | | |
| Current Assets | | | | | |
| Portfolio of Investments | | | 62,032 | | 58,833 |
| Debtors | 6 | 6 | | 52 | |
| Cash and cash equivalents | 7 | 38 | | 786 | |
| | | | 44 | | 838 |
| Total Assets | | | 62,076 | | 59,671 |
| Liabilities: | | | | | |
| Creditors: amounts falling due within one year | 8 | (854) | | (792) | |
| Total Liabilities | | | (854) | | (792) |
| Net assets attributable to the unitholders of the Fund | 23 | | 61,222 | | 58,879 |

The consolidated financial statements were approved by the Manager, HSBC Management (Guernsey) Limited on 15 November 2019 and were signed on its behalf by:

Director
For and on behalf of SBC Management

(Guernsey) Limited

Director For and on behalf of HSBC Management (Guernsey) Limited

The notes on pages 15 to 30 form an integral part of these Consolidated Financial Statements.

Consolidated Statement of Total Return

| | Notes | Year e 31 Jul | nded y 2019 | | ended y 2018 |
|---|-------|------------------|----------------|----------|-----------------|
| | | US\$'000 | US\$'000 | US\$'000 | US\$'000 |
| Income: | | | | | |
| Net capital gains | 3 | | 5,264 | | 2,187 |
| Other income | | | 2 | | 3 |
| Finance costs: Interest | | (1) | | (1) | |
| Operating expenses | 4 | (1,191) | | (983) | |
| Net expenses | | | (1,192) | | (1,120) |
| Change in net assets attributable to the unitholders of the Fund from investment activities | | | 4,074 | | 1.206 |

All results derive from continuing operations.

The Fund has no items of other comprehensive income and therefore the change in net assets attributable to the unitholders of the Fund reflects the total comprehensive income for the year.

Consolidated Statement of Changes in Net Assets Attributable to the Unitholders of the Fund

| | Year ended 31 July 2019 | | Year ended 31 July 2018 | |
|---|----------------------------|--------------|----------------------------|----------|
| | US\$'000 | US\$'000 | US\$'000 | US\$'000 |
| Net assets attributable to the unitholders of the Fund | | | | 2022 |
| at the start of the year | | 58,879 | | 61,797 |
| Movement due to issue and redemption of redeemable participating units: | | | | |
| Amounts received/receivable on issues | 2,408 | | 4,690 | |
| Less: amounts paid/payable on redemptions | (4,139) | | (8,814) | |
| | | (1,731) | | (4,124) |
| Change in net assets attributable to the unitholders | | | | |
| of the Fund from investment activities | | 4,074 | | 1,206 |
| Net assets attributable to the unitholders of the Fund | | | | 2000000 |
| at the end of the year | | 61,222 | | 58,879 |
| The notes on pages 15 to 30 form an integral part of these Consolid | lated Financia | al Statement | s. | |
| HSBC Trading AdvantEdge Fund Annual Report and Audited Co | nsolidated Fi | nancial Stat | ements 2019 | |

1 Structure of the Fund

HSBC Trading AdvantEdge Fund (the "Trust") is a sub-fund of HSBC Uni-Folio, an open ended Guernsey unit trust scheme established as an umbrella fund which is authorised under the Protection of Investors (Bailiwick of Guernsey) Law, 1987 as amended and is subject to the provisions of The Authorised Collective Investment (Class B) Rules, 2013 (the "Rules").

The registered office of the Manager of the Trust is Arnold House, St Julian's Avenue, St Peter Port, Guernsey GY1 1WA, Channel Islands.

The Trust invests through a wholly owned subsidiary, HSBC Trading AdvantEdge Investments Limited (the "Company"), a BVI registered company. All investments acquired for the account of the Trust are held by the Company. The purpose of the Company is to ensure that any withholding tax on distributions from such investments may be reclaimed. These Consolidated Financial Statements include all the assets and liabilities of the Trust and the Company (together the "Fund").

The Trust registered as an Alternative Investment Fund ("AIF") with effect from 1 July 2014, with the Financial Conduct Authority in the United Kingdom and the Commission de Surveillance du Sector Financier in Luxembourg and is available under private placement in these countries. As a non-EEA AIF with a non-EEA AIFM the Trust is not authorised or regulated under AIFMD and consequently is not required to have a depositary.

Statement of Compliance

The Consolidated Financial Statements have been prepared in compliance with the Financial Reporting Standard applicable in the United Kingdom and Republic of Ireland ("FRS 102") and the Statement of Recommended Practice for Authorised Funds (the "SORP") issued by the Investment Management Association in May 2014 and effective for accounting periods commencing on or after 1 January 2015.

2 Principal Accounting Policies

The following accounting policies have been applied consistently in dealing with items which are considered material in relation to these Consolidated Financial Statements:

Basis of preparation

These Consolidated Financial Statements are prepared on a going concern basis under the historical cost convention, as modified by the recognition and measurement of certain financial assets and liabilities at fair value. The Fund has availed of the exemption available under FRS 102, Section 7 "Statement of Cash Flows" not to prepare a Cash Flow Statement on the basis that substantially all of the Fund's investments are highly liquid and carried at fair value, and the Fund provides a Consolidated Statement of Changes in Net Assets Attributable to the Unitholders.

Going Concern

At the date of signing, the Directors of the Manager have no reason to believe that the Fund should not be seen as a going concern and hence the Consolidated Financial Statements have been prepared on a going concern basis.

2 Principal Accounting Policies (continued)

Use of estimates and judgements

The preparation of Consolidated Financial Statements in accordance with the recognition and measurement principles of FRS 102 requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and the reported amounts of assets and liabilities and disclosure of contingent assets and liabilities at the date of the Consolidated Financial Statements and the reported amounts of income and expenses during the year.

The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis for making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results could differ from those estimates.

The areas involving a higher degree of judgement or complexity, or areas where assumptions and estimates are significant to the financial statements are disclosed within the determination of functional currency and the Fair value of Investments accounting policies and Note 13.

Basis of consolidation

The Consolidated Financial Statements include the results of the Trust and its wholly-owned subsidiary HSBC Trading AdvantEdge Investments Limited. The Manager does not consider the unconsolidated balance sheet of the Trust to be a material activity as the only reason for setting up the subsidiary company was for fiscal purposes. Accordingly no unconsolidated balance sheet is presented in these Consolidated Financial Statements.

Functional and presentation currency

The functional and presentational currency is US Dollar ("US\$") because that is the currency of the primary economic environment in which the Fund operates.

Determination of functional currency

Functional currency is the currency of the primary economic environment in which the Fund operates. When indicators of primary economic environment are mixed, management uses its judgement to determine the functional currency that most faithfully represents the economic effect of the underlying transactions, events and conditions. The management has determined that the functional currency of the Fund is US Dollar. Investor subscriptions and redemptions are received and paid in the currency of the relevant share class.

Financial instruments

The Fund has chosen to adopt Sections 11 and 12 of FRS 102 in respect of financial instruments.

i) Financial assets

Basic financial assets, including debtors, cash and cash equivalents, are initially recognised at transaction price, unless the arrangement constitutes a financing transaction, where the transaction is measured at the present value of the future receipts discounted at a market rate of interest. Such assets are subsequently carried at amortised cost using the effective interest method.

At the end of each reporting period financial assets measured at amortised cost are assessed for objective evidence of impairment. If an asset is impaired the impairment loss is the difference between the carrying amount and the present value of the estimated cash flows discounted at the asset's original effective interest rate. The impairment loss is recognised in the Consolidated Statement of Total Return.

Other financial assets, including investments in investment funds and derivative contracts, are initially measured at fair value, which is normally the transaction price. Such assets are subsequently carried at fair value and the changes in fair value are recognised in the Consolidated Statement of Total Return.

2 Principal Accounting Policies (continued)

Financial instruments (continued)

i) Financial assets (continued)

Financial assets are derecognised when (a) the contractual rights to the cash flows from the asset expire or are settled, or (b) substantially all the risks and rewards of the ownership of the asset are transferred to another party or (c) control of the asset has been transferred to another party who has the practical ability to unilaterally sell the asset to an unrelated third party without imposing additional restrictions.

ii) Financial liabilities

Basic financial liabilities, including creditors and loan obligations are initially recognised at transaction price, unless the arrangement constitutes a financing transaction, where the debt instrument is measured at the present value of the future receipts discounted at a market rate of interest.

Creditors and loan obligations are classified as debt instruments and are subsequently carried at amortised cost, using the effective interest rate method.

Financial liabilities are derecognised when the liability is extinguished, that is when the contractual obligation is discharged, cancelled or expires.

iii) Fair value of investments

Investments in underlying funds are valued at the closing net asset value ("NAV") per unit for the underlying investments that the Fund holds, as at 5 pm (Guernsey time) on the Consolidated Balance Sheet date.

Investments in underlying funds which are not quoted on a recognised stock exchange or other trading facility are valued at the NAV provided by their fund managers or their administrators. These values may be unaudited or may themselves be estimates.

In addition, their fund managers or their administrators may not provide values at all or in a timely manner and, to the extent that values are not available, those investments will be valued by the Investment Adviser using valuation techniques appropriate to those investments. In determining fair value, the Investment Adviser takes into consideration, where applicable, the impact of suspension of redemptions, liquidation proceedings, investments in side pockets and other significant factors. The Directors of the Manager have no reason to believe that the valuations used are unreasonable.

Realised and unrealised gains and losses on investments are included in the Consolidated Statement of Total Return within Net capital gains. Realised and unrealised gains and losses on sales of investments are determined using the average cost method. Purchases and sales of the investments are accounted for on a trade date plus one basis.

iv) Forward foreign exchange contracts

The unrealised appreciation or depreciation on open forward foreign exchange contracts is calculated by reference to the difference between the contracted rate and the rate to close out the contract. Unrealised appreciation is reported as an asset and unrealised depreciation is reported as a liability in the Consolidated Balance Sheet. All net gains or losses on forward foreign exchange contracts are recorded in the Consolidated Statement of Total Return.

Revenue

Interest income is recognised using the effective interest rate method. Dividend income is recognised when the right to receive payment is established. All other sources of income are recognised on an accruals basis. Revenue is included in the Consolidated Statement of Total Return. All non-class specific income is allocated to each unit class in proportion to the total net assets of the unit class during the year. All class specific income is allocated to the unit class to which it relates.

2 Principal Accounting Policies (Continued)

Expenses

Expenses are recognised on an accruals basis in the Consolidated Statement of Total Return. All non-class specific expenses are allocated to each unit class in proportion to the total net assets of the unit class during the year. All class specific expenses are allocated to the unit class to which they relate.

Interest expense

Interest expense arises from credit facilities held by the Fund. These costs are recognised in the Consolidated Statement of Total Return and are calculated using the effective interest rate method.

Borrowing costs

Borrowing costs arise from credit facilities held by the Fund. These costs are recognised in the Consolidated Statement of Total Return on an accrual basis.

Foreign currency transactions

Foreign currency transactions are translated at the rate of exchange ruling at the date of the transaction. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated to US Dollars at the foreign currency closing exchange rate ruling at the Consolidated Balance Sheet date.

The Fund reports the realised exchange gain or loss as well as the unrealised exchange appreciation or depreciation on non-US Dollar denominated investments in the Consolidated Statement of Total Return. Any realised exchange gains or losses as well as unrealised gains or losses arising from non-US Dollar denominated payables and receivables and on foreign currency transactions are reflected in the Consolidated Statement of Total Return.

Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents includes cash in hand, deposits held at call with banks, other short-term highly liquid investments with original maturities of three months or less and bank overdrafts. Bank overdrafts, when applicable, are shown as loans payable in current liabilities.

Units in issue

Redeemable participating units are redeemable at the option of the unitholders of the Fund and are classified as financial liabilities.

Transaction costs

Transaction costs are incremental costs that are directly attributable to the acquisition, issue or disposal of a financial asset or financial liability measured at fair value through profit or loss. Transaction costs are recognised within the Consolidated Statement of Total Return when incurred.

New standards and amendments

There are currently no future amendments to FRS 102 issued that would have a significant impact on the Fund.

| Net Capital Gains | Year ended 31 July 2019 US\$'000 | Year ended 31 July 2018 US\$'000 |
|--|--|--|
| Net realised gains on non-derivative investments | 560 | 744 |
| Net unrealised gains on non-derivative investments | 5,742 | 1,492 |
| Net realised gains on derivative investments | 968 | 1,710 |
| Net realised losses on derivative investments | (1,871) | (1,850) |
| Net unrealised (losses)/gains on derivative investments | (135) | 91 |
| Total net capital gains | 5,264 | 2,187 |
| CANNON MARKET THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR O | | |

Derivative investments held by the Fund are forward foreign exchange contracts as detailed in Note 12.

| Operating Expenses | Year ended 31 July 2019 US\$'000 | Year ended 31 July 2018 US\$'000 |
|--|--|--|
| Management fee (Note 5) | (677) | (695) |
| Performance fee (Note 5) | (135) | (1) |
| Payable to the Manager and its associates | (812) | (696) |
| Trustee fees (Note 5) | (40) | (43) |
| Payable to the Trustee and its associates | (40) | (43) |
| Audit fees | (21) | (22) |
| Other expenses (including legal and professional fees) | (318) | (222) |
| Other expenses | (339) | (244) |
| Total operating expenses | (1,191) | (983) |

5 Management, Trustee and Investment Adviser Agreements

The table below details the Management and Trustee fees paid by the Fund.

| formance Fee | 1100.001.00 | Management Fee | Class |
|--------------|-------------|----------------|------------|
| 10.00% | 0.10% | 1.65% | US Dollar |
| 10.00% | 0.10% | 1.65% | Euro |
| 10.00% | 0.10% | 0.65% | R Classes |
| 10.00% | | 0.15% | S Classes* |
| - | | 0.15% | S Classes* |

^{*}The Trustee fee is paid out of the Management fee for the S Class.

The Management, Trustee and Performance fees expensed during the year, and outstanding at year end were:

| Year Ended 31 Jul | ly 2019 | Year Ended 31 July 2018 | | | |
|-------------------|------------------|----------------------------|------------------|----------------------------|--|
| Fee | Expensed in year | Outstanding at year end | Expensed in year | Outstanding at year end | |
| Management | US\$676,698 | - | US\$695,215 | | |
| Trustee | US\$40,441 | | US\$42,717 | | |
| Performance | US\$134,945 | US\$134,945 | US\$616 | US\$616 | |

The Manager pays the Investment Adviser's fee out of the Management fee.

6 Debtors

| | As at 31 July 2019 US\$'000 | As at 31 July 2018 US\$'000 |
|--|--------------------------------|--------------------------------|
| Unrealised gains on forward foreign exchange contracts (Note 12) | 6 | 52 |
| | 6 | 52 |

7 Cash and Cash Equivalents

| | As at 31 July 2019 US\$'000 | As at 31 July 2018 US\$'000 | |
|---------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--|
| Cash and cash equivalents | 38 | 786 | |

Cash balances are held by State Street Custodial Services (Ireland) Limited (the "Sub-Custodian") and HSBC Bank plc, Guernsey Branch which is ultimately owned by HSBC Holdings plc. The Fund's cash is maintained within the Sub-Custodian's sub-custodial network in segregated accounts. The credit rating of State Street Corporation, the parent company of the Sub-Custodian at 31 July 2019 was A (2018: A) as rated by S&P's Ratings Agency. The credit rating of HSBC Holdings plc at 31 July 2019 was A2 (2018: A2) as rated by Moody's Ratings Agency.

8 Creditors: Amounts Falling due within one year

| As at 31 July 2019 US\$'000 | As at 31 July 2018 US\$'000 |
|--------------------------------|---|
| (67) | (705) |
| (456) | (2) |
| (89) | |
| (135) | (1) |
| (107) | (84) |
| (854) | (792) |
| | US\$'000 (67) (456) (89) (135) (107) |

At the year end, the Fund paid US\$456,230 (2018: US\$1,891) in respect of redeemable participating units which were redeemed by the Fund on 28 August 2019 (2018: 20 August 2018).

9 Taxation Status

The umbrella fund, HSBC Uni-Folio, is exempt from Guernsey income tax under the Income Tax (Exempt Bodies) (Guernsey) Ordinance 1989 and is charged an annual exemption fee of GBP1,200 (2018: GBP1,200).

10 Redeemable Participating Units In Issue

All series of units rank equally for allocation of income and expenses and have the same rights attached to them.

The table below presents the Redeemable Participating Units in issue at the beginning and end of the financial year.

| | Redeemable Participating Units in issue as at 1 August 2018 | | Redemptions | Redeemable Participating Units in issue as at 31 July 2019 |
|---------------------|--|-----------|-------------|---|
| US Dollar Class | 232,851.25 | 230.40 | (9,052.61) | 224,029.04 |
| Euro Class | 757.40 | | | 757.40 |
| US Dollar R Class | 7,242.34 | 4,023.50 | (1,935.36) | 9,330.48 |
| Sterling R Class | 8,310.68 |) (e | (1,767.62) | 6,543.06 |
| Euro Hedged R Class | 478,91 | 427.94 | | 906.85 |
| US Dollar S Class | 94,971.37 | 9,360.75 | (16,252.00) | 88,080.12 |
| Sterling S Class | 62,471.25 | 6,085.30 | (2,587.64) | 65,968.91 |
| Euro S Class | 8,291.89 | 406.16 | | 8,698.05 |
| Total | 415,375.09 | 20,534.05 | (31,595.23) | 404,313.91 |

The table below presents the Redeemable Participating Units in issue at the beginning and end of the previous financial year

| financial year. | Redeemable Participating Units in issue as at 1 August 2017 | Subscriptions | Redemptions | Redeemable Participating Units in issue as at 31 July 2018 |
|---------------------|--|---------------|-------------|---|
| US Dollar Class | 239,027.98 | 12,528.14 | (18,704.87) | 232,851.25 |
| Euro Class | 2,412.12 | | (1,654.72) | 757.40 |
| US Dollar R Class | 8,236.00 | | (993.66) | 7,242.34 |
| Sterling R Class | 32,352.14 | 702.18 | (24,743.64) | 8,310.68 |
| Euro Hedged R Class | 1,075.61 | | (596.70) | 478.91 |
| US Dollar S Class | 94,015.06 | 12,861.36 | (11,905.05) | 94,971.37 |
| Sterling S Class | 53,589.46 | 9,248.75 | (366.96) | 62,471.25 |
| Euro S Class | 8,547.57 | 298.80 | (554.48) | 8,291.89 |
| Total | 439,255.94 | 35,639.23 | (59,520.08) | 415,375.09 |

10 Redeemable Participating Units In Issue (continued)

The table below presents the Net Assets in US\$000 for each of the last three year ends.

| | 31 July 2019 | 31 July 2018 | 31 July 2017 |
|---------------------|--------------|--------------|--------------|
| US Dollar Class | 39,231 | 37,694 | 38,135 |
| Euro Class | 124 | 124 | 401 |
| US Dollar R Class | 1,226 | 871 | 966 |
| Sterling R Class | 1,016 | 1,301 | 5,001 |
| Euro Hedged R Class | 120 | 63 | 141 |
| US Dollar S Class | 9,770 | 9,593 | 9,210 |
| Sterling S Class | 8,713 | 8,271 | 6,956 |
| Euro S Class | 1,022 | 962 | 987 |
| Total | 61,222 | 58,879 | 61,797 |

The Fund's NAV per unit are disclosed on page 32.

11 Related Party Transactions

HSBC Private Bank (C.I.) Limited acts as Trustee to the Fund.

Borrowings/Loan

HSBC Bank plc, Guernsey Branch provided credit facilities to the Fund during the year. At the year-end there was no loan outstanding (2018: Nil). The interest paid during the year was US\$581 (2018: US\$1,259) which related to the credit facility obtained in the current year. HSBC Bank plc, is the parent entity of HSBC Private Bank (C.I.) Limited and HSBC Bank plc, Guernsey.

The Fund may borrow up to a total of 25% of its NAV for a period of up to one month to cover a cash shortfall caused by mismatched settlement dates on purchase and sale transactions; and for a period of up to three months to finance redemptions; and for investment purposes subject to a maximum of 10% of the Fund's NAV, to facilitate additional investment in Investment Funds.

There were no other related party transactions for the year other than fees paid to the Manager, Trustee and Investment Adviser as outlined in Note 5.

12 Forward Foreign Exchange Contracts

Assets may be denominated in currencies other than the functional currency of each unit class and certain currency exposure will be hedged back to the relevant unit class currency. Hedging for this purpose may be by means of forward foreign exchange contracts or options on such contracts or by using such other derivative instruments as may be available and having the same or similar effect.

The Fund shall not invest in derivative instruments for speculative purposes. The Investment Adviser retains the right to vary the policy on currency hedging at its absolute discretion. All costs of such hedging will be met by the Unitholders of the relevant unit class only.

12 Forward Foreign Exchange Contracts (continued)

The following forward foreign exchange contracts were outstanding at 31 July 2019 in respect of the hedging of the HSBC Trading AdvantEdge Fund.

| Unit Classes | Amount Bought | Amount Sold | Maturity Date | Counterparty | Unrealised Gain/(Loss) US\$'000 |
|------------------------|--------------------|-------------------|----------------|-------------------|---------------------------------------|
| Euro Class | EUR111,087 | USD123,904 | 30 August 2019 | State Street Bank | |
| Euro Class | USD2,791 | EUR 2,503 | 30 August 2019 | State Street Bank | |
| Euro Hedged R Class | EUR107,597 | USD120,011 | 30 August 2019 | State Street Bank | |
| Euro Hedged R Class | USD2,702 | EUR2,423 | 30 August 2019 | State Street Bank | |
| Sterling R Class | GBP844,746 | USD1,037,941 | 30 August 2019 | State Street Bank | (9) |
| Sterling R Class | USD33,550 | GBP27,184 | 30 August 2019 | State Street Bank | - |
| Sterling S Class | GBP7,296,883 | USD8,965,695 | 30 August 2019 | State Street Bank | (80) |
| Sterling S Class | GBP50,319 | USD61,281 | 30 August 2019 | State Street Bank | |
| Sterling S Class | USD290,187 | GBP235,123 | 30 August 2019 | State Street Bank | 4 |
| Euro S Class | EUR917,032 | USD1,022,837 | 30 August 2019 | State Street Bank | 2 |
| Euro S Class | EUR5,422 | USD6,058 | 30 August 2019 | State Street Bank | |
| Euro S Class | USD23.038 | EUR20,663 | 30 August 2019 | State Street Bank | - |
| Total unrealised gains | on forward foreign | exchange contract | ts (Note 6) | | 6 |
| Total unrealised losse | | | | | (89) |
| Net unrealised losses | | | | | (83) |

The following forward foreign exchange contracts were outstanding at 31 July 2018 in respect of the hedging of the HSBC Trading AdvantEdge Fund.

| Unit Classes | Amount Bought | Amount Sold | Maturity Date | Counterparty | Unrealised Gain/(Loss) US\$'000 |
|-------------------------|--------------------|-------------------|--|-------------------|---------------------------------------|
| Euro Class | EUR106,771 | USD124,418 | 31 August 2018 | State Street Bank | 1 |
| Euro Class | USD182 | EUR156 | 31 August 2018 | State Street Bank | |
| Euro Hedged R Class | EUR54,031 | USD62,961 | 31 August 2018 | State Street Bank | |
| Euro Hedged R Class | USD92 | EUR79 | 31 August 2018 | State Street Bank | |
| Sterling R Class | GBP1,019,668 | USD1,336,621 | 31 August 2018 | State Street Bank | 6 |
| Sterling R Class | USD10,338 | GBP7,886 | 31 August 2018 | State Street Bank | |
| Sterling S Class | GBP6,383,496 | USD8,367,742 | 31 August 2018 | State Street Bank | 36 |
| Sterling S Class | GBP28,755 | USD37,858 | 31 August 2018 | State Street Bank | |
| Sterling S Class | USD63,954 | GBP48,784 | 31 August 2018 | State Street Bank | |
| Euro S Class | EUR826,375 | USD962,957 | 31 August 2018 | State Street Bank | 8 |
| Euro S Class | USD1,509 | EUR1,295 | 31 August 2018 | State Street Bank | - |
| Total unrealised gains | on forward foreign | exchange contract | ts (Note 6) | | 52 |
| Total unrealised losse | | | | | - |
| Net unrealised gains of | | | And the second s | | 52 |

13 Financial Instruments

Market Risk Oversight

The Manager takes a multi-tiered approach to risk management, with the understanding and management of risk embedded in the Manager selection and portfolio management processes, together with portfolio oversight and monitoring in accordance with fund investment restrictions, as listed in the relevant fund section in the Prospectus.

In Manager selection, due diligence revolves around understanding whether the risks a hedge fund manager takes in the pursuit of returns are appropriate and controlled. Complementing this investment focused due diligence, is a separate operational due diligence process, which evaluates the business and operational (non-investment) risks of a hedge fund and seeks to avoid hedge funds where inadequate structure or process could compromise an investment.

In portfolio management, ensuring that portfolios are appropriately diversified is paramount. In order to assess risk and portfolio diversification, both qualitative and quantitative techniques are used, including returns and exposure-based analysis.

The Manager monitors each investee fund's compliance with the investment restrictions on a monthly basis and retains oversight of all aspects of the risk management process.

The main risks arising from the Fund's financial instruments are market, liquidity and credit risk.

Market risk

Market risk arises mainly from uncertainty about future prices of financial instruments held by the Fund. It represents the potential loss the Fund might suffer through holding market positions in the face of price movements. The Investment Adviser considers the asset allocation of the portfolio in order to minimise the risk associated with particular countries or industry sectors whilst continuing to follow the Fund's investment objective.

Market risk embodies the potential for both gains and losses and includes price risk, currency risk and interest rate risk. The profitability of the Fund's investment programme depends to a great extent on correct assessments of the future course of price movements of securities and equities and other investments. There can be no assurance that the Manager will be able to accurately predict these price movements. The securities markets have in recent years been characterised by great volatility and unpredictability. With respect to the investment strategy into which the Investment Adviser has invested the fund's assets, there is always some, and from time to time a significant, degree of market risk. Details of the fund's investment portfolio at the Consolidated Balance Sheet date are disclosed in the Portfolio of Investments included on page 31.

The Fund, generally seeks to initiate, increase, reduce or exit positions based on the use of a number of risk analysis techniques, including but not limited to sensitivity and simulation analysis and value at risk ("VaR") measurements, which use statistical analysis of historical and implied volatilities and movements to determine confidence levels of the historical maximum potential loss incurred for each position over a determined time horizon. There can be no assurance that losses will not occur and past performance is not indicative of future results.

The VaR calculation is a Monte Carlo simulation of each of the underlying holdings of the portfolio, which are then aggregated to produce returns for one thousand simulated portfolios.

The returns are simulated as the proportional increments of constant drift, constant volatility stochastic processes, thereby approximating continuous-time geometric Brownian motion.

The data below indicates the VaR of the Fund's financial instruments, measured as the potential 1 day loss in value from adverse changes in fund prices, interest rates and foreign exchange rates using a 99% confidence level.

| | 31 July 2019 | 31 July 2018 |
|--------------------------|--------------|--------------|
| Overall Market VaR (99%) | (6.63%) | (6.22%) |

13 Financial Instruments (continued)

Market risk (continued)

(a) Other price risk

Price risk is the risk that the value of the investments will fluctuate as a result of changes in market prices (other than those arising from interest rate risk or currency risk), whether caused by factors specific to an individual investment, its issuer or all factors affecting all investments traded in the market.

The Fund is required to comply with the standard investment and borrowing restrictions as defined in the Prospectus. The Fund's investment restrictions are monitored on a monthly basis by the Trustee of the Fund and reviewed monthly by the Manager. There are specific guidelines in place for monitoring and reporting breaches, and situations where holdings come close to restriction levels.

(b) Foreign currency risk

The Fund may invest in financial instruments and enter into transactions denominated in currencies other than its functional currency. Consequently, the Fund is exposed to risks that the exchange rate of its currency relative to other foreign currencies may change in a manner that has an adverse effect on the value of that portion of the Fund's assets or liabilities denominated in currencies other than US Dollars.

The Fund's currency risk is managed on a monthly basis by the Investment Adviser in accordance with policies and procedures in place. The Fund's overall currency positions and exposures are monitored on a monthly basis by the Manager.

The Fund offers redeemable participating units denominated in Euro and British Pound Sterling exposing the Fund to foreign currency risk. This risk is mitigated by the Fund entering into foreign exchange contracts as described further in this note.

The following tables set out the Fund's total exposure to foreign currency risk and the net exposure to the foreign currencies of monetary assets and liabilities as at 31 July 2019 and 31 July 2018.

31 July 2019

| Currency | Monetary Assets and Liabilities US\$'000 | Total Forward FX USS'000 | Net US\$'000 |
|------------------------|--|--------------------------------|-----------------|
| British Pound Sterling | | 9,657 | 9,657 |
| Euro | | 1,246 | 1,246 |
| | | 10,903 | 10,903 |

| 31 July 2018 | Monetary Assets and Liabilities | Total Forward FX | Net |
|------------------------|------------------------------------|---------------------|----------|
| Currency | US\$'000 | US\$'000 | US\$.000 |
| British Pound Sterling | - | 9,709 | 9,709 |
| Euro | - | 1,158 | 1,158 |
| | + | 10,867 | 10,867 |

(c) Interest rate risk

The majority of the Fund's financial assets are investments in investment funds which neither pay interest nor have a maturity date. The Fund is exposed to risks associated with the effects of fluctuations in the prevailing level of market interest rates on the fair value of underlying investments which the Fund has invested in.

As at the year end, the Fund had no loan outstanding (2018: Nil). Interest of US\$581 (2018: US\$1,259) was charged for the year in relation to the credit facilities obtained during the year.

Other assets and liabilities bear no interest rate risk except for cash balances of US\$38,073 (2018: US\$786,100) which are subject to the variable interest rates.

HSBC Trading AdvantEdge Fund | Annual Report and Audited Consolidated Financial Statements 2019

13 Financial Instruments (continued)

Liquidity risk

Liquidity risk is the risk the Fund will encounter difficulties in meeting obligations associated with financial liabilities. The main liability of the Fund is the redemption of any units that investors wish to sell. The risk is that the Fund might not be able to liquidate investment positions in order to repay amounts demanded by its unitholders.

The Fund's liquidity risk is managed on an ongoing basis by the Investment Adviser in accordance with policies and procedures in place. It is not the normal policy of the Fund to invest directly in funds, limited partnerships or other vehicles that have no liquidity.

The Fund's investment restrictions, as defined in the Prospectus, some of which pertain to the management of liquidity risk and concentrations thereof are monitored on a monthly basis by the Trustee of the Fund and reviewed monthly by the Manager. There are specific guidelines in place for monitoring and reporting breaches, and situations where holdings come close to restriction levels.

The Manager may limit the number of Units in the Fund which may be redeemed on any Dealing Day to not more than five per cent, or such greater percentage, as specified in the Fund Section of any Fund, of the total number of such Units in issue immediately before such date. Any Units failing to be redeemed upon the exercise of this discretion by the Manager will be carried forward to the next Dealing Day and shall be redeemed pro rata in priority to any other Units in respect of which a Redemption Notice has subsequently been received.

At 31 July 2019 and 31 July 2018 there were no restrictions in place on any of the investee funds which would limit the Fund's ability to redeem its investment holdings.

All of the Fund's financial liabilities are due within one month, and net assets attributable to the unitholders of the Fund are due in accordance with the timeframe as described in the prospectus. See Note 10 for information.

Cradit rick

Credit risk is the risk that a counterparty to a financial instrument will fail to discharge an obligation or commitment that it has entered into with the Fund.

The Fund will be exposed to a credit risk on parties with whom it trades and will also bear the risk of settlement default.

In addition, the Fund is indirectly exposed to the credit risk of the underlying investee funds.

Substantially all of the assets of the Fund are held by State Street Custodial Services (Ireland) Limited (the "Sub-Custodian"). Bankruptcy or insolvency of the Sub-Custodian may cause the Fund's rights with respect to securities held by the Sub-Custodian to be delayed or limited. The Fund monitors its risk by monitoring the credit quality of the Sub-Custodian the Fund uses. The credit rating of State Street Corporation, the parent company of the Sub-Custodian at 31 July 2019 was A (2018: A) as rated by S&P Ratings Agency.

HSBC Bank plc, Guernsey Branch which is ultimately owned by HSBC Holdings plc, provided credit facilities to the Fund during the year. The credit rating of HSBC Holdings plc at 31 July 2019 was A2 (2018: A2) as rated by Moody's Ratings Agency.

Fair value hierarchy

FRS 102 requires disclosure relating to the fair value hierarchy in which fair value measurements are categorised for assets and liabilities. The disclosures are based on a three-level fair value hierarchy for the inputs used in valuation techniques to measure fair value.

26

13 Financial Instruments (continued)

Fair value hierarchy (continued)

The fair value hierarchy as required under FRS 102 is based on the valuation inputs used to fair value the financial assets and liabilities and consideration of the market activity for each individual financial asset and liability. The definitions for Levels 1, 2 and 3 are set out below.

Level 1: The unadjusted quoted price in an active market for identical assets or liabilities that the entity can access at the measurement date.

Level 2: Inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable (i.e. developed using market data) for the asset or liability, either directly or indirectly.

Level 3: Inputs are unobservable (i.e. for which market data is unavailable) for the asset or liability.

The level in the fair value hierarchy within which the fair value measurement was categorised in its entirety was determined on the basis of the lowest level input that was significant to the fair value measurement in its entirety. For this purpose, the significance of an input was assessed against the fair value measurement in its entirety.

If a fair value measurement used observable inputs that required significant adjustment based on unobservable inputs, that measurement was a Level 3 measurement. Assessing the significance of a particular input to the fair value measurement in its entirety required judgement, considering factors specific to the asset or liability. The determination of what constituted "observable" required significant judgement by the Manager.

The Manager considers observable data to be market data that was readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market.

(a) Hierarchy analysis

The following tables provide an analysis of the fair value hierarchy of the Fund's financial assets and liabilities, measured at fair value at 31 July 2019:

| | Level 1 US\$'000 | Level 2 US\$'000 | Level 3 US\$'000 | Total US\$'000 |
|---|---------------------|---------------------|---------------------|-------------------|
| Assets | | | | |
| Financial assets at fair value through profit or loss: | | | | |
| Investment funds | - | 62,032 | | 62,032 |
| Forward foreign exchange contracts | | 6 | | 6 |
| Total Assets | | 62,038 | • | 62,038 |
| | Level 1 US\$'000 | Level 2 US\$'000 | Level 3 US\$'000 | Total US\$'000 |
| Liabilities | | | | |
| Financial liabilities at fair value through profit or loss: | | | | |
| Investment funds | * | | | |
| Forward foreign exchange contracts | | (89) | | (89) |
| Total Liabilities | | (89) | | (89) |

13 Financial Instruments (continued)

Fair value hierarchy (continued)

The following table provides an analysis of the fair value hierarchy of the Fund's financial assets and liabilities, measured at fair value at 31 July 2018:

| | Level 1 US\$'000 | Level 2 US\$'000 | Level 3 US\$'000 | Total US\$ 000 |
|--|---------------------|---------------------|---------------------|-------------------|
| Assets | | | | |
| Financial assets at fair value through profit or loss: | | | | |
| Investment funds | 4: | 58,833 | | 58,833 |
| Forward foreign exchange contracts | | 52 | | 52 |
| Total Assets | | 58,885 | - | 58,885 |

There are no financial liabilities on the Fund measured at fair value at 31 July 2018.

(b) Transfers between levels of the fair value hierarchy

There were no transfers between Level 1 and Level 2 of the fair value hierarchy during the financial year.

Leverage

Where a fund permits leverage, the underlying volatility of the Fund will be significantly greater than would otherwise have been the case without the permitted leverage. Whilst this gives a Fund the ability to participate in higher returns associated with greater exposure, it also gives a Fund exposure to increased losses where markets in general and a fund in particular, invest in assets where prices suffer declines.

Certain investment funds in which the Fund may invest use material levels of leverage and are not limited in either their borrowing capacity nor in their level of margin commitment. The total value of positions held by these funds may exceed their net asset value. The leverage acquired offers the possibility of achieving a much greater overall return, but also increases the Fund's volatility and carries the risk of total loss of the amount invested. Please refer to Note 11 for details of borrowing of the Fund.

14 Capital Management

The capital of the Trust is represented by the net assets attributable to the unitholders of the Fund. The Trust is subject to monthly redemption requests of the unitholders.

The Trust's aim with respect to management of its capital is to safeguard its ability to continue as a going concern.

The Manager monitors capital on the basis of the value of net assets attributable to the unitholders of the Fund. As detailed in Note 13, the Fund's investment restrictions, as defined in the Prospectus, some of which pertain to the management of liquidity risk and concentrations thereof include restrictions in respect of investment in closed-ended funds, restrictions in respect of redemptions, restrictions in respect of the percentage holding allowable in any individual investment fund. There are specific guidelines in place for monitoring and reporting breaches, and situations where holdings come close to restriction levels.

The Fund also has a loan facility available to cover a cash shortfall caused by mismatched settlement dates on purchase and sale transactions and to fund redemptions (subject to a maximum of 25% of the Fund's NAV) and for investment purposes (subject to a maximum of 10% of the Fund's NAV), to facilitate additional investment in Investment Funds. Please refer to Note 11.

Also as detailed in Note 13, the Manager may limit the number of Units which may be redeemed on any Dealing Day to not more than 5% or such greater percentage of the total number of Units in issue immediately before such date if the liquidity of the Fund becomes insufficient. Such 5% limit shall be calculated in respect of the Fund as a whole and not in respect of each individual Unit class.

15 Distribution Policy

The Manager does not recommend the payment of a dividend. All income will be "rolled-up", and will not be distributed but will be retained in the Fund and reflected in the NAV per unit.

16 Side Pocket

On 31 July 2008, the Manager was advised that the Discus Non US Side Holdings Ltd, in which the Fund held shares, filed a bankruptcy petition due to an unexpected incident and the manager of Discus Fund Limited set up a side pocket (the "Discus Side Pocket"). The Fund was issued shares in the Discus Side Pocket.

The Manager and Trustee created a side pocket in the Fund (the "Fund Side Pocket") as at 30 September 2007, and shares in the Discus Side Pocket were transferred out of the Fund's portfolio, and into the Fund Side Pocket. As at the transfer date, the investment in Discus Fund Limited represented 4% of the Fund's total investment portfolio valuation. Shares of the Discus Side Pocket therefore do not form part of the Fund's portfolio for valuation purposes and were valued at US\$Nil.

The Manager maintains a register of all shareholders in the Fund immediately prior to 30 September 2007 ("Existing Shareholders"), and the Trustee holds the Fund Side Pocket for the benefit of Existing Shareholders. Existing Shareholders who elected to redeem their shares in the Fund will continue to be entitled to proceeds received in the Fund Side Pocket after the date of redemption. Subject to a minimum transaction size of US\$100, proceeds from the Discus Side Pocket which have been received in the Fund Side Pocket have been distributed to all Existing Shareholders in proportion to their holding in the Fund either.

- If the Existing Shareholder continues to hold shares in the Fund, as additional shares in the Fund which are purchased at the NAV prevailing at the date of purchase; or
- 2. If at the date of the distribution the Existing Shareholders had redeemed their entire holding, in cash.

During the year, 5,422 shares of the Discus Side Pocket were redeemed and the remaining holdings were redeemed after the year end (see Note 21). The remaining shares in the Fund Side Pocket as at year end are disclosed on page 31 within the Portfolio of Investments.

17 Foreign Exchange Rates

The following foreign exchange rates were used to translate assets and liabilities into the reporting currency (US Dollars):

| | As at 31 July 2019 | As at 31 July 2016 |
|----------|--------------------|--------------------|
| Euro | 0.8971 | 0.8528 |
| Sterling | 0.8223 | 0.7605 |

18 Commitments and Contingent Liabilities

As at 31 July 2019 and 31 July 2018 the Fund did not have any significant contingent commitments or contingent liabilities.

19 Controlling Parties

The Manager does not consider there to be an immediate or ultimate controlling party of the Fund.

20 Significant Events during the year

There were no significant events affecting the Fund during the year.

21 Subsequent Events

The remaining shares in the Discus Fund Side Pocket (see page 31 within the Portfolio of Investments) were redeemed by the Shareholder subsequent to the year end.

There were no other significant events affecting the Fund since year end that require amendment to or disclosure in the Consolidated Financial Statements.

22 Highest and Lowest NAV per Unit during the year

| Unit Class | Highest NAV per Unit | NAV per Unit |
|--|-------------------------|--------------|
| HSBC Trading AdvantEdge Fund – US Dollar Class | 175.12 | 162.15 |
| HSBC Trading AdvantEdge Fund – Euro Class | 146.79 | 138.79 |
| HSBC Trading AdvantEdge Fund - Euro Hedged R Class | 118.78 | 111.53 |
| HSBC Trading AdvantEdge Fund – US Dollar R Class | 131.37 | 120.81 |
| HSBC Trading AdvantEdge Fund - Sterling R Class | 127.68 | 118.95 |
| HSBC Trading AdvantEdge Fund - US Dollar S Class | 110.92 | 101.59 |
| HSBC Trading AdvantEdge Fund - Sterling S Class | 108.61 | 100.79 |
| HSBC Trading AdvantEdge Fund - Euro S Class | 105.37 | 98.70 |
| | | |

23 Reconciliaton of Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units

The NAV per these Consolidated Financial Statements is inclusive of redemptions of US\$456,230 (2018: US\$1,891) which were booked to the Fund after the last Dealing NAV had been finalised. The table below reconciles the movement from the Dealing NAV to the NAV per these Consolidated Financial Statements, taking into account the aforementioned adjustments.

| | As at 31 July 2019 US\$'000 | As at 31 July 2018 US\$ 000 |
|---|--------------------------------|--------------------------------|
| NAV as calculated in accordance with the Prospectus (Dealing NAV) | 61,678 | 58,881 |
| Redemptions not reflected in the Dealing NAV | (456) | (2) |
| NAV per these Consolidated Financial Statements | 61,222 | 58,879 |

Portfolio of Investments as at 31 July 2019 (Unaudited)

| Security Description | Holding | Market value US\$'000 | % of total net assets |
|--|-----------|--------------------------|--------------------------|
| Investment Funds (2018: 99.92%) | | | |
| AHL (Cayman) SPC - Class A1 Evolution USD Shares | 5,072,954 | 10,494 | 17.14 |
| AHL Evolution Frontier Fund | 3,228,628 | 4,029 | 6.58 |
| Crabel Fund SPC Ltd. | 1,319 | 1,458 | 2.38 |
| Crabel Fund SPC Ltd Segregated Portfolio - Series 95 | 3,798 | 4,344 | 7.10 |
| Fort Global UCITS Contrarian Fund USD Hedged | 3,661 | 4,532 | 7.40 |
| Tewksbury Investment Fund | 444 | 9,351 | 15.27 |
| Transtrend Fund Alliance - Omnitrend (USD) | 1,899 | 4,682 | 7.65 |
| Two Sigma Compass Enhanced Cayman Fund Ltd. GSY | 1,157 | 8,048 | 13.15 |
| Two Sigma Absolute Return Macro Enhanced Cayman Fund Ltd Class A | 4,572 | 7,118 | 11,63 |
| Two Sigma Absolute Return Macro Enhanced Cayman Fund Ltd Class A Series 1a-2019 | 500 | 547 | 0.89 |
| Winton Futures Fund Ltd Class B | 6,739 | 7,429 | 12.13 |
| Portfolio of Investments | | 62,032 | 101.32 |
| Discus Non US Side Holdings Ltd Class S* | 5,654 | .0 | 5.5 |
| Net current liabilities | | (810) | (1.32) |
| Total net assets | | 61,222 | 100.00 |
| * See Note 16 for information in relation to this investment holding. | | | |

Investor Information as at 31 July 2019 (Unaudited)

| Redeemable participating units in issue | 31 July 2019 | 31 July 2018 | 31 July 2017 |
|---|--------------|--------------|--------------|
| US Dollar Class | 224,029.04 | 232,851.25 | 239,027.98 |
| Euro Class | 757.40 | 757.40 | 2,412.12 |
| Euro Hedged R Class | 906.85 | 478.91 | 1,075.61 |
| US Dollar R Class | 9,330.48 | 7,242.34 | 8,236.00 |
| Sterling R Class | 6,543.06 | 8,310.68 | 32,352.14 |
| US Dollar S Class | 88,080.12 | 94,971.37 | 94,015.06 |
| Sterling S Class | 65,968.91 | 62,471.25 | 53,589.46 |
| Euro S Class | 8,698.05 | 8,291.89 | 8,547,57 |
| NAV per unit | | | |
| US Dollar Class | US\$175.12 | US\$161.89 | US\$159.54 |
| Euro Class | EUR146.79 | EUR139.65 | EUR141.52 |
| Euro Hedged R Class | EUR118.78 | EUR111.93 | EUR111.74 |
| US Dollar R Class | US\$131.38 | US\$120.31 | US\$117.34 |
| Sterling R Class | GBP127.69 | GBP119.07 | GBP117.97 |
| US Dollar S Class | US\$110.93 | US\$101.02 | US\$97.96 |
| Sterling S Class | GBP108.61 | GBP100.69 | GBP99.05 |
| Euro S Class | EUR105.38 | EUR98.90 | EUR98.37 |
| Total NAV | | | |
| US Dollar Class (US\$'000) | 39,231 | 37,694 | 38,135 |
| Euro Class (EUR'000) | 111 | 106 | 341 |
| Euro Hedged R Class (EUR'000) | 108 | 54 | 120 |
| US Dollar R Class (US\$'000) | 1,226 | 871 | 966 |
| Sterling R Class (GBP'000) | 835 | 990 | 3,817 |
| US Dollar S Class (US\$'000) | 9,770 | 9,593 | 9,210 |
| Sterling S Class (GBP'000) | 7,165 | 6,290 | 5,308 |
| Euro S Class (EUR'000) | 917 | 820 | 841 |
| Portfolio Classification | | 31 July 2019 | 31 July 2018 |
| Unlisted securities | | 100.00 | 100.00 |
| umoto doundo | | 100.00 | 100.00 |
| | | | 11 11 11 11 |
| Sector Allocation | | 31 July 2019 | 31 July 2018 |
| Managed Futures | | 99.60% | 99.70% |
| Cash and Expenses | | 0.40% | 0.30% |
| | | 100.00% | 100.00% |

HSBC Trading AdvantEdge Fund | Annual Report and Audited Consolidated Financial Statements 2019

Summary of Significant Portfolio Changes for the year ended 31 July 2019 (Unaudited)

| Purchases | | Cost |
|---|---------|----------|
| Description | Nominal | US\$'000 |
| Two Sigma Absolute Return Macro Enhanced Cayman Fund Ltd Class A Series 1a-2019 | 500 | 500 |
| Sales | | Proceeds |
| Description | Nominal | US\$'000 |
| | | 14. 24. |

| Description | Nominal | Proceeds US\$'000 |
|--|---------|----------------------|
| Winton Futures Fund Ltd Class B | 1,302 | 1,400 |
| Fort Global UCITS Contrarian Fund USD Hedged | 857 | 952 |
| Transtrend Fund Alliance – Omnitrend (USD) | 398 | 850 |
| Tewksbury Investments Fund | 10 | 201 |
| Crabel Fund SPC Ltd. | 181 | 200 |

There were no other purchases and sales during the year ended 31 July 2019.

Performance Information as at 31 July 2019 (Unaudited)

Performance Overview

| Year ended | 2019 | 2018 | 2017 | 2016 | 2015 |
|--|-------|---------|---------|--------|--------|
| HSBC Trading AdvantEdge Fund - US Dollar Class | 8.17% | 1.47% | (6.76)% | 13.29% | 13.98% |
| 3M USD LIBOR+3.5% | 6.26% | 5.43% | 4.63% | 4.10% | 2.23% |
| HSBC Trading AdvantEdge Fund - Euro Class | 5.11% | (1.32)% | (8.41)% | 12.63% | 14.52% |
| 3M EUR LIBOR+3.5% | 3.23% | 3.21% | 3.27% | 3.45% | 2.09% |
| HSBC Trading AdvantEdge Fund - Sterling Class**** | N/A | N/A | N/A | 13.59% | 15.02% |
| 3M GBP LIBOR+3.5% | N/A | N/A | N/A | 4.19% | 2,38% |
| HSBC Trading AdvantEdge Fund - Euro Hedged R Class | 6.12% | 0.17% | (8.03)% | 13.67% | 15.62% |
| 3M EUR LIBOR+3.5% | 3.23% | 3.21% | 3.27% | 3.45% | 2.09% |
| HSBC Trading AdvantEdge Fund - US Dollar R Class | 9.20% | 2.53% | (5.88)% | 14.28% | 15.11% |
| 3M USD LIBOR+3.5% | 6.26% | 5.43% | 4.63% | 4.10% | 2.23% |
| HSBC Trading AdvantEdge Fund - Sterling R Class | 7.24% | 0.92% | (6.80)% | 14.50% | 16.15% |
| 3M GBP LIBOR+3.5% | 4.45% | 4.12% | 4.03% | 4.19% | 2.38% |
| HSBC Trading AdvantEdge Fund – US Dollar S Class** | 9.81% | 3.12% | N/A | N/A | N/A |
| 3M USD LIBOR+3.5% | 6.26% | 5.43% | 4,63% | N/A | N/A |
| HSBC Trading AdvantEdge Fund – Sterling S Class* | 7.87% | 1.65% | N/A | N/A | N/A |
| 3M GBP LIBOR+3.5% | 4.45% | 4.12% | 4.03% | N/A | N/A |
| HSBC Trading AdvantEdge Fund – Euro S Class*** | 6.55% | 0.54% | N/A | N/A | N/A |
| 3M EUR LIBOR+3.5% | 3.23% | 3.21% | 3.27% | N/A | N/A |

Past performance is not indicative of future performance. The performance data does not include commissions and costs incurred on the issue and redemption of units.

HSBC Trading AdvantEdge Fund | Annual Report and Audited Consolidated Financial Statements 2019

^{*}This Unit Class launched on 30 November 2016.
**This Unit Class launched on 30 December 2016.
**This Unit Class launched on 31 January 2017.
***This Unit Class was fully redeemed on 28 February 2017.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド

| | | | (令和元 | 年11月末日現在) |
|----------------|--------------------|----------------------|------------|--------------------|
| | | 米ドル (d.を除く。) | (d.お。 | 千円 はび e . を除く。) |
| a. 資産総額 | | 63,923,556.84 | | 7,003,465 |
| b. 負債総額 | | 3,990,331.13 | | 437,181 |
| c. 純資産総額 (a-b) | | 59,933,225.71 | | 6,566,284 |
| d. 発行済口数 | 米ドル・クラス ユーロ・クラス | 222,954.81 757.40 | | |
| e. 一口当たり純資産価格 | 米ドル・クラス ユーロ・クラス | 171.40 142.17 | 米ドル ユーロ | 18,779円 17,144円 |

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換

ユニ・フォリオの受益証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 HSBC セキュリティーズ・サービシーズ(アイルランド)ディーエーシー

取扱場所 アイルランド、ダブリン2,グランド・カナル・ハーバー、グランド・カナル・スクエア1番 日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託している場合、 同社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

(2)受益者集会

受託会社または管理会社は、ガーンジー法に従うことを条件にいつでも、ファンドの受益者集会、または該当する場合全受益者の集会を適切と考える日時および場所において招集することができる。受益者集会は、クラスB規則に定める方法で、10日以上前(または信託証書もしくは関連するファンド証書においてそのために定められ、またはガーンジー法により定められたこれより長い通知期間)(通知が送達された日および通知が発信された日を含む。)の通知により、ガーンジーで開催される予定である。受益者集会は連合王国内では開催されない。受託会社は、以下の()から()に記載される事項に関し単純過半数による承認を得るため、または招集請求の管理会社への交付日に発行済とみなされるファンドまたはユニ・フォリオ全体のすべての受益証券に係る全議決権の少なくとも10%以上を合計で有する少なくとも5人の受益者の書面による請求に応じ、信託証書の規定によりその旨義務付けられる場合かかる受益者集会を招集する。かかる受益者集会における定足数は、信託証書、関連するファンド証書および適用されるガーンジー法において定められるとおり、本人または代理人により出席する受益者とする。

適式に招集され、開催されるファンドまたはユニ・フォリオ(場合による。)の受益者集会は、決議により、()信託証書またはファンド証書の規定の修正、変更または追加について、かかる変更が信託証書に規定する受託会社および管理会社の権限の範囲外である場合において裁可し、()ファンドの解散に関するクラスB規定の定めに従って受託会社に対し権限を付与しまたは指示を行い、()別の機関または投資スキーム(当該投資スキームが集団投資スキームであるか否かは問わない。)とファンドとの事業再編または統合のための取決めを承認し、()管理会社を解任し、()ファンドの投資目的、投資制限および借入限度の変更を承認する資格を有するものとする。

かかる受益者集会では、議長または本人もしくは代理人により出席する受益者は、投票を要求することができる。

挙手の際には、本人もしくは代理人により出席する各受益者または法人の場合は役員もしくは代理人により出席する各受益者は一議決権を有する。投票の際には、本人または代理人により出席する各受益者は、その受益証券保有分により表象されるファンドまたはユニ・フォリオ(場合による。)のスキーム財産に対する非分割の受益証券口数と同数の議決権を有する。

挙手による受益者集会の決議は、()議決権行使権限を有する受益者本人が議決権を行使した場合の受益者 および()議決権行使権限を有する受益者の正式な代理人として議決権を行使した者の単純過半数により成立 する。投票による受益者集会の決議は、本人または代理人により議決権行使権限を有する受益者の総議決権の単 純過半数を表象する受益者により採択された場合、単純過半数により成立する。

決議は、議決権を有する受益者の総議決権数の単純過半数により採択された場合、決議書として承認される。 ーファンド(「投資側ファンド」)が別のファンド(「投資対象ファンド」)の受益証券に投資する場合、投 資側ファンドは当該投資対象ファンドに関する議決権を放棄するものとする。

(3)受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

EDINET提出書類

HSBCマネジメント(ガーンジー)リミテッド(E31085)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

名義書換事務代行会社の容認する書式による譲渡の様式を完成させて事前の管理会社または名義書換事務代行会社の承認を受ける場合を除いて、受益証券は譲渡されない。譲受人が既存の受益者ではない場合、当該譲受人は、当該譲渡が行われる前に、可能な限り早く申込書に記入し、必要に応じて、身元証明書類とともに名義書換事務代行会社に提出し、または別途書面により同様な情報、表明および約束を名義書換事務代行会社に提供することを要する。受益証券の譲渡は、上記要件が充足された期日直後の取引日にのみ効力を生じる。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

資本金の額 令和元年11月末日現在、100,000英ポンド(約1,415万円)

発行済株式総数 100,000株

管理会社は、100,000株の授権株式資本のみ発行することができ、全株発行済みである。

最近5年間における資本金の額の増減はない。

(2) 会社の機構

定款に基づき、管理会社は、最低2名の取締役により構成される取締役会により運営される。取締役は、管理会社の株主であることを要しない。取締役は、臨時の欠員補充のため、または追加の取締役として、誰でも取締役に任命することができる。ただし、当該取締役の任期は、次の株主総会までとし、再任も可能である。取締役の権利を害することなく、年次株主総会で株主もまた、臨時の欠員または追加の取締役として、誰でも取締役に任命することができる。

取締役会の決議は、過半数の取締役が構成している取締役会に出席または代理出席している取締役の多数決により決定される。

取締役会は、法律、定款またはファンドの信託証書に定める規定に従い、管理会社およびファンドの名のもとに行為し、管理会社およびファンドの目的を達成するための管理または処分に関するすべての行為を実行し、承認する最大の権限および責任を有する。

(3) 役員および従業員の状況

(令和元年11月末日現在)

| 氏名 | 役職名 | 略歴 | 保有株数 |
|--|---|--|------|
| ダニエル・スティーブン・ロ ザーフォード (Daniel Stephen Rotherford) | 非常勤取締役 | HSBC グローバル・アセット・マネジメント・リミテッドのガバナンス、グローバル・プロダクト・ヘッド。 前職はコンサルタントであり、ベアリング・アセット・マネジメントでプロダクト・ディベロップメント・ヘッドを務め、リーガル・アンド・ジェネラルにも勤務。 | 0 |
| トマス・リンゼー・スラッタ リー (Thomas Lindsay Slattery) | 非常勤取締役 取締役会会長 | HSBC バンク・インターナショナル・リミテッド およびHSBC トラスティー (CI) リミテッドの独立非常勤会長。 前職では、TSBおよびロイズ・TSB・グループにて勤務し、監査、マーケティングおよびファイナンスにおいて様々な上級職を歴任。 | 0 |
| カール・ジョセフ・ロスメク (Carl Joseph Rosumek) | 非常勤取締役 | ガーンジー・フィナンシャル・サービシーズ・コミッション投資監督および方針部門の前取締役。 その前はKPMGにて勤務。 | 0 |
| イサベル・ロビンス (Isabel Robins) | 非常勤取締役 | 過去にクレストブリッジ・トラスト・カンパニー において不動産チームを担当し、ジャージーの シュローダーにおいてファンド・マネジャーを務 めたチャータード・サーベイヤー。 | 0 |
| アンソニー・チャールズ・ コーフィールド (Anthony Charles Corfield) | 非常勤取締役 | HSBC グローバル・アセット・マネジメント・リミテッドの最高業務責任者。 内部監査人協会の元会員。前職では、英国関税庁および銀行の内部監査人として勤務。 | 0 |
| スティープン・ジェームズ・ ルーセル (Stephen James Rouxel) | 常勤取締役 ビジネス・ヘッド 会社秘書役 | 前職では、ステート・ストリートおよびバター フィールド・フルクラムにて運用監督業務に従 事。 | 0 |
| ジェイソン・リディ (Jason Liddy) | 常勤取締役 ガーンジー・オル タナティブ・オペ レーションズ・ ヘッド | 勅許会計士(ICAEW)および勅許証券協会 (FSCI)のフェロー。 | 0 |

管理会社の従業員は12名である。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、ファンドおよび受益者のために、証券の売買および申込みならびにファンド資産に直接または間接的に属する権利の行使を含む管理・運用業務を行う。

管理会社は、HSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドに投資助言サービスの提供を委託している。また、管理会社は、管理事務代行会社であるステート・ストリート・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドにファンドの管理事務代行業務を委託している。また、管理会社は、HSBC セキュリティーズ・サービシーズ(アイルランド)ディーエーシーにファンドの受益証券の発行、買戻しおよび名義書換等に関する事務代行業務を委託している。受託会社は、包括保管受託銀行であるHSBCバンク・ピーエルシー ガーンジー支店にファンドの資産の受託保管を委託しており、包括保管受託銀行は、副保管受託銀行であるステート・ストリート・カストディアル・サービシーズ(アイルランド)リミテッドにこれを再委託している。

管理会社は、令和元年10月末日現在、以下のとおり、45本の投資信託(合計純資産総額8,420百万米ドル)の管理・運用を行っている。

| | | | 純資産総額 |
|---------|-----------------------|-----|---------------|
| 国名 | 基本的性格 | 本数 | (百万米ドル) |
| | | | (令和元年10月末日現在) |
| ガーンジー / | ファンド・オブ・ヘッジ・ファンズ | | |
| アイルランド | (オープン・エンド型認可集団投資スキー | 4本 | 1,780 |
| | ム/UCITS) | | |
| | プライベート・エクイティ・ファンド | | |
| ガーンジー | (クローズド・エンド型認可集団投資スキー | 22本 | 3,011 |
| | ۵) | | |
| | 不動産ファンド | | |
| ガーンジー | (クローズド・エンド型集団投資スキーム / | 19本 | 3,629 |
| | 会社型投資信託) | | |

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近事業年度の日本文の財務書類は、ガーンジーにおける法令および国際財務報告基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含む。)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含む。)第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号。その後の改正を含む。)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)であるケーピーエムジー チャネル アイランズ リミテッドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)が当該財務書類に添付されている。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円による金額は、便宜上、令和元年11月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=109.56円)で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。
- d. 管理会社の財務書類の原文と日本文に齟齬がある場合、原文が優先する。

(1)【貸借対照表】

HSBC マネジメント (ガーンジー) リミテッド

貸借対照表 2018年12月31日現在

| | _ | | | | |
|--------------|----|--------|-------|--------|-------|
| | | 2018: | 年 | 2017 | ŧ |
| | 注記 | 千米ドル | 百万円 | 千米ドル | 百万円 |
| 資産 | _ | | | | |
| 現金および現金等価物 | 9 | 17,192 | 1,884 | 16,594 | 1,818 |
| 売掛金およびその他の債権 | 11 | 13,296 | 1,457 | 2,574 | 282 |
| 前払金および未収収益 | 14 | 8,664 | 949 | 15,947 | 1,747 |
| 子会社に対する投資 | 12 | - | - | - | - |
| 有形固定資産 | 13 | - | | | - |
| 資産合計 | _ | 39,152 | 4,289 | 35,115 | 3,847 |
| | _ | | | | |
| 負債および資本 | | | | | |
| 負債 | | | | | |
| 買掛金およびその他の債務 | 15 | 4,434 | 486 | 14,295 | 1,566 |
| 未払金およびその他の債務 | 16 | 18,156 | 1,989 | 9,059 | 993 |
| 負債合計 | _ | 22,590 | 2,475 | 23,354 | 2,559 |
| 資本 | | | | | |
| 資本金 | 18 | 158 | 17 | 158 | 17 |
| 利益剰余金 | | 16,404 | 1,797 | 11,603 | 1,271 |
| 資本合計 | _ | 16,562 | 1,815 | 11,761 | 1,289 |
| 負債および資本の合計 | _ | 39,152 | 4,289 | 35,115 | 3,847 |
| | = | | | | |

後述の注記は、当財務書類と不可分のものである。

本財務書類は、取締役会により2019年3月27日付で承認され、以下の代表者によって署名された。

(署名)CJ・ロスメク/取締役

(署名) SJ・ルーセル / 取締役

(2)【損益計算書】

HSBC マネジメント (ガーンジー) リミテッド

損益計算書 2018年12月31日終了年度

| | _ | | | | |
|---------------|----|----------|---------|----------|---------|
| | | 2018호 | | 2017 | |
| | 注記 | 千米ドル | 百万円 | 千米ドル | 百万円 |
| 受取利息 | 2 | 418 | 46 | 76 | 8 |
| 純受取利息 | _ | 418 | 46 | 76 | 8 |
| 受取報酬・手数料 | | 51,022 | 5,590 | 49,359 | 5,408 |
| 支払報酬・手数料 | | (40,587) | (4,447) | (34,615) | (3,792) |
| 純受取報酬 | 3 | 10,435 | 1,143 | 14,744 | 1,615 |
| その他の営業(費用)/収益 | 4 | (126) | (14) | 1,167 | 128 |
| 純営業収益 | | 10,727 | 1,175 | 15,987 | 1,752 |
| 従業員給与および給付 | 5 | (1,100) | (121) | (1,328) | (145) |
| 一般管理費 | 6 | (4,805) | (526) | (7,410) | (812) |
| 有形固定資産の減価償却費 | 13 | - | - | (9) | (1) |
| 営業費用合計 | _ | (5,905) | (647) | (8,747) | (958) |
| 税引前利益 | _ | 4,822 | 528 | 7,240 | 793 |
| 税金費用 | 7 | (21) | (2) | (29) | (3) |
| 当期利益 | _ | 4,801 | 526 | 7,211 | 790 |
| | _ | | | | |

後述の注記は、当財務書類と不可分のものである。 すべての事業は継続している。

上記当期利益以外のその他の包括利益・費用はない(2017年:なし)。

HSBC マネジメント (ガーンジー)リミテッド

キャッシュ・フロー計算書 2018年12月31日終了年度

| | • | | | 2017 | · '年 |
|---------------------------|----|---------|-------|----------|---------|
| | 注記 | 千米ドル | 百万円 | 千米ドル | 百万円 |
| 営業活動からのキャッシュ・フロー | - | | | | |
| 税引前利益 | | 4,822 | 528 | 7,240 | 793 |
| 以下の調整: | | | | | |
| 税引前利益に含まれる非現金項目 | 10 | 18 | 2 | (906) | (99) |
| 営業資産の変動 | 10 | (3,439) | (377) | 21,530 | 2,359 |
| 営業負債の変動 | 10 | (764) | (84) | (18,766) | (2,056) |
| 支払税額 | | (21) | (2) | (29) | (3) |
| 営業活動から生じた現金純額 | | 616 | 67 | 9,069 | 994 |
| 財務活動からのキャッシュ・フロー | | | | | |
| 株主に支払われた配当金 | _ | - | | (25,000) | (2,739) |
| 財務活動に使用された現金純額 | | - | - | (25,000) | (2,739) |
| 現金および現金等価物の増加 / (減少)純額 | | 616 | 67 | (15,931) | (1,745) |
| 前期繰越現金および現金等価物 | | 16,594 | 1,818 | 31,610 | 3,463 |
| 現金および現金等価物に係る換算差額 | _ | (18) | (2) | 915 | 100 |
| 次期繰越現金および現金等価物 | 10 | 17,192 | 1,884 | 16,594 | 1,818 |
| | _ | | | | |

後述の注記は、当財務書類と不可分のものである。

HSBC マネジメント (ガーンジー) リミテッド

持分変動計算書 2018年12月31日終了年度

| 資本 | 金 | 利益乗 | 余金 | 資本 | 合計 |
|------|----------------------------|--------|----------------------------------|--|--|
| 千米ドル | 百万円 | 千米ドル | 百万円 | 千米ドル | 百万円 |
| 158 | 17 | 11,603 | 1,271 | 11,761 | 1,289 |
| | | 4,801 | 526 | 4,801 | 526 |
| - | - | 4,801 | 526 | 4,801 | 526 |
| | | | | | |
| 158 | 18 | 16,404 | 1,797 | 16,562 | 1,815 |
| | 千米ドル 158 - - - | 158 17 | 千米ドル百万円千米ドル1581711,6034,8014,801 | 千米ドル百万円千米ドル百万円1581711,6031,2714,8015264,801526 | 千米ドル百万円千米ドル百万円千米ドル1581711,6031,27111,7614,8015264,8014,8015264,801 |

| | 資本 | 資本金 利益剰 | | 制余金 持久 | | 分合計 | |
|---------------|------|--------------|----------|---------------|----------|---------|--|
| | 千米ドル | 百万円 | 千米ドル | 百万円 | 千米ドル | 百万円 | |
| 2017年1月1日現在 | 158 | 17 | 29,392 | 3,220 | 29,550 | 3,237 | |
| 当期利益 | | | 7,211 | 790 | 7,211 | 790 | |
| 当期包括利益/(費用)合計 | - | - | 7,211 | 790 | 7,211 | 790 | |
| 株主に対する支払配当金 | | | (25,000) | (2,739) | (25,000) | (2,739) | |
| 2017年12月31日現在 | 158 | 17 | 11,603 | 1,271 | 11,761 | 1,289 | |

後述の注記は、当財務書類と不可分のものである。

資本金は、HSBCマネジメント(ガーンジー)リミテッドの持分株式所有者にすべて帰属する。 次へ

HSBC マネジメント(ガーンジー)リミテッド

財務書類に対する注記

1.作成の基礎および重要な会計方針

HSBCマネジメント(ガーンジー)リミテッド(以下「当社」という。)の財務書類は、欧州連合(以下「EU」という。)が採用する国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)を利用する会社に適用されるガーンジー法に準拠して作成された。これらの財務書類の作成に適用された主要な会計方針は、別段の定めがない限り、以下に示されたすべての年に一貫して適用されている。

1.1 作成の基礎

(a) IFRSの順守

当社の財務書類は、国際会計基準審議会(以下「IASB」という。)が公表し、EUが承認したIFRS(IFRS 解釈指針委員会が公表した解釈を含む。)に準拠して作成された。

2018年12月31日現在、2018年12月31日をもって終了した事業年度に効力を有し、これらの財務書類に影響を与える未承認の基準はなく、また、EUが承認するIFRSおよびIASBにより公表されているIFRSの間には、当社への適用の結果において相違はなかった。

2018年12月31日をもって終了した事業年度中に適用された基準

IFRS第9号「金融商品」は、2018年1月1日から適用が開始された。当社の金融商品およびそれらがIFRS 第9号の要件によりどのような影響を受けたかについての詳細な分析が行われた。IAS第39号からIFRS第9号への移行に伴う金融商品会計上の重要な変更は求められないとの結論に至った。

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」は、2018年1月1日から適用が開始された。評価が実施され、当社の顧客との間の契約の大部分について履行期間と支払期間が一致しているため、当社の収益認識アプローチに重大な影響はないとの結論に至った。

(b) 今後の会計動向

IFRSの微修正

IASBは、EUにおいてその使用が一部承認され、2019年1月1日より発効するIFRSの多数の微修正を公表した。当社は、これらが適用されても、当社の財務書類に与える影響は軽微であると考える。

重要な新しいIFRS

IASBは、IFRS第16号「リース」およびIFRS第17号「保険契約」を公表した。IFRS第16号はEUでの使用が 承認されたが、IFRS第17号はまだ承認されていない。さらに、IAS第12号「法人所得税」の修正はまだ承認 されていない。

IFRS第16号「リース」

IFRS第16号「リース」は、2019年1月1日以降に開始する年度から適用が開始される。IFRS第16号により、リースの大部分における賃借人側の会計処理が、IAS第17号「リース」のファイナンス・リースに類する方法による基準の範囲内で行われる結果となっている。賃借人は、「使用権」資産およびそれに対応する金融負債を貸借対照表上に計上する。資産はリース期間にわたって償却され、金融負債は償却原価で測定される。賃貸人側の会計処理は、IAS第17号に基づく処理と実質的に同様である。2019年1月1日現在、当社はリース契約を有していないため、この基準による重要な影響はないと予想される。

IAS第12号「法人所得税」の修正

IAS第12号の修正は、年次改良サイクルの一環として2017年12月に発行された。この改正は、分配可能な利益を生み出した取引または事象が認識された場合に、当社は、配当の税務上の影響を認識すべきであることを明確にしている。この改正は、2019年1月1日以降に開始する年度から適用が開始され、最初の比較期

間の開始日以降に認識される分配の所得税効果に対して適用される。その結果、永久劣後偶発転換社債の分 配に係る所得税は、資本ではなく損益として表示される。2019年1月1日現在、当社は永久劣後偶発転換社債 を保有していないため、この改正による影響はないと予想される。

(c) 外国通貨

当社の機能通貨は米ドルであり、当社の財務書類の表示通貨でもある。

外貨建取引は取引日の為替レートで計上される。外貨建の資産および負債は、最初の取引日の為替レー トを使用して換算された非貨幣資産および非貨幣負債を除き、貸借対照表日の為替相場で換算される。換算 差額は、原項目の損益が認識される箇所によって、その他の包括利益または損益計算書に含まれる。

別段の定めがない限り \$ 記号はすべて米ドルを意味する。

(d) 情報の表示

別段の定めがない限り、1,000米ドル未満はすべて四捨五入されている。

財務書類の作成

財務書類は、当社に関する情報を単体の事業体として表示しており、グループについて表示するもので はない。当社は、ガーンジー法第244条第1項およびIFRS第10号「連結財務諸表」第4(a)項により認められ た適用除外により、連結財務諸表の作成を要するものではない。

(e) 重要な会計上の見積りと判断

下記(g)で強調された項目の認識または測定に伴う固有の不確実性および高いレベルの主観性を考慮 すると、次年度の業績は、経営陣の見積りに基づくものとは異なる可能性がある。その結果、財務書類の作 成という目的のために経営陣が達した結論とは大きく異なる可能性がある。重要な見積りおよび判断を含む 当社の経営陣による会計方針の選択は、その方針が適用される項目の重要性並びにこれに伴う高度の判断お よび見積りの不確実性を反映している。

(f) 継続企業の前提

取締役は、当社が予測可能な将来にわたって事業を継続するための資源を有していると確信しているた め、財務諸書類は継続企業の前提に基づき作成されている。この評価を行う上で、取締役は、収益性、 キャッシュ・フローおよび資本資源の将来予測を含む現在および将来の状況に関する幅広い情報を検討し た。

(a) 将来の条件に関する見積りおよび仮定

財務情報の作成に際しては、将来の状況について見積りおよび仮定をすることが要求される。これらの 見積りおよび仮定については、財務書類の作成時と最終的な純資産総額の公表時との間にタイムラグがある ため、投資先ファンドの管理事務代行会社以外の情報源からは入手できない純資産価格の数値を得るために 使用する帳簿価額に関する経営陣の判断が要求される。これらの見積りおよび仮定は、過去の経験およびそ の他の関連性があると考えられる要因に基づく。実際の業績は、これらの見積りとは異なることがある。

これらの見積りが提供された財務情報を正確に表示するものであるか否かは、当社によって引き続き見 直される。会計上の見積りの修正は、当該見積りが修正された期間およびその影響が及ぶ将来の期間に認識 される。経営陣の意見によれば、これらの財務書類における当社の損益計算書、貸借対照表およびキャッ シュ・フロー計算書の公正な表示に必要と考えられる通常の繰返調整のすべてが行われている。

1.2 重要な会計方針の概要

(a) 子会社への投資

当社は、子会社として支配する事業体への投資を分類している。子会社が議決権により支配されている 場合、HSBCホールディングス・ピーエルシーは、当社が意思決定機関における決議を可決するために必要な 議決権を直接的または間接的に保有している場合に連結する。それ以外の場合は、支配の評価はより複雑で

あり、リターンの変動にさらされるリスク、関連する活動を主導する権限、および代理人または本人として 権限を保持するかを含む、その他の要因の判断が必要となる。子会社に対する当社の投資は、取得原価から 減損損失を控除して表示されている。

(b) 従業員給与および給付

株式報酬

当社は、従業員によるサービスの提供に対する報酬として、株式決済型および現金決済型の株式報酬契約 を当社の従業員と締結している。従業員が報奨に係るサービスの提供を付与日より前に開始した場合、これ らの制度の権利確定期間の始期は付与日より前になることがある。費用は、従業員が報奨に関連するサービ スの提供を開始した時点で認識される。

権利確定条件以外の条件が権利確定期間中に満たされなかった場合、権利は失効し、当該失効は、権利確 定の期限の利益喪失として処理され、損益計算書において直ちに認識される。従業員が権利確定条件を満た さなかった場合には、権利の失効として処理せず、権利確定予定の報奨数が反映されるように報奨に係る費 用認識額が調整される。

退職給付制度

HSBCグループは、確定給付制度、確定拠出制度および退職給付制度を含む多数の年金制度を運営してい る。

確定拠出制度に対する支払は、従業員がサービスを提供した時点で費用として計上される。

確定給付年金債務は、予想単位積増方式を用いて算出される。損益計算書に計上される正味費用は、主に サービス費用および退職給付に係る資産または負債に係る純利息で構成され、営業費用において表示され る。

退職給付に係る資産または負債の調整額は、数理計算上の損益、制度資産運用益(利息を除く。)および 利息を除くアセットシーリングの影響で構成され、直ちにその他の包括利益において認識される。退職給付 に係る資産または負債は、アセットシーリングテストを適用した上で、確定給付債務の現在価値から制度資 産の公正価値を控除した額である。なお、アセットシーリングテストでは、退職給付に係る剰余金は、利用 可能な払戻金および制度に対する将来の拠出額の減額分の現在価値に制限されている。

その他の退職給付制度に起因する債務の費用は、確定給付年金制度と同じ基準により会計処理される。

(c) 法人税

法人税は、当期税金および繰延税金で構成される。法人税はその他の包括利益または直接資本において認 識される項目に関連するものである場合、その関連項目が表示されるのと同一の計算書に認識されるが、そ れ以外の場合には、損益計算書に認識される。

当期税金は、当期の課税所得に対して支払われることが予定されている税金であり、過年度に関する未払 税金がある場合には調整が行われている。当社は、税務当局に納付予定の金額に基づき、発生する可能性の ある当期税金負債について引当てを行っている。増加する税源浸食濫用防止税に関連する支払は、発生した 期間の税金費用に反映される。

当期税金は、貸借対照表日までに施行されている、または実質的に施行されている税率および法律に基づ いて算定される。

(d) 償却原価により測定される金融商品

売掛金およびその他の債権

売掛金およびその他の債権は、当初、公正価値で認識され、その後、実効金利法を用いて償却原価で測定 され、減損に対する引当金が控除される。期日が到来しているすべての金額について、当社が当該債権の当 初の条件に従って回収することができないという客観的証拠がある場合、減損に対する引当金を設定する。 引当金の金額は、資産の帳簿価額と当初の実効金利で割り引いた見積将来キャッシュ・フローの現在価値と

の差額である。ある売掛金が回収不能となった場合、売掛金勘定から償却され、その損失額は損益計算書に おいて認識される。すでに償却された金額の事後の回収は、損益計算書に貸記される。

買掛金およびその他の債務

買掛金およびその他の債務は、事業年度末日前に他のグループ会社から当社に提供された商品およびサービスに対する未払いの債務である。その金額は、当初、公正価値で認識され、その後、実効金利法を用いて 償却原価で測定される。

未払金およびその他の金融負債

金額は、当初、公正価値で認識され、その後、実効金利法を用いて償却原価で測定される。

(e) 資本金

発行済金融商品は、現金その他の金融資産を引き渡す契約上の義務がない場合、一般的に資本に分類される。株式の発行に直接帰属する増分費用は、税引後手取金からの控除として資本において表示される。

(f) 現金および現金等価物

現金および現金等価物には、一定の金額の現金に容易に換金可能で、価格変動リスクの低い、流動性の高い投資対象を含む。かかる投資対象は、通常、取得日から支払期日までが3か月未満のものである。

(g) 有形固定資産

設備、備品および付属品(当社がレッサーの場合には、オペレーティング・リースのリース設備を含む。)は、その耐用年数(一般に2年から5年)にわたり、減損損失および減価償却費控除後の取得原価で計上される。有形固定資産は、その帳簿価額を回収できない場合、減損審査が適用される。

有形固定資産項目の帳簿価額は、処分時またはその使用もしくは処分により将来の経済的便益が期待できなくなったときには、認識が中止される。

(h) 営業収益

受取利息および支払利息

公正価値評価の指定を受けた金融商品を除くすべての金融商品の受取利息および支払利息は、実効金利法を用いて、損益計算書の「受取利息」および「支払利息」に認識される。

実効金利とは、金融商品の予想残存期間(場合によっては、それより短い期間)を通じた将来の現金受取額または支払額の見積額を、金融資産または金融負債の純帳簿価額まで正確に割り引く利率をいう。

減損金融資産の利息は、減損損失を測定するために、将来キャッシュ・フローを割り引く際の利率を用いて認識される。

受取利息および支払利息以外

純受取報酬は、当社がその顧客に提供する様々なサービスから稼得される。会計期間において、顧客に対する義務の履行と引き換えに当社が得ることができると期待される対価を反映した金額でサービスが提供された時点で認識される。収益の認識基準に適用される原則は、IFRS第15号の五段階モデルを使用している。収益は、顧客と交渉した取引価格に基づいて決定される。資産運用サービスは、当該サービスが提供されるにつれて徐々に充足されていくものであり、通常、顧客の運用資産の価値の一定割合に基づき行われる。事前に徴収された報酬は繰り延べられ、サービスが提供された期間にわたって収益として認識される。

成功報酬の大半は、絶対的なパフォーマンスによってではなく、ベンチマークに対する相対的なパフォーマンスによってもたらされるため、成功報酬は、期間ごとに変動し、一般的な市場変動とは相関しない場合がある。成功報酬収益は、パフォーマンスの目標が達成された場合、一定の運用契約に基づいて発生する。当該報酬収益は、契約上のパフォーマンス基準を満たし、かつ、認識された収益の大幅な反転が将来の報告期間に発生しないと考えられる場合に、営業収益として計上される。報酬体系は各々固有のものであること

から、成功報酬契約は個別に評価され、収益認識の時期が決定される。成功報酬は、従前の報告期間に最初 に行われた資産運用活動から発生する場合がある。

当社は、HSBCの関係会社の一部を利用して、収益契約の一定の義務を履行し達成することが一般的であ る。サービスが顧客に移転する前に当社がそれを支配するものであることから、一般的に、当社がこれらの 取決めの主体であるとみなされる。かかる支配は、顧客に対する当社の一次的な責任、関係会社の価格につ いて交渉する能力および関係会社であるサービスプロバイダーを選択し、指示する能力、またはこれらの要 因の組合せによって裏付けられる。したがって、管理報酬収益および関連する関係会社の范版、サービスお よび助言に係る費用は、サービスの提供時にグロスベースで報告される。

サービスの販売および提供のために支払う支払報酬は、サービスの提供時に費用として認識される。

受取配当金

受取配当金は、支払を受ける権利が確定された時に認識される。これは、通常、株主が非上場株式の配当 について承認した日である。

その他の営業収益は、当社がその顧客に提供する様々なサービスから稼得される。

(i) 金融資産と金融負債の相殺

認識された金額を相殺する法的に執行可能な権利が存在し、ネットベースで決済する意図または資産の実 現と負債の決済を同時に行う意図がある場合、金融資産と金融負債は相殺され、その純額が貸借対照表にお いて報告される。

2. 純受取利息

| | 2018年 | 2017年 |
|-------------|---------------|-------|
| | 千米ドル | 千米ドル |
| 受取利息 | | |
| 金融商品からの受取利息 | 418 | 76 |
| | - | |
| 3 . 純受取報酬 | | |

2018年 2017年 千米ドル 千米ドル ファンドの管理報酬、管理事務代行報酬および受託報酬 48,808 42,670 ファンドの成功報酬 1.646 6.689 販売報酬 568 受取報酬および手数料合計 51,022 49,359 グループ会社に対する支払割戻手数料 16,477 8,774 第三者に対する支払割戻手数料 1.004 2,439 16,731 投資顧問報酬 21,053 ファンドの成功報酬 1,418 6,020 ファンドの管理報酬、管理事務代行報酬および受託報酬 635 651 支払報酬および手数料合計 40,587 34,615 純受取報酬合計 10,435 14,744

ファンドの管理報酬および受託報酬

当社は、通常それぞれのファンドの純資産総額(「NAV」)の比率または合計約定額に基づき、管理報酬、管 理事務代行報酬および受託報酬を受領する。管理報酬、管理事務代行報酬および受託報酬は、発生主義で認識さ れた。期末時点の未払管理報酬、管理事務代行報酬および受託報酬については注記14に詳述される。当社の規制 されたフィデューシャリー業務による信託報酬は、1.4百万米ドル(2017年:1.4百万米ドル)であった。

グループ会社に支払われた割戻手数料

当社は、その裁量により、運用するファンドに申込者を紹介するグループ会社および特定の認可された第三者 に対して割戻手数料を支払う。割戻手数料は2つのカテゴリーに分類され、第一に販売手数料(該当する場合) の一部、第二に受益証券発行により払い込まれ引き続きかかる受益証券に関連している資金の純資産価額に基づ く継続的付随手数料である。手数料は発生主義で計上され、期末時点の支払手数料は注記16に詳述される。

投資顧問報酬

当社は、運用を委任する場合、HSBCグループの兄弟会社および外部の運用会社に投資顧問報酬を支払う。投資 顧問報酬は、発生主義で計上される。

ファンドの成功報酬

投資先ファンドとの様々な運用契約に基づき、当社は、成功報酬を受領する権利を有することがある。当社 は、当該成功報酬を、関連会社および投資顧問会社に適宜分配することができる。成功報酬は、成功報酬を受領 する権利が確定した時点で認識される。

顧客が対価を支払う前または支払期日が到来する前にサービスが顧客に移転された場合、これらの金額は注記 14の未収収益に含まれる。当社が、提供されたサービスおよび提供された履行義務の対価を受け取る無条件の権 利を有する場合、これらの金額は注記11の売掛債権に含まれる。

4.その他の営業(費用)/収益

| | 2018年 | 2017年 |
|---------------|-------|-------|
| | 千米ドル | 千米ドル |
| その他の営業収益/(費用) | 238 | (127) |
| 為替(差損) / 差益 | (364) | 1,294 |
| 12月31日終了年度 | (126) | 1,167 |
| | | |

5. 従業員給与および給付

従業員給与合計

| | 2018年 | 2017年 |
|------------|-------|-------|
| | 千米ドル | 千米ドル |
| 従業員給与および給付 | 1,100 | 1,328 |

当社のために役務を提供するすべてのスタッフは、HSBCバンク・ピーエルシー ガーンジー支店(以下「GPB」 という。)に雇用されている。GPBは、当社の運営のために使用されているスタッフについて、月次ベースで当 社に請求を行う。2018年12月31日終了年度に、GPBは、給与および給付について、合計1,098,183米ドル(2017 年:1,327,968米ドル)を当社に請求した。

期中における当社の平均雇用人員数

| | 2018年 | 2017年 |
|----------------------------|----------|-------|
| | 千米ドル | 千米ドル |
| オペレーションおよびサポート | 13 | 7 |
| 本社事務管理 | 2 | 2 |
| 12月31日終了年度 | 15 | 9 |
| 6.監査報酬 | | |
| | 2018年 | 2017年 |
| | 千米ドル | 千米ドル |
| 法定監査に対する監査報酬 - 当期に関する報酬 | 67 | 63 |
| 12月31日終了年度 | 67 | 63 |
| 7.税金費用 | | |
| | 2018年 | 2017年 |
| | <u> </u> | 千米ドル |
| 当期税金 | | |
| ガーンジー法人税 – 当期分 | 21 | 29 |
| 12月31日終了年度 | 21 | 29 |

2012年12月13日付の2012年法人所得税(ゼロ10)(企業中間税率)(改訂)(ガーンジー)規則の制定を受け、2013年1月1日より、特定の規制されたフィデューシャリー業務から発生する当社の収益(控除可能費用差引後)は、10%の企業中間税率で課税される(当期中に受領したフィデューシャリー報酬は注記3に記載される。)。その後、2015年7月29日に、2015年法人所得税(ゼロ10)(企業中間税率)(改訂)(ガーンジー)規則(「本改訂」)が可決され、2015年1月1日から施行された。課税対象の事業の範囲は、10%の企業中間税率に服し、規制対象投資事業の管理業務による収益を含むよう広げられた。本改訂のセクション2Eは、無関係の第三者による規制対象投資事業の管理サービスの提供のみ含んでいるため、取締役会は、規制対象投資事業の管理業務による既存の収益は範囲外であると判断した。当社の残りの収益は、0%の企業標準税率で課税される。当社のフィデューシャリー業務に対する税金費用は21,060米ドル(2017年:28,844米ドル)であった。

当社に適用されるガーンジーの実効法人税率は0.44%(2017年:0.40%)であった。

税金の調整

損益計算書に計上される税金は、すべての利益がガーンジーの法人税率で課税された場合に適用される税金費 用と相違するものではない。

8.配当金

| | 2018: | 羊 | 2017 | 年 |
|-----------------|--------|----------|--------|--------|
| 普通株式について宣言された配当 | 1 株当たり | 千米ドル | 1 株当たり | 千米ドル |
| | 米ドル | | 米ドル | |
| 当期に関する第1回中間配当金 | | | 250 | 25,000 |

2018年12月31日終了年度において、普通株式資本に係る2018年度の配当金として、合計0百万ドル (2017年: 25百万ドル) が支払われた。

9. 現金および現金等価物

| | 2018年 | 2017年 |
|----------------------|--------|--------|
| | 千米ドル | 千米ドル |
| 他のグループ会社の勘定で保有している金額 | 17,192 | 16,594 |

他のグループ会社に対する債権は、無担保であり、要求払いで返済される。

10. 純キャッシュ・フローに対する税引前利益の調整

| | 2018年 | 2017年 |
|---------------------|----------|----------|
| | 千米ドル | 千米ドル |
| 損益に含まれる非現金項目 | | |
| 有形固定資産の減価償却費 | - | 9 |
| 為替換算調整勘定 | 18 | (915) |
| | 18 | (906) |
| 営業資産の変動 | | |
| 前払金および未収収益の変動 | 7,283 | 20,089 |
| 売掛金およびその他の債権の変動 | (10,722) | 1,441 |
| | (3,439) | 21,530 |
| 営業負債の変動 | | |
| 買掛金およびその他の債務の変動 | 9,097 | (8,283) |
| 未払金およびその他の債務の変動 | (9,861) | (10,483) |
| | (764) | (18,766) |
| 現金および現金等価物 | | |
| 他のグループ会社の現金および現金等価物 | 17,192 | 16,594 |
| | 17,192 | 16,594 |

11. 売掛金およびその他の債権

| 2018年 | 2017年 |
|--------|--|
| 千米ドル | 千米ドル |
| 1,661 | 726 |
| 12,146 | 2,863 |
| 13,807 | 3,589 |
| (511) | (1,015) |
| 13,296 | 2,574 |
| | 千米ドル 1,661 12,146 13,807 (511) |

他のグループ会社に対する債権は、無担保であり、要求払いで返済される。

12. 子会社に対する投資

| | | | 2018年 | 2017年 |
|---------------------|-----------|----------------|-------|-------|
| | | | 千米ドル | 千米ドル |
| 子会社に対する投資 | | | 0.001 | 0.001 |
| 子会社の名称 | 設立国 | 株主資本に おける持分 | 株式クラス | 株数 |
| | | (%) | | |
| 2018年 | | | | |
| HSBC (ガーンジー)ジーピー・ピー | ガーンジー | 400 | 普通株式 | 1 |
| シーシー・リミテッド1 | カークシー | 100 | 1 米ドル | 1 |
| 2017年 | | | | |
| HSBC (ガーンジー)ジーピー・ピー | ±2 \ | 400 | 普通株式 | 4 |
| シーシー・リミテッド1 | ガーンジー | 100 | 1 米ドル | 1 |

¹ 住所: GY1 3NF、ガーンジー、セ \overline{V} ント・ピーター・ポート、セント・ジュリアンズ・アベニュー、アーノルド・ハウス

13. 有形固定資産

| | 設備、備品および付属品 | | |
|----------|-------------|-------|--|
| | 2018年 | 2017年 | |
| | 千米ドル | 千米ドル | |
| 原価 | | | |
| 1月1日 | 1,190 | 1,190 | |
| 12月31日現在 | 1,190 | 1,190 | |
| | | | |
| 減価償却費累計額 | | | |
| 1月1日 | 1,190 | 1,181 | |
| 当期減価償却費 | - | 9 | |
| 12月31日現在 | 1,190 | 1,190 | |
| | | | |
| 正味帳簿価額 | | | |
| 1月1日 | - | 9 | |
| 12月31日現在 | <u> </u> | - | |

14. 前払金および未収収益

| | 2018年 | 2017年 |
|-------------------|-------|--------|
| | 千米ドル | 千米ドル |
| ヘッジファンドの管理報酬 | 105 | 1,232 |
| プライベート・エクイティの管理報酬 | 5,098 | 4,720 |
| 不動産の管理報酬 | 2,580 | 5,976 |
| 成功報酬 | 881 | 4,649 |
| 引当金繰入前の前払金および未収収益 | 8,664 | 16,577 |
| 引当金 | - | (630) |
| 12月31日現在 | 8,664 | 15,947 |
| 15. 買掛金およびその他の債務 | | |
| | 2018年 | 2017年 |
| | 千米ドル | 千米ドル |
| 他のグループ会社に対する債務 | 4,434 | 14,295 |

他のグループ会社に対する支払債務は、無担保、無利息であり、返済期日が定められていない。

16. 未払金およびその他の金融負債

| | 2018年 | 2017年 |
|----------------|--------|-------|
| | 千米ドル | 千米ドル |
| 未払金 | 1,735 | 1,175 |
| 他のグループ会社に対する債務 | 14,623 | 6,307 |
| その他の債務 | 1,798 | 1,577 |
| 12月31日現在 | 18,156 | 9,059 |

他のグループ会社に対する債務は、無担保、無利息であり、要求払いで返済される。

17. 金融資産および金融負債の相殺

2018年12月31日現在、執行可能な相殺契約の対象となる金額はなかった(2017年:なし)。

18. 資本金

| | 2018年 | | 2017 [£] | |
|----------------------------------|---------|------|-------------------|---------|
| | 株数 | 千米ドル | 株数 | 千米ドル |
| 発行済、割当済および全額払込済 額面 1 ポンドの普通株式 | 100,000 | 158 | 100,000 | 158 |
| 1月1日および12月31日現在 | 100,000 | 158 | 100,000 | 158 |

19. 偶発債務、契約上の約定および保証

2018年12月31日現在、偶発債務または金融保証契約はなかった(2017年:なし)。

20. 財務リスク管理

当社のすべての活動には、様々な程度で、リスクまたはリスクの組み合わせの分析、評価、受容および管理が含まれている。最も重要なリスクの種類には、信用リスク、流動性リスクおよび市場リスクからなる財務リスクが含まれる。財務リスクの管理ならびに収益性、キャッシュ・フローおよび資本資源の検討は、取締役による、継続企業としての当社の評価において重要な要素を構成する。

信用リスク管理

信用リスクは、当社の顧客または相手方が契約上の支払義務を履行しなかった場合の財務的損失のリスクをいう。当社は、HSBCグループの方針全体の枠組みの中で、与信承認、エクスポージャーの管理、事業への与信方針の指示、ならびにエクスポージャーの監視および報告を含む確立されたリスク管理プロセスを有する。

当社の経営陣は、その信用ポートフォリオの品質にかかる責任を負い、委任された承認権限および与信手続を含む与信プロセスに従う。その目的は、高品質リスク資産のポートフォリオを構築しながら是正措置を促進するために問題のあるエクスポージャーを特定することである。当社の信用リスクに関する格付制度およびプロセスは、より大きなリスク要因およびより高い損失の潜在的重大性を有するエクスポージャーを強調し差別化する。リスク集中のレベルを分析し評価するために、定期的な見直しがなされる。

リスクはHSBCグループ会社との取引から生じる。信用管理は、当社のリチャージ戦略の遵守によって行われている。当社はこの中で運営され、信用リスク・エクスポージャーは当社の上級管理職およびHSBCグループの財務執行委員会が見直し管理している。当社の最大信用エクスポージャーは、HSBCグループ会社および第三者に対する債権の帳簿価額に制限されている。残高は主にHSBCグループおよび第三者によるものであり、信用リスクは低い。

信用リスクは、HSBCの方針の全体的な枠組みの中で管理されており、信用承認、エクスポージャーの管理(資金難に陥った借り手に対するものを含む。)、事業部門への与信方針の指示、ならびに個別およびポートフォリオ単位の両方によるエクスポージャーの監視および報告を含むリスク管理プロセスが確立されている。取締役は、信用ポートフォリオの品質に責任を負い、質の高いリスクアセットを構築・維持することを目的とした、委託された承認権限および与信手続を含む信用プロセスに従う。

定期的なレビューが行われ、個別の産業部門および商品に対するリスクの集中を含め、リスクの集中水準が査定・評価されている。信用リスクは、個別の会社単位で管理されるのではなく、事業部門によりグループのレベルで管理されている。そのため、信用リスク・エクスポージャーについて定量的なデータを開示することは適切ではないと考えられる。

他のグループ会社が保有する現金に関連する当社の信用リスク・エクスポージャーは、HSBCホールディングス・ピーエルシーの完全子会社であるグループ会社に関するものであり、上記事業の一部である。これらのカウンターパーティには債務不履行の履歴はなく、支払期日が到来した時点で債務を履行することができている。これに基づき、当社は、支払期日が到来した金額は全額回収可能であると考える。

当社に重大なリスクの集中はない。

当社のリスク・エクスポージャーは、主に第三者に対する報酬債権および会社間の報酬債権から生じる。信用 リスクの重要な評価基準は、報酬債権の時間毎の変化であり、以下に報告されるとおりである。

| 2018年12月31日現在 | 90日未満 支払期日 | 90日から1年 以内の支払期日 | 1 年超の 支払期日 | 合計 |
|---------------|---------------|--------------------|---------------|--------|
| | 千米ドル | 千米ドル | 千米ドル | 千米ドル |
| 現金および | | | _ | |
| 現金等価物 | 17,192 | - | - | 17,192 |
| 売掛金および | | | (222) | |
| その他の債権 | 8,834 | 4,765 | (303) | 13,296 |
| 前払金および | 0.074 | | | 0.004 |
| 未収収益 | 8,651 | 4 | 9 | 8,664 |
| エクスポージャー純額 | 34,677 | 4,769 | (294) | 39,152 |
| | | | | |

| 2017年12月31日現在 | 90日未満 支払期日 | 90日から1年 以内の支払期日 | 1 年超の 支払期日 | 合計 |
|------------------|---------------|--------------------|---------------|--------|
| _ | 千米ドル | 千米ドル | 千米ドル | 千米ドル |
| 現金および 現金等価物 | 16,594 | - | - | 16,594 |
| 売掛金および その他の債権 | 937 | 1,554 | 83 | 2,574 |
| 前払金および 未収収益 | 13,401 | 2,476 | 70 | 15,947 |
| エクスポージャー純額 - | 30,932 | 4,030 | 153 | 35,115 |

流動性リスク管理

流動性リスクとは、債務を履行するのに十分な財源がなく債務の履行が遅滞することまたは十分な財源はある もののそれを過度な費用でしか調達できない場合をいう。このリスクは、キャッシュ・フローの時期の不一致に よって生じる。

以下は、貸借対照表日現在の契約上の満期までの残存期間に基づく、さまざまな金融負債として支払われる割引前キャッシュ・フローの分析である。

| | 帳簿価格 | 契約上の キャッシュ・フロー | 要求払い | |
|------------------|--------|-------------------|--------|--|
| | 千米ドル | 千米ドル | 千米ドル | |
| 買掛金および その他の債務 | 4,434 | 4,434 | 4,434 | |
| 未払金および その他の債務 | 18,156 | 18,156 | 18,156 | |
| 2018年12月31日現在 | 22,590 | 22,590 | 22,590 | |
| • | | | | |
| 買掛金および その他の債務 | 14,295 | 14,295 | 14,295 | |
| 未払金および その他の債務 | 9,059 | 9,059 | 9,059 | |
| 2017年12月31日現在 | 23,354 | 23,354 | 23,354 | |

市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替相場、ならびに株式価格および市況商品価格を含む市場要因の動向が、当社の収益またはポートフォリオの価値に影響を与えるリスクをいう。

当社の目的は、リスク選好度に添う市場プロファイルを維持しつつ、市場リスク・エクスポージャーを管理および統制することである。

当社は、当社の現地経営委員会によって承認され、当社の取締役会が採択したリスク限度を通して、市場リスクを管理している。独立したリスク部門は、日々、リスクの管理方針および測定手法を開発し、利用制限を評価している。

為替リスク

感応度分析

2018年12月31日現在、以下の通貨に対して米ドルが5%上昇した場合には、以下に示す金額分、利益が減少する。米ドルが以下の通貨に対して5%下落した場合には、以下に示す金額と同額であるが逆の影響を及ぼす。

| | 損益 | |
|----------|-------------------|-------|
| | 2018年 | 2017年 |
| | 千 米 ドル | 千米ドル |
| ユーロ | 94 | 146 |
| 英ポンド | 97 | 131 |
| スイス・フラン | 20 | 46 |
| 人民元 | 1 | 1 |
| 香港ドル | 58 | 71 |
| 12月31日現在 | 270 | 395 |

為替リスク

当社は、米ドル以外の通貨建ての収益および現金残高に関して為替リスクにさらされている。当社のエクスポージャーは、米ドル以外の現金残高の水準を定期的に管理することによって許容水準を維持している。当社の貸借対照表には、異なる通貨建ての残高が含まれている。報告日の当社の貸借対照表の通貨の内訳は以下のとおりであった。

| 2018年12月31日 現在 | 米ドル | 英ポンド | ユーロ | その他 | 合計 |
|-------------------|----------|---------|-------|------|----------|
| | 千米ドル | 千米ドル | 千米ドル | 千米ドル | 千米ドル |
| 資産合計 | 34,361 | 3,493 | 1,154 | 144 | 39,152 |
| 負債・資本合計 | (35,656) | (2,847) | (649) | | (39,152) |
| エクスポー ジャー純額 | (1,295) | 646 | 505 | 144 | |
| | | | | | |
| 2017年12月31日 現在 | 米ドル | 英ポンド | ユーロ | その他 | 合計 |
| | 千米ドル | 千米ドル | 千米ドル | 千米ドル | 千米ドル |
| 資産合計 | 31,819 | 2,002 | 1,102 | 192 | 35,115 |
| 負債・資本合計 | (33,590) | (1,525) | | | (35,115) |
| エクスポー ジャー純額 | (1,771) | 477 | 1,102 | 192 | - |
| | - | | | | |

21. 財源要件

以下の表は、2010年免許業者(資本適正度)規則第2.2.2条の規定に基づき財源要件の計算を示している。

| 財源要件テスト | 2018年 | 2017年 |
|--|---------|---------|
| | 千米ドル | 千米ドル |
| 調整後の純資産、偶発債務およびリスク | 26,068 | 24,211 |
| 年次監査済支出額の25%または100,000ポンド (127,680米ドル)のいずれか大きい額 | (2,148) | (1,862) |
| 純財源剰余金額 | 23,920 | 22,349 |
| 純流動資産(グループ会社への貸付金控除後) | 14,901 | 11,035 |

年次監査済支出額の10%または10,000ポンド

(12,768米ドル)のいずれか大きい額

左为野本文士山東西400/

年次監査済支出額の10%

純財源剰余金額

(859) (745) 14,042 10,290

さらに、30万ポンド(または総収入の3倍のいずれか大きい方)の最低専門職業賠償責任保険がなければならず、その超過額は総保険金額の20%を超えてはならない。

22. 関連当事者取引

当社の関連当事者には、親会社、兄弟会社、当社の従業員の退職給付制度、主要経営者、主要経営者の家族、および主要経営者またはその家族により支配され、またはその影響を強く受けている企業が含まれる。

(a) 取締役およびその他の主要経営者との取引

主要経営者とは、当社の活動の計画、指揮、統制の権限と責任を有する者で、当社の取締役会のメンバーを含む。2018年12月31日に終了した事業年度に、主要経営者に対する貸付は行われなかった(2017年:なし)。当社と主要経営者の間には、当社の取締役に対する支払報酬以外に、IAS第24号「関連当事者についての開示」に基づいて開示される取引はなかった。

(b) その他の関連当事者との取引

以下の取引の詳細には、HSBCグローバル・アセット・マネジメント・リミテッドに対するまたはHSBCグローバル・アセット・マネジメント・リミテッドからの金額が含まれている。

| | 2018年 | | 20 |)17年 |
|----|--------------|-----------------------|-------------|--------------------------|
| | 期中の最高残高1 | 期中の最高残高1 12月31日現在の残高1 | | 12月31日現在の残高 ¹ |
| | <u> </u> | 千米ドル | - 千米ドル | 千米ドル |
| 資産 | <u> </u> | | = | <u>-</u> |
| 負債 | | <u>-</u> | | <u>-</u> |
| | サナザラカ トバサウク目 | 古び古の明二は 火鉄地 | ロウの即引を書き目と手 | 悪かは却しさんている |

¹ 期末残高および期中の最高残高の開示は、当該期中の取引を表す最も重要な情報とされている。

| | 2018年 | 2017年 |
|--------|----------|--------|
| 損益計算書 | 千米ドル | 千米ドル |
| 株主への配当 | <u> </u> | 25,000 |

以下の取引の詳細には、他のグループ会社に対するまたは他のグループ会社からの金額が含まれている。

| | 2018年 | | 2017年 | Ę |
|-------------|----------|------------------------------|----------|------------------------------|
| | 期中の最高残高1 | 12月31日現在の 残高 ¹ | 期中の最高残高1 | 12月31日現在の 残高 ¹ |
| | 千米ドル | 千米ドル | 千米ドル | 千米ドル |
| 資産 | | | | |
| 中央銀行の現金残高 | - | - | - | - |
| 現金および現金等価物 | 17,192 | 17,192 | 48,410 | 16,594 |
| 売掛金およびその他の債 | 4 004 | 4 004 | 700 | 700 |
| 権 | 1,661 | 1,661 | 726 | 726 |

負債

| 未払金およひその他の債 務 | 8,424 | 4,434 | 24,304 | 14,295 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|
| - その他の債務 - | 14,623 | 14,623 | 1,456 | 522 |

¹ 期末残高および期中の最高残高の開示は、当該期中の取引を表す最も重要な情報とされている。

| | 2018年 | 2017年 |
|------------------|--------|--------|
| 損益計算書 | 千米ドル | 千米ドル |
| 受取利息 | 418 | 76 |
| 受取報酬・手数料 | 452 | 1,037 |
| - ファンドの管理報酬および管理 | | |
| 事務代行報酬 | | |
| 支払報酬・手数料 | 16,477 | 9,425 |
| - 手数料の割戻 | | |
| 支払報酬・手数料 | 19,399 | 15,363 |
| - 投資顧問報酬 | | |
| 支払報酬・手数料 | 1,418 | 6,020 |
| - ファンドの成功報酬 | | |
| 支払報酬・手数料 | 635 | - |
| - その他の費用 | | |
| 従業員給与および給付 | 1,098 | 1,328 |
| その他の営業利益 | 120 | - |
| 一般管理費 | 2,501 | 339 |
| | | |

上記の取引は、通常の事業過程において行われ、類似の立場の者(または、該当する場合、その他の従業員) との同等の取引と実質的に金利および担保を含む同じ条件で行われた。これらの取引は、通常の返済リスクを超 えるリスクを伴うものではなく、またその他の好ましくない特徴を示すものではなかった。

23. 親会社

最終的な親会社および最終的な支配当事者は、HSBCホールディングス・ピーエルシーであり、これらの財務書類を連結する最大のグループ親会社である。HSBCバンク・ピーエルシーは、これらの財務書類を連結する最小のグループ親会社である。

当社は、2018年12月31日に終了した事業年度を通して、直接の親会社であるHSBCグローバル・アセット・マネジメント・リミテッドの完全子会社であった。当社は1986年9月25日にガーンジーにおいて設立された。すべての企業、最終的な支配当事者、親会社および直接的親会社は、イングランドおよびウェールズに登録されている。

HSBCグローバル・アセット・マネジメント・リミテッドおよびHSBCバンク・ピーエルシーの連結財務書類の謄本は、下記連絡先から取得できる。

HSBCバンク・ピーエルシー 8 カナダ・スクエア ロンドン、E14 5HQ 英国 www.hsbc.com

24.貸借対照表の日付以後の後発事象

EDINET提出書類

HSBCマネジメント(ガーンジー)リミテッド(E31085)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

英国はEUを離脱する予定であり、英国がEUを離脱するための期間を含め、脱退協定第50条を最終決定するための交渉が継続している。我々は、規制当局、政府、ならびに我々の顧客および従業員と引き続き協力し、英国がEUを離脱する際のリスク(および現在の不確実な期間)を管理する。

英国の脱退協定の条件ならびに英国のEUおよび世界との将来の関係(貿易を含む。)についての不透明性は、少なくとも今後数年間は続くと予想される。したがって、英国がEUおよび世界中の将来の貿易相手国との交渉を続けるにつれて、市場のボラティリティは継続する。この時期を通して、顧客および商品に対する潜在的な影響の評価を継続的に更新し、それに応じてリスク低減措置を再評価する。

次へ

Balance sheet at 31 December 2018

| | Manu | 2018 US\$'000 | 2017 US\$1000 | |
|--------------------------------|------|------------------|---|--|
| Assets | | | 000 000 | |
| Cash and cash equivalents | , | 17,192 | 16,594 | |
| Trade and other receivables | 11 | 13,296 | 2,574 | |
| Prepayments and accrued Income | 14 | 8,664 | 15,947 | |
| Investments in subsidiaries | 12 | | _ | |
| Property, plant and equipment | 19 | | - | |
| Total assets | | 39,152 | 35,115 | |
| Liabilities and equity | | | | |
| Liabilities | | | | |
| Trade and other payables | 15 | 4,434 | 14,295 | |
| Accruals and other liabilities | | 18,156 | 9,059 | |
| Total liabilities | | 22,590 | 23,354 | |
| Equity | | 1000000 | - | |
| Called up share capital | 7.6 | 158 | 158 | |
| Retained earnings | | 16,404 | 11,603 | |
| Total equity | 100 | 16,562 | 11,761 | |
| Total liabilities and equity | | 39,152 | 35,115 | |
| | | | THE RESERVE AND ADDRESS OF THE PERSON NAMED IN COLUMN TWO | |

The accompanying notes on pages 11 to 20 form an integral part of these financial statements.

These financial statements were approved by the Board of Directors on 27 March 2019 and signed on its behalf by:

T L Slattery Chairman S J Rouxel Director

Financial statements

Income statement for the year ended 31 December 2018

| | Notes | 2018 US\$'000 | 2017 US\$ 000 |
|--|-------|------------------|------------------|
| Interest income | - , | 418 | 76 |
| Net interest income | 10 | 418 | 76 |
| Fee and commission income | | 51,022 | 49,359 |
| Fee and commission expense | | (40,587) | (34,615) |
| Net fee income | 3 | 10,435 | 14,744 |
| Other operating (expense)/income | 4 | (126) | 1,167 |
| Net operating income | | 10,727 | 15,987 |
| Employee compensation and benefits | | (1,100) | (1,328) |
| General and administrative expenses | | (4,805) | (7,410) |
| Depreciation and impairment of property, plant and equipment | 13 | - | (9) |
| Total operating expenses | | (5,905) | (8,747) |
| Profit before tax | | 4,822 | 7,240 |
| Tax expense | , | (21) | (29) |
| Profit for the year | | 4,801 | 7,211 |

All operations are continuing. There has been no other comprehensive income or expense other than the profit for the year as shown above (2017: nll).

Statement of cash flows for the year ended 31 December 2018

| Notes | 2018 US\$'000 | 2017 US\$1000 |
|-------|------------------|---|
| | | |
| | | |
| | 4,822 | 7,240 |
| | | |
| 10 | 18 | (906) |
| 10 | (3,439) | 21,530 |
| 30 | (764) | (18,766) |
| 100 | (21) | (29) |
| | 616 | 9,069 |
| - 10 | | |
| | - | (25,000) |
| | - | (25,000) |
| 6.9 | 616 | (15,931) |
| 61 | 16,594 | 31,610 |
| 100 | (18) | 915 |
| 10 | 17,192 | 16,594 |
| | 19 | 30 18 32 (3,439) 39 (764) (21) 616 ————————————————————————————————— |

Statement of changes in equity for the year ended 31 December 2018

| Called up share capital | Retained earnings | Total equity |
|-------------------------|------------------------------|--|
| US\$'000 | US\$'000 | US\$'000 |
| 158 | 11,603 | 11,761 |
| - | 4,801 | 4,801 |
| | 4,801 | 4,801 |
| - | - | - |
| 158 | 16,404 | 16,562 |
| 158 | 29,392 | 29,550 |
| | 7,211 | 7,211 |
| - | 7,211 | 7,211 |
| | (25,000) | (25,000) |
| 158 | 11,603 | 11,761 |
| | capital US\$1000 168 158 158 | Capital samings US\$1000 US\$1000 168 11,603 4,801 4,801 158 16,404 158 29,392 7,211 7,211 (25,000) |

Equity is wholly attributable to equity shareholders of HSBC Management (Guernsey) Limited

HSBC Management (Guernsey) Limited

Notes on the financial statements

1. Basis of preparation and significant accounting policies

The financial statements of the Entity have been prepared in accordance with the Guernsey Law as applicable to companies using IFRSs as adopted by the EU. The principal accounting policies applied in the preparation of these financial statements have been consistently applied to all of the years presented, unless otherwise stated.

1.1. Basis of preparation

(a) Compliance with International Financial Reporting Standards

The financial statements of the Entity have been prepared in accordance with IFRSs as issued by the International Accounting Standards Board ("IASB"), including interpretations issued by the IFRS interpretations Committee, and as endorsed by the European Union ("EU").

At 31 December 2018, there were no unendorsed standards effective for the year ended 31 December 2018 affecting these financial statements, and the Entity application of IFRSs results in no differences between IFRSs as issued by the IASB and IFRSs as endorsed by the EU.

Standards adopted during the year ended 31 December 2018

IFRS 9 Financial Instruments became applicable from 1 January 2018. A detailed analysis of the Entity's financial instruments and how these were affected by the requirements of IFRS 9 was undertaken. It was concluded that no material changes were required in the accounting for financial instruments arising from the move from IAS 39 to IFRS 9.

IFRS 15 Revenue from contracts with customers became applicable from 1 January 2018. An assessment has been performed and was concluded there is no material impact on the Entity's approach to revenue recognition as the payment period coincides with the performance period for most of the Entity's contracts with customers.

(b) Future accounting developments

Minor amendments to IFRSs

The IASB published a number of minor amendments to IFRSs which are effective from 1 January 2019, some of which have been endorsed for use in the EU. The Entity expects they will have an insignificant effect, when adopted, on the financial statements of the Entity.

Major new IFRS:

The IASB has published IFRS 16 'Leases' and IFRS 17 'Insurance contracts'. IFRS 16 has been endorsed for use in the EU and IFRS 17 has not yet been endorsed. In addition, an amendment to IAS 12 'Income Taxes' has not yet been endorsed.

FRS 16 'Leases'

IFRS 16 'Leases' has an effective date for annual periods beginning on or after 1 January 2019. IFRS 16 results in lessees accounting for most leases within the scope of the standard in a manner similar to the way in which finance leases are currently accounted for under IAS 17 'Leases'. Lessees will recognise a 'right of use' asset and a corresponding financial liability on the balance sheet. The asset will be amortised over the length of the lease, and the financial liability measured at amortised cost. Lessor accounting remains substantially the same as under IAS 17. At 1 January 2019, the Entity does not hold any leases and therefore no significant impact is expected from this standard.

Amendment to IAS 12 'Income Taxes'

An amendment to IAS 12 was issued in December 2017 as part of the annual improvement cycle. The amendment clarifies that an Entity should recognises the tax consequences of dividends where the transactions or events that generated the distributable profits are recognised. This amendment is effective for annual periods beginning on or after 1 January 2019 and is applied to the income tax consequences of distributions recognised on or after the beginning of the earliest comparative period. As a consequence, income tax related to distributions on perpetual subordinated contingent convertible capital securities will be presented in profit or loss rather than equity. At 1 January 2019, the Entity does not hold any perpetual subordinated contingent convertible capital securities and therefore no impact is expected from this amendment.

(c) Foreign currencles

The functional currency of the Entity is US dollars, which is also the presentation currency of the financial statements of the Entity.

Transactions in foreign currencies are recorded at the rate of exchange on the date of the transaction. Assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated at the rate of exchange at the balance sheet date except non-monetary assets and liabilities measured at historical cost, which are translated using the rate of exchange at the initial transaction date. Exchange differences are included in other comprehensive income or in the income statement depending on where the gain or loss on the underlying item is recognised.

Unless otherwise specified, all US\$ symbols represent US dollars.

(d) Presentation of information

All amounts have been rounded to the nearest thousand unless otherwise stated.

Financial Statements Preparation

The financial statements present information about the Entity as an individual undertaking and not about its group. The Entity is not required to prepare consolidated financial statement by virtue of the exemption conferred by Section 244 (1) of the Guernsey Law and par.4(a) of IFRS 10 'Consolidated financial statements'.

(e) Critical accounting estimates and judgements

In view of the inherent uncertainties and the high level of subjectivity involved in the recognition or measurement of items, highlighted in section (g) below, it is possible that the outcomes in the next financial year could differ from those on which management's estimates are based. This could result in materially different conclusions from those reached by management for the purposes of these financial statements.

Management's selection of the Entity's accounting policies which contain critical estimates and judgements reflects the materiality of the items to which the policies are applied and the high degree of judgement and estimation uncertainty involved.

(f) Going concern

The financial statements are prepared on a going concern basis, as the Directors are satisfied that the Entity has the resources to continue in business for the foreseeable future. In making this assessment, the Directors have considered a wide range of information relating to present and future conditions, including future projections of profitability, cash flows and capital resources.

(g) Use of estimates and assumption about future conditions

The preparation of financial information requires the use of estimates and assumptions about future conditions.

These estimates and assumptions required management to make judgements about the carrying value used in obtaining Net Asset Value ("NAV") which are not readily available from sources other than the underlying fund administrator, due to the time lag between the financial statements being prepared and the release of the final NAV. These estimates and assumptions are based on historical experiences and other factors that are considered to be relevant. Actual results may differ from these estimates.

The Entity will continue to review whether these estimates that have been made represent an accurate representation of the financial information provided. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimates are revised and in any future periods affected. In the opinion of management, all normal and recurring adjustments considered necessary for a fair presentation of the Entity's income statement, balance sheet and statement of cash flows in these financial statements have been made.

1.2 Summary of significant accounting policies

(a) Investments in subsidiaries

The Entity classifies investments in entities which it controls as subsidiaries. Where the subsidiary, is governed by voting rights, HSBC Holdings Pic consolidates when the Entity holds, directly or indirectly, the necessary voting rights to pass resolutions by the governing body. In all other cases, the assessment of control is more complex and requires judgement of other factors, including having exposure to variability of returns, power to direct relevant activities and whether power is held as agent or principal.

The Entity's investments in subsidiaries are stated at cost less impairment losses.

(b) Employee compensation and benefits

Share-based payments

The Entity enters into both equity-settled and cash-settled share-based payment arrangements with its employees as compensation for the provision of their services,

The vesting period for these schemes may commence before the grant date if the employees have started to render services in respect of the award before the grant date. Expenses are recognised when the employee starts to render service to which the award relates.

Cancellations result from the failure to meet a non-vesting condition during the vesting period, and are treated as an acceleration of vesting recognised immediately in the income statement. Failure to meet a vesting condition by the employee is not treated as a cancellation, and the amount of expense recognised for the award is adjusted to reflect the number of awards expected to vest.

Post-employment benefit plans

The HSBC group operates a number of pension schemes including defined benefit, defined contribution, and post-employment benefit schemes.

Payments to defined contribution schemes are charged as an expense as the employees render service.

Defined benefit pension obligations are calculated using the projected unit credit method. The net charge to the income statement mainly comprises the service cost and the net interest on the net defined benefit asset or liability, and is presented in operating expenses.

Remeasurement of the net defined benefit asset or liability, which comprise actuarial gains and losses, return on plan assets excluding interest and the effect of the asset ceiling (if any, excluding interest), are recognised immediately in other comprehensive income. The net defined benefit asset or liability represents the present value of defined benefit obligations reduced by the fair value of plan assets, after applying the asset ceiling test, where the net defined benefit surplus is limited to the present value of available refunds and reductions in future contributions to the plan.

The cost of obligations arising from other post-employment plans is accounted for on the same basis as defined benefit pension plans.

(c) Tax

Income tax comprises current tax and deferred tax. Income tax is recognised in the income statement except to the extent that it relates to items recognised in other comprehensive income or directly in equity, in which case the tax is recognised in the same statement in which the related item appears.

Current tax is the tax expected to be payable on the taxable profit for the year and on any adjustment to tax payable in respect of previous years. The Entity provides for potential current tax liabilities that may arise on the basis of the amounts expected to be paid to the tax authorities. Payments associated with any incremental base erosion and anti-abuse tax are reflected in tax expense in the period incurred.

Current tax is calculated based on tax rates and laws enacted, or substantively enacted, by the balance sheet date.

(d) Financial instruments measured at amortised cost

Trade and other receivables

Trade and other receivables are recognised initially at fair value and subsequently measured at amortised cost using the effective interest method, less provision for impairment. A provision for impairment is established when there is objective evidence that the Entity will not be able to collect all amounts due according to the original terms of the receivables. The amount of the provision is the difference between the asset's carrying value and the present value of estimated future cash flows, discounted at the original effective interest rate. When a trade receivable is uncollectable, it is written off against trade receivables and the amount of the loss is recognised in the income statement. Subsequent recoveries of amounts previously written off are credited to the income statement.

Trade and other payables

Trade and other payables represent liabilities for goods and services provided to the Entity by other group companies prior to the end of the financial year, which are unpaid. The amounts are recognised initially at their fair value and subsequently measured at amortised cost using the effective interest method.

Accruals and other financial liabilities

The amounts are recognised initially at fair value and subsequently measured at amortised cost using the effective interest method.

(e) Called up share capital

Financial instruments issued are generally classified as equity when there is no contractual obligation to transfer cash or other financial assets. Incremental costs directly attributable to the issue of equity instruments are shown in equity as a deduction from the proceeds, net of tax.

(f) Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents include highly liquid investments that are readily convertible to known amounts of cash and which are subject to an insignificant risk of change in value. Such investments are normally those with less than three months' maturity from the date of acquisition.

(g) Property, plant and equipment

Equipment, fixtures and fittings (including equipment on operating leases where the Entity is the lessor) are stated at cost less impairment losses and depreciation over their useful lives, which are generally between 2 years and 5 years. Property, plant and equipment is subject to an impairment review if their carrying amount may not be recoverable.

The carrying amount of an item or property, plant and equipment shall be derecognised on disposal or when no future economic benefits are expected from its use or disposal.

(h) Operating Income

Interest income and expense

Interest income and expense for all financial instruments designated at fair value are recognised in 'Interest income' and 'Interest expense' in the income statement using the effective interest method.

The effective interest rate is the rate that exactly discounts estimated future cash receipts or payments through the expected life of the financial instrument or, where appropriate, a shorter period, to the net carrying amount of the financial asset or financial liability,

Interest on impaired financial assets is recognised using the rate of interest used to discount the future cash flows for the purpose of measuring the impairment loss.

Non-interest income and expense

Net fee income is earned from a diverse range of services provided by the Entity to its customers. This is recognised in the accounting period when the services are rendered at an amount that reflects the consideration to which the Entity expects to be entitled in exchange for fulfilling its performance obligations to customers. The principles applied to the revenue recognition criteria use the five step model in IFRS 15. Revenue is determined based on the transaction price negotiated with the customer. Investment management services are satisfied over time as the services are provided and are typically based upon a percentage of the value of the client's assets under management. Any fees collected in advance are deferred and recognised as income over the period in which services are rendered.

Performance fee revenues will fluctuate from period to period and may not correlate with general market changes, since most of the fees are driven by relative performance to the respective benchmark rather than by absolute performance. Performance fee revenues are generated on certain management contracts when performance hurdles are achieved. Such fee revenues are recorded in operating revenues when the contractual performance criteria have been met and when it is probable that a significant revenuel of revenue recognised will not occur in future reporting periods. Given the unique nature of each fee arrangement, performance fee contracts are evaluated on an individual basis to determine the timing of revenue recognition. Performance fees may arise from investment management activities that were initially undertaken in prior reporting periods.

It is common for the Entity to utilise certain HSBC affiliated entities to fulfil certain performance obligations in its revenue agreements. Generally, the Entity is deemed to be the principal in these arrangements, because the Entity controls the services before they are transferred to customers, Such control is evidenced by the Entity's primary responsibility to customers, the ability to negotiate the affiliate price and select and direct affiliate service providers, or a combination of these factors. Therefore, management fee revenues and the related affiliate distribution, service and advisory expenses are reported on a gross basis as the services are provided.

Fee expenses paid for the distribution and provision of services is recognised as expense as the services are provided.

Dividend income

Dividend income is recognised when the right to receive a payment is established. This is usually the date when the shareholders approve the dividend for unlisted equity securities.

Other operating income is earned from a diverse range of services provided by the Entity to its customers.

(i) Offsetting of financial assets and financial liabilities

Financial assets and financial liabilities are offset and the net amount is reported in the balance sheet when there is a legally enforceable right to offset the recognised amounts and there is an intention to settle on a net basis, or realise the asset and settle the liability simultaneously.

2. Net interest income

| | 2018 US\$*000 | 2017 US\$1000 |
|--|------------------|------------------|
| Interest income | | |
| Interest income on financial instruments | 418 | 76 |

3. Net fee income

| | 2018 | 2018 2017 US\$*000 US\$*000 |
|---|----------|--------------------------------|
| | US\$'000 | |
| Fund management, administration fees and trustee fees | 48,808 | 42,670 |
| Fund performance fees | 1,646 | 6,689 |
| Placement fees | 568 | - |
| Total fee and commission income | 51,022 | 49,359 |
| Return commissions paid to group undertakings | 16,477 | 8,774 |
| Return commissions paid to third parties | 1,004 | 2,439 |
| Investment advisory fees | 21,063 | 16,731 |
| Fund performance fees | 1,418 | 6,020 |
| Fund management, administration fees and trustee fees | 635 | 651 |
| Total fee and commission expenses | 40,587 | 34,615 |
| Total Net fee income | 10,435 | 14,744 |

Fund management and trustee fees

The Entity receives management, administration and trustee fees, normally based on a percentage of the underlying Net Asset Value ("NAV") or total commitments of the respective funds. Management, administration and trustee fees are recognised on an accruals basis. The management, administration and trustee fees receivable at the year end detailed in Note 14, Fiduciary income from the Entity's regulated fiduciary activities amount to \$1.4 million (2017: \$1.4 million).

Return commissions paid to group undertakings

The Entity pays, at its discretion, return commissions to group undertakings and certain approved third parties who introduce subscribers to funds under management. Return commissions fall into two categories: First a portion of the Placement fee (where applicable) and second as ongoing trailer commission based on the NAV of monies introduced by units and which remain associated with the particular unit. Commissions are accounted for on an accruals basis and the commissions payable at the year end are detailed in Note 16.

Investment advisory fees

The Entity pays investment advisory fees to fellow subsidiary of HSBC Group and third party managers where management has been delegated. Investment advisory fees are accounted for on an accruals basis.

Fund performance fees

Under the various management agreements with the underlying funds, the Entity may be entitled to a performance fee. The Entity has the ability to share any such Performance fees with associates and investment advisers as appropriate. Performance fees are recognised when the right to receive the performance fee income is established.

Where a service is transferred to the customer before the customer pays consideration, or before payment is due, these amounts are included as accrued income in Note 14. Where the company has an unconditional right to consideration for the services supplied and performance obligations delivered, these amounts are included as trade receivables in Note 11.

4. Other operating (expense)/income

| | 2018 | 2017 |
|----------------------------------|-------------------|-------|
| | US\$'000 US\$'000 | |
| Other operating income/(expense) | 238 | (127) |
| Foreign exchange (loss)/gain | (364) | 1,294 |
| Year ended 31 Dec | (126) | 1,167 |

5. Employee compensation and benefits

Total employee compensation

| | 2018 | 2017 |
|------------------------------------|----------|----------|
| | U8\$'000 | US\$1000 |
| Employee compensation and benefits | 1,100 | 1,328 |

All staff acting on behalf of the Entity are paid by HSBC Bank Plc Guernsey Branch (GPB). On a monthly basis, GPB invoices the Entity for staff utilised in the Entity's operations. For the year ended 31 December 2018, GPB billed the Entity a total of \$1,098,183 (2017: \$1,327,968) for salaries and benefits.

Average number of persons employed by the Entity during the year

| 2018 | 2017 |
|------|-----------------------|
| 13 | 7 |
| 2 | 2 |
| 15 | 9 |
| | 2018 13 2 15 |

6. Auditors' remuneration

| | 2018 | 2017 |
|---------------------------------|----------|----------|
| | U8\$'000 | US\$'000 |
| Audit fees for statutory audit | | |
| - Fees relating to current year | 67 | 63 |
| Year ended 31 Dec | 67 | 63 |

7. Tax expense

Tax expense

| 2018 | 2017 |
|----------|----------------|
| US\$'000 | US\$1000 |
| | |
| | |
| 21 | 29 |
| 21 | 29 |
| | US\$*000 21 |

Following the passing of the Income tax (Zero 10) (Company Intermediate Rate) (Amendment)(Guernsey) Ordinance 2012 on 13 December 2012, with effect from 1 January 2013 the Entity 's income arising, net of deductible expenses, from specific regulated fiduciary business is taxed at the Entity Intermediate rate of 10% (Note 3 shows the fiduciary income earned in the year). Subsequent on 29 July 2015, the income tax (Zero 10) (Company Intermediate Rate) (Amendment) (Guernsey) Ordinance 2015 (the 'Amendment') was passed, effective from 1 January 2015. The scope of taxable business activities, subject to the Entity intermediate rate of 10%, was extended to include income from the administration of controlled investments. The Board of Directors considered the existing revenue from the administration of controlled investments to be out of scope as the Amendment, section 2E, included only provision of administration services to controlled investments by unconnected third parties. The remainder of the Entity's income is taxed at the company standard rate of 0%. The Entity has \$21,080 expenses in relation to the taxation on its fiduciary business (2017; \$28,844.)

The effective Guernsey corporation tax rate applying to the Entity was 0.44% (2017: 0.40%).

Tax reconciliation

The tax charged to the Income Statement does not differ to the tax expense that would apply if all profits had been taxed at the Guernsey Corporate tax rate.

8. Dividends

| | 2018 | 2017 | | |
|---|--------------|------------|-------------|----------|
| | \$ per share | US\$'000 | S per share | US\$1000 |
| Dividends declared on ordinary shares | | E407580019 | | |
| First interim dividend in respect of the current year | - | - | 250 | 25,000 |

A total dividend for 2018 of \$0 million (2017: \$25 million) was paid on the ordinary share capital during the year ended 31 December 2018

9. Cash and cash equivalents

| 2018 | 2017 |
|----------|----------|
| US\$'000 | US\$1000 |
| 17,192 | 16,594 |
| | US\$'000 |

Amounts due from other group undertaking are unsecured and repayable on demand.

10. Reconciliation of profit before tax to Net cash flow

| | 2018 US\$*000 | 2017 US\$'000 |
|--|-------------------|------------------|
| Non-cash item included in profit and loss | | |
| Depreciation on property, plant and equipment | - | 9 |
| Elimination for exchange differences | 18 | (915) |
| | 18 | (906) |
| Change in operating assets | The second second | |
| Change in prepayment and accrued income | 7,283 | 20,089 |
| Change in trade and other receivables | (10,722) | 1,641 |
| | (3,439) | 21,530 |
| Change in operating liabilities | £75 | |
| Change in accruels and other liabilities | 9,097 | (8,283) |
| Change in trade and other payables | (9,861) | (10,483) |
| | (764) | (18,766) |
| Cash and cash equivalents comprise | | |
| Cash and balances held with other group undertakings | 17,192 | 16,594 |
| | 17,192 | 16,594 |

11. Trade and other receivables

| | 2018 | 2017 |
|--|----------|----------|
| | US\$'000 | US\$'000 |
| Amounts due from other group undertakings | 1,661 | 726 |
| Trade receivables | 12,148 | 2,863 |
| Trade and other receivables prior to provision | 13,807 | 3,589 |
| Provision | (511) | (1,015 |
| At 31 Dec | 13,296 | 2,574 |

Amounts due from other group undertakings are unsecured and repayable on demand.

12. Investments in subsidiaries

| | 2018 | 2017 |
|----------------------------|----------|----------|
| | US\$'000 | US\$1000 |
| Investment in subsidiaries | 0,001 | 0.001 |

| | - | Country of incorporation | Interest in Equity Capital (%) | shere Class | No.of |
|---|---|--------------------------|--------------------------------------|--------------|-------|
| 2018 | | | | | |
| HSBC (Guernsey) GP PCC Limited ¹ | | Guernsey | 100 | Ordinary \$1 | 1 |
| 2017 | | | | | _ |
| HSBC (Guernsey) GP PCC Limited ¹ | | Guernsey | 100 | Ordinary \$1 | - 1 |

Address: Arnold House, St Julian's Avenue, St Peter Port, Guerney, GYT3NF.

13. Property, plant and equipment

| | Equipment, fixtures | Equipment, fixtures and fittings | |
|----------------------------------|---------------------|----------------------------------|--|
| | 2018 US\$*000 | 2017 US\$1000 | |
| Cost | | | |
| At 1 January | 1,190 | 1,190 | |
| As at 31 December | 1,190 | 1,190 | |
| Accumulated depreciation | | | |
| At 1 January | 1,190 | 1,181 | |
| Depreciation charge for the year | OTTO BEING | 9 | |
| As at 31 December | 1,190 | 1,190 | |
| Net book value | | | |
| At 1 January | | 9 | |
| As at 31 December | | | |

14. Prepayments and accrued income

| | 2018 US\$*000 | 2017 US\$'000 |
|--|------------------|------------------|
| Hedge Funds Management Fees | 105 | 1,232 |
| Private Equity Management Fees | 5,098 | 4,720 |
| Real Estate Management Fees | 2,580 | 5,976 |
| Performance fees | 881 | 4,649 |
| Prepayment and accrued Income prior to provision | 8,664 | 16,577 |
| Provision | - | (630) |
| At 31 Dec | 8,664 | 15,947 |

15. Trade and other payables

| | 2018 | 2017 |
|---|----------|----------|
| | US\$'000 | US\$1000 |
| Amounts due to other group undertakings | 4,434 | 14,295 |

Amounts due to other group undertakings are unsecured, interest free and have no fixed date of repayments.

16. Accruals and other financial liabilities

| | 2018 US\$'000 | 2017 US\$'000 |
|--|------------------|------------------|
| Accruels | 1,735 | 1,175 |
| Amounts owed to other group undertakings | 14,623 | 6,307 |
| Other liabilities | 1,798 | 1,577 |
| At 31 Dec | 18,156 | 9,059 |

Amounts due to other group undertakings are unsecured, non-interest bearing and repayable on demand.

17. Offsetting of financial assets and financial liabilities

As at 31 December 2018, there were no amounts subject to enforceable netting arrangements (2017; Nil).

18. Called up share capital

| | 2018 | | 2017 | |
|--|---------|----------|---------|----------|
| NEWSTRANDS AND THE STATE OF THE | Number | US\$'000 | Number | US\$1000 |
| Issued, allotted and fully paid up | | | | |
| Ordinary shares of £1 each | 100,000 | 158 | 100,000 | 158 |
| As at 1 January and 31 December | 100,000 | 158 | 100,000 | 158 |
| | | | | |

19. Contingent liabilities, contractual commitments and guarantees

There were no contingent liabilities or financial guarantee contracts as at 31 December 2018 (2017: nil).

20. Management of financial risk

All of the Entity's activities involve to varying degrees, the analysis, evaluation, acceptance and management of risks or combination of risks. The most important types of risk include financial risk, which comprises credit risk, liquidity risk and market risk. The management of financial risk and consideration of profitability, cash flows and capital resources form a key element in the Directors' assessment of the Entity as a going concern.

Credit risk management

Credit risk is the risk of financial loss if a customer or counterparty of the Entity falls to meet a payment obligation under a contract.

Within the overall framework of the HSBC Group policy, the Entity has an established risk management process encompassing credit approvals, the control of exposures, credit policy direction to the business, and the monitoring and reporting of exposures.

The management of the Entity is responsible for the quality of its credit portfolios and follows a credit process involving delegated approval authorities and credit procedures, the objective of which is to identify problem exposures in order to accelerate remedial action while building a portfolio of high quality risk assets. The Entity's credit risk rating systems and processes differentiate exposures in order to highlight those with greater risk factors and higher potential severity of loss. Regular reviews are undertaken to assess and evaluate levels of risk concentration.

The risk arises from transactions with HSBC undertakings. The management of credit is undertaken in compliance with the Entity recharge strategy. The Entity operates within this and the credit risk exposures are reviewed and managed by the senior management of the Entity and the HSBC Group's Finance Exco. The maximum credit exposure of the Entity is limited to the carrying value of the dues from an HSBC Group company and third party. Balances are primarily with the HSBC Group and third party and have low credit risk.

Credit risk is managed within the overall framework of HSBC policy, with an established risk management process encompassing credit approvals, the control of exposures (including those to borrowers in financial difficulty), credit policy direction to business units and the monitoring and reporting of exposures both on an individual and portfolio basis. The Directors are responsible for the quality of credit portfolios and follow a credit process involving delegated approval authorities and credit procedures, the objective of which is to build and maintain risk assets of high quality.

Regular reviews are undertaken to assess and evaluate levels of risk concentration, including those to individual industry sectors and products. Credit risk is managed at a group level by business sector, rather than in respect of individual undertakings and it is therefore not considered appropriate to disclose quantitative data about exposure to that risk.

The Entity's exposure to credit risk in relation to cash held with other group entities relates to group undertakings that are whollyowned subsidiaries of HSBC Holdings plc, and are part of the Business described above. Such counterparties have no history of default and have been able to meet their liabilities as they fall due. On this basis the Entity considers the amounts due to be fully recoverable.

There are no significant concentrations of risk in the Entity,

The Entity's exposure to risk arises mainly from third party and intercompany fee receivables. An important measure of credit risk is in the ageing of fees receivable as reported below:

| Due within 90 days US\$*000 | Due 80days - 1 year US\$'000 | Due over 1 year US\$'000 | Total US\$'000 |
|--------------------------------|---|---|---------------------------------------|
| 17,192 | - | | 17,192 |
| 8,834 | 4,765 | (303) | 13,296 |
| 8,651 | 4 | 9 | 8,664 |
| 34,677 | 4,769 | (294) | 39,152 |
| 18,594 | | | 16,594 |
| 937 | 1,554 | 83 | 2,574 |
| 13,401 | 2,476 | 70 | 15,947 |
| 30,932 | 4,030 | 153 | 35,115 |
| | US\$*000 17,192 8,634 8,651 34,677 18,594 937 13,401 | 17,192 — 8,834 4,765 8,651 4 34,677 4,769 16,594 — 937 1,554 13,401 2,476 | U8\$*000 U8\$*000 U\$\$*000 17,192 |

Liquidity risk management

Liquidity risk is the risk that the Entity does not have sufficient financial resources to meet obligations as they fall due or will have access to such resources only at an excessive cost. The risk arises from mismatches in the timing of cash flows.

The following is an analysis of undiscounted cash flows payable under various financial liabilities by remaining contractual maturities at the balance sheet date:

| | Carrying value | Contractual cash | On Demand |
|---|----------------|------------------|-----------|
| | US\$'000 | US\$'000 | US\$'000 |
| Trade and other payables | 4,434 | 4,434 | 4,434 |
| Accruals, deferred income and other liabilities | 18,156 | 18,156 | 18,156 |
| At 31 Dec 2018 | 22,590 | 22,590 | 22,590 |
| Trade and other payables | 14,295 | 14,295 | 14,295 |
| Accruals, deferred income and other liabilities | 9,059 | 9,059 | 9,069 |
| At 31 Dec 2017 | 23,354 | 23,354 | 23,354 |

Market risk management

Market risk is the risk that movements in market factors including interest rates, foreign exchange rates or equity and commodity prices will impact the Entity's income or the value of its portfolios.

The Entity's objective is to manage and control market rate exposures while maintaining a market profile consistent with its risk appetite.

The Entity manages market risk through risk limits approved by the Local Management Committee of the Entity and adopted by the Entity's Board. An independent risk unit develops risk management policies and measurement techniques, and reviews limit utilisation on a daily basis.

Foreign exchange risk

Currency sensitivity

A 5 % strengthening of the US Dollar against the following currencies as at 31 December 2018 would have reduced profits by the amounts shown below. A 5 % weakening would have had the equal but opposite effects to the amounts shown below:

| | Profit or Loss | V Francis |
|-------------------|------------------|------------------|
| | 2018 US\$*000 | 2017 US\$'000 |
| Euro | 94 | 146 |
| British Pound | 97 | 131 |
| Swiss franc | 20 | 46 |
| Chinese Yen | | - 1 |
| Hong Kong Dollars | 58 | 71 |
| At 31 Dec | 270 | 396 |

Foreign exchange risk

The Entity is exposed to currency risk in respect of income and cash belances denominated in a currency other than US Dollar. The Entity's exposure is kept to an acceptable level by managing the level of non-US Dollar cash balances on a regular basis. The Entity's balance sheet comprises balances held in different currencies. At the reporting date the currency profile of the Entity balance sheet was:

| As at 31 Dec 2018 | US dollars US\$'000 | Starling US\$'000 | Euro US\$'000 | Other US\$'000 | Total US\$'000 |
|------------------------------|------------------------|----------------------|------------------|-------------------|-------------------|
| Total assets | 34,361 | 3,493 | 1,154 | 144 | 39,152 |
| Total liabilities and equity | (35,656) | (2,847) | (849) | - | (39,152) |
| Net exposure | (1,295) | 646 | 505 | 144 | - |
| Total assets | 31,819 | 2,002 | 1,102 | 192 | 35,115 |
| Total liabilities and equity | (33,590) | (1,525) | - | | (35,115) |
| Net exposure | (1,771) | 477 | 1,102 | 192 | _ |

21. Financial resources requirement

The table below sets out the calculation of financial resource requirements pursuant to the provisions under Rule 2.2.2 of the Licensees (Capital Adequacy) Rules 2010:

| | 2018 | 2017 US\$ 000 |
|---|---------------------------|------------------|
| | US\$'000 | |
| Financial resource requirement test | | 11-0.00 |
| Net assets after adjustments, contingent liabilities and risks | 26,068 | 24,211 |
| Greater of 25% Annual Audited Expenditure and £100,000 (US\$ 127,680) | (2,148) | (1,862 |
| Net Surplus Financial Resources | 23,920 | 22,349 |
| Net current assets, less loan to group company | 14,901 | 11,035 |
| Greater of 10% Annual Audited Expenditure and £10,000 (US\$ 12,768) | The state of the state of | |
| 10% of annual Audited Expenditure | (859) | (745 |
| Net Surplus Liquidity | 14,042 | 10,290 |

In addition, there must be a minimum professional indemnity insurance cover of £300,000 (or three times total revenue, whichever is greater), the excess of which must not exceed 20% of the total insured.

22. Related party transactions

The Entity's related parties include the parent, fellow subsidiaries, post-employment benefit plans for the Entity's employees, Key Management Personnel, close family members of Key Management Personnel and entities which are controlled or significantly influenced by Key Management Personnel or their close family members.

(a) Transactions with Directors and other Key Management Personnel

Key Management Personnel are defined as those persons having authority and responsibility for planning, directing and controlling the activities of the Entity and includes members of the Board of Directors.

No loans were made to Key Management Personnel for the year ended 31 December 2018 (2017: None). There are no transactions, other than fees paid to directors of the Entity, between the Entity and Key Management Personnel, which fall to be disclosed under IAS 24 "Related Party Disclosures" between the Entity and the Key Management Personnel.

(b) Transactions with other related parties

Transactions details below include amounts due to/from HSBC Global Asset Management Limited.

| | 201 | 2018 | | |
|-------------|--|---------------------------------------|--|---------------------------------------|
| | Highest belence during the year 1 US\$'000 | Balance et 31 December US\$'000 | Highest belance during the year 1 US\$1000 | Balance at 31 December US\$'000 |
| Assets | _ | - | - | |
| Liabilities | - | - | - | |

¹ The disclosure of the highest belance and the highest belance during the year is considered the most meaningful information to represent transactions during the year.

| | 2018 Usa'000 | 2017 US\$1000 |
|-------------------------|-----------------|------------------|
| Income statement | | |
| Dividend to shareholder | | 25,000 |

Transactions details below include amounts due to/from other group undertakings.

| | 201 | 2018 | | 2018 | | |
|------------------------------------|--|--------------------------------------|---|---------------------------------------|--|--|
| | Highest belence during the year 1 US\$1000 | Balance at 31 December USS'000 | Highest belance during the year ¹ US\$'000 | Balance at 31 December US\$'000 | | |
| Assets | 034 000 | 034000 | 039 000 | 005 000 | | |
| Cash and balances at central banks | - | _ | - | | | |
| Cash and cash equivalents | 17,192 | 17,192 | 48,410 | 16,594 | | |
| Trade and other receivables | 1,661 | 1,661 | 726 | 726 | | |
| Liabilities | | | | | | |
| Trade and other payables | 8,424 | 4,434 | 24.304 | 14,295 | | |
| Other liabilities | 14,623 | 14,623 | 1,456 | 522 | | |

¹ The disclosure of the highest belance and the highest belance during the year is considered the most meaningful information to represent transactions during the year.

| | 2018 | 2017 |
|---|----------|----------|
| | US\$*000 | US\$'000 |
| Income statement | | |
| Interest income | 418 | 76 |
| Fee and commission income - Fund management and administration fees | 452 | 1,037 |
| Fee and commission expense - Return commissions | 16,477 | 9,425 |
| Fee and commission expense - Investment advisory fees | 19,399 | 15,363 |
| Fee and commission expense - Fund performance fees | 1,418 | 6,020 |
| Fee and commission expense - Other fees | 635 | |
| Employee compensation and benefits | 1,098 | 1,328 |
| Other operating income | 120 | _ |
| General and administrative expenses | 2,501 | 339 |

The above transactions were made in the ordinary course of business and on substantially the same terms, including interest rate and security, as for comparable transactions with persons of a similar standing or, where applicable, with other employees. The transactions did not involve more than the normal risk of repayment or present other unfavourable features.

23. Parent undertakings

The ultimate parent undertaking and ultimate controlling party is HSBC Holdings pic which is the parent undertaking of the largest group to consolidate these financial statements. HSBC Bank pic is the parent undertaking of the smallest group to consolidate these financial statements.

The Entity is a wholly owned subsidiary of its immediate parent undertaking HSBC Global Asset Management Limited and has been so throughout the year ended 31 December 2018. The Entity was incorporated in Guernsey on 25 September 1986, All companies, ultimate controlling party, parent undertaking and immediate parent undertaking, are registered in England and Wales.

Copies of the HSBC Global Asset Management Limited and HSBC Bank Pic consolidated Financial Statements can be obtained from :

HSBC Bank plc 8 Canada Square London E14 5HQ United Kingdom www.hsbc.com

24. Events after the balance sheet date

The UK is due to leave the EU and negotiations are ongoing to finalise the Article 50 Withdrawal Agreement, including the time frame for the UK's departure from the EU. We will continue to work with regulators, governments and our customers and employees to manage the risks of the UK's exit from the EU (and the current period of uncertainty) as they arise.

Uncertainty regarding the terms of the UK's exit agreement and its future relationship (including trading) with both the EU and the rest of the world is expected to continue for the next few years at least. Market volatility will therefore persist as the UK continues its negotiations with the EU and its potential future trading partners around the world. Throughout this period, we will continually update our assessment of potential consequences for our customers and products and re-evaluate our mitigating actions accordingly.

4【利害関係人との取引制限】

信託証書が規定する「利害関係人」は、()受託会社、()管理会社、()投資顧問会社、()管理会社の親会社または関係会社、()投資顧問会社の親会社または関係会社、()受託会社の親会社または関係会社である。

信託証書は、利害関係人は、受託会社および管理会社が信託証書の当事者ではなかった場合に利害関係人が有したであろう同様の権利を有する受益証券を所有し、これを保有し、処分しまたはその他の方法により処理することができる。同様の投資銘柄が信託証書に基づきスキーム財産の一部として保有されているか否かに関わらず、個人の勘定でいかなる投資銘柄も購入し、保有し、処分することができる。かかる利害関係人は、当該取引により、または関連して生じた収益または利益について、他の利害関係人もしくは受益者またはそのすべてに対して、説明する義務はない。

信託証書および投資顧問契約は、クラスB規則第4.10条に言及している。かかる条項は、管理会社、受託会社、投資顧問会社またはその関連会社が主にスキーム財産に関し以下の取引を行えない場合を規定している。

- (a) ファンドの勘定で、受託会社に対し資産を販売、または販売の取扱いを行うか、(ユニット化によるものを除く。)ファンドの受益証券の発行に対し受託会社の資産を提供する場合。
- (b) ファンドの勘定で行為する受託会社から資産を購入する場合。

第4.10条は、受託会社、管理会社、投資顧問会社、またはそれらの関係会社のいずれも本条に従い行った取引から生じた収益または利益について、他の当事者および/または受益者に対し説明する義務はない旨規定している。

本書は、HSBCグループの開示について上述している。

本書は、また、一ファンドが他の一ファンドまたは複数のファンドに投資する場合、管理会社は、管理報酬の 二重請求が発生しないように当該取得権益に関して管理会社に生じるすべての報酬が払い戻されることを明記し ている。

5【その他】

(1) 定款の変更

管理会社の定款の変更または管理会社の自発的解散に関しては、4分の3以上の多数決による株主総会の決議(特別決議)が必要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

受託会社の合意、クラスB規則および委員会に対する事前の書面による通知および委員会の正式承認に基づき、管理会社の委員会によって承認された他のガーンジーの関係当事者に対する信託証書に基づく管理会社を退任するか、またはその権利および義務を譲渡することができる。

(3) 出資の状況

該当なし。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

管理会社は、有価証券届出書提出日現在、その知りかつ信じうる限り、いかなる管轄法域における裁判所、 仲裁機関および政府機関において、仲裁または行政手続に関与していない。

その他、有価証券届出書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社、ユニ・フォリオおよびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

第2【その他の関係法人の概況】

- 1【名称、資本金の額及び事業の内容】
- (1) HSBC プライベート・バンク(C.I.)リミテッド(HSBC Private Bank (C.I.) Limited)(「受託会社」)

資本金の額

令和元年11月末日現在、800万米ドル(約8億7,648万円)

事業の内容

受託会社は、ガーンジーにおいて昭和60年6月6日、有限責任会社として設立され、ガーンジー、GY1 3NF、セント・ピーター・ポート、セント・ジュリアンズ・アベニュー、アーノルド・ハウスに登記上の事務所を有し、委員会により規制されている。受託会社は、HSBCグループの一社である。平成20年5月31日付で、HSBC プライベート・バンク(ガーンジー)リミテッドより名称を変更した。

受託会社の主たる事業は、銀行および関連金融サービスを全世界の個人・法人顧客に対して提供することである。

(2) HSBC バンク・ピーエルシー ガーンジー支店(HSBC Bank plc, Guernsey Branch)(「包括保管受託銀行」) 資本金の額

HSBC バンク・ピーエルシーの資本金は、令和元年11月末日現在、797百万スターリング・ポンド(約1,127億3,565万円)

事業の内容

包括保管受託銀行は、ファンドの保管業務を提供する。

(3) ステート・ストリート・カストディアル・サービシーズ(アイルランド)リミテッド(State Street Custodial Services (Ireland) Limited)(「副保管受託銀行」)

資本金の額

令和元年11月末日現在、200,000英ポンド(約2,829万円)

事業の内容

副保管受託銀行は、ユニ・フォリオの保管業務を提供する。

(4) ステート・ストリート・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド(State Street Fund Services (Ireland) Limited)(「管理事務代行会社」)

資本金の額

令和元年11月末日現在、350,000英ポンド(約4,951万円)

事業の内容

管理事務代行会社は、ユニ・フォリオについて管理業務を提供する。

(5) HSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッド(HSBC Alternative Investments Limited)(「投資顧問会社」)

資本金の額

令和元年11月末日現在、602,000英ポンド(約8,515万円)

事業の内容

投資顧問会社は、所定の投資業務の遂行に関して金融行動監視機構により規制されている英国における有限 責任会社として設立され、ロンドン E14 5HQ、カナリー・ワーフ、エイト・カナダ・スクエアを主たる所在 地としている。投資顧問会社は、管理会社および受託会社の関連会社により全額出資されている。

(6) HSBC セキュリティーズ・サービシーズ (アイルランド) ディーエーシー

(HSBC Securities Services (Ireland) DAC) (「名義書換事務代行会社」)

資本金の額

HSBCマネジメント(ガーンジー)リミテッド(E31085)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

令和元年11月末日現在、2.5ユーロ(約301円)および1,000,002米ドル(約1億956万円)

事業の内容

HSBC セキュリティーズ・サービシーズ (アイルランド)ディーエーシーは、平成3年11月29日にアイルランドで設立された非公開有限責任会社であり、最終的にはHSBCホールディングス・ピーエルシーの全額出資子会社である。HSBCホールディングス・ピーエルシーは、英国で設立された公開会社で、令和元年6月30日現在、約2,751,273百万米ドルの総資産を有している。

(7) HSBC 証券会社 東京支店(「HSBC証券」)(「代行協会員」および「日本における販売会社」)

資本金の額

令和元年11月末日現在、197億7,500万円

事業の内容

日本において第一種金融商品取引業者として業務を行っている。

(8) 香港上海銀行 東京支店(「香港上海銀行」)(「日本における販売会社」)

資本金(持込資本)の額

令和元年11月末日現在、116,102,479,495香港ドル(約1兆6,254億3,471万円)および7,198,000,000米ドル(7,886億1,288万円)

(注)香港ドルの円貨換算は、便宜上、令和元年11月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客用電信売買相場の仲値(1 香港ドル=14.00円)による。

事業の内容

日本において銀行業務を行っている。

(9) クレディ・スイス証券株式会社(「日本における販売会社」)

資本金の額

令和元年11月末日現在、781億円

事業の内容

第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供している。

2【関係業務の概要】

(1) HSBC プライベート・バンク(C.I.)リミテッド(HSBC Private Bank (C.I.) Limited)(「受託会社」)

1987年法およびクラスB規則の目的上、受託会社は、セレクション・ファンドの指定受託会社である。信託証書の要項に基づき、受託会社は、管理会社および委員会の事前の承認を得て、ファンドに関し受託会社との共同受託者として連帯して行為すべき他の法人を当該ファンドの受託会社に指名する権限を有する。

信託証書の要項に基づきまたクラスB規則に従い、受託会社は、平成29年10月1日付で包括保管受託銀行との間で包括保管契約(「包括保管契約」)を締結した。同契約に基づき、受託会社は包括保管受託銀行に保管業務を委託する。包括保管契約の規定に従い、包括保管受託銀行は、平成29年10月1日付で副保管受託銀行との間で副保管契約(「副保管契約」)を締結した。同契約に基づき、包括保管受託銀行は、副保管受託銀行に保管業務を再委託する。受託会社が包括保管契約に基づき包括保管受託銀行に支払うべき報酬、さらに、包括保管受託銀行が副保管契約に基づき副保管受託銀行に支払うべき報酬はすべて受託報酬から支払われる。

(2) HSBC バンク・ピーエルシー ガーンジー支店 (HSBC Bank plc, Guernsey Branch) (「包括保管受託銀行」)

HSBC バンク・ピーエルシー ガーンジー支店は、受託会社と包括保管受託銀行との間の包括保管契約に基づき包括保管受託銀行に任命されており、同契約に基づき受託会社は包括保管受託銀行に保管業務を委託する。

(3) ステート・ストリート・カストディアル・サービシーズ(アイルランド)リミテッド(State Street Custodial Services (Ireland) Limited)(「副保管受託銀行」)

ステート・ストリート・カストディアル・サービシーズ(アイルランド)リミテッドは、包括保管受託銀行 と副保管受託銀行との間の副保管契約に基づき副保管受託銀行に任命されており、同契約に基づき包括保管受 託銀行は副保管受託銀行に保管業務を再委託する。

(4) ステート・ストリート・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド(State Street Fund Services (Ireland) Limited)(「管理事務代行会社」)

ファンドの純資産総額および受益証券の一口当たり純資産価格の計算および公表、ファンドに係る報酬、費 用等の計算、帳簿、記録および会計書類の作成等の管理事務を行う。

(5) HSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッド(HSBC Alternative Investments Limited)(「投資顧問

投資顧問会社は、ファンドの運用に関する専門的サービスの提供のため、またクラスB規則および投資顧問 契約中の投資ガイドラインに従った投資運用取引全般を一任ベースで行うため、管理会社により選任された。

(6) HSBC セキュリティーズ・サービシーズ(アイルランド)ディーエーシー(HSBC Securities Services (Ireland) DAC) (「名義書換事務代行会社」) ファンドの受益証券の発行、買戻しおよび名義書換等に関する事務代行業務を行う。

- (7) HSBC 証券会社 東京支店(「HSBC証券」)(「代行協会員」および「日本における販売会社」) 日本における代行協会員業務および受益証券の販売および買戻しの取扱業務を行う。
- (8) 香港上海銀行 東京支店(「香港上海銀行」)(「日本における販売会社」) 日本における受益証券の販売および買戻しの取扱業務を行う。
- (9) クレディ・スイス証券株式会社(「日本における販売会社」) 日本における受益証券の販売および買戻しの取扱業務を行う。

3【資本関係】

管理会社、HSBC オルタナティブ・インベストメント・リミテッド、受託会社およびHSBC セキュリティーズ・ サービシーズ (アイルランド)ディーエーシーのそれぞれの最終的な親会社は、HSBC ホールディングス・ピー エルシーである。

第3【投資信託制度の概要】

- 1 ガーンジーにおける投資信託制度の概要
 - 1 1988年4月1日までは、ガーンジーのあらゆる種類の投資信託は、ユニット・トラストとして設立されたか、1908年ガーンジー会社法(改正後)の下における会社として設立されたかを問わず、ガーンジー州投資顧問・金融委員会によって規制され、1946年ガーンジー借入規制法に従って制定された借入規制に関する政令に規定された相当程度限られた権能のみを有していた。
 - 2 1988年4月1日、1987年ガーンジー投資者保護法(「1987年法」)が全面的に施行され、同日、特に1987年 法の実施を目的として、1987年ガーンジー金融サービス委員会法により、ガーンジー州によって設立された ガーンジー金融サービス委員会(「金融サービス委員会」)が活動を開始した。
 - 3 1987年法により、何人であれ、金融サービス委員会が発行する免許なしに、ガーンジー内から規制下にある 投資業を営むことまたはかかる業務を行っていると表示することは違法であり、また、ガーンジーの団体が、 ガーンジーの領域外で、規制下にある投資業を営むことおよび営んでいると表示することは、当該団体がガー ンジーで当該業務を行う免許を有し、かつ当該業務がガーンジーで適法になしうるものでなければ、違法であ る。
 - 4 1987年法において、1987年法付則第一部に明示されている種類の「規制投資」に関連して、1987年付則第二部に明示されている「制限活動」のいずれかを業とする者は、規制投資業を営んでいるものとみなされる。集団投資スキームは、付則第一部に明示されている規制投資の一つのカテゴリーを構成するものであるが、一般証券およびデリバティブは規制投資の他のカテゴリーを構成しており、また、ガーンジー州は、政令により、付則第一部に他のカテゴリーを追加する機能を有する。
 - 5 1987年法付則第一部カテゴリー 1 は、集団投資スキームを、あらゆる種類の資産(現金を含む)に関する一切の仕組みであり、以下の特色を有するものと定義している。
 - (a)投資者が、当該資産の取得、保有、運用もしくは処分から生じる収益もしくは収入またはかかる収益も しくは収入から支払われる金員の取得、保有、運用もしくは処分から生じる収益もしくは収入にあずか り、またはこれを受け取ることができるようにする目的または効果を有し、
 - (b) 当該活動に関連する資産の運用に対して、投資者が日々の管理を行うことができず(意見をする権利または指示を与える権利を有するか否かは問わない)、かつ
 - (c) その下において、()投資者の出資および支払原資となる収益もしくは収入が集められ、または ()当該資産が、その運用に責任を負う者によりもしくはその者のために、合同運用されること。 付則第一部カテゴリー 1 は、集団投資スキームでない投資活動を数多く列挙している。それには、例 えば、各投資者が当該スキームの管理会社と同グループ内の法人である取引、フランチャイズの仕組 み、銀行による預金受入れ、保険契約および企業年金スキームが含まれる。オープン・エンド型会社型投資信託でない法人およびクローズド・エンド型ユニット・トラスト(法人の場合、オープン・エンド 型会社型投資信託ではない仕組みと定義されている。)もまた除外されている。
 - 6 1987年法は、制限活動を構成する活動として、販促活動、購入、登録、売買、運用、管理、助言、保管および投資取引所の運営を挙げている。免許業者は、当該集団投資スキームが1987年法に従って金融サービス委員会により許可されない限り、ガーンジー法に基づいて設立または設定された集団投資スキームに関して制限活動に従事することができない。当該集団投資スキームがガーンジー以外の国または地域の法律により設立または設定され、運用および保管の両方の制限活動が免許業者により行われまたは委託されている場合、当該スキームもまた、1987年法に基づき、金融サービス委員会により認可されることが必要である。運用、保管または管理の制限活動のいずれかが、免許業者により、ガーンジーにおいて、特定の法域において認可された一定のスキームを除く非ガーンジー籍スキームに関して行われる場合、かかる活動を行う免許業者は、金融サービス委員会に対して、かかるスキームのためにかかる活動を行うことを、事前に書面により通知しなければならない。1994年非ガーンジー籍スキームに対する業務運営および通知に関する規則に基づく一定の要件が満たされなければならない。
 - 7 2008年10月29日までは、クローズド・エンド型ユニット・トラストならびに1987年法に基づく集団投資スキームではない会社およびその他の投資ファンドは、1959年 1989年ガーンジー借入規制に関する政令(改訂

済)(「COBO政令」)に基づくガーンジー州投資顧問・金融委員会同意を要求されていた。かかる同意には、通常、当該ファンドの業務方法の変更につき金融サービス委員会の事前同意が必要という条件が含まれていた。さらに、1987年法が拡張され、付則第一部カテゴリー2の「規制投資」の定義にクローズド・エンド型スキームが追加されてからは、1987年法の規定により、当該会社およびファンドについて制限活動を行う者は免許を得なければならない。2007年ガーンジー投資者保護(改訂)法(「POI改正法」)に関連して、COBO政令は改正され、ユニット・トラスト・スキームおよびリミテッド・パートナーシップ・スキームは、COBO同意を必要としていなかった。2013年2月27日、COBO政令は、2013年ガーンジー借入規制(廃止)政令に差し替えられた。

8 2008年10月29日までは、1987年法第8条第1項によれば、集団投資スキームは、金融サービス委員会によって、特定の種類の認可されたスキームである旨宣言されることができると定めていた。POI改正法に関連して、金融サービス委員会はまた、現在、集団投資スキームについて特定の種類の登録されたスキーム(「登録ファンド」)である旨宣言することができる。金融サービス委員会は、クラスA、クラスBおよびクラスQという3種類の異なる認可オープン・エンド型スキームを規定している(認可クローズド・エンド型スキームについては以下を参照。)。

クラスAスキームである旨宣言されたスキームは、その投資および借入権能を決定するために、フィーダー・ファンド、ファンド・オブ・ファンズ、マネー・マーケット・ファンドおよび証券スキームとしてさらに区分される。クラスAスキームは、クラスA規則の下で設立されたスキームを英国における個人投資家に販売するのに相応しいものと指定する2002年集団投資スキーム(クラスA)規則(2003年集団投資スキーム(クラスA)(改訂)規則により改訂済)、および新規クラスAスキームの設立またはよりリベラルな投資権限を活用しているが、現在のところ英国で販売する予定はない既存クラスAスキームの転換を認めるためのHM財務省による指定に先立ち、2008年11月24日に導入された2008年認可集団投資スキーム(クラスA)規則により改訂済)(「クラスA規則」)により規制される。クラスBスキームは、2014年1月2日に発効した2013年認可集団投資スキーム(クラスB)規則(「クラスB規則」)により規制され、1990年集団投資スキーム(クラスB)規則(「クラスB規則」)により規制され、1990年集団投資スキーム(適格専門的投資家向けファンド)(クラスQ)規則(「クラスQ規則」)により規制される。

2008年10月29日付で、POI改正法は、COBO政令のファンド業務に関連する部分および1987年法の改正部分と差し替えられた。2008年12月15日、金融サービス委員会は多くの規則(「新規則」)を施行したが、これには、2008年認可クローズド・エンド型投資スキーム規則(「ACEIS規則」)、2018年登録集団投資スキーム規則(「RCIS規則」)および2018年目論見書規則が含まれている。2009年4月30日までにRCIS規則に基づき登録されることを選択していなかった既存のクローズド・エンド型集団投資スキーム(2008年12月15日以前に承認済)は、COBO政令に基づき実際に同意を得た日に、ACEIS規則が当該日に施行されていたものとして、改正済1987年法第8条およびACEIS規則6.02項に従い認可クローズド・エンド型投資スキーム(「認可ファンド」)として認可を宣言されたものとみなされた。

2018年目論見書規則は、登録されたオープン・エンド型集団投資スキーム、登録されたクローズド・エンド型集団投資スキームおよびガーンジーのカテゴリー2の規制投資の公募のための目論見書に関する情報開示要件の概要を定めている。2018年目論見書規則は、ACEIS規則と共に読み込むことを要する。

変更により、投資信託は、現在、「認可される」または「登録される」ことができる。両方のタイプの投資信託とも、金融サービス委員会により「規制対象」商品とみなされるが、異なる届出制度に従わなければならない。すなわち、現在、1987年法に基づき 6 種類の異なる集団投資スキーム、すなわち、認可クラスA(オープン・エンド型)、認可クラスB(オープン・エンド型)、認可クラスQ(オープン・エンド型)、認可(クローズド・エンド型)、登録オープン・エンド型および登録クローズド・エンド型集団投資スキームが存在する。

2016年11月に、金融サービス委員会は、私募投資信託規制(「PIF規制」)の対象となる私募投資信託(「PIF」)という新たな区分の投資信託の導入を承認した。このPIFは、オープン・エンド型およびクローズド・エンド型で運用することができ、経済的利益を持つ50名以下の法人または自然人に限定される。PIFの行使にはガーンジーにおいて免許を受けた管理会社を必要とする。管理会社は、金融サービス委員会に対し、投資家が損失を被る可能性について、一定の表明および保証をする責任を負う。PIFの利用は、一定の状況に限られ、PIF規制によって認可された投資信託は、様々な法令の適用対象とはならない。

既存のクローズド・エンド型スキームについて、二つのカテゴリー間に事実上ほとんど違いはない。

9 クラスAスキーム

クラスA規則は、クラスAスキームの設立書類、関連のスキーム説明書の内容、スキームの一般管理および 投資パラメーターを規制する。クラスA規則は、証券ファンド、マネー・マーケット・ファンド、ファンド・ オブ・ファンズ、先物およびオプション・ファンド、不動産ファンド、ワラント・ファンド、フィーダー・ ファンドおよびアンプレラ・ファンドとして設立されるクラスAスキームを規制する。

10 クラスAスキームであると宣言されたスキームは、例外なくクラスA規則の全てを遵守しなければならず、管理会社は、認可申請に際して、主要文書(ユニット・トラストの場合は信託証書、会社型スキームの場合は定款、管理契約および保管契約)がその内容に関連してクラスA規則の全てを遵守していることを言明する承認された法律事務所からの証明書を提出しなければならず、また当該証明書の署名済または認証済の写しをスキーム説明書およびその他の重要書類と共に金融サービス委員会に提出しなければならない。

11(1)クラスBスキーム

クラスBスキームは、通常、限定的に、または私募によりまたは機関投資家もしくは専門的投資家に対して販売されるものである。クラスB規則は、主要文書およびスキーム説明書に記載すべき情報の内容を定めているが、投資権能および借入権能に特定の制限を課すものではなく、一般的に、柔軟でありながら、同時に最善の実務慣行を反映するように定められている。

(2) クラスQスキーム

クラスQスキームは、純資産200万英ポンド超の信託の受託者、純資産200万スターリング・ポンド超の会社またはリミテッド・パートナーシップおよび最低50万スターリング・ポンド超の純資産を有する個人を含む適格専門的投資家向けである。最低購入制限は存在しない。クラスQ規則は、金融サービス委員会がその適用を拒絶または修正しない限り適用される。クラスQ規則は、目論見書において、スキーム当事者の詳細、適格専門的投資家の定義、受益証券の特徴および潜在的投資家が思慮深い判断をなすために十分なリスク警告が含まれていなければならないと規定している。

クラス〇スキームの主要な特徴は以下のとおりである。

- ()各スキームは金融サービス委員会により認可され、その恒久的かつ継続的な監督に服さなければならない
- ()クラスQスキームは、法人(プロテクテッド・セル会社を含む)、信託またはリミテッド・パートナーシップとして設立することができる。管理会社は、パートナーシップ持分、株式および受益証券の所有が定義された適格専門的投資家に限定されることを確保しなければならない。
- () クラスQスキームへの投資について最低の個別購入額要件は存在しない。
- ()スキームの財産は、リスクの分散が図られていなければならないが、それは管理会社(会社の場合は当該会社)の裁量に委ねられる。リスク分散の基準は、スキームの目論見書に明記されなければならない。
- ()書類の要件はより直截である。思慮深い投資判断を可能にするために十分な情報が含まれた目論見書が作成されなければならない。
- ()スキームの認可に先立ち、法律専門家の証明書は要求されない。その代わり、管理会社は目論見書がクラスの規則を遵守していることを証明する必要がある。

クラスBスキームおよびクラスQスキームへの投資については、クラスAスキームに適用される 正式な補償スキームは適用されない。

12 クラスA、クラスBまたはクラスQのいずれかであるかにかかわらず、新規の集団投資スキームの認可または登録の申請を審査する際、金融サービス委員会は、申請の対象となっているスキームが1987年法および適用ある規則のすべての条件を満たしていると見られる場合であっても、認可を与える義務を負わない。金融サービス委員会は、申請を拒否する意図を有する場合、決定を下す前に、申請者に対して、書面で、審査中の決定について通知をしなければならず、申請者が希望すれば、書面で理由を通知する旨を示さなければならない。その時点から28日間、申請者は、口頭または書面により意思を表明することができ、金融サービス委員会が認可拒否の決定を下した場合、申請者は、ガーンジー王立裁判所通常座部に、当該決定が同委員会の権限逸脱または権限の不当な行使によるものであるという理由により不服申立てをすることができる。

- 13 設立者がガーンジーにおける新規参入者である場合、金融サービス委員会は、設立者となろうとする者の地位を重視する。選別的方針というものがあり、それによれば既設の投資信託の設立に関する証明可能な実績を有する者のみが許される。設立者になろうとする者が、他の法域における規制当局から認可を受けたという事実は、それ自体では、一般的には十分ではない。
- 14 1987年に基づき認可または登録が求められるすべての集団投資スキームについて、金融サービス委員会は、 当該スキームが1987年法付則第3部の特定要件を充足すると確信した場合のみ、認可または登録を与えること ができる。かかる要件とは、以下の通りである。
 - (1) 当該スキームは、当該スキームが認可または登録されたスキームとして宣言を受けようとするクラスの 集団投資スキームに適用される、1987年法に基づくすべての規則を遵守すること。
 - (2) 当該スキームの名称が望ましくないものまたは誤解を招くおそれがあるものでないこと。
 - (3) 当該スキームの目的が、合理的に見て実現可能であること。
 - (4) 当該スキームが次のいずれかの権利を投資者に与えること。
 - ()投資者の受益証券を、当該受益証券に関連する資産の純資産価格に関する価格で、償還または買い戻させること。
 - ()投資者の受益証券を、公認の投資取引所において、上記()から著しく乖離しない価格で売却すること。

当該スキームの管理会社および資産の保管受託銀行または受託者は、それぞれ法人でなければならない。

- (5)オープン・エンド型投資スキームとして販売を促進されるかまたはその他の場合に説明されるスキーム の管理会社および資産の受託者または保管受託銀行は、それぞれ法人でなければならない。
- 15 金融サービス委員会は、新規のスキームの承認および認可について、三段階の手続を踏む。第一段階は、原則として、様式GFAの記入および提出を伴う承認申請であり、同様式には、特に、スキームの特徴および目的、予定される管理会社および保管受託銀行の名称および住所、ならびにスキームが負担すべき手数料を記載する。設立者がガーンジーにおける実績を有しない場合にその地位に関して金融サービス委員会を満足させなければならないのは、この段階においてである。概括的承認が得られた場合、次の段階は、原則として同意および認可の申請である。これは、クラススキームに応じて、様式APA、APBまたはAPQに則ってなされ、最終稿にできるだけ近いスキーム説明書の写しを、現在のところ3,435スターリング・ポンドである申請料と共に添付することになっている。すべての文書が最終稿となり、金融サービス委員会が挙げた疑問点について同委員会の納得のいくように処理された場合、最終認可の申請が、原本証明を付したすべての重要な文書の写しおよび当該スキームに関して発行されるスキーム説明書の最終版の写しおよび関係規則を遵守していることを確認する弁護士の証明書を添付した書簡によってなされる。

2 免許業者(業務運営)および資本適正度規則

2016年免許業者(業務運営)規則(以下「業務運営規則」という。)および2010年免許業者(資本適正度)規則(以下「資本適正度規則」という。)はそれぞれ、2017年1月1日および2010年4月16日に施行された。

A 指定業者

- 1 1987年法に基づく認可または登録によれば、(とりわけ)指定管理者の名称および指定受託者または指定保管銀行の名称を記載する必要がある。多くの場合、当該スキームがユニット・トラストである場合には信託証書中で指名された管理会社が、当該スキームが会社型である場合には管理契約に基づいて投資信託会社により任命された管理代行会社が、他の会社と、すべてでないにしろほとんどの義務の履行についてかかる他の会社(「代行会社」)に対して委任する契約を締結する。かかる場合、金融サービス委員会は、代行会社を1987年法第8条にいう指定管理者として指定するものとし、管理会社は、主要管理者として位置づけられる。
- 2 クラス A 規則およびクラス B 規則はともに、次のように定めている。
 - (a)認可されたスキームの指定管理者および指定受託者は、
 - ()別々の者であり、相互に独立して行為し、
 - ()各々、ガーンジーにおいて設立、運営され、営業所を有し、
 - ()一方の会社の子会社でなく、かつ

- ()共通の業務執行取締役またはその他の役員を有しないこと。
- (b)会社型スキームの場合、指定保管銀行は、当該会社型スキームと、業務執行取締役またはその他の役員を共有しないこと。

さらに、クラスB規則は、指定管理者および指定受託者または指定保管銀行のそれぞれが1987年法に基づく免許を有していなければならないと規定している(これは、いかなる場合においても、1987年法に基づくクラスAスキームについての要件でもある)。また、金融サービス委員会は、本規則に適合することを保証するために同委員会の決定する約定書、捺印証書、保証および保険を要求することができる。クラスQ規則の場合、上記(a)()、()および()ならびに(b)が適用される。加えて、指定管理者および指定受託者または指定保管銀行のそれぞれが、1987年法に基づく免許を得ていなければならず、また、ガーンジーにおいて管理されかつ営業所を有していなければならない。

3 業務運営規則

2010年1月1日付で、業務運営規則(その後の改正を含む。)は、指定業者規則と差し替えられ、免許業者(指定管理者および指定受託者/指定保管銀行)の取締役会、免許業者およびコンプライアンス・オフィサーが遵守しなければならない数多くの重要な規則を制定した。

業務運営規則は、業務運営規則に基づき金融サービス委員会により特段の合意がなされない限り、すべての免許業者に適用される。業務運営規則には、コーポレート・ガバナンスおよび上級管理職の責任、コンプライアンス協定、会計記録および財務書類、事業運営、記録保管、顧客分類、苦情、顧客資産、契約報告書、利益相反、即時の通知および年次通知についての詳細な規則が含まれている。

B 資本適正度規則

2010年4月16日付で、資本適正度規則は、FNCC規則と差し替えられた。資本適正度規則は、資本適正度規則に基づき金融サービス委員会により特段の合意がなされない限り、すべての免許業者に適用される。資本適正度規則は、すべての免許業者がいつでも()適切な財源要件を遵守し、かつ()流動性要件を維持することを規定している。さらに、資本適正度規則は、免許業者が一定の即時の財務通知を金融サービス委員会に対して届け出ることおよび財源要件の算定に関する枠組みを規定している。

財源要件および流動性要件の詳細は、「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格(6)監督官庁の概要 委員会により行使される監督の概要(二)」に記載される。

免許業者は、以下に該当すると判断される事由を有する場合、直ちに金融サービス委員会に届け出るものとする。

- (a)財源要件または流動性要件に違反するかまたは1か月以内に財源要件に違反することが予想される場合。通知には、違反の治癒のため免許業者がとる予定のまたはとった措置を明記し、書面により確認されなければならない。
- (b) 免許業者の監査人が会計報告に限定意見を付す意図がある場合
- (c) 免許業者の子会社の負債が子会社の資産を超える場合
- (d) 免許業者の親会社の負債が親会社の資産を超える場合
- 3 集団投資スキームの運用に関するガーンジー法に基づいて採用された2種類の仕組の概要

ガーンジー籍の認可集団投資スキームは、全て、ユニット・トラストまたはオープン・エンド型投資会社として設立される。

1 ユニット・トラスト

ユニット・トラストは、独立の法人格を有せず、管理者を一方当事者とし、受託者を他方当事者とする、一般に「信託証書」として知られる書面による合意によって設立される。この概念は、ガーンジーにおいて、少なくとも100年間は認知されており、信託は、現在、一般に、2007年ガーンジー信託法(改正済)の規定により規律されている。ガーンジー法により最初に規律されたユニット・トラストは、30年以上前に創設されたものとされている。

ユニット・トラストの投資者の持分は、受益証券によって証明され、各受益証券は、信託財産の分割されていない持分一口を表章する。投資者が保有する受益証券によって表章される権利は、信託における受益権の性質を有する。受益証券を購入することにより、投資者は、信託証書の当事者であるのと同様にその条項に拘束される

受益証券は、記名式で発行され(規制当局の承認を得て、かつマネーロンダリング防止およびテロ資金調達防止に関する法令および規制を遵守する。)、券面が発行される場合もされない場合もある。受益者名簿は、受益者の閲覧に供されるが、管理者および受託者は、受益者名簿を公衆縦覧に供する義務はない。

2 オープン・エンド型投資会社

会社(いかなる場合も、ガーンジー法において株主とは別個の法人格を有するものとして扱われる。)は、2008年ガーンジー会社法(改訂済)に基づいて組織される。オープン・エンド型投資会社は、1987年法において、以下の特徴を有する集団投資スキームと定義されている。

- (a) 当該投資信託の下において、資産が、投資リスクを分散し、株主に資金運用の結果として得られる利益 を享受されることを狙いとして、資金の投資を目的とする法人に実質的に帰属し、かつ、かかる法人に よりまたはそのために管理されること。かつ、
- (b)投資者がスキームの条件に基づいて、当該受益証券に関する資産の価額に当たる価格で、
 - ()保有する受益証券を、当該スキームによりもしくは当該スキームが提供する資金をもって、償還もしくは買い戻させる権利を有すること、または
 - () 受益証券を、投資取引所において売却する権利を有すること。

2008年6月30日以前

投資者がその株式を買い戻すことを可能にするために、オープン・エンド型投資会社を、記名割当株式また は参加型償還可能優先株式のいずれかとして発行される極めて額面の小さい多数の種類分けされていない株式

をもって設立するのが通常の実務慣行であった。2008年7月1日までにガーンジー法の下で株式が償還可能であるためには、当該株式がそれに対して優先的地位を有する別種の株式が存在する必要があり、したがって、オープン・エンド型投資会社の株式資本は、通常管理株式または設立者株式と言われた比較的少数の株式をも含んでいた。この株式には、配当請求権はなく、清算に際しては当該株式について払込済みの額面額の払戻しを受ける権利のみがあった。かかるモデルに基づき、投資者に対して、種類分けされていない株式が参加型償還可能優先株式として発行される場合、その価格は、会社の現存純資産の価額を反映する総額であり、当該株式の額面額にプレミアムを加算した額となる。プレミアムの額は、会社の会計帳簿の株式プレミアム勘定と呼ばれる特別勘定に計上される。投資者が株式の償還を希望する場合、会社は、自分自身で当該株式を買い戻すか、償還される。いずれの場合においても、償還価格は、会社の現存純資産価格を参照して計算される。会社が株式を償還する場合、当該株式の額面金額分は、管理者に対する記名割当株式発行の収益(または配当可能利益)から償還され、残余部分は、株式プレミアム勘定(または、十分な残高がある場合には、損益勘定)から支出される。

2008年7月1日以降

2008年ガーンジー会社法(改訂済)の施行後、株式の買戻しが可能となる前であっても2008年6月30日以前のモデルも依然として運用でき、会社の取締役は、買戻し後に会社が支払能力テストに合格することを保証しなければならない。合格しない場合、取締役会は買戻しを認めない。

オープン・エンド型投資会社に関する2008年ガーンジー会社法(改訂済)の改正は、償還可能株式が償還可能となるためにそれに対して優先的地位を有する別種の株式が存在する必要はないとしている。したがって、今後は上記の管理株式または設立者株式の要件はなくなる。ガーンジー会社が授権株式資本を有していなければならないとの要件もなくなるため、多くのガーンジー会社は無制限の株式資本を有することになる。これは、特にオープン・エンド型投資会社の場合、額面金額のない無制限の株式をもって会社を設立することにより有効となる。会社が株式の償還を希望する場合、額面株式の発行またはその他の措置を講じることなく、純資産価格に基づき償還することができる。

償還する場合、会社の定款に従い、会社のあらゆる勘定から株式を償還することができる。ただし、会社は常に最低1名の株主を有さなければならないため、すべての株式を償還することはできない。

従前どおり、償還価格は会社の純資産総額を参照して計算される。

ガーンジー籍の会社の株式は、記名式でのみ発行されるが、券面が発行される場合もされない場合もある。会社の株主名簿は、株主の閲覧に供されるだけでなく、誰でも適切な手数料を支払って閲覧することができる。会社は、毎年、特に会社の授権株式資本、発行済株式資本および取締役の詳細を記載した年次確認書をガーンジー会社登記官に届け出なければならない。会社の記録は、ガーンジー会社登記官において維持され、適切な手数料を支払えば誰でも閲覧することができる。

すべての会社は、その運営および投資方針の立案について最終的に責任を負う取締役会を有していなければならないが、1987年法は、各会社が指定管理者および指定保管銀行を有することを要求している。

ユニット・トラストおよびオープン・エンド型投資会社の双方について、クラスB規則の下では、スキームを運用し、主要な文書、クラスB規則および直近に公表されたスキーム説明書(および、会社型スキームの場合には、取締役が随時下す決定)に従って、随時、スキーム財産の構成に関する決定を下すことが管理者の義務である。

次のことは受益者 / 保管銀行の義務である。

- (a)スキームが管理者により適切に運用されることを保証するために、合理的な注意をすること。
- (b) 主要文書およびクラスB規則に基づいて義務を果たすこと。

4 クラスB集団投資スキームすべてに適用ある投資制限および借入制限の概要

クラスB規則に従い、クラスBスキームの財産は、リスクを分散する目的で投資され、主要書類およびスキーム説明書に基づき認められた資産のみで構成され、スキーム説明書に定められた性質または種類を構成する。

クラスBスキームの財産は、主要書類またはスキーム説明書に基づいて課された制限に違反して投資することはできない。スキーム説明書が主要書類より制限的である場合には、スキーム説明書に従うが、修正の発効前に受益者が受益証券の取引を行うことができるような十分な受益者に対する通知を書面で行うことを条件として、スキーム説明書は修正される。スキームの管理者は、スキーム財産がその制限に違反して投資されないことを確保するためにあらゆる相当な措置を講じ、あらゆる精査を行わなければならない。受託者/保管銀行は、この点につき管理会社が適切にその義務を履行することを監督するためにあらゆる合理的な措置を講じる。かかる制限の違反がある場合、管理者は、その状況を修正するために必要な措置を講じて(一定の例外はある)受託者に通知しなければならず、1か月以内にその状況が修正されない場合、金融サービス委員会に通知しなければならない。

中心となる管理会社、中心となる管理会社と同じグループの者、または中心となる管理会社の支配者もしくは中心となる管理会社がその支配者となる者が管理または運用する集団投資スキームの受益証券は、認可スキームのために取得されてはならない。ただし、中心となる管理会社が、自己が適切と考える方法で、対象となる集団投資スキームに課される手数料を認可スキームまたはその投資家に直接または間接に負担させないようにした場合はこの限りでない。同じ投資顧問会社を要する集団投資スキーム、または投資顧問会社と同じグループの者または投資顧問会社の支配者である者もしくは投資顧問会社がその支配者となる者による集団投資スキームの受益証券は、認可スキームのために取得されてはならない。ただし、対象となる集団投資スキームに課される手数料が、認可スキームまたはその投資家によって直接または間接に負担されない場合はこの限りでない。

クラスBスキームのスキーム説明書には、主要書類またはスキーム説明書に基づいて許容されたヘッジ取引または借入れを開示しなければならない。ヘッジ取引および借入れは、主要書類またはスキーム説明書に基づいて課される制限に違反してはならない。スキーム説明書が主要書類より制限的である場合は、スキーム説明書に従うが、修正の発効前に受益者が受益証券の取引を行うことができるような十分な受益者に対する通知を書面で行うことを条件として、スキーム説明書は修正される。スキームの管理者は、ヘッジ取引および借入れがかかる制限に違反してなされないことを確保するためにあらゆる相当な措置を講じ、あらゆる精査を行わなければならない。受託者/保管銀行は、この点につき管理会社が適切にその義務を履行することを監督するためにあらゆる合理的な措置を講じる。かかる制限の違反がある場合、管理者は、その状況を修正するために必要な措置を講じて(一定の例外はある)受託者に通知しなければならず、6か月以内にその状況が修正されない場合、金融サービス委員会に通知しなければならない。

クラスB規則は、クラスBスキームによって採択された投資対象および方針に関する以下の事項を明確にするスキーム説明書を要求している。

- (a)投資対象に関する具体的な詳細事項
- (b) 受益者決議への提案のための要件(もしあれば)を含む、投資対象を変更するための権限の詳細
- (c) 適用されることがある借入れ、レバレッジまたはヘッジの権限
- (d)適用される投資制限
- (e) リスク分散の方法
- (f)適用される借入れまたはレバレッジの権限、および
- (g)受益者決議への提案のための要件を含む、上記(d)、(e)または(f)を変更するための権限の詳細また、アンブレラ・ファンドに関して、クラスB規則によってそのスキーム説明書に記載することが要求されている情報が別のサブ・ファンドと異なる場合、その情報は各サブ・ファンドについて記載されなければならない。

クラスB規則は、スキーム説明書が、金融サービス委員会によって要求されているリスク警告を含むことを要求している。スキーム説明書には、また、以下の重要な情報を記載しなければならない。

(a)スキームへの投資のメリットおよび許容しうるリスクについて十分な情報に基づく判断をするために、投 資家およびその専門的アドバイザーが合理的に要求し、合理的に探せるような情報。

(b)管理者(会社型スキームの場合その取締役の知識)またはそれらの者が合理的な調査により取得できたであろう情報

- 5 クラスB集団投資スキームに適用される広告および販売に関する規則の概要 クラスB規則には、広告および販売に関する多くの条項がある。
 - (a)規則2.14(1)(b)は、管理者は、未だ受益者となっていない者に対してクラスBスキームの受益証券の販売を実行してはならないと定めている。ただし、かかる者が直近の年次報告書および会計情報を無料で提供されている場合、または関連するウェブサイトで当該書類を入手できる場合はこの限りでない。
 - (b)規則2.13(1)は、スキーム説明書が遵守していない規則を設定しているスキームの認可宣言規定に従うことを条件として、スキーム説明書がクラスB規則の付則の条項に従うことを要求している。規則2.14(1)によれば、認可されたクラスBスキームの管理者(会社型スキームの場合には会社)は、スキーム説明書が規則2.13(1)に従って英語で作成され、写しが受託者/保管銀行および金融サービス委員会に提出され、管理者(会社型スキームの場合には会社)が規則2.13の要件を満たすのに十分な数と合理的に信じるだけのかかる説明書を含む印刷物が入手できるように手配されていない限り、かかるスキームの受益証券を販売することができない。規則2.14(1)(b)は、管理者(会社型スキームの場合には会社)は、いかなる者に対しても、(かかる者が既に受益者である場合は別として)スキーム説明書を無料で提供するまでは、当該スキームの受益証券の販売を実行してはならないと定めている。スキーム説明書の写しは、通常の営業時間内はいつでも、管理者(会社型スキームの場合には会社)のガーンジーにおける主たる営業所において、公衆縦覧に供されなければならない。
 - (c)規則2.12はまた、スキーム説明書を毎年定期的に更新すべきことおよびその内容に重大な変更が発生した場合はスキーム説明書を即時に改訂することを定めている。さらに、スキームの受益証券を購入しもしくは購入することに同意し、目論見書の一部もしくは全部を構成するスキーム説明書に含まれる誤った情報もしくは誤解を招く情報、クラスB規則に従い記載が必要な情報の欠落、またはスキーム説明書の改訂を怠ったことから生じる虚偽、誤導表示もしくは欠落の結果として損失を被った者への補償についての規定を有する。これらの規則に基づく義務には一定の例外が定められている。「目論見書」という用語は、1987年法において、公衆に対する規制投資の応募、購入または交換の申込みに関する詳細な情報を記述した目論見書、通知、ちらしまたはその他の文書であると定義されている。
 - (d)規則4.03は、2008年ガーンジー会社法(改訂済)の条項に基づき、管理者および受託者/保管銀行に対して、いかなる者に対しても、相当な手数料の支払を条件に、スキームの主要書類およびスキーム説明書の写しを、ファックスまたは電子メールのいずれかの方法で入手可能とすることを要求している。
- 6 スキームおよび管理会社の状況についてのガーンジーにおける継続的開示義務

(a) ファンド

認可されたクラスBスキームの管理会社は、クラスB規則6.02(1)により、各会計年度の終了後6か月以内に同規則6.02の(2)項および第(3)項に従い、年次報告書を公表することを要求される。報告書の写しは、発行日に受益者名簿に登録されている各受益者に対し送付されなければならず、または、主要書類により認められる場合には、ウェブサイトで閲覧可能となる。報告書は、発行後、会計年度終了後6か月以内の公表時に、金融サービス委員会に対して送付されなければならない。そのほか、管理会社および受託会社/保管受託銀行、同規則6.02第(3)項により、直近に公表されたスキーム説明書に特定された各場所において通常の営業時間内における公衆縦覧のために英語による最新の年次報告書を提供することを要求される。中間報告書および財務書類は、年次報告書および財務書類に関する規則に準じて、各受益者に送付され、閲覧に供されなければならない。

同規則2.10(1)は、管理会社に対し、スキームによる投資、借入れおよびヘッジ権限に重要な変更を提案する場合またはスキームの受託会社の変更を提案する場合、金融サービス委員会に事前の書面による通知を行うことを義務付けている。金融サービス委員会は、かかる変更について承認する義務を負わない。ただし、(a)変更の効力が生じる前に、スキームの受益証券の買戻しが行えるよう受益者に十分な書面による

通知を行い、かつ、(b)主要書類またはスキーム説明書が速やかに変更されない限り、スキームによる投資、借入れおよびヘッジ権限を変更することはできない。

業務運営規則に基づきその業務について管理会社に適用される継続開示義務の詳細については、「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格(5)開示制度の概要」を参照のこと。

(b)管理会社

クラスBスキームに適用される業務運営規則の規定に基づき、管理会社は、その取引内容を十分に明示お よび証明する英語による更新された、その時点の免許業者の財政状態をいつでも合理的な正確性をもって開 示する会計記録を維持し、管理会社にとってクラスB規則、業務運営規則および資本適正度規則の遵守をい つでも証明できることを要求される。管理会社はまた、(a)指定管理会社の場合には、少なくとも一般に 公正妥当と認められた会計原則に従う計算書が含まれている年次財務諸表を作成しなければならず、(b) すべての顧客勘定の残高総額の詳細を提供し、また、(c)クラスA規則に従う各スキームに関して計算さ れた関連する会計基準日現在の運用しているすべてのスキーム財産の総価額および資本適正度規則に定める 適切な財源要件が充足されていることを確認する監査人による証明付の財源明細書を含む監査人の報告書を 示さなければならない。監査済年次財務諸表の写しは、会計基準日後4か月以内に金融サービス委員会に提 供されなければならない。免許業者は、業務運営規則に基づき、有資格の監査人を任命し、有資格の監査人 が権能を与えられたことを金融サービス委員会に知らせなければならない。免許業者は、有資格の監査人を 変更した場合、その旨を変更の理由とともに、金融サービス委員会に対して直ちに書面により届け出なけれ ばならない。業務運営規則の規定に基づき、金融サービス委員会は、特定の文書の検査権を有する。金融 サービス委員会は、1987年法第27条により、管理会社に対し、質疑に応答し、情報を提供するために金融 サービス委員会に出頭することを要求し、また金融サービス委員会が合理的に指定する帳簿または書類の写 しを金融サービス委員会に提出しかつ金融サービス委員会がこれらを謄写することを要求する権限を有す る。

業務運営規則および資本適正度規則は、金融サービス委員会により特段の合意がなされない限り、1987年 法により免許されたすべての者に対して適用される。

7 会社型集団投資スキームの(任意および強制)清算

(a) 会社型スキーム

会社型スキームの清算は、2008年(ガーンジー)会社法(改訂済)(「会社法」)およびクラスB規則の両方に準拠する。当該会社の定款に定める特別規定に従い、会社型スキームは、会社法に基づき、以下の場合任意に解散され得る。

- (a)会社の存続期間として定める期間が終了した場合または会社を解散すると定款に定める事由(もしあれば)が発生し、会社の任意解散を要求する決議を会社が株主総会において可決した場合、
- (b) 会社の任意解散を要求する特別決議を会社が可決した場合。

普通決議とは、記録投票数の単純多数決で可決される決議であり、特別決議とは、()記録投票数の4分の3以上の多数決で可決され、()ガーンジー登記所の会社登記官(「登記官」)に30日以内に登録される決議である。

会社法に基づき、上述の任意解散を要求する普通決議はまた、ガーンジー登記所の登記官に30日以内に登録されなければならない。

会社法に基づき、以下の場合、会社は裁判所の命令により強制的に解散される。

- (1)会社が裁判所による解散を要求する特別決議を可決した場合。
- (2)会社が登録後1年以内にその業務を開始しない場合または1年間完全にその業務を停止した場合。
- (3)会社の株主数が不在となる場合(会社自体が金庫株を保有する場合における会社を除く。)。
- (4)会社がその債務の支払を行うことができず、会社がその債務につき支払不能とみなされる場合。即 ち、
 - (a) 当該会社が弁済期の到来した750スターリング・ポンドを上回る金額の債務を債権者に対し負い、当該債権者が(政府の弁護士を通じて)当該債務の支払を要求する正式の書面による請求

書を当該会社の登記上の事務所宛に送達し、かつ当該会社が当該請求書の送達後21日以内に当 該債務の支払を怠りまたは当該債権者が合理的に満足する担保付支払の提供を怠った場合。

- (b) 当該当社が支払能力検査に適合しない旨の裁判所の納得する証明がある場合。
- (5)会社が会社法第3部によるその名称の変更を要求する登記官の命令に従わなかった場合。
- (6)会社が計算書または報告書を株主に送付しなかった場合または会社法の定める期間内に年次株主総 会を開催しなかった場合。
- (7)裁判所が会社の解散を正当かつ公正であると判断する場合。

会社の強制解散申請書は、当該会社自体、当該会社の役員、株主、当該会社の一名以上の債権者またはそ の他の利害関係人によって裁判所に提出され、またかかる申請書に関し裁判所が行う命令は、当該申請書が 当該会社の債権者全員によって提出されたものとして当該債権者全員について適用される。

クラスB規則8.06に定める事由のうち、(b)項に記載する解散事由が発生した場合、会社型スキーム は、スキームの参加受益証券の設定および消却の停止を要求され、管理会社は、参加受益証券の販売および 買戻しの停止義務を負い、またスキームの認可が取り消された場合、当該会社の取締役は、当該会社の解散 決議を審議するため当該事由の発生後1か月以内に当該会社の臨時総会を招集しなければならない。同規則 8.06に定めるその他の状況においては、スキームは、その主要書類および適用法に従って解散されなければ ならない。

会社型スキームの受益者が当該会社の解散決議を可決した場合または裁判所が当該会社の解散命令を行っ た場合、清算人が任命され、当該会社は営業を停止しなければならず、当該会社の取締役は、当該会社のた めに行為する権限を有さず、当該会社を何ら拘束しない。当該会社の資産を換金し、債権者に支払を行いか つ受益者に対しその各々の権利に従って純資産を分配するのは清算人の義務である。

(b)ユニット・トラスト型スキーム

ユニット・トラスト型クラスBスキームの清算は、クラスB規則第8部にのみ準拠し、ユニット・トラス ト型スキームは下記の通り同規則8.06に定める事由が発生した場合に解散される。

- (a) スキームの認可が撤回された場合、またはアンブレラ・ファンドのサブ・ファンドについては、サ ブ・ファンドに個別の認可がある場合において、当該サブ・ファンドの認可が撤回されたとき、もし くはサブ・ファンドに個別の認可がない場合において、アンブレラ・ファンドの認可が他のサブ・ ファンドにのみ言及するものに変更されたとき(金融サービス委員会が特例として別途指示する場合 を除く)。
- (b) スキームが解散される旨の決議が受益者によって可決された場合。
- (c)スキームの満期を延期するとの特別決議の受益者による可決がない場合に当該満期日が到来した場合 には解散する旨スキーム説明書に規定がある場合。
- (d)スキーム財産の評価額が所定の期間(もしあれば)にわたってスキーム説明書に定める価額以下とな り、管理会社が当該スキームの解散を選択する場合には解散する旨スキーム説明書に規定がある場 合。

同規則8.02によりかかる事由が発生した場合、受託会社は、受益証券の設定および消却の停止を要 求され、管理会社は、受益証券の販売および償還の停止を要求され、さらに受託会社は、受託会社が スキーム資産の換金を可及的速かに行う旨定める同規則8.03に従い、当該認可スキームの解散を開始 しまた支払義務を負う一切の債務につき適切な支払または引当を行いかつ解散費用引当金を留保した 後、当該換金受取金を受益者に対しそのスキームに対する持分に応じ分配する義務を負う。ただし、 管理会社の指示があった場合または主要文書に定めがある場合、受託会社は、スキーム資産を換金す る代わりに、受益者の持分に応じた支払として、受益者間でこれを現物で分配するものとする。ス キームが再編または合併の一環として解散された場合、受託会社は決議または認可された再編もしく は合併の条件に従って、スキームを解散しなければならない。

ユニット・トラスト型スキームの場合、アンブレラ・ファンドのサブ・ファンドは、同規則8.02お よび8.03に従って解散される。

8 ガーンジーにおけるスキーム、管理会社および受益者に対する課税

(1)ファンド

会社型スキームかユニット・トラスト型スキームかを問わず、クラスBスキームは、ガーンジーの居住者とみなされ、1975年ガーンジー所得税法(改正済)および1989年ガーンジー所得税(免税機関)令(「政令」)(改訂済)に基づく所得税免除資格を有しかつ免税権を取得していない限り、ガーンジーの資産に投資を行わず、会社が税率0%の範囲外の規制された活動に従事しないことを前提として、利益に対して税率0%の所得税の納税義務を負う。ガーンジーに源泉を有する収入以外の収入についてガーンジーでの課税を免除されるファンドは、現在1,200英ポンドと定められているガーンジー州税務当局への年間納入金の支払に限定される。

政令の規定により納税免除資格を有する機関とは下記の通りである。

- (a)()ガーンジーに設立された投資信託に基づく受益者として公衆が資産の取得、保有、運用もしく は処分による利益または収益に参加する手段を提供する目的で作られた仕組み、またはかかる手段を 提供する効果のある仕組みであるユニット・トラスト型投資信託、および、()かかるユニット・ トラスト型投資信託の受益権を有する会社。
- (b)()ガーンジーにおいて登録された会社型投資信託で、その業務が専らまたは主として資産の取得、保有、運用または処分であり、またその目的がこれらによる利益または収益への公衆による参加の手段を提供することである会社投型資信託、および、()かかる会社型投資信託の完全子会社である会社。
- (c)()ガーンジー以外の場所に登録された会社型投資信託で、その業務が専らまたは主として資産の 取得、保有、運用または処分でありその設立書類にこれらによる利益または収益への公衆による参加 の手段についての定めがあるもの、および、()かかる会社の完全子会社である会社。

上記の(a)項、(b)項および(c)項に該当する機関の納税免除資格は、概して、当該機関がその業務に関わる経営上および事務上の業務サービスの提供についてガーンジーの居住者と契約を結んでいなければならないこと、また銀行預金または他の租税免除機関への投資を除き、ガーンジー内にある投資物件またはその他の資産を取得または保有してはならないことである。

所得税法についての税務当局からの一定の承認は、カテゴリー(b)および(c)に該当する会社型投資信託からの免除の条件に適用される。

ガーンジーでは、印紙税またはこれに類似する租税は、ユニット・トラスト型スキームについては 課せられない。

(2)管理会社

認可スキームの管理会社として行為する免許を受けるためには、管理会社はガーンジーに居住していなければならず、したがって、ガーンジーの資産に投資を行わず、会社が税率0%の範囲外の規制された活動に従事しないことを前提として、純利益に対して税率0%の所得税の納税義務を負う。

(3) 受益者

ガーンジーに居住していない受益者は、分配金または配当金についてはガーンジーにおける所得税の納税 義務を負わない。課税上の目的でガーンジー、オールダニーまたはヘルムに居住する受益者は、(上記 (a)項、(b)項および(c)項に該当する場合)非課税団体が支払う分配金について非課税団体による 税金控除の適用を受けないが、かかる非課税団体の管理事務代行会社は、居住者である受益者に対して支払 われた分配金の詳細を、ガーンジーの所得税に関わる責任者に提出する。受益証券の発行、換金、譲渡また は移転に関し、キャピタル・ゲイン税、富裕税、資本移転税、遺産税(検認手数料は除く)または相続税は ガーンジーにおいては課せられない。

受益者は、ファンドの受益証券の取得、保有および処分に関して生じる税金およびその他の問題について は、各自で専門家の助言を得るべきである。

第4【参考情報】

当該計算期間中、本ファンドは以下の書類を関東財務局長に提出している。

平成31年1月31日 有価証券報告書(第21期)/有価証券報告書の訂正報告書(第21期)

平成31年4月26日 半期報告書(第22期中)

第5【その他】

該当事項なし。

【別紙A】

ファンド概要

HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド - 米ドル・クラスおよびユーロ・クラス

1 投資目的

主として商品取引アドバイザーおよびマネージド・フューチャーズ戦略を利用する多くのヘッジ・ファンドへの選び抜かれた投資により総合的な収益の提供を目指す。ファンドは、「ファンド・オブ・ファンズ」である。

2 投資方針

インデックスに基づいて測定される、主として商品取引アドバイザーおよびマネージド・フューチャーズ戦略 を利用するヘッジ・ファンドへの投資に伴うリスクと同程度の利回り水準の提供を目指す。

いつでも、連結ベースでファンドの総資産額(銀行預金残高ならびに12か月満期を上限とする一覧払いまたは要求払いのレポ取引から生じる請求により構成される流動資産控除後。)の最低3分の2は、直接的または間接的に商品取引アドバイザーおよびマネージド・フューチャーズ戦略に投資される。

3 ハードルレート

米ドル・クラス 米ドル3か月物LIBORプラス3.5%(年率)(「インデックス」) ユーロ・クラス ユーロ3か月物LIBORプラス3.5%(年率)(「インデックス」)

4 ファンド概要

() 当初発行価格 : 米ドル・クラス 100.00米ドル

ユーロ・クラス 100.00ユーロ

()基準通貨 : 米ドル

()クラス証券の通貨 : クラス証券の名称中の通貨

()受益証券の形態 : 累積型

()分配方針 : すべての収益は、「ファンド内で再投資」される。

()取引日 : 受益証券の申込みの場合、毎暦月最終営業日の5営業日前の午後11時59分

(ガーンジー時間)までに申込みの指図が受領されなければならない(評価

時点は、当該暦月の最終営業日午後5時(ガーンジー時間))。

受益証券の買戻しの場合、前暦月最終営業日の5営業日の午後11時59分(ガーンジー時間)までに買戻しの指図が受領されなければならない(評価時点は、買戻しが行われる当該暦月最終営業日午後5時(ガーンジー時間))

()最低保有金額および取引単位:

米ドル・クラス 25,000米ドルまたは管理会社がその裁量で決定する金額 ユーロ・クラス 25,000ユーロまたは管理会社がその裁量で決定する金額

()決算日 : 毎年7月の最終営業日

()設立費用は、5,000米ドルまたはクラス証券の通貨で相当額を超えない。

()年間手数料:管理報酬料率1.65%、受託報酬0.10%、呼値スプレッド0%、成功報酬は、

インデックスの新規超過額の10%である。

5 投資制限

- (a) ファンドは、選び抜かれたマネジャーが運用する投資先ファンドの持分を直接取得するが、その場合、各投資先ファンドは、通貨、確定日払証券、エクイティ、先物、オプション、ワラントその他適切と思料される商品を含むが、これらに限定されない全種類の資産について相当の持分を保有する。
- (b) ファンドはまた、現金、現金等価物およびその他の短期金融商品を保有することができる。

- (c) 投資期間中に保有される、買戻しもしくは運営費用のために保有される、またはその他の方法により保有される現金は、いずれか一銀行に対するエクスポージャー総額がファンドの純資産総額の20%を超えないよう、承認銀行またはHSBCに預託される。ただし、この制限の適用により生じるエクスポージャーが一金融機関当たり500万米ドル相当額未満である場合は、この限りでない。
- (d) 各評価時点において、(a)ファンドの純資産総額の最低40%は、月次以上の頻度で取引される投資先ファンドにより保有され、(b)更に、ファンドの純資産総額の40%は、四半期次以上の頻度で取引される投資先ファンドにより保有されるものとし、加えて、(c)ファンドの純資産総額の20%以下は、四半期を超える低い頻度で取引される投資先ファンド(サイドポケット保有を含む。)により保有されるか、または、クローズドエンド型投資先ファンドの投資証券または持分となるが、かかる投資証券または持分が取引される確固たる市場は存在していない。
- (e) 為替ヘッジ:

HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド - 米ドルクラス: 受益証券クラスの参照通貨以外の通貨で表示された資産および負債は、関連する参照通貨にヘッジ・バックさせることもさせないこともできる。

その他すべての受益証券クラス:資産は、各受益証券クラスの参照通貨以外の通貨建てとすることができ、かかる通貨エクスポージャーは関連する参照通貨にヘッジ・バックされるものと予想される。かかる目的のためのヘッジは、先渡為替契約またはかかる契約に係るオプションによってまたは利用可能でかつ同一のもしくは類似の効果を有するその他のデリバティブ商品を用いて行われる。管理会社は、その絶対的な裁量により、通貨ヘッジに関する方針を変更する権利を有する。ヘッジにかかるすべてのコストは、該当する受益証券クラスの受益者が負担するが、ファンド全体の純資産総額に反映されることがあり、よって、かかる受益証券クラスおよびその他の受益証券クラスのパフォーマンスに反映されることもある。

- (f)管理会社または管理会社もしくは受託会社の関連会社が管理運用するミューチュアル・ファンドまたは投資シンジケートを通じて投資先ファンドに対する持分を取得する場合、管理会社は、報酬の二重取りを回避するため、当該持分について管理会社または当該関連会社に対して発生する報酬をすべてファンドに還元することを確保しなければならない。
- (g) ファンドは空売りを行ってはならない。ただし、ファンドが投資する投資先ファンドは空売りを実行することができる。

追加の投資制限

以下の投資制限がまた適用される。

- (a) ファンドは、単一の投資先ファンドが発行する証券の20%を超えて購入または保有してはならない。
- (b) 一投資先ファンドに対する投資は、ファンドの純資産総額の20%を超えてはならない。
- (c) ファンドは、主として他の投資先ファンドに投資する投資目的を有する投資先ファンドに投資してはならない。
- (d) ファンドは、同一の運用者により運用される投資ファンドに対して、ファンドの純資産総額の30%を超えて 投資してはならない。
- (e) ファンドは、()管理会社および/もしくは管理会社の関連会社により直接的もしくは間接的に運用される 投資先ファンドまたは()管理会社と関係を有する投資先ファンドに、ファンドの純資産総額の30%を超えて 投資してはならない。()項において、投資先ファンドがファンドおよび/または管理会社と次のような関連 を有する会社により運用される場合、管理会社と関係を有することになる。すなわち、(A)共通の経営もしく は支配を通じて関連する場合、または(B)資本もしくは議決権の10%を超えて保有することにより関連する場 合である。さらに、ファンドの純資産総額の30%を上限とする管理会社もしくはその関連会社により運用され る投資先ファンドまたは関係を有する投資先ファンドに対する投資は、以下の条件に従って行われる。
 - ()ファンドにより当該投資先ファンドに対して申込手数料または買戻手数料は支払われることがない。
 - () ユニ・フォリオ、管理会社または投資顧問会社が関係を有する当該投資先ファンドから「キック・ バック」を受け取ることができない。
 - ()管理会社に対する管理報酬からは、関係を有する当該投資先ファンドがその資産運用または投資について受領する管理報酬相当分が減額され、いかなる場合も0.25%を超えることはない。

- (f) ファンドは、ファンドの純資産総額の20%を超えて、受益証券または投資証券が証券取引所に上場されてお らず、公開の規制ある市場において取引されていないクローズド・エンド型投資先ファンドに投資してはなら ない。また、ファンドは、買戻義務を履行するための十分な流動性を維持できる方法で、投資先ファンドの ポートフォリオを運用することを常に確保するものとする。
- (g) ファンドは、無限責任を負うこととなる投資を行ってはならない。
- (h) ファンドは、ワラントその他のファンド受益証券の引受権を発行してはならない。
- (i)ファンドは、不動産を取得してはならない。
- (j) ファンドは、第三者(他のファンドを含む。)のために貸付けまたは保証を行ってはならない。
- (k) ファンドは、商品、骨董品または美術品に投資してはならず、またこれらに投資する目的を有する投資先 ファンドに投資してはならない。ただし、投資先ファンドは、例外的な状況で限られた期間において、物理的 な商品のポジションを取得せざるをえないことがある。
- (I) ファンドは、マネージド・アカウントに投資してはならない。ただし、「マネージド・アカウントを通じた 投資」の項目に定める方法による場合はこの限りでない。

日本証券業協会規則

日本証券業協会の規則の結果、以下の追加の投資制限が適用される。

- (a) 管理会社により運用されているすべてのファンドのために、いずれか一投資ターゲットの発行済株式総数の 50%および議決権総数の50%を超えて取得することはできない。この料率は、買付時点で計算することもまた は市場価格で計算することもできる。
- (b) ファンドの純資産総額の15%を超えて、即時に換金できない私募株式または非上場株式などの流動性のない 資産に投資することはできない。
- (c) 管理会社が、管理会社自身またはファンドの受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、ファンド の受益者の利益の保護に欠け、またはユニ・フォリオの資産の適切な運用を害する取引は禁止されている。
- 6 ヘッジおよびデリバティブ取引に関する制限

ファンドは、ヘッジのみの目的でデリバティブ取引を利用することができる。ファンドは、投機目的でデリバ ティブ商品に投資してはならない。ファンドがデリバティブを利用する場合、これらの取引を実効化するための 証拠金またはプレミアムの利用可能額は、ファンドの純資産総額の15%を超えてはならない。

7 借入制限

ファンドは、下記の場合、その純資産総額の合計25%までの借入れを行うことができる。

- a . 投資先ファンドの売買取引時の決裁日不一致のため生じる現金不足をカバーするために最長 1 か月間
- b. 受益者に対する買戻代金調達のために最長3か月間
- c. 為替ヘッジのために最長3か月間(関連通貨ヘッジのためにキャッシュフローを調達することを含む。)
- d.投資先ファンドへの追加投資を行う投資目的で、ファンドの純資産総額の最大10%

借入制限は、関連評価時点において受領した全ての申込みおよび買戻しを考慮したファンドの純資産総額を参照 して計算される。借入れおよび借入費用が発生した場合には、ファンド全体の純資産総額の計算において考慮さ れ、かかる計算に含まれることになる。

8 リスク要因とその開示

本書「第一部 ファンド情報、第1ファンドの状況、3 投資リスク、 リスク要因」の項をご参照下さい。 リスク要因とその開示に加えて、ファンドは、一般により大きな投資リスクを伴うものであり、投資経験を有 する投資家向けのものであることに留意すべきである。ファンドへの投資が、投資家の資産の大部分を形成する べきではない。

9 投資先ファンド

令和元年11月末日現在、純資産総額の10%を超えて投資する投資先ファンドは以下の通りである。

| 投資先ファンドの名称 | AHL (Cayman) SPC Evolution |
|------------|--|
| 運用の基本方針 | AHL (Cayman) SPCの投資目的は、中期的なキャピタル・ゲインを達成することである。 AHL (Cayman) SPCは、各クラス受益証券の発行により調達される資金をAHL (投資運用会社の投資部門)が実施および運用する単一の戦略または複数の補完的な戦略に対して直接的または間接的に配分することによって、各クラス受益証券に関する自己の投資目的を達成することを追求する。 |
| 投資対象 | Class A1 Evolution USD Sharesの発行から得られる収益は、様々な商品および株式または債務証券(投資運用会社またはその関連会社が運用し、AHLエボリューション・プログラムの一部を構成する、規制されているかもしくは規制されていない集団的投資スキームまたはその他のプールされた(一もしくは複数の)ビークルを含むが、これらに限定されない。)への投資を通じて、世界中の市場における非効率性を特定する洗練され、かつ、コンピュータ化されたプロセスを採用して運用されるAHLエボリューション・プログラムに充当される。 AHLエボリューション・プログラムは、先物、オプション、先渡契約、スワップ、現物債券、現物株およびその他の取引所内外の金融デリバティブを含みうる、多様な商品ポートフォリオに分散投資する。当該市場は、直接的または間接的にアクセスすることができ、株式、債券、通貨、クレジットおよびコモディティを含むが、これらに限定されない。 |
| 投資運用会社 | Man Investments Limitedの投資部門であるAHL |

| 投資先ファンドの名称 | Tewksbury Investment Fund Ltd. |
|------------|---|
| 運用の基本方針 | Tewksbury Investment Fund Ltd.は、広くかつ実質的に制限なく各種の金融商品の取引および投資を行い、広範な種々の市場環境および景気循環を通じ、優れたリスク調整済リターンを獲得することを目的とする。 |
| 投資対象 | ポートフォリオ・マネジャーは、定量分析に加えてファンダメンタルズなリサーチに基づき、広い範囲の有価証券、デリバティブおよびその他の資産のロングおよびショートのポジションを構築し、独自の投資戦略を実行する。投資対象、取引することのできる市場もしくは戦略またはそれらを実行するために利用される仕組みおよび投資ビークルに、実質的な制限は課されていない。 |
| 投資運用会社 | Stevens Capital Management LP |

| 投資先ファンドの名称 | Two Sigma Compass Enhanced Cayman Fund, Ltd |
|------------|---|
| 運用の基本方針 | Two Sigma Compass Enhanced Cayman Fund Ltdの投資目的は、独自のリスク・マネジメント手法および執行手法と組み合わされる複数の体系的なレバレッジ投資戦略の枠内で、主として世界中の先物取引および外国為替取引(直物および先渡)を活用することにより、米ドル建の絶対リターンを達成することである。 |
| 投資対象 | 統計に基づく(先物および外国通貨の)取引戦略およびこれに関連する条件付戦略、ファンダメンタル主導型の取引戦略、資金拠出者および市場心理に基づく取引戦略(Two Sigma PICSTM Programを含む。)、スプレッドに基づく取引戦略、ボラティリティ取引戦略ならびに混合型取引戦略。 |
| 投資運用会社 | Two Sigma Investments, LLC |

| 投資先ファンドの名称 | The Winton Fund Limited |
|------------|---|
| 運用の基本方針 | Winton Futures Fund Ltd.は、複合的な成長を通じた長期的な元本成長の達成を目指し、一定の投資制限のもと、分散投資戦略を追求する。 |
| 投資対象 | Winton Futures Fund Ltd.は、現在、100超の先物市場、1000超の株式、通貨先物取引および株式CFD取引等の関連取引に分散投資している。さらに、Winton Futures Fund Ltd.はキャッシュ・マネジメントの目的で、他の金融商品にも投資する。これらの商品は、主に、短期米国債で構成されることが見込まれるが、政府、企業または他の団体の債券を含むことがある。 |
| 投資顧問会社 | Winton Capital Management Limited |

| 投資先ファンドの名称 | Two Sigma Absolute Return Macro Enhanced Cayman Fund, Ltd. |
|------------|---|
| 運用の基本方針 | ポートフォリオ・マネージャーがファンドのために常に利用する、追求するまたは将来追求する取引戦略には、直接行うものも派生的に行うものも含め、様々な投資手法が含まれる。これらの投資手法には、統計重視型取引戦略および関係条件戦略、ファンダメンタル主導型取引戦略、寄与者重視型および市場心理重視型の取引戦略(Two Sigma PICSTM Programを含むが、これに限定されない。)、スプレッド重視型取引戦略、ボラティリティ取引戦略ならびに混合型取引戦略を含むが、これらに限定されない。これらはすべて、投資運用会社がその単独の裁量により決定する体系的分析および裁量的分析の組合せに基づくことがある。ファンドの投資は、上場有価証券または店頭有価証券(NASDAQ等)、デリバティブ取引、相対取引またはその他の金融契約を通じて、直接的または間接的に行われることがある。ファンドは、株式(ETFおよび米国預託証書を含む。)、先物、為替取引、デリバティブ、債券およびその他の金融商品を含む(これらに限定されない。)様々な商品を利用して投資を行う予定である。 |

投資対象

統計重視型取引戦略および関係条件戦略

統計重視型取引には、特に、日中、日次、週次およびより長期間の価格分析を伴う。かかる統計重視型取引戦略は、トレンド追随または平均回帰の性質により特徴付けられることもある。関係条件戦略は、これらに加えて、インプライド・ボラティリティおよび実現ボラティリティ、出来高、取組高、リスク選好的態度対リスク回避的態度の定量的測定ならびに有用となる可能性のあるその他の統計的分析も含むことがある。

ファンダメンタル主導型取引戦略

ファンダメンタル主導型取引戦略は、基礎的事項のデータ (マクロ経済統計、金利および需給変数を含むが、これらに限定されない。)、業界特有のデータおよび公表されている企業特有の情報に依拠する。

寄与者重視型および市場心理重視型の取引戦略

寄与者重視型および市場心理重視型の取引は、一般的な相場観に関して、本人または代理人により提出されるデータに基づく指標に依拠する。これには、Two Sigma PICSTM Programおよび/または投資運用会社が開発するその他のアルファ・キャプチャー・システムからのいわゆる強気および弱気の指標およびデータが含まれることがある。Two Sigma PICSTM Program(および投資運用会社が開発するその他のアルファ・キャプチャー・システム)は、投資運用会社が開発した戦略で、様々なテーマ(先物、為替、指標および投資運用会社が開発した戦略で、様々なテーマ(先物、為替、指標および場を含むが、これらに限定されない。)について、様々な情報源(投資運用会社の従業員ならびに選択されたテーマに関する第三者、トレーダー、アリストおよび専門家を含む。)から推奨およびその他の洞察(以下「インプット」という。)を定期的に入手し、インプットを投資予測に変換するものである。かかる予測は、その後、投資に係る指図を行うために、その他の投資手法による予測と併せて、投資運用会社のアルゴリズム・プログラムにおいて利用される。

スプレッド重視型取引戦略

スプレッド重視型取引は、ほぼ同時に、割安とされる商品についてロング・ポジションを取るとともに、割高とされる商品について相関するショート・ポジションを取ることにより、利益を得ることを目指す。かかるスプレッド重視型取引戦略は、単一市場(限月が異なる原油先物のロングおよびショート等)または関連市場(S&P指数先物のロングおよび日経指数先物のショート、または金先物のロングおよび金ETFのショート等)に基づくことがある。購入または空売りを行う商品は、テクニカル・シグナル、ファンダメンタル・シグナル、現在の市況および財政状況ならびに市場、地域または資産クラスにおける変化の促進要因の理解に基づいて決定される。

ボラティリティ取引戦略

ボラティリティ取引は、選択された商品のボラティリティを予測することで利益を得る(または予測することによりポートフォリオ・リスクを減らす)ことを目指し、通常、かかる商品の関連あるオプションおよび指数の取引、場合によっては、デルタ・ヘッジ等の方法(を含むが、これに限定されない。)による原商品に関するヘッジを含む。

混合型取引戦略

混合型取引は、複数の取引方法を一つの取引戦略に統合する(統計重視型の 指標をファンダメンタル主導型の指標と併せて利用するモデル等)。

投資運用会社

Two Sigma Investments, LLC

【別紙B】

定義

別途定義されていない本書中の用語は、文脈上必要な場合、信託証書において当該用語に付された意味を有するものとし、またこれを条件として、以下の用語および語句は下記の通りの意味を有する。

「累積型受益証券」 利益が再投資されるファンドの受益証券をいう。

「申込書」 ユニ・フォリオの受益証券を購入するために記入する申込書をいう。

「承認銀行」 管理会社が承認する銀行であって、HSBCグループのメンバーが取引相手

方の与信関連の承認を行うにあたり、自己の与信枠を決定する際に用い

る承認方法を採用している銀行をいう。

「基準通貨」 あるファンドの別紙A「ファンド概要」に記載する当該ファンドの基準

通貨をいう。

「借入れ」 承認銀行からのファンドの借入れをいう。

「借入費用」 借入れについて生じたすべての費用、手数料および経費をいう。

「借入制限」 あるファンドの別紙A「ファンド概要」に記載する当該ファンドに係る

借入れの制限をいう。

「営業日」 ガーンジーまたはロンドンにおいて、通常営業日として扱われる日をい

う。

「クラスB規則」 1987年法に基づき委員会により制定された2013年認可集団投資スキーム

(クラスB)規則をいう。

「委員会」 ガーンジー金融サービス委員会

戦略」

「転換社債アービトラージ

一部のヘッジ・ファンドが採用する投資戦略である。詳細については、 「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針

(1)投資方針-オルタナティブ投資」を参照のこと。

「取引日」 ファンドの別紙A「ファンド概要」に記載するファンドの取引日をい

う。

「ディストレスト証券」 一部のヘッジ・ファンドが採用する投資戦略である。詳細については、

「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針

(1)投資方針-オルタナティブ投資」を参照のこと。

「デュー・デリジェンス」

投資先ファンドのマネジャーの運用体制、リソース、リスク要因、顧客 サービス等を分析するため投資顧問会社により用いられる評価方法をい う。詳細については、「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状 況 2 投資方針 (1)投資方針 - ファンド・マネジャーの選択」を 参照のこと。

「適格投資家」

「適格投資家」の見出しのスキームの詳細を記載した項に記載された意 味をもつ。

「ユーロ」

単一の欧州通貨単位をいう。「ユーロ」および「€」は、同様に解釈され るべきである。

「債券アービトラージ戦略」 一部のヘッジ・ファンドが採用する投資戦略である。詳細については、 「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (1)投資方針-オルタナティブ投資」を参照のこと。

「ファンド」

ユニ・フォリオのサブ・ファンドをいい、信託証書に別段の記載がない 限り、当該サブ・ファンドのすべての受益証券クラスを含む。

「ファンドの特徴」

ファンドに関する特定の情報を記載したファンド概要中の項目をいう。

「ファンド証書」

ファンドの設定に関する管理会社と受託会社間の信託証書の補遺をい

う。

「ファンド概要」

ファンドに関する特定情報を記載した別紙A「ファンド概要」中の文節 を指す。

「為替ヘッジ」

参照通貨以外の通貨建ての資産および負債の為替エクスポージャーと受 益証券の参照通貨に対するエクスポージャーを(直接または間接に)交 換することで、当該エクスポージャーを管理することを目的とした、先 渡為替契約、通貨オプションまたはこれらに相当するデリバティブ商品 の利用をいう。

「グローバル・マクロ戦略」 一部のヘッジ・ファンドが採用する投資戦略である。詳細については、 「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (1)投資方針 - オルタナティブ投資」を参照のこと。

「ヘッジ・ファンド」

投資先ファンド・マネジャーが選択できる商品および戦略に関する高度 な柔軟性を主な特徴とするオルタナティブ投資をいう。ヘッジ・ファン ドはデリバティブ商品、空売りおよびレバレッジを頻繁に利用する。

「ハイ・ウォーターマーク」 成功報酬が、以前の損失が完全に回復された場合に将来の利益について のみ支払われることを確保するために設定された費用計算方法をいう。

「受益者」

受益証券の保有者をいう。

「HSBCグループ」

連合王国において設立された会社であるHSBCホールディングス・ピーエ ルシーの子会社または関連会社をいう。

「投資顧問会社」 HSBCオルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドをいう。

「投資戦略」 ヘッジ・ファンドにより用いられる資産運用方法をいう。

「1987年法」 1987年ガーンジー投資者保護法(改訂済)をいう。

「レバレッジ効果」
マーケット・エクスポージャーの引上げを目的とする金融商品資産の担

保差入れを含む投資戦略をいう。先物およびオプション等のデリバティ

ブの活用も、同様の効果を有する。

「ロング」 値上がりから利益を得る目的で金融資産を保有する投資家のポジション

をいう。

「ファンドの純資産総額」 「第一部 ファンド情報 第2 管理及び運営 4 資産管理等の概要

(1)資産の評価 純資産価格の決定」に従って計算されるファン

ドの純資産総額をいう。

「受益証券一口当たり純資

産価格」

「第一部 ファンド情報 第2 管理及び運営 4 資産管理等の概要 (1)資産の評価 純資産価格の決定」に従って計算される受益証

券一口当たり純資産価格をいう。

「実績期間」 当該暦年をいう。

「投資先ファンド」
ファンドが投資を行うまたは投資を行うことがある投資先ファンド(文

脈上認められる場合)をいう。

「参照通貨」 別紙A「ファンド概要」に記載する受益証券クラスの発行通貨をいう。

「信託財産」 信託証書に規定された意味を有する。

「ショート」 より低い価格で買い戻し、これにより値下がりから利益を得る目的で借

入資産を売却する投資家のポジションをいう。

「空売り」 より低い価格で買い戻し、これにより値下がりから利益を得ることを目

的とする借入資産の売却をいう。

「名義書換事務代行会社」 管理会社が受託会社の同意を得て名義書換に関する事務代行業務を委託

したHSBC セキュリティーズ・サービシーズ (アイルランド)ディーエー

シーをいう。

「信託証書」 「リパブリック・ユニ・フォリオ」(現在は「HSBCユニ・フォリオ」)

の名称でアンブレラ型ユニット・トラストを設立するための平成26年6

月26日に修正された平成11年7月23日付信託証書(随時改訂される。)

をいう。

「英国会計基準」 英国で一般に公認の会計原則、または「英国GAAP」をいう。

「英国RDR規則」

個人向け金融商品販売制度改革をいう。2012年12月31日に英国内で発効 した金融サービス機構による一連の消費者保護規則であり、金融行為監 督機構の規則およびガイダンスのハンドブックの一部を構成する。

「ユニ・フォリオ」

HSBC ユニ・フォリオをいう。

「受益証券」

ファンドの一単位の証券(端数受益証券を含む。)をいう。

「米国人」

本書の目的上、「米国人」は以下のものをいう。

- (a)米国の法律又は規制に基づいて米国の居住者とみなされる一切の自然人
- (b) 法主体で、
 - i 会社、パートナーシップ、有限責任会社またはその他の事業 体で、
 - (A) 当該法主体の非米国代理機関または支店を含む、米国連邦 または州の法律に基づいて設立または組織されたもの
 - (B) 設立または組織の所在にかかわらず、主にパッシブ運用 (米国外にその主たる営業所を有する非米国の法主体の従 業員、役員または主たる債務者のための、従業員給付制度 または厚生年金制度以外の、投資会社もしくは投資信託ま たは類似する法主体)のために組織され、
 - (i) 一または複数の米国人により、直接的または間接的に所有され、当該米国人(商品先物取引委員会規則4.7(a)に適格有資格者として定義されている場合を除く。)が、直接的または間接的に合計10%以上の受益権を有するもの
 - (ii) 米国人がジェネラル・パートナー、業務執行社 員、業務執行取締役または法主体の活動を管理す る権限を有する地位であるもの
 - (iii) 証券取引委員会に登録されていない有価証券に投 資することを主な目的として米国人によりまたは 米国人のために設立されたもの
 - (iv) その議決権持分または無議決権持分の50%超が直接的または間接的に米国人により保有されているもの

- (C) 米国に所在している非米国法主体の代理機関または支店で あるもの
- (D) 米国にその主たる営業所を有するもの
- ii 設立または組織の所在にかかわらず、米国連邦または州の法 律に基づいて設立または組織された信託であり、
 - (A) 一または複数の米国人が信託の一切の実質的な決定を管理 する権限を有するもの
 - (B) 信託管理事務またはその設立文書が一または複数の米国裁判所の監督に属するもの
 - (C)財産譲渡者、設立者、受託会社または信託に関する決定に 責任を有するその他の者が米国人であるもの
- iii その者が生存中に居住していた所在にかかわらず、死亡者の 遺産であり、その遺言執行者または財産管理人が米国人であ るもの
- (c)米国の法律に基づいて制定し、施行された従業員給付制度
- (d) 非米国もしくは米国ディーラーまたは他の受託者が、米国人(上記に定義)のためまたは米国人の勘定で保有している一切の、一任勘定、非一任勘定または類似の勘定(遺産または信託を除く。)

本定義の目的上、「米国」はアメリカ合衆国(州およびコロンビア特別区を含む。)、その領土、属領およびその管轄権に属する他の地域を意味する。ファンドにおける投資家の投資後に、当該投資家が米国人になった場合、当該投資家は、(i)ファンドにおいて追加の投資を行うことを制限され、(ii)可及的速やかに、その受益証券を強制的に買い戻される(適用される法律の要件に基づく。)。管理会社は、随時、上記の制限を放棄または変更することができる。

「評価時点」

評価等の数値化または計算を実施する日として指定された営業日をいう。

HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンドの受益者への独立監査人報告書

連結財務書類の監査に関する報告

我々の意見

我々は、連結財務書類が、FRS 102「英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準」(以下「FRS 102」という。)を含む英国会計基準に準拠して、2019年7月31日現在のHSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド(以下「トラスト」という。)およびその子会社(以下、総称して「ファンド」という。)の連結財政状態および同日に終了した年度における財務実績について真実かつ公正な概観を与えており、信託証書の規定に従って適正に作成されているものと認める。

我々が監査したもの

ファンドの連結財務書類は、以下の書類によって構成される。

- 2019年7月31日現在の連結貸借対照表
- 同日に終了した年度の連結総収益計算書
- ファンドの受益者に帰属する連結純資産変動計算書
- 重要な会計方針の概要を含む連結財務書類の注記

意見の根拠

我々は、国際監査基準(ISA)に従って監査を行った。これらの基準に基づく我々の責任の詳細を本報告書の「連結財務書類の監査についての監査人の責任」に記載する。

我々は、我々が入手した監査証拠が、我々の監査意見の基礎を提供するのに十分かつ適切であると判断している。

独立性

我々は、国際会計士倫理基準審議会(IESBA)の職業会計士倫理規程およびSECの独立性規則に従ってファンドから独立している。我々は、IESBAの職業会計士倫理規程に従ってその他の倫理的責任を果たしている。

その他の情報

管理会社は、その他の情報について責任を負う。その他の情報は、年次報告書および監査済連結財務書類に含まれるすべての情報によって構成される(ただし、連結財務書類およびそれに関する我々の監査報告書は含まない。)。

我々の連結財務書類についての意見は、その他の情報には及ばず、いかなる形態の確証の結論も表明しない。

さらに、我々の連結財務書類の監査に関連して、上記のその他の情報を確認することにより、その他の情報が連結財務書類または我々が監査において取得した情報と著しく矛盾するかまたはその他の情報に重大な虚偽記載が見られるかについて確認することは我々の責務である。実施された確認作業に基づき、その他の情報に虚偽記載があると判断した場合には、我々はこれを報告する義務がある。これにつき、我々から報告する事項はない。

連結財務書類に対する管理会社の責任

管理会社は、FRS 102を含む英国会計基準、ガーンジー法の要件および信託証書の規定に準拠して、真実かつ公正な概観を与える連結財務書類を作成し、また不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない連結財務書類の作成に必要であると管理会社が判断する内部統制について責任を負う。

連結財務書類の作成に当たり、管理会社は、ファンドを清算もしくは運営を停止しようとする場合またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、ファンドの継続企業としての存続能力を評価し、該当する場合には継続企業の前提に関する事項を開示し、継続企業の会計ベースを使用する責任を負う。

連結財務書類の監査についての監査人の責任

我々の目的は、連結財務書類全体に、不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽記載がないかどうかについて合理的な確証を得て、我々の意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な確証は高度な確証であるが、国際監査基準に従って行われた監査によって、重大な虚偽記載が存在する場合には必ずこれを特定できることまで保証するものではない。虚偽記載は、不正または誤謬によって発生することがあり、個別的にまたは総体的に見て、連結財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすと合理的に予想される場合には重大な虚偽記載とみなされる。

国際監査基準に基づく監査の一環として、我々は、一連の監査の過程で、専門家としての判断を下し、職業的懐疑心を維持した。我々はまた、以下の事項を行う。

不正によるか誤謬によるかを問わず、連結財務書類の重大な虚偽記載のリスクの特定および分析、それらの リスクに対応する監査手続の立案および実施、ならびに我々の監査意見の基礎を提供するのに十分かつ適切 である監査証拠の取得。不正による重大な虚偽記載を特定できないリスクは、不正が共謀、偽造、意図的な 省略、不当表示もしくは内部統制の無視が関係している場合があるため、誤謬によって生じた虚偽記載を特 定できないリスクより大きい。

状況に適合する監査手続を立案するため、監査に関する内部統制の把握。ただし、これはファンドの内部統制の有効性について意見を表明するものではない。

管理会社により採用された会計方針の適切性ならびに行われた会計上の見積りおよび関連する開示の合理性 についての評価。

管理会社が継続企業の会計ベースを使用することの適切性および入手した監査証拠に基づきファンドの継続企業としての存続能力に重要な疑義を生じさせるような事由または状況について、重大な不確実性が存在するかについての判断。我々が重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は、監査報告書において、連結財務書類における関連する開示情報に注意を払い、当該開示情報が不十分な場合は、我々の意見を改めることを要する。我々の結論は、監査報告書の日付までに取得した監査証拠に基づくものである。ただし、将来の出来事または状況によっては、ファンドが継続企業として存続することができない可能性がある。

開示情報を含む連結財務書類の全体の表示、構成および内容の評価ならびに連結財務書類において対象取引 および出来事が公正に表示されているかの評価。

連結財務書類についての意見を表明するためのファンド内の事業体または事業活動の財務情報に係る適切な 監査証拠の取得。我々は、ファンドの監査に対する指揮、監督および実施について責任を負う。我々は、監 査の意見についての全責任を負う。

我々は、監査の過程で特定した内部統制の重大な不備を含む監査の予定された範囲および時期ならびに重大な指摘事項について、ガバナンス責任者と意思疎通を図る。

その他の法規制上の要件に関する報告

意見を含む本報告書は、2013年認可集団投資スキーム(クラス B) 規則4.02(3)および信託証書に従い、全体としての受益者のためにのみ作成されており、その他の目的を有するものではない。我々が事前の同意書面により明示的に合意する場合を除き、我々は、本意見を表明するにあたり、その他いかなる目的においてもまたは本報告書を提示されたもしくは本報告書を入手したその他いかなる者に対しても責任を負うものではなく、引き受けるものでもない。

[署 名]

プライスウォーターハウスクーパース・シーアイ・エルエルピー

勅許会計士

チャネル諸島、ガーンジー、

日付:2019年11月19日

次へ

HSBC TRADING ADVANTEDGE FUND

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE UNITHOLDERS OF HSBC TRADING ADVANTEDGE FUND

REPORT ON THE AUDIT OF THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

Our opinion

In our opinion, the consolidated financial statements give a true and fair view of the consolidated financial position of HSBC Trading AdvantEdge Fund (the "Trust") and its subsidiary (together "the Fund") as at 31 July 2019, and of their consolidated financial performance for the year then ended in accordance with United Kingdom Accounting Standards, comprising FRS 102, "The Financial Reporting Standard applicable in the UK and Republic of Ireland" ("FRS 102") and have been properly prepared in accordance with the provisions of the Trust Deed.

What we have audited

The Fund's consolidated financial statements comprise:

the consolidated balance sheet as at 31 July 2019;

the consolidated statement of total return for the year then ended;

the consolidated statement of changes in net assets attributable to the unitholders of the Fund for the year then ended; and

the notes to the consolidated financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the consolidated financial statements* section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants ("IESBA Code") and with SEC Independence Rules. We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

Other information

The Manager is responsible for the other information. The other information comprises all the information included in the Annual Report and Audited Consolidated Financial Statements but does not include the consolidated financial statements and our auditor's report thereon.

Our opinion on the consolidated financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the consolidated financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the consolidated financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Manager for the Consolidated Financial Statements

EDINET提出書類

HSBCマネジメント(ガーンジー)リミテッド(E31085)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

The Manager is responsible for the preparation of the consolidated financial statements that give a true and fair view in accordance with United Kingdom Accounting Standards, comprising FRS 102, the requirements of Guernsey law, the provisions of the Trust Deed, and for such internal control as the Manager determines is

necessary to enable the preparation of consolidated financial statements that are free from material misstatement,

whether due to fraud or error.

In preparing the consolidated financial statements, the Manager is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters relating to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Manager either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

HSBC TRADING ADVANTEDGE FUND

Auditor's responsibilities for the audit of the Consolidated Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the consolidated financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these consolidated financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

Identify and assess the risks of material misstatement of the consolidated financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.

Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.

Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Manager.

Conclude on the appropriateness of the Manager's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the consolidated financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern.

Evaluate the overall presentation, structure and content of the consolidated financial statements, including the disclosures, and whether the consolidated financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

Obtain sufficient appropriate audit evidence regarding the financial information of the entities or business activities within the Fund to express an opinion on the consolidated financial statements. We are responsible for the direction, supervision and performance of the Fund audit. We remain solely responsible for our audit opinion.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on other legal and regulatory requirements

This report, including the opinion, has been prepared for and only for the Unitholders as a body in accordance with paragraph 4.02(3) of The Authorised Collective Investment Schemes (Class B) Rules 2013 and the Trust Deed and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

EDINET提出書類 HSBCマネジメント(ガーンジー)リミテッド(E31085) 有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

PricewaterhouseCoopers CI LLP Chartered Accountants Guernsey, Channel Islands

Date: 19 November 2019

()上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は管理会社が別途保管している。

次へ

HSBCマネジメント (ガーンジー) リミテッドの 株主への独立監査人報告書

財務書類の監査に関する報告

我々の意見

我々は、財務書類が、欧州連合が採用する国際財務報告基準に準拠して、2018年12月31日現在のHSBCマネジメント(ガーンジー)リミテッド(以下「当社」という。)の財政状態およびキャッシュ・フローならびに同日に終了した年度における財務実績について真実かつ公正な概観を与えており、2008年ガーンジー会社法、2000年ガーンジー管区フィデューシャリー、アドミニストレーション・ビジネスおよびカンパニー・ディレクター等法の規則ならびに1987年ガーンジー管区投資家保護法の規定に従って適正に作成されているものと認める。

我々が監査したもの

当社の財務書類は、以下の書類によって構成される。

- 2018年12月31日現在の貸借対照表
- 同日に終了した年度の損益計算書
- 同日に終了した年度の持分変動計算書
- 同日に終了した年度のキャッシュ・フロー計算書
- 重要な会計方針の概要を含む財務書類の注記

意見の根拠

我々は、国際監査基準(ISA)に従って監査を行った。これらの基準に基づく我々の責任の詳細を本報告書の「財務書類の監査についての監査人の責任」に記載する。

我々は、我々が入手した監査証拠が、我々の監査意見の基礎を提供するのに十分かつ適切であると判断している。

独立性

我々は、財務書類の監査に関係する国際会計士倫理基準審議会(IESBA)の職業会計士倫理規程およびSECの独立性ルールに従って当社から独立している。我々は、IESBAの職業会計士倫理規程に従ってその他の倫理的責任を果たしている。

その他の情報

取締役は、その他の情報について責任を負う。その他の情報は、年次報告書に含まれるすべての情報および財務 書類によって構成されるが、財務書類およびそれに関する我々の監査報告書は含まない。

我々の財務書類についての意見は、その他の情報には及ばず、いかなる形態の確信の結論も表明しない。

さらに、我々の財務書類の監査に関連して、上記のその他の情報を確認することにより、その他の情報が財務書類または我々が監査において取得した情報と著しく矛盾するかまたはその他の情報に重大な虚偽記載が見られるかについて確認することは我々の責務である。実施された確認作業に基づき、その他の情報に虚偽記載があると判断した場合には、我々はこれを報告する義務がある。これにつき、我々から報告する事項はない。

財務書類に対する取締役の責任

取締役は、欧州連合が採用する国際財務報告基準およびガーンジー法の要件に準拠して、真実かつ公正な概観を与える財務書類を作成し、また不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると、取締役が判断する内部統制について責任を負う。

財務書類の作成に当たり、取締役は、当社を清算もしくは運営を停止しようとする場合またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、当社の継続企業としての存続能力を評価し、該当する場合には継続企業の前提に関する事項を開示し、継続企業の会計ベースを使用する責任を負う。

財務書類の監査についての監査人の責任

我々の目的は、財務書類全体に、不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽記載がないかどうかについて 合理的な確証を得て、我々の意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な確証は高度な確証であるが、 国際監査基準に従って行われた監査によって、重大な虚偽記載が存在する場合には必ずこれを特定できることまで 保証するものではない。虚偽記載は、不正または誤謬によって発生することがあり、個別的にまたは総体的に見 て、財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に予想される場合には重大な虚偽記載とみなされる。

国際監査基準に基づく監査の一環として、我々は、一連の監査の過程で、専門家としての判断を下し、職業的懐 疑心を維持した。我々はまた、以下の事項を行う。

不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクの特定および分析、それらのリス クに対応する監査手続の立案および実施、ならびに我々の監査意見の基礎を提供するのに十分かつ適切であ る監査証拠の取得。不正による重大な虚偽記載を特定できないリスクは、不正が共謀、偽造、意図的な省 略、不当表示もしくは内部統制の無視が関係している場合があるため、誤謬によって生じた虚偽記載を特定 できないリスクより大きい。

状況に適合する監査手続を立案するため、監査に関する内部統制の把握。ただし、これは当社の内部統制の 有効性について意見を表明するものではない。

取締役により採用された会計方針の適切性ならびに行われた会計上の見積りおよび関連する開示の合理性に ついての評価。

取締役が継続企業の会計ベースを使用することの適切性および入手した監査証拠に基づき当社の継続企業と しての存続能力に重要な疑義を生じさせるような事由または状況について、重大な不確実性が存在するかに ついての判断。我々が重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は、監査報告書において、財務書類 における関連する開示情報に注意を払い、当該開示情報が不十分な場合は、我々の意見を改めることを要す る。我々の結論は、監査報告書の日付までに取得した監査証拠に基づくものである。ただし、将来の出来事 または状況によっては、当社が継続企業として存続することができない可能性がある。例えば、英国が欧州 連合から離脱する条件は不明確であり、当社および経済全般への潜在的な影響のすべてを評価することは困

開示情報を含む財務書類の全体の表示、構成および内容の評価ならびに財務書類において対象取引および出 来事の表示が公正表示されているかの評価。

我々は、監査の過程で特定した内部統制の重大な不備を含む監査の予定された範囲および時期ならびに重 大な指摘事項について、ガバナンス責任者と意思疎通を図る。

その他の法規制上の要件に関する報告

我々は、以下のいずれかに該当すると考えた場合、2008年ガーンジー会社法により報告を要求される。

- 監査のために必要と考えるすべての情報および説明を受けていない
- 適切な会計記録が保持されていない、または
- 財務書類が会計記録と整合していない。

我々がこの責任に起因して報告をすべき例外的事象はない。

さらに我々は、財源計算書を検討した。我々の意見では、2010年免許業者(資本適正度)規則第2.2.2条に規定 される財源要件を満たしている。

意見を含む本報告書は、2008年ガーンジー会社法第262条に従い、株主のためにのみ作成されており、その他の 目的を有するものではない。我々が事前の同意書面により明示的に合意する場合を除き、我々は、本意見を表明す るにあたり、その他いかなる目的においてもまたは本報告書を提示されたもしくは本報告書を入手したその他いか なる者に対しても責任を負うものではなく、引き受けるものでもない。

プライスウォーターハウスクーパース・シーアイ・エルエルピー

勅許会計士

チャネル諸島、ガーンジー、

日付:2019年3月27日

次へ

Report of the independent auditors to the members of HSBC Management (Guernsey) Limited

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of HSBC Management (Guernsey) Limited (the "Company") as at 31 December 2018, and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards as adopted by the European Union and have been properly prepared in accordance with the requirements of The Companies (Guernsey) Law, 2008, The Regulation of Fiduciaries, Administration Businesses and Company Directors, etc (Bailiwick of Guernsey) Law, 2000 and The Protection of Investors (Bailiwick of Guernsey) Law, 1987.

What we have audited

The Company's financial statements comprise:

the balance sheet as at 31 December 2018;

the income statement for the year then ended;

the statement of changes in equity for the year then ended;

the statement of cash flows for the year then ended; and

the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis of opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ('ISAs'). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants ("IESBA Code") and SEC Independence Rules that are relevant to our

audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

Other information

The directors are responsible for the other information. The other information comprises all the information included in the Annual Report and Financial Statements but does not include the financial statements and our auditor's report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the directors for the financial statements

The directors are responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with International Financial Reporting Standards as adopted by the European Union, the requirements of Guernsey law and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters relating to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgement and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement

resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.

Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.

Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.

Conclude on the appropriateness of the directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern. For example, the terms on which the United Kingdom may withdraw from the European Union, are not clear, and it is difficult to evaluate all of the potential implications on the Company and the wider economy.

Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on other legal and regulatory requirements

Under The Companies (Guernsey) Law, 2008 we are required to report to you if, in our opinion:

we have not received all the information and explanations we require for our audit;

proper accounting records have not been kept; or

the financial statements are not in agreement with the accounting records.

We have no exceptions to report arising from this responsibility.

Furthermore, we have examined the Statement of Financial Resources set out on page 19. In our opinion the financial statement resources requirement specified in Rule 2.2.2 of the Licensees (Capital adequacy) 2010 Rules has been satisfied.

This report, including the opinion, has been prepared for and only for the members as a body in accordance with Section 262 of The Companies (Guernsey) Law, 2008 and for no other purpose. We do not, in giving this opinion,

EDINET提出書類 H S B C マネジメント (ガーンジー) リミテッド(E31085)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

For and on behalf of

PricewaterhouseCoopers CI LLP

Chartered Accountants

Guernsey, Channel Islands

27 March 2019

^()上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は管理会社が別途保管している。